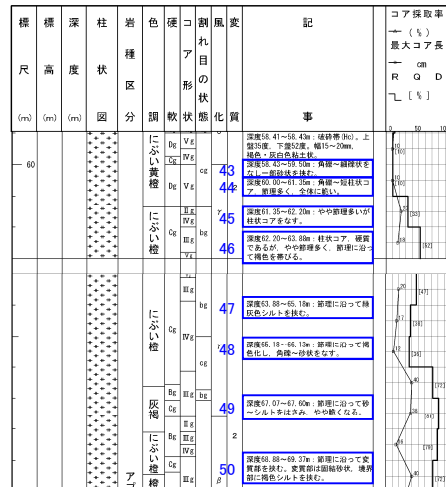


# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
43 58.43~59.50m ・割れ目が多く、岩片状~一部土砂状を呈する。
44 60.00~61.35m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
46 62.20~63.88m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
47 63.88~65.18m ・割れ目に沿って、シルトを挟む。
49 67.07~67.60m ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
43 58.43~59.50m ・割れ目が多く、岩片状~一部土砂状を呈する。
44 60.00~61.35m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
46 62.20~63.88m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
47 63.88~65.18m ・割れ目に沿って、シルトを挟む。
49 67.07~67.60m ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
43 58.43~59.50m ・割れ目が多く、岩片状~一部土砂状を呈する。
44 60.00~61.35m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
46 62.20~63.88m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
47 63.88~65.18m ・割れ目に沿って、シルトを挟む。
49 67.07~67.60m ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
43 58.43~59.50m ・割れ目が多く、岩片状~一部土砂状を呈する。
44 60.00~61.35m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
46 62.20~63.88m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
47 63.88~65.18m ・割れ目に沿って、シルトを挟む。
49 67.07~67.60m ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

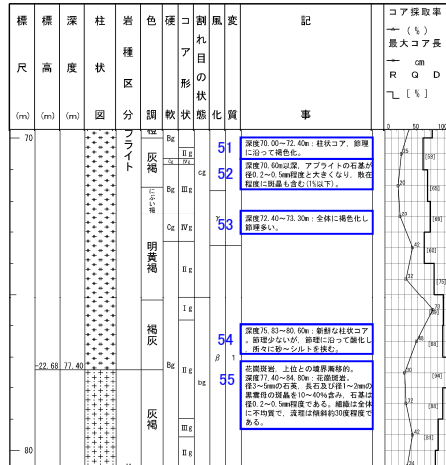
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
43 58.43~59.50m ・割れ目が多く、岩片状~一部土砂状を呈する。
44 60.00~61.35m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
46 62.20~63.88m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
47 63.88~65.18m ・割れ目に沿って、シルトを挟む。
49 67.07~67.60m ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
43	・“コア形状”欄に基づき岩片状、土砂状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
44	・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
45	・“柱状コア”との記載については、岩片状~短柱状コアの区間も多くみられる当該区間のコア状況を表現できていないため削除。	—	—	—	—
46	・“やや節理多く”との記載については、周囲の岩盤状況との比較によるものであり、当該区間のコア形状自体は良好であるため、“割れ目が少なく”と記載。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
47	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
48	・割れ目沿いに角礫~砂状を呈しているが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—	—
49	・脆弱化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
50	・割れ目沿いの局所的な変質については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—

# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
51	70.00~72.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
53	72.40~73.30m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
54	75.83~80.60m ・硬質・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。 ・割理に沿って、一部砂~シルトを挟む。
55	77.40~84.80m ・花崗閃岩である。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
51	70.00~72.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
53	72.40~73.30m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
54	75.83~80.60m ・硬質・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。 ・割理に沿って、一部砂~シルトを挟む。
55	77.40~84.80m ・花崗閃岩である。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
51	70.00~72.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
53	72.40~73.30m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
a	75.04~75.08m (f-13-3破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E89° Wである。
54	75.83~80.60m ・硬質・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。 ・割れ目に沿って、一部砂~シルトを挟む。
55	77.40~84.80m ・花崗閃岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
51	70.00~72.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
53	72.40~73.30m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
a	75.04~75.08m (f-13-3破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E89° Wである。
54	75.83~80.60m ・硬質・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。 ・割れ目に沿って、一部砂~シルトを挟む。
55	77.40~84.80m ・花崗閃岩である。

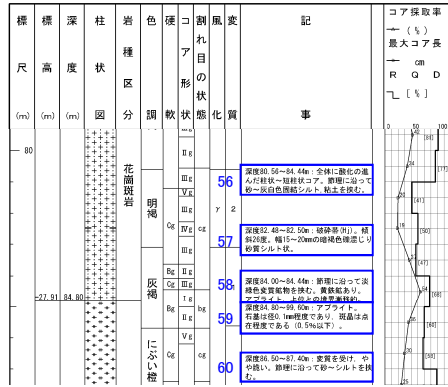
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
51	70.00~72.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。
53	72.40~73.30m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
a	75.04~75.08m (f-13-3破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E89° Wである。
54	75.83~80.60m ・硬質・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。 ・割れ目に沿って、一部砂~シルトを挟む。
55	77.40~84.80m ・花崗閃岩である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書 (H27.11)	申請書 (H27.11) ⇒ 審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22) ⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
51	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
52	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—	—	—
53	・“コア形状”欄に基づき岩片状~短柱状と記載。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
a	—	—	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-18頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断面岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断面岩(断面ガウジ、断面角礫、カタクレーサイト)を判断。断面ガウジを未固結粘土状部、断面角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
54	・“硬軟”の欄に基づき硬軟を記載。 ・“コア形状”欄に基づき長柱状と記載。 ・割れ目沿いの酸化については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
55	・下端境界の明瞭さについては記事No.59に基づき記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・流理については、補足的なものであるため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
56	80.56~84.44m ・割れ目に沿って、砂~シルト、粘土を挟む。
57	●82.48~82.50m ・破砕部である。 ・暗褐色の凝結シルト砂質シルト状を呈する。 ・走向・傾斜はN25° E61° Wである。 ・上層境界の傾斜は26°である。
58	84.00~99.60m ・アプタイトである。 ・上層境界、下層境界は漸移的である。
60	88.50~87.40m ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
56	80.56~84.44m ・割れ目に沿って、砂~シルト、粘土を挟む。
57	●82.48~82.50m ・破砕部である。 ・暗褐色の凝結シルト砂質シルト状を呈する。 ・走向・傾斜はN25° E61° Wである。 ・上層境界の傾斜は26°である。
59	84.00~99.60m ・アプタイトである。 ・上層境界、下層境界は漸移的である。
60	88.50~87.40m ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
56	80.56~84.44m ・割れ目に沿って、砂~シルト、粘土を挟む。
57	●82.48~82.50m(F-12-3破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E61° Wである。 ・上層境界の傾斜は26°である。
59	84.00~99.60m ・アプタイトである。
60	88.50~87.40m ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
56	80.56~84.44m ・割れ目に沿って、砂~シルト、粘土を挟む。
57	●82.48~82.50m(F-12-3破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E61° Wである。 ・上層境界の傾斜は26°である。
59	84.00~99.60m ・アプタイトである。
60	88.50~87.40m ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

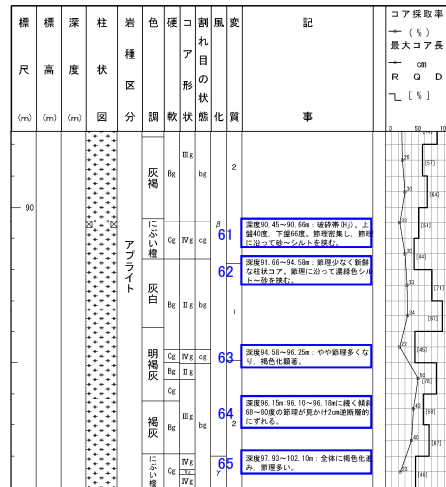
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
56	80.56~84.44m ・割れ目に沿って、砂~シルト、粘土を挟む。
57	●82.48~82.50m(F-12-3破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E61° Wである。 ・上層境界の傾斜は26°である。
59	84.00~99.60m ・アプタイトである。
60	88.50~87.40m ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
56	・割れ目の発達状況については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・酸化については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
57	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じた、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	変更なし	変更なし
58	・割れ目沿いの鉱物晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
59	・下端境界の明瞭さについては記事No.66に基づき記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60	・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
61
62

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
61
62

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
61
62

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
61
62

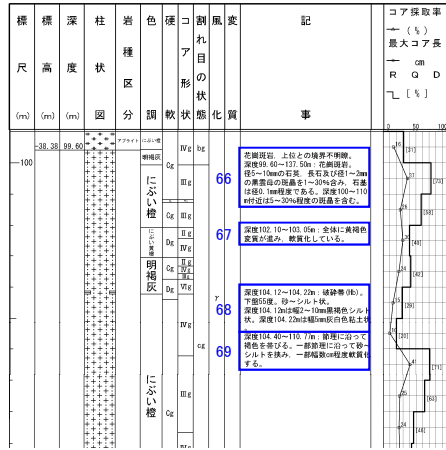
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
61
62

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
61	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	変更なし	変更なし
62	・“硬軟”欄に基づき硬軟を記載。 ・“コア形状”欄に基づき長柱状と記載。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
63	・割れ目の発達については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	—	—	—	—
64	・“節理が見かけ2cm逆断層的にずれる”と記載されているが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
65	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しており、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	—	—	—	—

# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	
66	99.60~137.50m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は不明瞭である。
67	102.10~103.05m ・変質が進み、軟質化している。
68	●104.12~104.22m ・破砕部である。 ・灰白色の粘土状~黒褐色のシルト状~明褐色の砂状~シルト状を呈する。 ・灰白色粘土~黒褐色シルト：累計厚15mm ・走向・傾斜はN4° W33° Wである。 ・下層境界の傾斜は55°である。
69	104.40~110.77m ・割れ目に沿って、一部砂~シルトを挟む。 ・幅±数mm程度軟質化することがある。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
66	99.60~137.50m ・花崗斑岩である。 ・上層境界、下端境界は不明瞭である。
67	102.10~103.05m ・変質が進み、軟質化している。
68	●104.12~104.22m ・破砕部である。 ・灰白色の粘土状~黒褐色のシルト状~明褐色の砂状~シルト状を呈する。 ・灰白色粘土~黒褐色シルト：累計厚15mm ・走向・傾斜はN4° W33° Wである。 ・下層境界の傾斜は55°である。
69	104.40~110.77m ・割れ目に沿って、一部砂~シルトを挟む。 ・幅±数mm程度軟質化することがある。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
66	99.60~137.50m ・花崗斑岩である。
67	102.10~103.05m ・変質が進み、軟質化している。
68	●104.12~104.22m(D=4破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・黄白色の未固結粘土状部：累計厚1.1cm ・走向・傾斜はN4° W33° Wである。 ・下層境界の傾斜は55°である。
69	104.40~110.77m ・割れ目に沿って、一部砂~シルトを挟む。 ・幅±数mm程度軟質化することがある。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
66	99.60~137.50m ・花崗斑岩である。
67	102.10~103.05m ・変質が進み、軟質化している。
68	●104.12~104.22m(D=4破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・黄白色の未固結粘土状部：累計厚1.1cm ・走向・傾斜はN4° W33° Wである。 ・下層境界の傾斜は55°である。
69	104.40~110.77m ・割れ目に沿って、一部砂~シルトを挟む。 ・幅±数mm程度軟質化することがある。

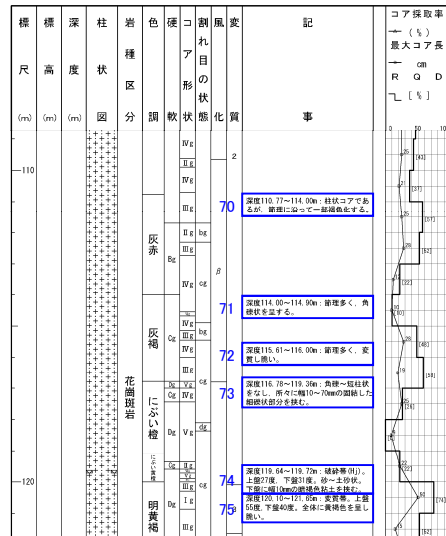
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
66	99.60~137.50m ・花崗斑岩である。
67	102.10~103.05m ・変質が進み、軟質化している。
68	●104.12~104.22m(D=4破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・黄白色の未固結粘土状部：累計厚1.1cm ・走向・傾斜はN4° W33° Wである。 ・下層境界の傾斜は55°である。
69	104.40~110.77m ・割れ目に沿って、一部砂~シルトを挟む。 ・幅±数mm程度軟質化することがある。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
66	・下端境界の明瞭さについては記事No.83に基づき記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
67	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
68	・砂状~シルト状の色調については、“色調”欄に基づき、明褐色と記載。 ・粘土~シルトの累計幅としては、それぞれの最大値の合計を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)	変更なし
69	・色調については、補足的なものであるため削除。 ・表現の見直し(cm→mm)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案 (平成27年11月)

記事	内容
71	114.00~114.90m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
73	116.78~119.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
74	●119.64~119.72m ・破砕部である。 ・黄褐色の粘土状~にぶい黄褐色の砂状~土砂状を呈する。 ・暗褐色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN37°E83°Wである。 ・上盤境界の傾斜は27°、下盤境界の傾斜は31°である。
75	120.10~121.65m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は40°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
71	114.00~114.90m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
73	116.78~119.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
74	●119.64~119.72m ・破砕部である。 ・暗褐色の粘土状~にぶい黄褐色の砂状~土砂状を呈する。 ・暗褐色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN37°E83°Wである。 ・上盤境界の傾斜は27°、下盤境界の傾斜は31°である。
75	120.10~121.65m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は40°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
71	114.00~114.90m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
73	116.78~119.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
74	●119.64~119.72m(f-12-6破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄褐色の固結塊状部からなる。 ・走向・傾斜はN37°E83°Wである。 ・上盤境界の傾斜は27°、下盤境界の傾斜は31°である。
75	120.10~121.65m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
71	114.00~114.90m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
73	116.78~119.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
74	●119.64~119.72m(f-12-6破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄褐色の固結塊状部からなる。 ・走向・傾斜はN37°E83°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は27°、下盤境界の傾斜は31°である。
75	120.10~121.65m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。

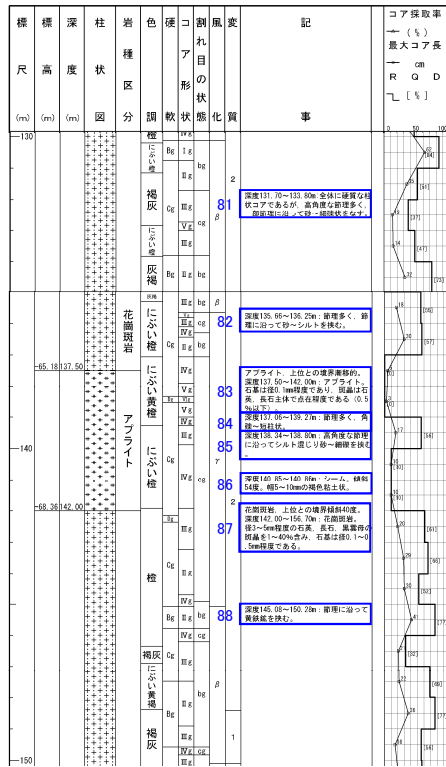
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
71	114.00~114.90m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
73	116.78~119.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
74	●119.64~119.72m(f-12-6破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄褐色の固結塊状部からなる。 ・走向・傾斜はN37°E83°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は27°、下盤境界の傾斜は31°である。
75	120.10~121.65m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
70	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	—	—	—	—
71	・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
72	・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—
73	・“コア形状”欄に基づき岩片状~短柱状と記載。 ・一部で細礫状部を挟在するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
74	・砂状~土砂状の色調については、“色調”欄に基づき、にぶい黄褐色と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし
75	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし



## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	記 事
81	131.70~133.80m ・高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って一部土砂状～岩片状を呈する。
82	135.66~136.25m ・割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。
83	137.50~142.00m ・アフライトである。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。
84	137.06~139.27m ・割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。
85	138.34~138.80m ・高角度の割れ目に沿って、シルト混じり砂～細粒を挟む。
87	142.00~156.70m ・花崗閃岩である。 ・上端境界の傾斜は40°である。
88	145.08~150.28m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。
B	147.60~149.50m ・硬質・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	記 事
81	131.70~133.80m ・高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って一部土砂状～岩片状を呈する。
82	135.66~136.25m ・割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。
83	137.50~142.00m ・アフライトである。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。
84	137.06~139.27m ・割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。
85	138.34~138.80m ・高角度の割れ目に沿って、シルト混じり砂～細粒を挟む。
87	142.00~156.70m ・花崗閃岩である。 ・上端境界の傾斜は40°である。
88	145.08~150.28m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。
B	147.60~149.50m ・硬質・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	記 事
81	131.70~133.80m ・高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って一部土砂状～岩片状を呈する。
82	135.66~136.25m ・割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。
83	137.50~142.00m ・アフライトである。
84	137.06~139.27m ・割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。
85	138.34~138.80m ・高角度の割れ目に沿って、シルト混じり砂～細粒を挟む。
87	142.00~156.70m ・花崗閃岩である。
88	145.08~150.28m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。
B	147.60~149.50m ・硬質・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	記 事
81	131.70~133.80m ・高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って一部土砂状～岩片状を呈する。
82	135.66~136.25m ・割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。
83	137.50~142.00m ・アフライトである。
84	137.06~139.27m ・割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。
85	138.34~138.80m ・高角度の割れ目に沿って、シルト混じり砂～細粒を挟む。
87	142.00~156.70m ・花崗閃岩である。
88	145.08~150.28m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。
B	147.60~149.50m ・硬質・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。

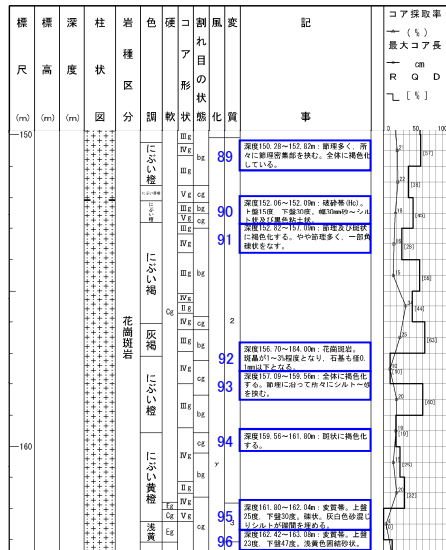
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	記 事
81	131.70~133.80m ・高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って一部土砂状～岩片状を呈する。
82	135.66~136.25m ・割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。
83	137.50~142.00m ・アフライトである。
84	137.06~139.27m ・割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。
85	138.34~138.80m ・高角度の割れ目に沿って、シルト混じり砂～細粒を挟む。
87	142.00~156.70m ・花崗閃岩である。
88	145.08~150.28m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。
B	147.60~149.50m ・硬質・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
81	・硬軟と割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・“コア形状”欄に基づき土砂状～岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
82	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
83	・下端境界の明瞭さについてはコア写真に基づき記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし
84	・“コア形状”欄に基づき岩片状～短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
85	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
86	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-79頁)。	—	—	—	—
87	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし
88	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
B	・RQD及び最大コア長の増大が認められ、かつ、硬質であることから、“硬軟”欄及び“風化”欄に基づき、硬質・新鮮と記載。 ・“コア形状”欄に基づき、柱状～長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし



## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	記事
89	150.28~152.82m ・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。 ・所々に割れ目密集部を挟む。
90	152.06~152.09m ・破碎部である。 ・黒色の粘土状~砂~シルト状を呈する。 ・黒色粘土・砂~シルト：累計厚30mm ・走向・傾斜はN40° E71° Wである。 ・上端境界の傾斜は15°、下端境界の傾斜は30°である。
92	156.70~184.00m ・花崗斑岩である。
93	157.09~159.56m ・割れ目に沿って、所々にシルト~砂を挟む。
95	161.80~162.04m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の礫状を呈し、灰白色の砂泥じりシルトが埋間を埋める。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は30°である。
96	162.42~163.09m ・変質している。 ・淡黄色の固結した砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は23°、下端境界の傾斜は47°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	記事
89	150.28~152.82m ・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。 ・所々に割れ目密集部を挟む。
90	152.06~152.09m ・破碎部である。 ・黒色の粘土状~砂~シルト状を呈する。 ・黒色粘土・砂~シルト：累計厚30mm ・走向・傾斜はN40° E71° Wである。 ・上端境界の傾斜は15°、下端境界の傾斜は30°である。
92	156.70~184.00m ・花崗斑岩である。
93	157.09~159.56m ・割れ目に沿って、所々にシルト~砂を挟む。
95	161.80~162.04m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の礫状を呈し、灰白色の砂泥じりシルトが埋間を埋める。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は30°である。
96	162.42~163.09m ・変質している。 ・淡黄色の固結した砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は23°、下端境界の傾斜は47°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	記事
89	150.28~152.82m ・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。 ・所々に割れ目密集部を挟む。
90	152.06~152.09m(F-12)破碎部 ・破碎部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN40° E71° Wである。 ・上端境界の傾斜は15°、下端境界の傾斜は30°である。
92	156.70~184.00m ・花崗斑岩である。
93	157.09~159.56m ・割れ目に沿って、所々にシルト~砂を挟む。
95	161.80~162.04m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の礫状を呈し、灰白色の砂泥じりシルトが埋間を埋める。
96	162.42~163.09m ・変質している。 ・淡黄色の固結した砂状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	記事
89	150.28~152.82m ・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。 ・所々に割れ目密集部を挟む。
90	152.06~152.09m(F-12)破碎部 ・破碎部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN40° E71° Wである。 ・上端境界の傾斜は15°、下端境界の傾斜は30°である。
92	156.70~184.00m ・花崗斑岩である。
93	157.09~159.56m ・割れ目に沿って、所々にシルト~砂を挟む。
95	161.80~162.04m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の礫状を呈し、灰白色の砂泥じりシルトが埋間を埋める。
96	162.42~163.09m ・変質している。 ・淡黄色の固結した砂状を呈する。

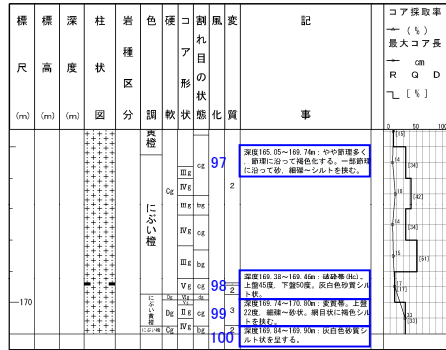
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	記事
89	150.28~152.82m ・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。 ・所々に割れ目密集部を挟む。
90	152.06~152.09m(F-12)破碎部 ・破碎部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN40° E71° Wである。 ・上端境界の傾斜は15°、下端境界の傾斜は30°である。
92	156.70~184.00m ・花崗斑岩である。
93	157.09~159.56m ・割れ目に沿って、所々にシルト~砂を挟む。
95	161.80~162.04m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の礫状を呈し、灰白色の砂泥じりシルトが埋間を埋める。
96	162.42~163.09m ・変質している。 ・淡黄色の固結した砂状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
89	・“コア形状”欄に基づき岩片状~柱状と記載。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
90	・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破碎帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし
91	・変色については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
92	(誤記)“岩種区分”欄に基づく深度区間172.87mと書くべきところを誤って184.00mと記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
93	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
94	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
95	・“色調”欄に基づきにぶい黄褐色と記載。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
96	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	内容
97	165.05~169.74m ・割れ目に沿って、一部砂、細礫～シルトを挟む。
98	●169.38~169.46m ・破砕部である。 ・灰白色の砂質シルト状を呈する。 ・灰白色砂質シルト：累計厚62mm ・走向・傾斜はN21° E84° Wである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は50°である。
99	169.74~170.80m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の細礫状～砂状を呈し、網目状に褐色シルトを挟む。 ・上層境界の傾斜は22°である。
100	169.84~169.90m ・灰白色の砂質シルト状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
97	165.05~169.74m ・割れ目に沿って、一部砂、細礫～シルトを挟む。
98	●169.38~169.46m ・破砕部である。 ・灰白色の砂質シルト状を呈する。 ・灰白色砂質シルト：累計厚62mm ・走向・傾斜はN21° E84° Wである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は50°である。
99	169.74~170.80m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の細礫状～砂状を呈し、網目状に褐色シルトを挟む。 ・上層境界の傾斜は22°である。
100	169.84~169.90m ・灰白色の砂質シルト状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
97	165.05~169.74m ・割れ目に沿って、一部砂、細礫～シルトを挟む。
98	●169.38~169.46m(f-12-8破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は6.20mである。 ・走向・傾斜はN21° E84° Wである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は50°である。
99	169.74~170.80m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の細礫状～砂状を呈し、網目状に褐色シルトを挟む。
100	169.84~169.90m ・灰白色の砂質シルト状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
97	165.05~169.74m ・割れ目に沿って、一部砂、細礫～シルトを挟む。
98	●169.38~169.46m(f-12-8破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は6.20mである。 ・走向・傾斜はN21° E84° Wである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は50°である。
99	169.74~170.80m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の細礫状～砂状を呈し、網目状に褐色シルトを挟む。
100	169.84~169.90m ・灰白色の砂質シルト状を呈する。

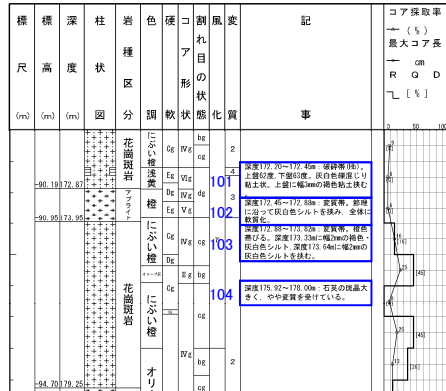
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
97	165.05~169.74m ・割れ目に沿って、一部砂、細礫～シルトを挟む。
98	●169.38~169.46m(f-12-8破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は6.20mである。 ・走向・傾斜はN21° E84° Wである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は50°である。
99	169.74~170.80m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の細礫状～砂状を呈し、網目状に褐色シルトを挟む。
100	169.84~169.90m ・灰白色の砂質シルト状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)	
97	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	
98	・砂質シルトの累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った再観察の結果に基づき62mmと記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
99	・“色調”欄に基づきにぶい黄褐色と記載。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	
100	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	

# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
101
102.
103
C
D

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
101
102.
103
C
D

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
101
102.
103
C

## 審査資料 (平成30年11月30日)

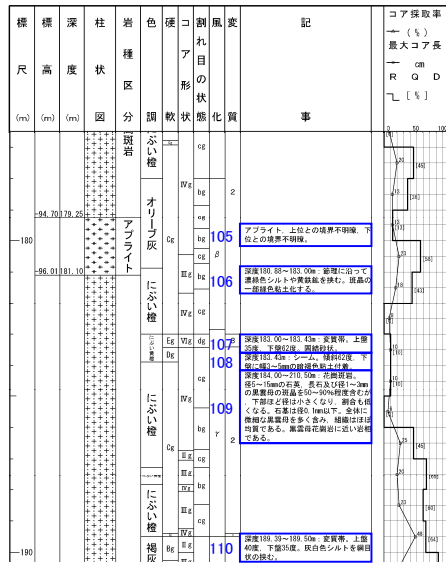
記事
101
102.
103
C

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
101
102.
103
C

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
101	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土状～礫質粘土状と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果を記載(測定不可)。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・表現の見直し(“ポアホールテレビでは、走向・傾斜は測定できない”との記載を削除)。</li> </ul>	変更なし	変更なし
102.103	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間を一括記載。</li> <li>・“色調”欄に基づき浅黄色～橙色と記載。</li> <li>・全体に系統的な配列のないシルトが認められるため、個々の幅の記載については削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
C	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
D	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	(誤記)花崗斑岩の深度区間に関する記事全体を誤って削除。	—	—
104	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。</li> </ul>	—	—	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
105 179.25~181.10m ・アブライトである。 ・上端境界、下端境界は不明瞭である。
106 180.88~183.00m ・割れ目に沿って、シルト、黄鉄鉱を挟む。 ・斑晶の一部は、緑色粘土化している。
E 181.10~250.00m ・花崗斑岩である。
107 183.00~183.43m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の固結した砂状を呈する。下端境界に幅3~5mmの暗褐色粘土を挟む。
108 184.00~250.00m ・上端境界の傾斜は35°、下端境界の傾斜は62°である。
110 189.39~189.50m ・変質している。 ・灰白色シルトが網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は35°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
105 179.25~181.10m ・アブライトである。 ・上端境界、下端境界は不明瞭である。
106 180.88~183.00m ・割れ目に沿って、シルト、黄鉄鉱を挟む。 ・斑晶の一部は、緑色粘土化している。
E 181.10~250.00m ・花崗斑岩である。
107 183.00~183.43m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の固結した砂状を呈する。下端境界に幅3~5mmの暗褐色粘土を挟む。
108 184.00~250.00m ・上端境界の傾斜は35°、下端境界の傾斜は62°である。
110 189.39~189.50m ・変質している。 ・灰白色シルトが網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は35°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
105 179.25~181.10m ・アブライトである。
106 180.88~183.00m ・割れ目に沿って、シルト、黄鉄鉱を挟む。 ・斑晶の一部は、緑色粘土化している。
107 183.00~183.43m ・変質している。
108 184.00~250.00m ・花崗斑岩である。
110 189.39~189.50m ・変質している。 ・灰白色シルトが網目状に分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

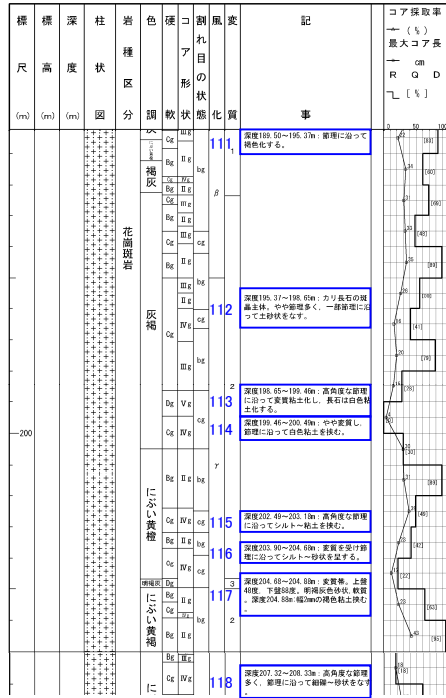
記事
105 179.25~181.10m ・アブライトである。
106 180.88~183.00m ・割れ目に沿って、シルト、黄鉄鉱を挟む。 ・斑晶の一部は、緑色粘土化している。
107 183.00~183.43m ・変質している。
108 184.00~250.00m ・花崗斑岩である。
110 189.39~189.50m ・変質している。 ・灰白色シルトが網目状に分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
105 179.25~181.10m ・アブライトである。
106 180.88~183.00m ・割れ目に沿って、シルト、黄鉄鉱を挟む。 ・斑晶の一部は、緑色粘土化している。
107 183.00~183.43m ・変質している。
108 184.00~250.00m ・花崗斑岩である。
110 189.39~189.50m ・変質している。 ・灰白色シルトが網目状に分布する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
105	・柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
106	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
E,109	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	(誤記)181.10~250.00mと書くべきところを誤って184.00~250.00mと記載。	変更なし	変更なし
107,108	・“色調”欄に基づき、にぶい黄褐色と記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-80頁)。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
110	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
113 198.65~199.46m ・高角度の割れ目に沿って、変質・粘土化している。 ・長石は白色粘土化している。
114 199.46~200.49m ・割れ目に沿って、白色粘土を挟む。
115 202.49~203.18m ・高角度の割れ目に沿って、シルト～粘土を挟む。
116 203.90~204.68m ・割れ目に沿って、シルト～砂状を呈する。
117 204.68~204.88m ・変質している。 ・明褐色の砂状を呈し、軟質化している。 ・下境界に幅2mmの褐色粘土を挟む。 ・上境界の傾斜は45°、下境界の傾斜は88°である。
118 207.32~208.33m ・高角度の割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
113 198.65~199.46m ・高角度の割れ目に沿って、変質・粘土化している。 ・長石は白色粘土化している。
114 199.46~200.49m ・割れ目に沿って、白色粘土を挟む。
115 202.49~203.18m ・高角度の割れ目に沿って、シルト～粘土を挟む。
116 203.90~204.68m ・割れ目に沿って、シルト～砂状を呈する。
117 204.68~204.88m ・変質している。 ・明褐色の砂状を呈し、軟質化している。 ・下境界に幅2mmの褐色粘土を挟む。 ・上境界の傾斜は45°、下境界の傾斜は88°である。
118 207.32~208.33m ・高角度の割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
113 198.65~199.46m ・高角度の割れ目に沿って、変質・粘土化している。 ・長石は白色粘土化している。
114 199.46~200.49m ・割れ目に沿って、白色粘土を挟む。
115 202.49~203.18m ・高角度の割れ目に沿って、シルト～粘土を挟む。
116 203.90~204.68m ・割れ目に沿って、シルト～砂状を呈する。
117 204.68~204.88m ・変質している。 ・明褐色の砂状を呈し、軟質化している。 ・下境界に幅2mmの褐色粘土を挟む。 ・上境界の傾斜は45°、下境界の傾斜は88°である。
118 207.32~208.33m ・高角度の割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
113 198.65~199.46m ・高角度の割れ目に沿って、変質・粘土化している。 ・長石は白色粘土化している。
114 199.46~200.49m ・割れ目に沿って、白色粘土を挟む。
115 202.49~203.18m ・高角度の割れ目に沿って、シルト～粘土を挟む。
116 203.90~204.68m ・割れ目に沿って、シルト～砂状を呈する。
117 204.68~204.88m ・変質している。 ・明褐色の砂状を呈し、軟質化している。 ・下境界に幅2mmの褐色粘土を挟む。 ・上境界の傾斜は45°、下境界の傾斜は88°である。
118 207.32~208.33m ・高角度の割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。

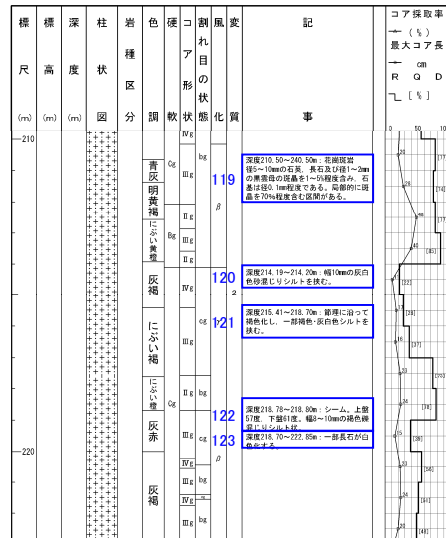
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
113 198.65~199.46m ・高角度の割れ目に沿って、変質・粘土化している。 ・長石は白色粘土化している。
114 199.46~200.49m ・割れ目に沿って、白色粘土を挟む。
115 202.49~203.18m ・高角度の割れ目に沿って、シルト～粘土を挟む。
116 203.90~204.68m ・割れ目に沿って、シルト～砂状を呈する。
117 204.68~204.88m ・変質している。 ・明褐色の砂状を呈し、軟質化している。 ・下境界に幅2mmの褐色粘土を挟む。 ・上境界の傾斜は45°、下境界の傾斜は88°である。
118 207.32~208.33m ・高角度の割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
111	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
112	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・一部割れ目沿いで土砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—	—
113	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
114	・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
115	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
116	・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
117	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
118	・“コア形状”欄に基づき岩片状～短柱状と記載。 ・一部で割れ目沿いに細礫～砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
121 215.41~218.70m ・割れ目に沿って、一部褐色・灰白色シルトを挟む。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
121 215.41~218.70m ・割れ目に沿って、一部褐色・灰白色シルトを挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
121 215.41~218.70m ・割れ目に沿って、一部褐色・灰白色シルトを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
121 215.41~218.70m ・割れ目に沿って、一部褐色・灰白色シルトを挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
121 215.41~218.70m ・割れ目に沿って、一部褐色・灰白色シルトを挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
119	・花崗斑岩の深度区間については、記事Eで記載しているため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—	—	—
120	・一部に砂混じりシルトを挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—	—	—
121	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
122	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-81頁)。	—	—	—	—
123	・長石の白色化については、風化・変質に関する補足的なものであることから削除。	—	—	—	—

# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)

標高	幅	柱状	岩色	色調	硬さ	割れ目	風化	記
尺	高	深	種	別	度	区	分	事
(m)	(m)	(m)	目	調		別	調	
			別	分		調	別	
			別	分		調	別	
			別	分		調	別	
			別	分		調	別	

220

コア採取率  
(%)

最大コア長  
— cm  
— R Q D  
L (%)

事  
220.75~222.88m:一部れ目が白色化する。

222.85~222.88m:破砕帯(塊状)傾斜55度、幅23cm。褐色粘土~黄褐色砂質粘土。走向・傾斜はN14° E85° Wである。

222.88~223.67m:褐色粘土~黄褐色砂質シルト:累計厚23mm。走向・傾斜はN14° E85° Wである。上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は55°である。

223.67~225.08m(D-6破砕帯)破砕部である。緑灰色の粘土状~灰白色の硬直じりシルト質砂状を呈する。緑灰色粘土:累計厚10mm。ポアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。上盤境界の傾斜は38°、下盤境界の傾斜は38°である。

225.08~225.53m:割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

225.53~228.53m:割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

## 設置許可申請書案

記事	記事
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	記事
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	記事
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	記事
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	記事
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
124	・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 "傾斜55度"との記載については、見かけの傾斜を示しており、上端境界と下端境界で同様の傾斜であることから、「上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は55°」と記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断面岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察による上端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(境界が直線的ではないため削除)。	・カタクレーサイト中に挟むフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟むもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし
125,126	・割れ目の多い区間を一括記載。 ・"コア形状"欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
127,128	・破砕帯名を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果を記載(測定不可)。 ・"半固結"との記載については、破砕部の固結度を統一的に記載しているわけではないため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断面岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・表現の見直し("ポアホールテレビでは、走向・傾斜は測定できない")との記載を削除。	変更なし	変更なし
129	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事
●228.53~228.79m ・破砕部である。 ・灰白~灰褐色の砂質シルト状~粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色砂質シルト：累計厚15mm ・ポアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上盤境界の傾斜は38°、下盤境界の傾斜は35°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
●228.53~228.79m ・破砕部である。 ・灰白~灰褐色の砂質シルト状~粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色砂質シルト：累計厚15mm ・ポアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上盤境界の傾斜は36°、下盤境界の傾斜は38°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
●228.53~228.79m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・上層境界の傾斜は38°、下層境界の傾斜は35°である。
●230.00~230.07m(F-1-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・淡緑灰色の固結礫状部からなる。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
●228.53~228.79m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・上層境界の傾斜は38°、下層境界の傾斜は35°である。
●230.00~230.07m(F-1-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・淡緑灰色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

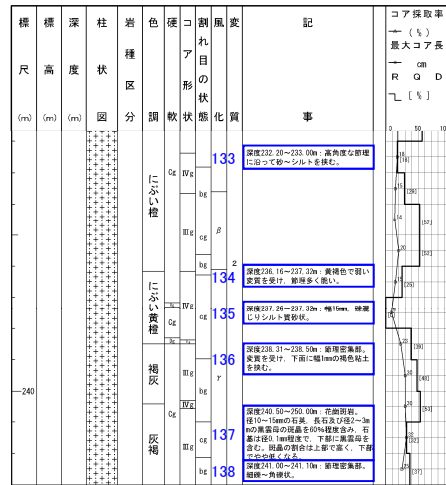
記事
●228.53~228.79m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・上層境界の傾斜は38°、下層境界の傾斜は35°である。
●230.00~230.07m(F-1-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・淡緑灰色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
130,131	・“石英粒子混じり”との記載については、補足的なものであるため削除。 ・“岩片を残す網目状”との記載については、報告書から申請書提出までの間に行った再観察の結果に基づき、粘土混じり礫状と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果を記載(測定不可)。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・破砕区分Hbの砂質シルト状と網目状破砕部の幅については、破砕区分Hcの累計幅を記載することとしているため削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・表現の見直し(“ポアホールテレビでは、走向・傾斜は測定できない”との記載を削除)。	変更なし	変更なし
132	・砂質シルト状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4補足4-19頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし



# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案

記事	
133	232.20~233.00m ・高角度の割れ目に沿って、砂〜シルトを挟む。
136	238.31~238.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
133	232.20~233.00m ・高角度の割れ目に沿って、砂〜シルトを挟む。
136	238.31~238.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
133	232.20~233.00m ・高角度の割れ目に沿って、砂〜シルトを挟む。
136	238.31~238.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
133	232.20~233.00m ・高角度の割れ目に沿って、砂〜シルトを挟む。
136	238.31~238.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
133	232.20~233.00m ・高角度の割れ目に沿って、砂〜シルトを挟む。
136	238.31~238.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
133	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
134	・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—
135	・礫混じりシルト質砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
136	・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
137	・花崗斑岩の深度区間については、記事Eで示しているため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—	—	—
138	・細礫〜角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—	—

# H19-No.12

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書案 (平成27年11月)

記事
244.94~245.09m ・変質している。 ・灰褐色の岩片混じり砂質シルト状を呈する。灰白~黒褐色粘土を挟む。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は51°である。
●247.57~247.64m ・破砕部である。 ・灰褐色のシルト混じり礫状を呈する。幅1~5mmの灰白色砂質シルトを顕目状に挟む。 ・ポアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上盤境界の傾斜は41°、下盤境界の傾斜は47°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
244.94~245.09m ・変質している。 ・灰褐色の岩片混じり砂質シルト状を呈する。灰白~黒褐色粘土を挟む。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は51°である。
●247.57~247.64m ・破砕部である。 ・灰褐色のシルト混じり礫状を呈する。幅1~5mmの灰白色砂質シルトを顕目状に挟む。 ・ポアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上盤境界の傾斜は41°、下盤境界の傾斜は47°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
244.94~245.09m ・変質している。 ・灰褐色の岩片混じり砂質シルト状を呈する。 ・灰白~黒褐色粘土を挟む。
●247.57~247.64m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・灰褐色の固結礫状からなる。 ・上盤境界の傾斜は41°、下盤境界の傾斜は47°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
244.94~245.09m ・変質している。 ・灰褐色の岩片混じり砂質シルト状を呈する。 ・灰白~黒褐色粘土を挟む。
●247.57~247.64m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・灰褐色の固結礫状からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は41°、下盤境界の傾斜は47°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
244.94~245.09m ・変質している。 ・灰褐色の岩片混じり砂質シルト状を呈する。 ・灰白~黒褐色粘土を挟む。
●247.57~247.64m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・灰褐色の固結礫状からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は41°、下盤境界の傾斜は47°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
139	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-82頁)。	—	—	—	—
140	・表現の見直し(岩片や石英粒子を残す→岩片混じり)。 ・“色調”欄に基づき灰褐色と記載。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
141	・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—
142	・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、シルト混じり礫状と記載。 ・色調については、“色調”欄に基づき灰褐色と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果を記載(測定不可)。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・表現の見直し(“ポアホールテレビでは、走向・傾斜は測定できない”との記載を削除)。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし
143	・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—

**H24-B11-2**

余白

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記事	
1	0.00~5.00m ・埋土である。
8	5.00~7.59m ・礫混じり砂である。
9	7.59~13.92m ・砂である。 ・中粒~粗粒砂が主体である。

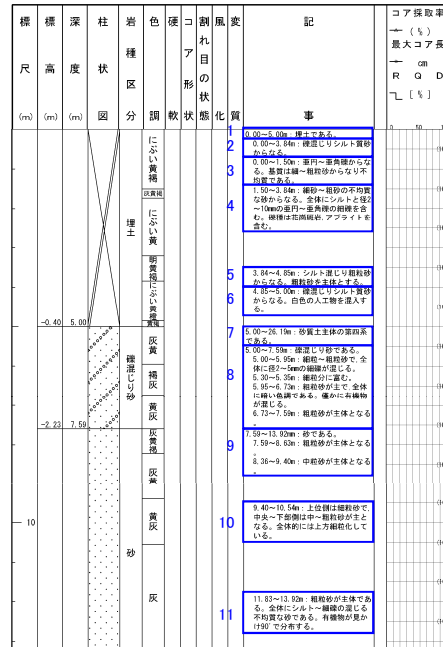
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
1	0.00~5.00m ・埋土である。
8	5.00~7.59m ・礫混じり砂である。
9	7.59~13.92m ・砂である。 ・中粒~粗粒砂が主体である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
1	0.00~5.00m ・埋土である。
8	5.00~7.59m ・礫混じり砂である。
9	7.59~13.92m ・砂である。 ・中粒~粗粒砂が主体である。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~5.00m ・埋土である。
8	5.00~7.59m ・礫混じり砂である。
9	7.59~13.92m ・砂である。 ・中粒~粗粒砂が主体である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~5.00m ・埋土である。
8	5.00~7.59m ・礫混じり砂である。
9	7.59~13.92m ・砂である。 ・中粒~粗粒砂が主体である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1~6	変更なし	変更なし	・埋土の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分については追記せず。	変更なし
7	—	—	・堆積物区間について、土質構成や年代を一括記載。	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしており、土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	—
8	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその細分、構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・堆積物区間については、柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については追記せず。	変更なし
9~11	変更なし	変更なし	・砂の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・堆積物区間については、柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については追記せず。 ・主体的な構成粒子として中粒~粗粒砂を記載。	変更なし

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記事	
12	13.92~14.94m ・雑溜り砂である。 ・細礫の混る粗粒砂が主体である。
13	14.94~17.04m ・砂である。 ・粗粒砂が主体である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
12	13.92~14.94m ・雑溜り砂である。 ・細礫の混る粗粒砂が主体である。
13	14.94~17.04m ・砂である。 ・粗粒砂が主体である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
12	13.92~14.94m ・雑溜り砂である。 ・細礫の混る粗粒砂が主体である。
13	14.94~17.04m ・砂である。 ・粗粒砂が主体である。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬	コ	割	風	変	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	軟	状	化	質			事	(%)
		-6.70	13.92								12	13.92~14.94m: 雑溜り砂である。細礫の混る粗粒砂が主体で、シルトをわずかに混入する。また有機物を含む。
		-7.49	14.94								13	14.94~17.04m: 砂である。粗粒砂が多くなる。全層に細粒砂と粗粒砂を混む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
12	13.92~14.94m ・雑溜り砂である。 ・細礫の混る粗粒砂が主体である。
13	14.94~17.04m ・砂である。 ・粗粒砂が主体である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
12	13.92~14.94m ・雑溜り砂である。 ・細礫の混る粗粒砂が主体である。
13	14.94~17.04m ・砂である。 ・粗粒砂が主体である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその細分、構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・堆積物区間については、柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については追記せず。 ・シルトや有機物については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
13	変更なし	変更なし	・砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・細粒砂と細礫については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記事	
14	17.04~18.73m ・ 礫混じり砂である。 ・ 粗粒砂が主体である。 ・ 有機物を少量含む。
15	18.73~19.05m ・ 礫質砂である。
16	19.05~22.69m ・ 有機質土混じり砂である。
18	22.69~25.13m ・ シルト・礫混じり砂、砂礫互層である。 ・ 中粒砂が主体で、径10~50mmの亜角~亜円礫を40~60%含む。
19	25.13~26.19m ・ 礫混じりシルト質砂である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
14	17.04~18.73m ・ 礫混じり砂である。 ・ 粗粒砂が主体である。 ・ 有機物を少量含む。
15	18.73~19.05m ・ 礫質砂である。
16	19.05~22.69m ・ 有機質土混じり砂である。
18	22.69~25.13m ・ シルト・礫混じり砂、砂礫互層である。 ・ 中粒砂が主体で、径10~50mmの亜角~亜円礫を40~60%含む。
19	25.13~26.19m ・ 礫混じりシルト質砂である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
14	17.04~18.73m ・ 礫混じり砂である。 ・ 粗粒砂が主体である。 ・ 有機物を少量含む。
15	18.73~19.05m ・ 礫質砂である。
16	19.05~22.69m ・ 有機質土混じり砂である。
18	22.69~25.13m ・ シルト・礫混じり砂、砂礫互層である。 ・ 中粒砂が主体で、径10~50mmの亜角~亜円礫を40~60%含む。
19	25.13~26.19m ・ 礫混じりシルト質砂である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	状	種	別	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	区	分	軟	目	状		最大コア長
			分	類	状	の	態		cm
			類		況	形	化		R
					質	状			Q
									D
									L [%]
17.04	17.04		礫	混	じ	り	砂	17.04~18.73m 礫混じり砂である。径2~4mmの粗粒礫を主体とし、中粒砂が主体で、径10~50mmの亜角~亜円礫を40~60%含む。粗粒砂が主体である。少量の有機物を含む。	0
18.73	18.73		礫	質	砂			18.73~19.05m 礫質砂である。径2~5mmの粗粒礫を主体とし、中粒砂が主体で、径10~50mmの亜角~亜円礫を40~60%含む。	0
19.05	19.05		有	機	質	土	混	じ	り
22.69	22.69		シ	ル	ト	・	礫	混	じ
25.13	25.13		シ	ル	ト	・	礫	混	じ
26.19	26.19		シ	ル	ト	・	礫	混	じ

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
14	17.04~18.73m ・ 礫混じり砂である。 ・ 粗粒砂が主体である。 ・ 有機物を少量含む。
15	18.73~19.05m ・ 礫質砂である。
16	19.05~22.69m ・ 有機質土混じり砂である。
18	22.69~25.13m ・ シルト・礫混じり砂、砂礫互層である。 ・ 中粒砂が主体で、径10~50mmの亜角~亜円礫を40~60%含む。
19	25.13~26.19m ・ 礫混じりシルト質砂である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
14	17.04~18.73m ・ 礫混じり砂である。 ・ 粗粒砂が主体である。 ・ 有機物を少量含む。
15	18.73~19.05m ・ 礫質砂である。
16	19.05~22.69m ・ 有機質土混じり砂である。
18	22.69~25.13m ・ シルト・礫混じり砂、砂礫互層である。 ・ 中粒砂が主体で、径10~50mmの亜角~亜円礫を40~60%含む。
19	25.13~26.19m ・ 礫混じりシルト質砂である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
14	変更なし	変更なし	・ 礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。 ・ 粗粒砂と書くべきところを誤って細~中粒砂と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・ 誤記のため記載を反映せず。 ・ 礫率については、層相内で多少のばらつきがあるため追記せず。 ・ 層相の構成粒子については、目立つもののみを記載することにしており、石英を追記せず。	変更なし
15	変更なし	変更なし	・ 礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・ 堆積物区間については、柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。	変更なし
16,17	変更なし	変更なし	・ 有機質土混じり砂の区間深度とその細分、構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・ 堆積物区間については、柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、構成粒子については追記せず。	変更なし
18	変更なし	変更なし	・ シルト混じり礫質砂、砂礫互層の区間深度と単層毎の構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・ 当該区間では砂礫が主体であることからシルト混じり礫質砂については追記せず。 ・ 堆積物区間については、柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、単層毎の構成粒子については追記せず。	変更なし
19	変更なし	変更なし	・ 礫混じりシルト質砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・ 堆積物区間については、柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。	変更なし

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記事	
20	26.19~123.51m ・アプライトである。
23	28.17~28.37m ・風化部である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
20	26.19~123.51m ・アプライトである。
23	28.17~28.37m ・風化部である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
20	26.19~123.51m ・アプライトである。
23	28.17~28.37m ・風化部である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	状	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	別	態	目	目	質		
			区	化	の	の			
			分	状	形	状			
			期	態	状	態			
			軟	化	化	化			
			化	質	質	質			
								20 26.19~123.51m アプライトである。斑晶が認められる。風化部は認められない。	0
								21 26.19m 最大土砂である。細粒分が認められる。風化部は認められない。	0
								22 28.17m 細粒分が認められる。風化部は認められない。	0
								23 28.17~28.37m 風化で軟化している。	0
								24 28.00~28.03m 割れ目目にシルト質細砂が流入する。風化部は認められない。	0
								25 28.17~28.37m 割れ目目に細砂および細礫が流入する。	0

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
20	26.19~123.51m ・アプライトである。
23	28.17~28.37m ・風化部である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
20	26.19~123.51m ・アプライトである。
23	28.17~28.37m ・風化部である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
20	変更なし	変更なし	・アプライトの区間深度、石基及び斑晶の種類を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。	変更なし
21	—	—	・流入土砂を記載。	・流入土砂については、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
22	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの劣化)。	・劣化の程度については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。	—
23	変更なし	変更なし	・風化に伴う軟質化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・軟化の程度については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。	変更なし
24	—	—	・割れ目について記載(シルト質細砂の流入)。	・シルト質細砂の流入については、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
25	—	—	・割れ目について記載(細砂及び細礫の流入)。	・細砂及び細礫の流入については、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—



# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記 事
-----

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 委託報告書 (平成30年)

標 尺	標 高	深 度	柱 状	岩 種	色 澤	硬 軟	割 れ 目	変 質	記 事	コア採取率 (%)
尺	(m)	(m)	図	区		状	目	化		
(m)	(m)	(m)					の	質		
									26 25.10~25.90m 割れ目割れ目に充填物の土砂が流入する。記載していません。	0
									27 25.54~25.55m 泥色の粘土が混入する。周囲はマンガン汚染が広範囲にわたります。	15
									28 25.93~25.95m 土砂が混入する。周囲はマンガン汚染が広範囲にわたります。	10
									29 25.91~25.92m 砂・有機物の流入が認められます。	10
									30 25.94~25.95m 泥色の粘土が混入する。割れ目で保圧で岩盤に実形します。	10

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
26	—	—	・割れ目について記載。(土砂の流入)	・土砂の流入については、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
27	—	—	・粘土の混入を記載。 ・マンガン汚染を記載。	・粘土の混入については、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	—
28	—	—	・マンガンを伴う土砂の流入を記載。	・土砂の流入については、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。	—
29	—	—	・割れ目について記載。(砂・有機物の流入)	・砂・有機物の流入については、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
30	—	—	・粘土の流入を記載。	・粘土の流入については、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記事
34 34.05~34.73m ・風化部である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
34 34.05~34.73m ・風化部である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
34 34.05~34.73m ・風化部である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率
尺	高度	度	状	種	別	軟	れ	化	事	(%)	
(m)	(m)	(m)	図	分	期	状	目	化			
										31 32.5m 割れ目: 傾斜→mmの粗粒砂状土を充填する。	0
										32 33.11~33.56m 33.56~33.59m 割れ目: 細粒の粘土を充填する。	100
										33 33.59m 割れ目の傾斜は50°である。下層部、幅50mは表層で赤褐色化している。	100
										34 34.05~34.73m: 層を貫貫で割れ目は認められる。	100
										35 35.24~35.96m: 上層の傾斜50°下層の傾斜は不明確。幅20~25cmの粘土混じり砂状を呈する。岩層はほぼ垂直である。	100
										36 37~37.13m: 不規則に灰白色の粘土を伴う。	100
										37 38.22~38.13m: 灰白色、赤白色、緑灰色を呈する粘土を伴い脆弱である。	100
										38 37.45~39.94m: 割れ目は少なく硬質である。傾斜50~40°と10°程度の割れ目が約10~20cm間隔で発達する。	100

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
34 34.05~34.73m ・風化部である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
34 34.05~34.73m ・風化部である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	—	—	・粗粒砂混じり粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが、直線性や連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
32	—	—	・粘土の流入を記載。	・粘土の流入については、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
33	—	—	・割れ目について記載(傾斜、割れ目沿いの変色)。	・傾斜や割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
34	変更なし	変更なし	・風化・変質する区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“風化”欄に基づき風化部と記載。	変更なし
35	—	—	・粘土混じり砂状の区間を記載。	・粘土混じり砂状の下面は直線性がなく、礫の周囲に不規則に充填しており、礫にも定向配列が認められないことから追記せず。	—
36,37	—	—	・粘土を伴う区間を記載。 ・粘土を伴い脆弱化する区間を記載。	・一部で粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 ・脆弱化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
38	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記 事
39. 94～42. 09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
39. 94～42. 09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
39. 94～42. 09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標	標	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率	
尺	高	度	状	種	調	軟	れ	化	事	(%)	最大コア長
(m)	(m)	(m)	図	別	分	状	目	質			cm
				区	類	態	の				R
				分	別	化	形				Q
				類	別	質	状				D
							態				[ % ]
40											39
											40
											41

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
39. 94～42. 09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
39. 94～42. 09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書 (H27.11)	申請書 (H27.11) ⇒ 審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書 ⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
39	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いのマンガン)。	審査資料 (H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と追記。 ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
40	—	—	・流入粘土の挟在を記載。	・流入粘土の挟在については、細粒分が割れ目を充填したものであり、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
41	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片・細粒化)。	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・割れ目沿いに細片化しているが、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。	—

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記 事
-----

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 委託報告書 (平成30年)

標 尺	標 高	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 度	割 れ 目	風 化	記 事	コア採取率 — (%) 最大コア長 — cm R Q D — [%]
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	事	
									42.40m 層位45' 層位50m 淡黄色のシルトを挟在する。固結している。	40
									43.33~43.63m 粘質土化し一部は土砂状を呈す。また、全粒に白雲母が散在する。	42
									44.00~44.22m 層位49' 層位50m 割れ目の発達した粘土を挟在する。固結している。	43
									44.66~44.88m 層位51' 層位52m 割れ目の発達した粘土を挟在する。固結している。	44
									47.00~47.22m 層位57' 層位58m 割れ目の発達した粘土を挟在する。固結している。	45
									47.77~48.55m 層位61' 層位65m 割れ目の発達した粘土を挟在する。固結している。	46

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
42	—	—	・固結したシルトの挟在を記載。	・シルトを挟在するが、直線性や連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
43.44	—	—	・土砂状部を伴う劣化を記載。 ・白雲母の散在を記載。 ・粘土の挟在を記載。	・一部で土砂状を呈し粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
45	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目周囲の酸化汚染)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・酸化汚染については、補足的なものであるため追記せず。	—
46	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化、粘土の挟在)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの風化については、補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記 事

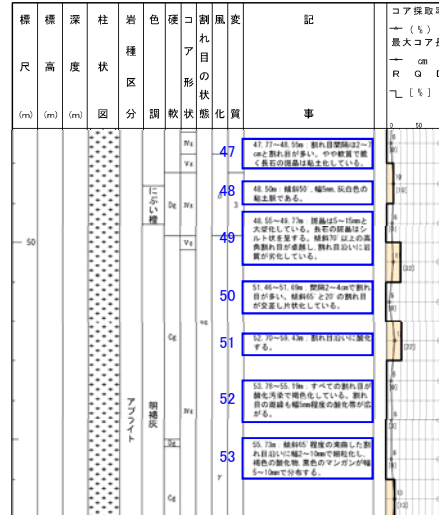
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。 ・長石の粘土化を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・長石の粘土化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	—
48	—	—	・粘土脈の挟在を記載。	・粘土脈を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
49	—	—	・斑晶を記載。 ・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの劣化)。	・一般的な岩相であり、斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。 ・劣化及び割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
50	—	—	・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの片状化)。	・割れ目沿いに片状化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
51	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの酸化)。	・割れ目沿いの酸化については、補足的なものであるため追記せず。	—
52	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの酸化汚染)。	・割れ目沿いの酸化については、補足的なものであるため追記せず。	—
53	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒化、酸化物、マンガ)。	・割れ目沿いに細粒化するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの酸化物、マンガについては、補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記 事
-----

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

記事	申請書案→ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 報告書	報告書→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
54	—	—	・割れ目について記載(傾斜, 割れ目沿いの細片化, マンガン濃集)。	・割れ目沿いに細片化するが, 直線性に乏しく, 周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。 ・割れ目の傾斜, 割れ目沿いのマンガン濃集については, 補足的なものであるため追記せず。	—
55	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については, RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記 事

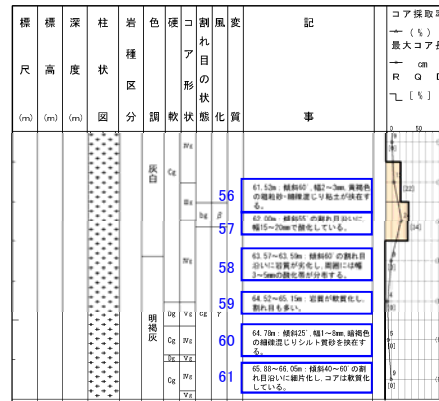
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事

記事	申請書案→ 申請書 (H27.11)	申請書 (H27.11)→ 審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22)→ 報告書	報告書→ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)→ 審査資料 (R2.2.7)
56	—	—	・粗粒砂・細礫混じり粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
57	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの酸化)。	・割れ目沿いの酸化については、補足的なものであるため追記せず。	—
58	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの劣化、酸化)。	・割れ目沿いに劣化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの酸化については、補足的なものであるため追記せず。	—
59	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
60	—	—	・細礫混じりシルト質砂の挟在を記載。	・細礫混じりシルト質砂を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
61	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。 ・軟質化を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B11-2

設置許可申請書案

記事	
63	66.79~67.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
65	70.94~71.21m ・家質により、淡黄色に変色している。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	
63	66.79~67.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
65	70.94~71.21m ・家質により、淡黄色に変色している。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	
63	66.79~67.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
65	70.94~71.21m ・変質により、淡黄色に変色している。

委託報告書  
(平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目	風化	変質	記事	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	目	状	化	事	(%)
										66.66~69.30m 割れ目岩盤部が認められ、割れ目間隔5~10cmが主体とみられる。	70
										66.79~67.09m 割れ目岩盤部である。コアは角礫状を呈する。	100
										69.34~70.05m 上記に比べて硬質である。69.77mまで割れ目沿いの褐色化が目立つ。	100
										70.94~71.21m 変質劣化し淡黄色に変色している。岩組織はほぼ残存する。	100

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
63	66.79~67.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
65	70.94~71.21m ・家質により、淡黄色に変色している。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
63	66.79~67.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
65	70.94~71.21m ・家質により、淡黄色に変色している。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
62	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
63	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 “コア形状”欄に基づき角礫状と追記。	変更なし
64	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの褐色化)。	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
65	変更なし	変更なし	・変質を伴う劣化部を記載。 ・原岩組織の残留程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・変質を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・原岩組織の残留程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため追記せず。	変更なし



# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記事
●71.21~71.24m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡黄色の砂礫質粘土・シルト状を呈する。 ・走向・傾斜はN12° E76° Wである。 ・上盤境界の傾斜は65°、下盤境界の傾斜は70°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
●71.21~71.24m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡黄色の砂礫質粘土・シルト状を呈する。 ・走向・傾斜はN12° E76° Wである。 ・上盤境界の傾斜は65°、下盤境界の傾斜は70°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
●71.21~71.24m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡黄色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E76° Wである。 ・上盤境界の傾斜は65°、下盤境界の傾斜は70°である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩種	色調	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
尺	高度	状	区	分	状	目	状	事	(%)
(m)	(m)	図	調	軟	状	の	化		R Q D
						状			L [%]
								●71.21~71.24m(破砕帯D-7) 破砕幅は10cmである。 淡黄色の硬直り粘土状を呈し、固結した粘土状部からなる。上盤境界の傾斜は65°、下盤境界の傾斜は70°である。	0
								71.24~72.04m:傾斜20~30°と50~60°の割れ目が交差し劣化している。	10
								74.00m:傾斜50°幅1m、緑灰白色の粘土を呈する。	20
								75.00m:傾斜50°幅5m、緑灰白色の粘土を呈する。	30

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
●71.21~71.24m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡黄色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E76° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は65°、下盤境界の傾斜は70°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
●71.21~71.24m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡黄色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E76° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は65°、下盤境界の傾斜は70°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
66	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち、肉眼観察の結果に基づいてカタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、薄片観察の結果から断層ガウジを認定し、フィルム状の粘土を追記。	変更なし
67	—	—	・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの劣化)。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
68	—	—	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	—
69	—	—	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	—

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記事	
70	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 77.48～78.10m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれセンスである。</li> <li>・灰白～褐色の粘土状～明赤灰色の砂質粘土</li> <li>・シルト状～粘土混じり礫状を呈する。</li> <li>・灰白～褐色粘土：累計厚5mm</li> <li>・走向・傾斜はNS79° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は75°、下盤境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
70	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 77.48～78.10m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれセンスである。</li> <li>・灰白～褐色の粘土状～明赤灰色の砂質粘土</li> <li>・シルト状～粘土混じり礫状を呈する。</li> <li>・灰白～褐色粘土：累計厚5mm</li> <li>・走向・傾斜はNS79° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は75°、下盤境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
70	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 77.48～78.10m (f-b11-2-2破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれセンスである。</li> <li>・主に明赤灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はNS79° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は75°、下盤境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	別	軟	れ	化	事	(%)
					目	状	目	質		最大コア長
							の			cm
							状			R Q D
							状			[ % ]
					目	De	Vs	7		0
						De	De	4		100
						Ga	Da	4		0
						Ga	Da	4		0
						Es	ds	4		0
						Ga	Da	7		0
						Da	Vs	7		0
						Da	Vs	7		0

● 77.48～78.10m 破砕帯(f-b11-2-2)  
破砕幅は40.8cmである。  
77.48～78.06m 破砕しり砂状を呈し、明赤灰色の固結した礫状部からなる。上盤境界の傾斜は75°、下盤境界の傾斜は70°である。  
78.06～78.10m 褐色の未固結の粘土状部からなり、幅は1.5cmである。  
78.48～79.65m 上層の傾斜60°、下層の傾斜50°の粘土混じり砂状を呈する。上層に幅10cmの灰白色の粘土混じり砂状を呈す。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
70	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 77.48～78.10m (f-b11-2-2破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれセンスである。</li> <li>・主に明赤灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はNS79° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は75°、下盤境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
70	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 77.48～78.10m (f-b11-2-2破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれセンスである。</li> <li>・主に明赤灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はNS79° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は75°、下盤境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
70	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅を記載。</li> <li>・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> </ul>	審査資料(H29.12.22)と同様 <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> </ul>	変更なし
71	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粘土混じり砂礫状の区間を記載。</li> <li>・粘土混じり砂の挟在を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粘土混じり砂礫状を呈し、粘土混じり砂を挟在するが、連続性に乏しいことから追記せず。</li> </ul>	—

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記事	
72, 73	<ul style="list-style-type: none"> <li>●80.50～83.93m (D-6破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・黒格～灰白色の硬質シルト状～連黄格～灰白色の硬質シルト状～シルト混じり礫状を呈する。</li> <li>・黒格～灰白色硬質シルト状；累計幅25mm</li> <li>・走向・傾斜はN9° E80° Wである。</li> <li>・下端境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
72, 73	<ul style="list-style-type: none"> <li>●80.50～83.93m (D-6破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・黒格～灰白色の硬質シルト状～連黄格～灰白色の硬質シルト状～シルト混じり礫状を呈する。</li> <li>・黒格～灰白色硬質シルト状；累計幅25mm</li> <li>・走向・傾斜はN9° E80° Wである。</li> <li>・下端境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
72, 73	<ul style="list-style-type: none"> <li>●80.50～83.93m (D-6破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に淡黄色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部；累計幅0.7cm</li> <li>・走向・傾斜はN9° E80° Wである。</li> <li>・下端境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深度	柱状	岩種	色	硬さ	割れ目の形状	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	事	(%)
尺	高	度	状	区	化	状	状		最大コア長
									cm
									R Q D
									L [%]
80									90
									80
									70
									60
									50
									40
									30
									20
									10
									0

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
72, 73	<ul style="list-style-type: none"> <li>●80.50～83.93m (D-6破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に淡黄色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部；累計幅0.7cm</li> <li>・走向・傾斜はN9° E80° Wである。</li> <li>・下端境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
72, 73	<ul style="list-style-type: none"> <li>●80.50～83.93m (D-6破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に淡黄色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結粘土状部；累計幅0.7cm</li> <li>・走向・傾斜はN9° E80° Wである。</li> <li>・下端境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

記事	申請書案→申請書(H27.11)	申請書(H27.11)→審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→報告書	報告書→審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→審査資料(R2.2.7)
72,73	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅を記載。</li> <li>・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> <li>・固結した礫状部の色調として、淡黄色と書くべきところを誤って浅黄色と記載。</li> </ul>	審査資料(H29.12.22)と同様 <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。</li> <li>・固結粘土状部の見かけの傾斜については、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため追記せず。</li> </ul>	変更なし
74	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟や割れ目の発達を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。</li> </ul>	—

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記 事

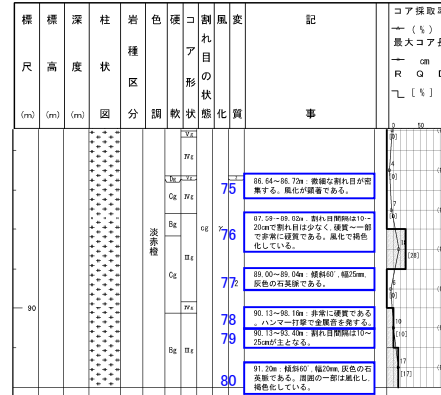
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
75	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・風化の程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	—
76	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・色調を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	—
77	—	—	・石英脈を記載。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
78	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。	—
79	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
80	—	—	・石英脈の挟在を記載。 ・風化の程度を記載。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。 ・風化の程度については、周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	—

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記事

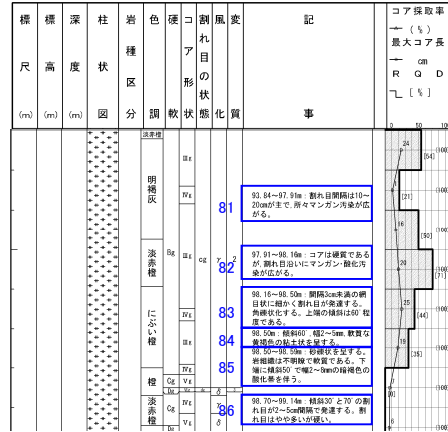
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
81	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・マンガン汚染について記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	—
82	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いのマンガン・酸化汚染)。	・割れ目沿いのマンガン・酸化汚染については、補足的なものであるため追記せず。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。	—
83,84	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・粘土状の区間を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
85	—	—	・砂礫状の区間を記載。	・砂礫状を呈するが、原岩組織が残留し、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
86	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記事	
89	103.45~104.59m ・硬質で、長柱状を呈する。
91	105.27~108.05m ・割れ目沿いに褐色化している。

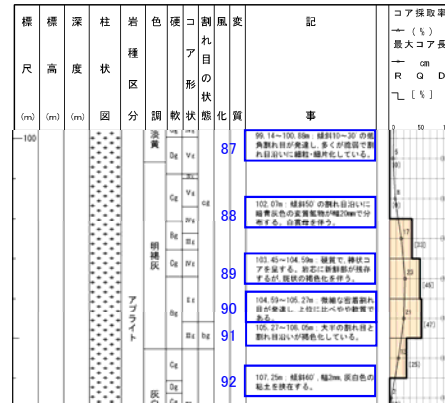
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
89	103.45~104.59m ・硬質で、長柱状を呈する。
91	105.27~108.05m ・割れ目沿いに褐色化している。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
89	103.45~104.59m ・硬質で、長柱状を呈する。
91	105.27~108.05m ・割れ目沿いに褐色化している。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
89	103.45~104.59m ・硬質で、長柱状を呈する。
91	105.27~108.05m ・割れ目沿いに褐色化している。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
89	103.45~104.59m ・硬質で、長柱状を呈する。
91	105.27~108.05m ・割れ目沿いに褐色化している。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒・細片化)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いで細粒・細片化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
88	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変質鉱物、白雲母)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
89	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき長柱状と記載。	変更なし
90	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
91	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(褐色化)。	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
92	—	—	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記 事

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
93	—	—	・粘土の挟在を記載。 ・変質鉱物を記載。	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・変質鉱物については、補足的なものであるため追記せず。	—
94	—	—	・割れ目について記載(傾斜、割れ目沿いの褐色化)。	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため追記せず。	—
95	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物晶出)。	・割れ目沿いの鉱物晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
96	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記 事
97 110.93~111.68m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

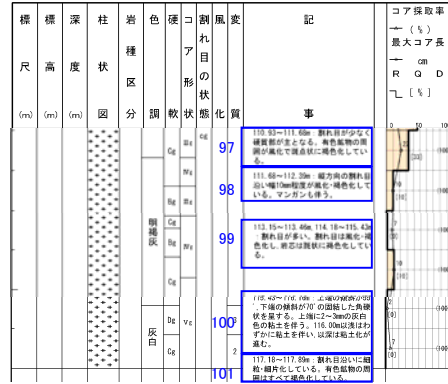
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
97 110.93~111.68m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
97 110.93~111.68m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
97 110.93~111.68m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
97 110.93~111.68m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
97	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・風化の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については、“コア形状”欄に基づき柱状と記載。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	変更なし
98	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化・褐色化、マンガ ン)。	・割れ目沿いの風化・褐色化、マンガ ンについては、補足的なものであるため追記せず。	—
99	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化・褐色化)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩 級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの風化・褐色化については、補足的なもので あるため追記せず。	—
100	—	—	・角礫状の区間を記載。 ・粘土の挟在を記載。	・上端に粘土を挟在するが、周囲の岩盤の劣化が認めら れないことから追記せず。 ・角礫状の区間は、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 ・116m以深の粘土は、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩 盤の劣化が認められないことから追記せず。	—
101	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒・細片化)。	・割れ目沿いの細粒・細片化については、掘削時の機械割 れと判断し追記せず。	—



# H24-B11-2

設置許可申請書案

記事

103, 104  
119.92~122.12m  
・割れ目沿いに、細粒化している。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

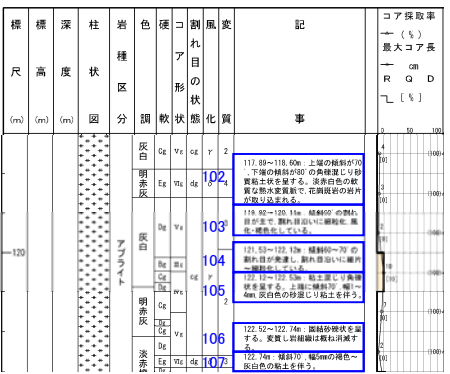
103, 104  
119.92~122.12m  
・割れ目沿いに、細粒化している。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

103, 104  
119.92~122.12m  
・割れ目沿いに、細粒化している。

委託報告書  
(平成30年)



審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

103, 104  
119.92~122.12m  
・割れ目沿いに、細粒化している。

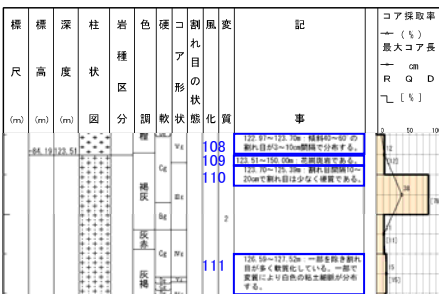
審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

103, 104  
119.92~122.12m  
・割れ目沿いに、細粒化している。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
102	—	—	・角礫混じり砂質粘土状の区間を記載。	・網目状に粘土脈が分布しているが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
103,104	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片～細粒化、風化、褐色化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いの風化、褐色化については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
105~107	—	—	・粘土混じり角礫状、固結砂礫状の区間を記載。 ・粘土の挟在を記載。	・粘土混じり角礫状及び固結砂礫状を呈し、一部で粘土を挟在するが、粘土が系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—

# H24-B11-2

設置許可申請書案	設置許可申請書 (平成27年11月)	審査資料 (平成29年12月22日)	委託報告書 (平成30年)	審査資料 (平成30年11月30日)	審査資料 (令和2年2月7日)
<p>記事</p> <p>109 123.51~150.00m ・花崗斑岩である。</p> <p>110 123.70~125.39m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>109 123.51~150.00m ・花崗斑岩である。</p> <p>110 123.70~125.39m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>109 123.51~150.00m ・花崗斑岩である。</p> <p>110 123.70~125.39m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。</p>		<p>記事</p> <p>109 123.51~150.00m ・花崗斑岩である。</p> <p>110 123.70~125.39m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>109 123.51~150.00m ・花崗斑岩である。</p> <p>110 123.70~125.39m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。</p>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
108	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
109	変更なし	変更なし	・花崗斑岩の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
110	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき短柱状と追記。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。	変更なし
111	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・粘土細脈を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部に粘土細脈を伴うが、系統的でなく連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記事
113 128.68~129.08m ・割れ目が少なく、短柱~柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
113 128.68~129.08m ・割れ目が少なく、短柱~柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
113 128.68~129.08m ・割れ目が少なく、短柱~柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	種	区	度	れ	化	事	(%)
							目			
							の			
							状			
							状			
							化			
							質			
127.67~128.68m							112		127.67~128.68m 緑緑40~45% 割れ目が5~10mm程度で分布する。	
128.68~129.08m							113		128.68~129.08m コアは短柱~柱状を呈し、岩石は軟弱である。	
130.18~131.32m							114		130.18~131.32m 一部の碧銅物を含み、割れ目はやや少ない。マンガン汚染を呈する。	
131.32~131.88m							115		131.32~131.88m 実測による薄層状の分布する。	
132.11m~132.16m							116		132.11m~132.16m 緑緑40% 幅3mm及び2~8mmの石英脈である。副産物マンガンが濃集する。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
113 128.68~129.08m ・割れ目が少なく、短柱~柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
113 128.68~129.08m ・割れ目が少なく、短柱~柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
112	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
113	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・風化程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。	変更なし
114	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(マンガン汚染)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	—
115	—	—	・鉱物の晶出を記載。	・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
116	—	—	・石英脈を記載。 ・マンガン濃集を記載。	・石英脈、マンガン濃集については、補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記 事
-----

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 委託報告書 (平成30年)

標	標	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率
尺	高	度	状	種	調	軟	れ	化	異	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	別	分	状	目	状	異		最大コア長
							の	態			cm
							形	化			R Q D
							状				[ % ]
							状				
										117: 121.92~120.40m 一部岩盤が割れ目が発達しない。割れ目30~40°の割れ目が10~15cm間隔で分布する。	0
										118: 124.24~124.20m 上層の細粒砂岩層の連続性。変質で褐色を帯びる層状となっている。	10
										119: 124.51~124.50m 割れ目が垂直に発達している。	10
										120: 126.01~126.10m 上下部は北へ傾斜で露出している。	240
										121: 126.90~126.40m 割れ目ば若干発達している。傾斜30~40°の割れ目が主となる。	10

## 審査資料 (平成30年11月30日)

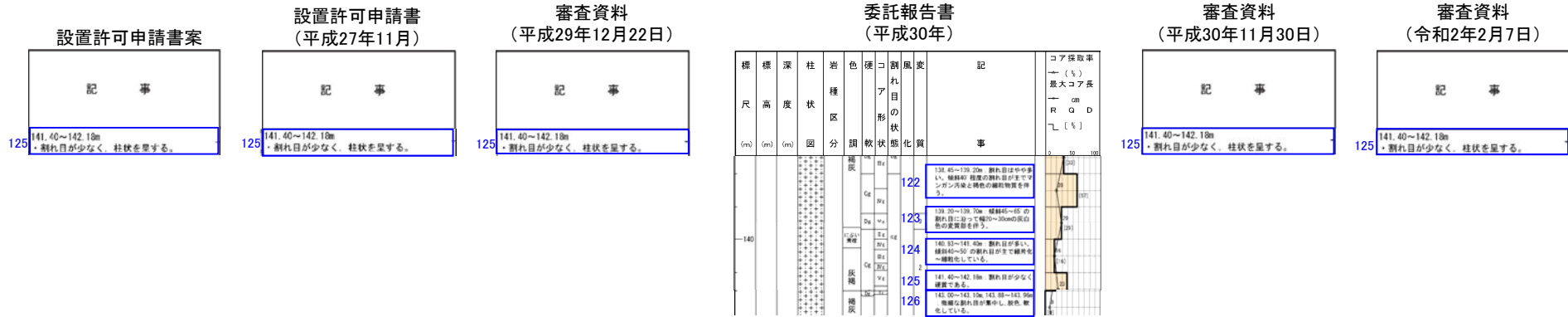
記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
117	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
118	—	—	・色調を記載。 ・細片化を記載。	・細片化しているが、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。	—
119	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
120	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
121	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B11-2



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
122	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(細粒物質の挟在、マンガン汚染)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いのマンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。 ・割れ目に細粒物質を挟在するが、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。	—
123	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変質)。	・割れ目沿いに変質し劣化するが、粘土等の系統的な配列が認められず、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
124	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(細片～細粒化)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの細片～細粒化については、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
125	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき柱状と記載。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。	変更なし
126	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの脱色)。	・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B11-2

## 設置許可申請書案

記 事
-----

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 委託報告書 (平成30年)

標 尺	標 高	深 度	柱 状	岩 種	色 区	硬 度	割 割	風 風	記 事	コア採取率 — ( % ) 最大コア長 — cm R Q D — [ % ]
(m)	(m)	(m)	図	分	期	状	化	質		
				花崗斑岩			127		145.72~145.73m 脱色し細粒化している。上部部の割れ目は5%で風化・変質している。	
				花崗斑岩			128		146.10~146.24m 割れ目が集中し細片~細粒化している。脱色し白濁している。	
				花崗斑岩			129		146.26~147.41m 割れ目は少ない。細粒10~60の割れ目が見られる。	
				花崗斑岩			130		147.47~148.62m 割れ目が中心部で細片状になるが、一部で細片化している。	
				花崗斑岩			131		148.62~150.02m 割れ目が中心部で細片状になるが、一部で細片化している。一部で細片化~細粒化している。	
				花崗斑岩			132		149.02m 149.15m 脱色し白濁している。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
127	—	—	・脱色を伴い細粒化する区間を記載。	・細粒化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
128	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片~細粒化)。 ・脱色し白濁している区間を記載。	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・白濁については、風化・変質に関する補足的なものであるため追記せず。	—
129	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
130	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で細片化しているが、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。	—
131	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で細片~細粒化しているが、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。	—
132	—	—	・脱色し白濁している区間を記載。	・白濁については、風化・変質に関する補足的なものであるため追記せず。	—

**H24-B8-22**

余白



# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記事	
1	0.00~4.97m ・埋土である。
8	4.97~5.16m ・シルト質砂である。 ・中粒砂が主体である。
10	5.16~7.22m ・有機質シルトである。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
1	0.00~4.97m ・埋土である。
8	4.97~5.16m ・シルト質砂である。 ・中粒砂が主体である。
10	5.16~7.22m ・有機質シルトである。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
1	0.00~4.97m ・埋土である。
8	4.97~5.16m ・シルト質砂である。 ・中粒砂が主体である。
10	5.16~7.22m ・有機質シルトである。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深度	柱状	岩色	硬さ	割れ目	風化	変質	記事	コア採取率 (%)	最大コア長 cm	R	Q	D	L [%]
(m)	(m)	(m)	図	分	期	軟	状	化	事						
									1	0.00~4.97m:埋土である。					
									2	0.00~4.97m:砂かかみなる、砂?~5mm(最大径30mm)で、黒色を呈する。					
									3	0.00~4.97m:シルト混じり砂層からなる。径2~20mmの定形崩壊角及び黄色砂石を10~20%程度含む。品質はシルト質砂からなる。					
									4	0.97~2.00m:径2mm以下の砂石(中粒砂)を混在させる。					
									5	2.00~4.97m:径2~5mm(最大径30mm)の砂石が主体となる。わずかに径2~20mmの定形崩壊角を混在させる。					
									6	4.97~4.97m:粒径じり砂からなる。細~中粒砂を主体とし、径1~10mmの定形崩壊角~準円錐を含む。全体に堆積物を混入する。					
									7	4.97~5.16m:砂質土主体で下部に有機質シルトを混在させる。					
									8	4.97~5.16m:シルト質砂である。中粒砂を主とし、シルトを混入する。					
									9	5.16~7.22m:木片、腐植物を混在させる。					
									10	5.16~7.22m:有機質シルトである。腐植物及び木片を多く含む。5%程度、中粒砂が混在する。					

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~4.97m ・埋土である。
8	4.97~5.16m ・シルト質砂である。 ・中粒砂が主体である。
10	5.16~7.22m ・有機質シルトである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~4.97m ・埋土である。
8	4.97~5.16m ・シルト質砂である。 ・中粒砂が主体である。
10	5.16~7.22m ・有機質シルトである。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	・埋土の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
2~6	—	—	・埋土区間の細分を記載。	・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は追記せず。	—
7	—	—	・堆積物区間について土質構成や年代を一括記載。	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしており、土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	—
8,9	変更なし	変更なし	・シルト質砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・シルト、木片、有機物の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
10	変更なし	・誤記修正(mm→m)。	・有機質シルトの区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・腐植物、木片、中粒砂の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし

# H24-B8-22

設置許可申請書案

記事	
11	7.22~8.27m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
12	8.27~9.45m ・堆積砂である。
14	9.45~14.95m ・砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
17	14.95~17.20m ・シルト混じり砂である。
18	17.20~18.72m ・砂である。 ・シルト混じり中～粗粒砂が主体である。
19	18.72~22.45m ・堆積りシルト質砂である。

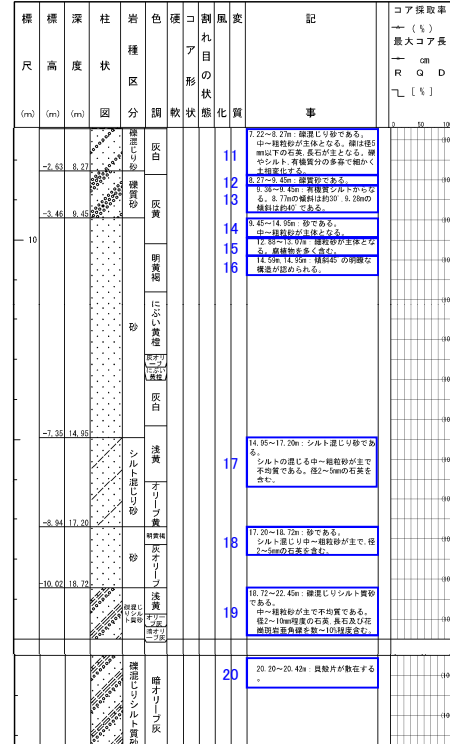
設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	
11	7.22~8.27m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
12	8.27~9.45m ・堆積砂である。
14	9.45~14.95m ・砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
17	14.95~17.20m ・シルト混じり砂である。
18	17.20~18.72m ・砂である。 ・シルト混じり中～粗粒砂が主体である。
19	18.72~22.45m ・堆積りシルト質砂である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	
11	7.22~8.27m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
12	8.27~9.45m ・堆積砂である。
14	9.45~14.95m ・砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
17	14.95~17.20m ・シルト混じり砂である。
18	17.20~18.72m ・砂である。 ・シルト混じり中～粗粒砂が主体である。
19	18.72~22.45m ・堆積りシルト質砂である。

委託報告書  
(平成30年)



審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
11	7.22~8.27m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
12	8.27~9.45m ・堆積砂である。
14	9.45~14.95m ・砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
17	14.95~17.20m ・シルト混じり砂である。
18	17.20~18.72m ・砂である。 ・シルト混じり中～粗粒砂が主体である。
19	18.72~22.45m ・堆積りシルト質砂である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
11	7.22~8.27m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
12	8.27~9.45m ・堆積砂である。
14	9.45~14.95m ・砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
17	14.95~17.20m ・シルト混じり砂である。
18	17.20~18.72m ・砂である。 ・シルト混じり中～粗粒砂が主体である。
19	18.72~22.45m ・堆積りシルト質砂である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
12,13	変更なし	変更なし	・堆積砂の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については追記せず。	変更なし
14~16	変更なし	変更なし	・砂の区間深度とその細分、堆積構造を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分や堆積構造については追記せず。	変更なし
17	変更なし	変更なし	・シルト混じり砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。	変更なし
18	変更なし	変更なし	・砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。	変更なし
19,20	変更なし	変更なし	・礫混じりシルト質砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 ・貝殻片の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記事	
21	22.45~24.09m ・礫・砂質シルトである。
22	24.09~25.51m ・礫混じりシルト質砂である。
23	25.51~27.25m ・礫混じり砂質シルトである。
24	27.25~27.94m ・シルト質砂である。
25	27.94~29.29m ・礫・シルト質砂である。
26	29.29~30.25m ・礫質砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
27	30.25~31.04m ・有機質砂である。 ・細粒砂～中粒砂が主体である。
28	31.04~32.00m ・礫混じり砂である。
29	32.00~33.95m ・砂である。

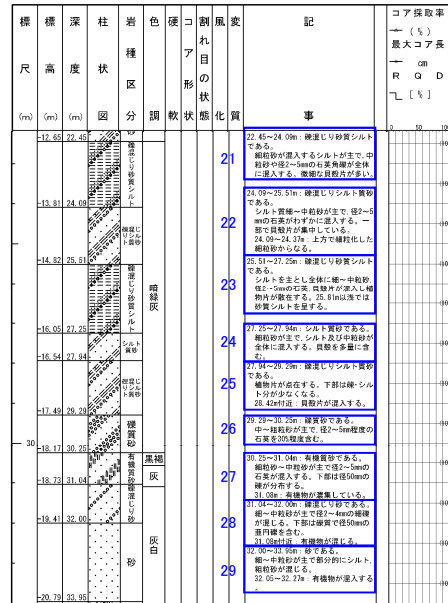
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
21	22.45~24.09m ・礫・砂質シルトである。
22	24.09~25.51m ・礫混じりシルト質砂である。
23	25.51~27.25m ・礫混じり砂質シルトである。
24	27.25~27.94m ・シルト質砂である。
25	27.94~29.29m ・礫・シルト質砂である。
26	29.29~30.25m ・礫質砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
27	30.25~31.04m ・有機質砂である。
28	31.04~32.00m ・礫混じり砂である。
29	32.00~33.95m ・砂である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
21	22.45~24.09m ・礫・砂質シルトである。
22	24.09~25.51m ・礫混じりシルト質砂である。
23	25.51~27.25m ・礫混じり砂質シルトである。
24	27.25~27.94m ・シルト質砂である。
25	27.94~29.29m ・礫・シルト質砂である。
26	29.29~30.25m ・礫質砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
27	30.25~31.04m ・有機質砂である。
28	31.04~32.00m ・礫混じり砂である。
29	32.00~33.95m ・砂である。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
21	22.45~24.09m ・礫・砂質シルトである。
22	24.09~25.51m ・礫混じりシルト質砂である。
23	25.51~27.25m ・礫混じり砂質シルトである。
24	27.25~27.94m ・シルト質砂である。
25	27.94~29.29m ・礫・シルト質砂である。
26	29.29~30.25m ・礫質砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
27	30.25~31.04m ・有機質砂である。 ・細粒砂～中粒砂が主体である。
28	31.04~32.00m ・礫混じり砂である。
29	32.00~33.95m ・砂である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
21	22.45~24.09m ・礫・砂質シルトである。
22	24.09~25.51m ・礫混じりシルト質砂である。
23	25.51~27.25m ・礫混じり砂質シルトである。
24	27.25~27.94m ・シルト質砂である。
25	27.94~29.29m ・礫・シルト質砂である。
26	29.29~30.25m ・礫質砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
27	30.25~31.04m ・有機質砂である。 ・細粒砂～中粒砂が主体である。
28	31.04~32.00m ・礫混じり砂である。
29	32.00~33.95m ・砂である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	・礫混じり砂質シルトの区間深度と構成粒子を記載。 ・礫・砂質シルトと書くべきところを誤って礫混じり砂質シルトと記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。	変更なし
22	変更なし	変更なし	・礫混じりシルト質砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。	変更なし
23	変更なし	変更なし	・礫混じり砂質シルトの区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。	変更なし
24	変更なし	変更なし	・シルト質砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。	変更なし
25	変更なし	変更なし	・礫混じりシルト質砂の区間深度と構成粒子を記載。 ・礫・シルト質砂と書くべきところを誤って礫混じりシルト質砂と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。	変更なし
26	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・石英の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
27	変更なし	変更なし	・有機質砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・石英、礫、有機物の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
28	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 ・有機物の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
29	変更なし	変更なし	・砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 ・有機物の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記事	
30	33.95~35.58m ・礫質砂である。 ・細～粗粒砂が主体である。
31	35.58~42.82m ・砂礫である。
34	42.82~46.84m ・礫質砂である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
30	33.95~35.58m ・礫質砂である。 ・細～粗粒砂が主体である。
31	35.58~42.82m ・砂礫である。
34	42.82~46.84m ・礫質砂である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
30	33.95~35.58m ・礫質砂である。 ・細～粗粒砂が主体である。
31	35.58~42.82m ・砂礫である。
34	42.82~46.84m ・礫質砂である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	標尺	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	変	記	コア採取率 一 (%) 最大コア長 — cm R Q D L [%]	
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	質		事		
-21.94	35.58			礫質砂	灰						30	33.95~35.58m: 礫質砂である。細～粗粒砂が主体で、径2~10mmの最大粒径が30%を超えている。 33.95~34.16m: 礫が多い。 34.16~34.35m: 礫質砂が主体となる。	0
				粗粒灰							31	35.58~42.82m: 砂礫である。 35.58~37.45m: 最大粒径が100mm(最大200mm)の最大粒径が主で、品質は有粒砂(注)に準じた中粒砂からなる。礫率は50~70%である。	0
				砂礫							32	37.45~39.66m: 径2~20mm(最大50mm)の最大粒径が主となる。品質は有粒砂(注)に準じた中粒砂からなる。礫率は50~70%である。全体的に礫化傾向を示す。	0
				灰							33	39.66~42.82m: 径2~20mm(最大100mm)の最大粒径が主となる。品質は有粒砂(注)に準じた中粒砂からなる。礫率は50~70%である。全体的に礫化傾向を示す。細粒は石英砂が主体となる。 40.53~42.70m: 粗粒砂～細粒砂に均等に混入する。礫化傾向を示す。 41.42~41.62m: 均等に混入する。	0
-27.00	42.82			礫質砂	灰白						34	42.82~46.84m: 礫質砂である。細～粗粒砂が主体で、径2~10mmの最大粒径が30%を超えている。礫率は50~70%である。礫は石英砂が主体となる。 44.08~45.14m: 礫質砂で、上下より礫量が減少した中粒砂が主の構成に示す。 45.72~46.84m: 均質な礫質砂からなる。	0

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
30	33.95~35.58m ・礫質砂である。 ・細～粗粒砂が主体である。
31	35.58~42.82m ・砂礫である。
34	42.82~46.84m ・礫質砂である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
30	33.95~35.58m ・礫質砂である。 ・細～粗粒砂が主体である。
31	35.58~42.82m ・砂礫である。
34	42.82~46.84m ・礫質砂である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
30	変更なし	・誤記修正(35.58mm→35.58m)。	・礫質砂の区間深度とその細分、構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については追記せず。 ・礫の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
31~33	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその細分、構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、構成粒子については追記せず。	変更なし
34	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその細分、構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、構成粒子については追記せず。	変更なし

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記事	
35	46.84~47.87m ・木片を含む。
36	47.87~49.16m ・礫質砂である。 ・細～粗粒砂からなる不均質な砂が主体である。
37	49.16~51.21m ・砂である。
38	51.21~53.33m ・砂礫である。 ・径2~30mm(最大径60mm)の垂角～垂円礫を含む。
39	53.33~54.57m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
40	54.57~55.22m ・シルト混じり砂である。
41	55.22~59.93m ・砂礫である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
35	46.84~47.87m ・木片を含む。
36	47.87~49.16m ・礫質砂である。 ・細～粗粒砂からなる不均質な砂が主体である。
37	49.16~51.21m ・砂である。
38	51.21~53.33m ・砂礫である。 ・径2~30mm(最大径60mm)の垂角～垂円礫を含む。
39	53.33~54.57m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
40	54.57~55.22m ・シルト混じり砂である。
41	55.22~59.93m ・砂礫である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
35	46.84~47.87m ・木片を含む。
36	47.87~49.16m ・礫質砂である。 ・細～粗粒砂からなる不均質な砂が主体である。
37	49.16~51.21m ・砂である。
38	51.21~53.33m ・砂礫である。 ・径2~30mm(最大径60mm)の垂角～垂円礫を含む。
39	53.33~54.57m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
40	54.57~55.22m ・シルト混じり砂である。
41	55.22~59.93m ・砂礫である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	記	コ
尺	高度	状	種	区	度	ア	れ	化	事	ア
(m)	(m)	図	分	別	軟	目	目	質		取
		分	類	の	状	の	の			率
		類	名	状	態	状	状			(%)
										最大コア長
										cm
										R
										Q
										D
										[%]
-29.90	46.84	○	礫質砂	灰白					35	46.84~47.87m: 木片を含む。 部分的にシルト・堆積が混入する。
-30.63	47.87	○	木片	灰白					36	47.87~49.16m: 礫質砂である。 細～粗粒砂からなる不均質な砂が主体である。径10mm以下の石炭の層が混入している。
-31.54	49.16	○	礫質砂	灰白					37	49.16~51.21m: 砂である。 49.16~49.50m: 径2~10mmの垂角～垂円礫が混入している。径5~10mmの石炭の層が混入している。
-32.90	51.21	○	砂	灰白					38	51.21~53.33m: 砂礫である。 径2~30mm(最大径60mm)の垂角～垂円礫が主体である。基質は細粒砂～粗粒砂からなる。礫率は約10%である。
-34.40	53.33	○	礫混じり砂	灰白					39	53.33~54.57m: 礫混じり砂である。 径5~10mmの垂角礫が主体である。礫率は約40%である。基質は中～粗粒砂が主体である。不均質でやや締りがある。
-35.37	54.57	○	シルト混じり砂	灰白					40	54.57~55.22m: シルト混じり砂である。 細～中粒砂が主体で不均質にシルトが混入している。礫率は約45%程度が分る。
-36.30	55.22	○	砂礫	灰白					41	55.22~59.93m: 砂礫である。 径2~30mm(最大径60mm)の垂角～垂円礫が主体である。基質はシルト混じり砂～粗粒砂からなる。礫率は約40%程度である。礫は風化で褐色～黄褐色を呈する。基質は中～粗粒砂～細粒砂を混入し不均質である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
35	46.84~47.87m ・木片を含む。
36	47.87~49.16m ・礫質砂である。 ・細～粗粒砂からなる不均質な砂が主体である。
37	49.16~51.21m ・砂である。
38	51.21~53.33m ・砂礫である。 ・径2~30mm(最大径60mm)の垂角～垂円礫を含む。
39	53.33~54.57m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
40	54.57~55.22m ・シルト混じり砂である。
41	55.22~59.93m ・砂礫である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
35	46.84~47.87m ・木片を含む。
36	47.87~49.16m ・礫質砂である。 ・細～粗粒砂からなる不均質な砂が主体である。
37	49.16~51.21m ・砂である。
38	51.21~53.33m ・砂礫である。 ・径2~30mm(最大径60mm)の垂角～垂円礫を含む。
39	53.33~54.57m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。
40	54.57~55.22m ・シルト混じり砂である。
41	55.22~59.93m ・砂礫である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
35	変更なし	変更なし	・木片の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。	変更なし
36	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・礫の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
37	変更なし	変更なし	・砂の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については追記せず。	変更なし
38	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種については追記せず。 ・砂の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
39	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・礫の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
40	変更なし	変更なし	・シルト混じり砂の区間深度とその構成粒子、堆積構造を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子や堆積構造については追記せず。	変更なし
41.2	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその細分、構成粒子、堆積構造を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、構成粒子、堆積構造については追記せず。	変更なし

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記事	
43	59.93~61.15m ・礫質砂である。 ・粘土混じり中粒砂が主体である。
44	61.15~62.75m ・粘土・礫混じり砂である。 ・粘土を不均質に混入する中粒砂が主体である。
45	62.75~63.17m ・砂礫である。
46	63.17~63.98m ・シルト混じり砂である。
47	63.98~188.09m ・花崗斑岩である。 63.98~63.90m ・酸化部である。
48	64.02~71.40m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

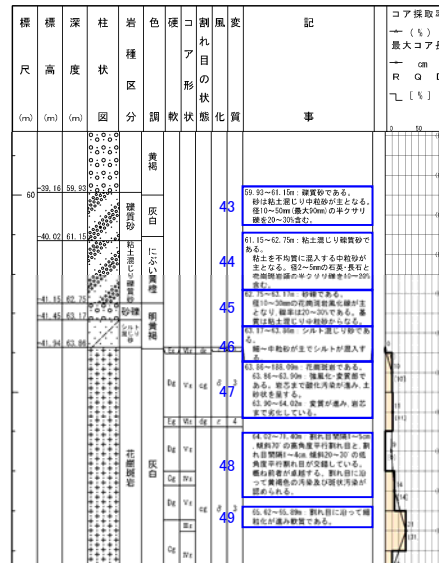
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
43	59.93~61.15m ・礫質砂である。 ・粘土混じり中粒砂が主体である。
44	61.15~62.75m ・粘土・礫混じり砂である。 ・粘土を不均質に混入する中粒砂が主体である。
45	62.75~63.17m ・砂礫である。
46	63.17~63.98m ・シルト混じり砂である。
47	63.98~188.09m ・花崗斑岩である。 63.98~63.90m ・酸化部である。
48	64.02~71.40m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
43	59.93~61.15m ・礫質砂である。 ・粘土混じり中粒砂が主体である。
44	61.15~62.75m ・粘土・礫混じり砂である。 ・粘土を不均質に混入する中粒砂が主体である。
45	62.75~63.17m ・砂礫である。
46	63.17~63.98m ・シルト混じり砂である。
47	63.98~188.09m ・花崗斑岩である。 63.98~63.90m ・酸化部である。
48	64.02~71.40m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
43	59.93~61.15m ・礫質砂である。 ・粘土混じり中粒砂が主体である。
44	61.15~62.75m ・粘土・礫混じり砂である。 ・粘土を不均質に混入する中粒砂が主体である。
45	62.75~63.17m ・砂礫である。
46	63.17~63.98m ・シルト混じり砂である。
47	63.98~188.09m ・花崗斑岩である。 63.98~63.90m ・酸化部である。
48	64.02~71.40m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
43	59.93~61.15m ・礫質砂である。 ・粘土混じり中粒砂が主体である。
44	61.15~62.75m ・粘土・礫混じり砂である。 ・粘土を不均質に混入する中粒砂が主体である。
45	62.75~63.17m ・砂礫である。
46	63.17~63.98m ・シルト混じり砂である。
47	63.98~188.09m ・花崗斑岩である。 63.98~63.90m ・酸化部である。
48	64.02~71.40m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
43	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・礫の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
44	変更なし	変更なし	・粘土混じり礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。 ・粘土・礫混じり砂と書くべきところを誤って粘土混じり礫質砂と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・礫の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
45	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 ・礫の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
46	変更なし	変更なし	・シルト混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。	変更なし
47	変更なし	変更なし	・花崗斑岩の区間深度を記載。 ・風化及び変質を受けた区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため、詳細については追記せず(酸化汚染、土砂状)。 ・63.90~64.02mの変質の程度については、周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	変更なし
48	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目治いの汚染)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。 ・割れ目治いの汚染の記載については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
49	—	—	・割れ目について記載(割れ目治いの細粒化)。	・割れ目治いに細粒化し軟質となるが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記 事
54 76.87~79.37m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
54 76.87~79.37m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
54 76.87~79.37m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬	割れ	風	変	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	状	目	化	質	事	(%)
										50. 76.87~79.37m 掘削直下の割れ目によって熱水変質が認められる。	0
										51. 76.87~79.37m 割れ目間隔は1~2cmで、層状に割れ目が分布する。	10
										52. 74.46m 掘削直下の割れ目によって細粒化している。割れ目は細粒化部により集中しており、一部でサンゴが付着する。	20
										53. 75.33~75.40m 上層礫石が60°で露出する。礫石の割れ目との交差部分で角礫状を呈する。	30
										54. 76.87~79.37m 掘削直下の割れ目によって、礫石の割れ目との交差部分で角礫状を呈している。	40

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
54 76.87~79.37m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
54 76.87~79.37m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
50	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの熱水変質)。	・割れ目沿いに変質劣化するが、前後の岩質に差はないこと、割れ目は連続性や直線性に乏しく、系統的な配列等も認められないことから追記せず。	—
51	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
52	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒化)。	・細粒化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
53	—	—	・粘土混じり角礫状の区間を記載。	・粘土混じり角礫状を呈するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
54	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目交差部で岩片状~角礫状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記事
55 79.92~81.66m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
55 79.92~81.66m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
55 79.92~81.66m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	変	記	コア採取率
尺	度	状	種		軟	ア	れ	化	質	事	(%)
(m)	(m)	図	別		状	の	目				最大コア長
		分	区		化	形	の				cm
		類				状	の				R Q D
		別				状	の				[ % ]
										55	79.92~81.66m 上部段に比べて割れ目が少なく短柱状を呈する。割れ目間隔は0.5~5cmで、割れ目形状は短柱状となる。
										56	81.22m 掘削時の割れ目周辺に幅15mmの淡緑褐色鉱物が浸出している。掘削程度の褐色のシルト質粘土を挟む。
										57	82.72~84.08m 掘削時の程度の割れ目と、これに交差する掘削時割れ目が発達し、短柱状化している。全体に褐色・黄褐色も混みコアは軟質である。掘削時の掘削時の掘削時で連続する。
										58	84.92~86.05m 割れ目は硬軟質であるが、割れ目は褐色化している。
										59	86.05~88.22m 上部段に比べて割れ目が多い。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
55 79.92~81.66m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
55 79.92~81.66m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
55	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。	変更なし
56	—	—	・割れ目について記載(シルト質粘土の挟在)。	・シルト質粘土を挟在するが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
57	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの礫状化)。 ・鉱物脈を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いに礫状化するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
58	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの褐色化)。	・割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため追記せず。	—
59	—	—	・軟質な区間を記載。	・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	—



# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記 事
-----

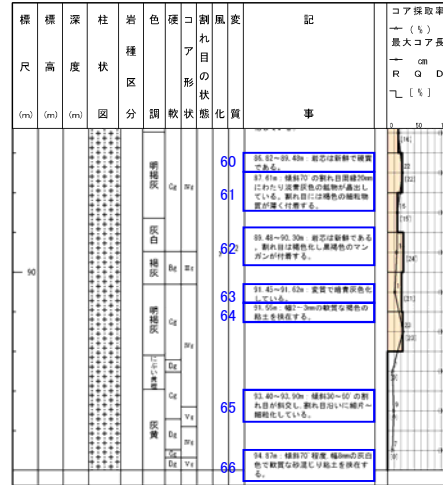
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
60	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
61	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物晶出)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
62	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、マンガ)。	・割れ目沿いの変色、マンガについては、補足的なものであるため追記せず。	—
63	—	—	・変色を記載。	・変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
64	—	—	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
65	—	—	・割れ目の発達を記載。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
66	—	—	・砂混じり粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	—

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記事

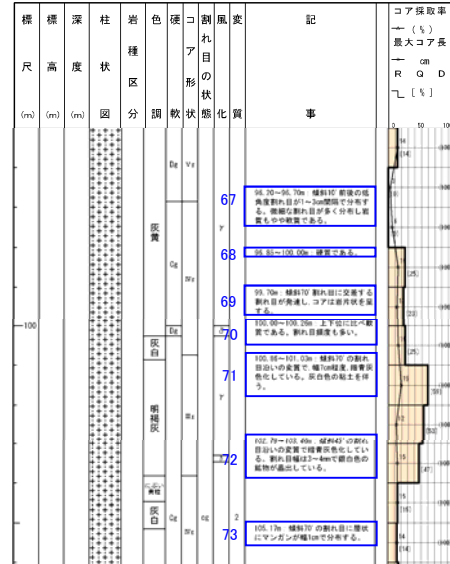
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
68	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
69	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
70	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
71	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、粘土の挟在)。	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから追記せず。	—
72	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの変色や鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
73	—	—	・割れ目について記載(マンガン)。	・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記 事

79 112.70~113.60m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

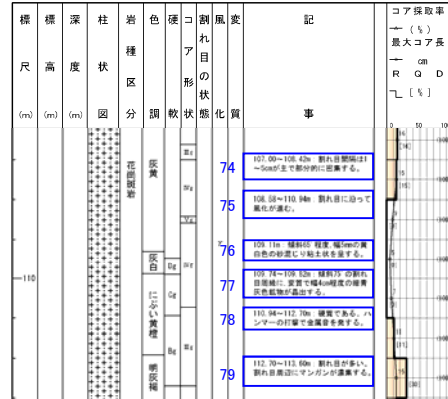
79 112.70~113.60m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

79 112.70~113.60m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事

79 112.70~113.60m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事

79 112.70~113.60m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
74	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
75	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化)。	・風化を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
76	—	—	・砂混じり粘土状部を記載。	・砂混じり粘土状を呈するが、粘土の直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	—
77	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの変色や鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
78	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
79	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目周辺のマンガン)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。	変更なし

### 設置許可申請書案

記事	
81	<ul style="list-style-type: none"> <li>●114.71～115.13m                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・黒褐色の砂混じりシルト・粘土状～灰白色の砂礫質シルト・粘土状～淡緑～灰白色のシルト混じり硬質砂状を呈する。</li> <li>・黒褐色砂混じりシルト・粘土、累計厚1mm</li> <li>・走向・傾斜はN3° E87° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。</li> </ul> </li> </ul>

### 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
81	<ul style="list-style-type: none"> <li>●114.71～115.13m                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・黒褐色の砂混じりシルト・粘土状～灰白色の砂礫質シルト・粘土状～淡緑～灰白色のシルト混じり硬質砂状を呈する。</li> <li>・黒褐色砂混じりシルト・粘土、累計厚1mm</li> <li>・走向・傾斜はN3° E87° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。</li> </ul> </li> </ul>

### 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
81	<ul style="list-style-type: none"> <li>●114.71～115.13m(D-38破砕帯)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・明褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN3° E87° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。</li> </ul> </li> </ul>

### 委託報告書 (平成30年)

標高 尺	深 度 尺	柱 状 状 態	岩 種 区 分	色 調 変 化	割 れ 目 の 状 態 化 質	記 事	コア採取率 一 (%) 最大コア長 一 cm R Q D L [ % ]
			固		80	115.00～115.50m 割れ目が発達し、黄土色の粘土を挟み込んでいる。	
			固		81	●114.71～115.13m 破砕帯(D-38) 破砕部は11.50mである。	
			固		82	115.15～115.65m 単層状を呈する。黒褐色砂混じりシルト・粘土が主体である。	
			固		83	115.45m, 115.70m 割れ目沿いに細片化している。傾斜は60°、幅は2～3cmである。	
			固		84	117.27～117.28m 変質で緻密な粘土状を呈している。傾斜は90°、幅は5cmである。	
			固		85	118.41～118.53m 変質で緻密な粘土状を呈している。傾斜は60°、幅は10～12mmの灰白色砂混じり粘土を挟み込んでいる。	

### 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
81	<ul style="list-style-type: none"> <li>●114.71～115.13m(D-38破砕帯)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・明褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN3° E87° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。</li> </ul> </li> </ul>

### 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
81	<ul style="list-style-type: none"> <li>●114.71～115.13m(D-38破砕帯)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・正断層センスである。</li> <li>・明褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN3° E87° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。</li> </ul> </li> </ul>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
80	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度を記載。</li> <li>・割れ目について記載。(粘土の挟在)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。</li> <li>・粘土を挟在するが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。</li> </ul>	—
81	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・誤記修正(右ずれ正断層センス→正断層センス)。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・記載の適正化(N3° E87° w→N3° E87° W)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅を記載。</li> <li>・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査資料(H29.12.22)と同様</li> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)</li> </ul>	変更なし
82	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。</li> </ul>	—
83	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目沿いに細片化しているが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。</li> </ul>	—
84	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。</li> </ul>	—
85	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、粘土の挟在)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粘土を挟在するが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。</li> </ul>	—

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記 事
-----

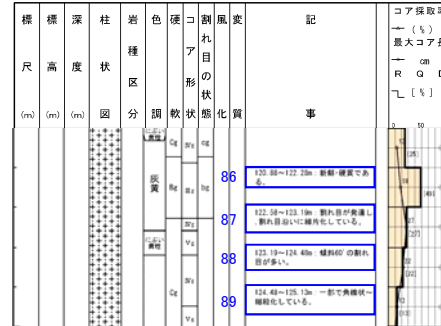
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
86	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
87	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
88	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
89	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B8-22

設置許可申請書案

設置許可申請書  
(平成27年11月)

審査資料  
(平成29年12月22日)

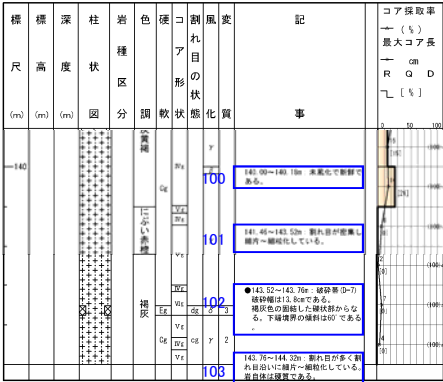
委託報告書  
(平成30年)

審査資料  
(平成30年11月30日)

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
90	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・細粒化については、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	変更なし
91～96	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの細片化、細粒化については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	—
97	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
98	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(酸化物の挟在)。	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・酸化物の挟在については、補足的なものであるため追記せず。	—
99	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B8-22

設置許可申請書案	設置許可申請書 (平成27年11月)	審査資料 (平成29年12月22日)	委託報告書 (平成30年)	審査資料 (平成30年11月30日)	審査資料 (令和2年2月7日)
<p>記事</p> <p>101 141.46~143.52m ・割れ目が多く、細礫状を呈する。</p> <p>102 143.52~143.76m ●143.52~143.76m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・細灰~灰白色の粘土混り砂礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN17° E86° Wである。 ・下盤境界の傾斜は60°である。</p> <p>103 143.76~144.32m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>101 141.46~143.52m ・割れ目が多く、細礫状を呈する。</p> <p>102 143.52~143.76m ●143.52~143.76m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・細灰~灰白色の粘土混り砂礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN17° E86° Wである。 ・下盤境界の傾斜は60°である。</p> <p>103 143.76~144.32m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>101 141.46~143.52m ・割れ目が多く、細礫状を呈する。</p> <p>102 143.52~143.76m(D-7破砕帯) ●143.52~143.76m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・福灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN17° E86° Wである。 ・下部境界の傾斜は60°である。</p> <p>103 143.76~144.32m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>		<p>記事</p> <p>101 141.46~143.52m ・割れ目が多く、細礫状を呈する。</p> <p>102 143.52~143.76m(D-7破砕帯) ●143.52~143.76m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・福灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN17° E86° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・下盤境界の傾斜は60°である。</p> <p>103 143.76~144.32m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>101 141.46~143.52m ・割れ目が多く、細礫状を呈する。</p> <p>102 143.52~143.76m(D-7破砕帯) ●143.52~143.76m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・福灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN17° E86° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・下盤境界の傾斜は60°である。</p> <p>103 143.76~144.32m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
100	—	—	・風化の程度を記載。	・風化を伴う岩盤の劣化の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
101	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき細礫状と記載。	変更なし
102	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ正断層センス)。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については、審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を記載。	・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち、肉眼観察の結果に基づいてカタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、薄片観察の結果から断層ガウジを認定し、フィルム状の粘土を追記。	変更なし
103	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記 事

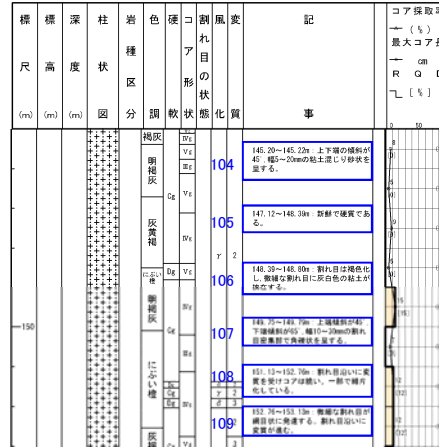
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
104	—	—	・粘土混じり砂状区間を記載。	・粘土混じり砂状を呈するが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
105	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
106	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・割れ目に粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから追記せず。	—
107	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・角礫状を呈するが、連続性に乏しいことから追記せず。	—
108	—	—	・脆弱化について記載。	・脆弱化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
109	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・変質について記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・変質の程度については、周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	—



# H24-B8-22

**設置許可申請書案**

記事

113 157.00～158.16m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

118 166.37～166.46m  
・硬質部である。カタクレーサイトからなる。灰白色の粘土状～にぶい橙色の粘土混り角礫状を呈する。  
・灰白色粘土、累計厚2mm  
・走向・傾斜はN47° E78° NWである。

**設置許可申請書**  
(平成27年11月)

記事

113 157.00～158.16m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

118 166.37～166.46m  
・硬質部である。カタクレーサイトからなる。灰白色の粘土状～にぶい橙色の粘土混り角礫状を呈する。  
・灰白色粘土、累計厚2mm  
・走向・傾斜はN47° E78° NWである。

**審査資料**  
(平成29年12月22日)

記事

113 157.00～158.16m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

118 166.37～166.46m  
・変質している。  
・粘土混じり角礫状を呈する。

**委託報告書**  
(平成30年)

**審査資料**  
(平成30年11月30日)

記事

113 157.00～158.16m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

118 166.37～166.46m  
・変質している。  
・粘土混じり角礫状を呈する。

**審査資料**  
(令和2年2月7日)

記事

113 157.00～158.16m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

118 166.37～166.46m  
・変質している。  
・粘土混じり角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書 (H27.11)	申請書 (H27.11)⇒ 審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
110	—	—	・シルトの挟在を記載。	・シルトを挟在するが、掘削時の機械割れと判断して追記せず。	—
111	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
112	—	—	・マンガンの挟在を記載。	・マンガンの挟在については、補足的なものであるため追記せず。	—
113	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料 (H29.12.22) と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
114～117	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いのマンガン)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため追記せず。	—
118	変更なし	・再観察により変質部と認定。変質部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-6頁)。	・粘土混じり角礫状部を記載。 ・粘土の挟在を記載。	審査資料 (H29.12.22) と同様 ・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	変更なし

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記事	
122	171.22~173.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
126	●176.68~177.31m (D-6破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・黒褐色~オリーブ灰色の粘土状~淡黄色のシルト・粘土混じり砂状~灰白色のシルト・粘土混じり砂状を呈する。 ・黒褐色~オリーブ灰色粘土。累計幅43mm。 ・走向・傾斜はN19° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°。下端境界の傾斜は35°である。

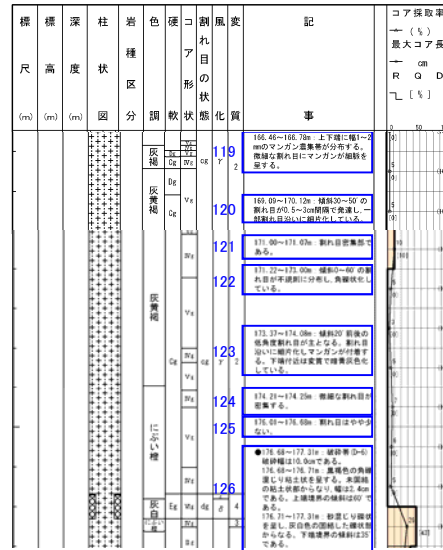
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
122	171.22~173.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
126	●176.68~177.31m (D-6破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・黒褐色~オリーブ灰色の粘土状~淡黄色のシルト・粘土混じり砂状~灰白色のシルト・粘土混じり砂状を呈する。 ・黒褐色~オリーブ灰色粘土。累計幅43mm。 ・走向・傾斜はN19° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°。下端境界の傾斜は35°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
122	171.22~173.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
126	●176.68~177.31m (D-6破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部。累計幅2.4cm。 ・走向・傾斜はN19° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°。下端境界の傾斜は35°である。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

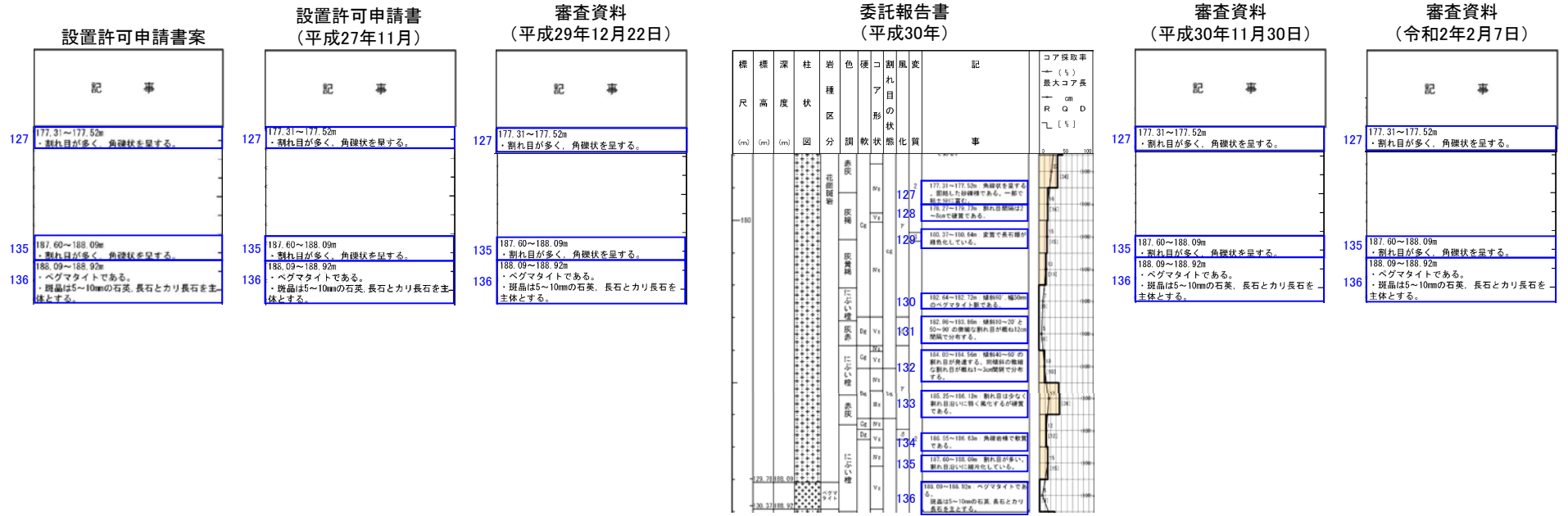
記事	
122	171.22~173.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
126	●176.68~177.31m (D-6破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部。累計幅2.4cm。 ・走向・傾斜はN19° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°。下端境界の傾斜は35°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
122	171.22~173.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
126	●176.68~177.31m (D-6破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部。累計幅2.4cm。 ・走向・傾斜はN19° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°。下端境界の傾斜は35°である。

記事	申請書案⇒ 申請書 (H27.11)	申請書 (H27.11) ⇒ 審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書 ⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
119	—	—	・マンガン濃集を記載。	・マンガン濃集については、補足的なものであるため追記せず。	—
120	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目沿いに細片化しているが、周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	—
121	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目が密集しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
122	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料 (H29.12.22) と同様 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
123~125	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、マンガン付着)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの変色、マンガン付着については、補足的なものであるため追記せず。	—
126	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料 (H29.12.22) と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし

# H24-B8-22



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
127	変更なし	変更なし	・角礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一部で粘土を含むが、粘土の配列が系統的でなく連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	変更なし
128	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
129	—	—	・長石類の緑色化を記載。	・長石類の緑色化については、変質に関する補足的なものであるため追記せず。	—
130	—	—	・ペグマタイト脈を記載。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
131	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
132	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
133	—	—	・硬軟及び割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
134	—	—	・角礫岩様で軟質な区間を記載。	・マンガン汚染により、角礫岩様に見えるものであるため追記せず。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
135	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
136	変更なし	変更なし	・ペグマタイトの区間深度、斑晶の種類、粒径を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記事
137 188.92~240.00m ・花崗斑岩である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
137 188.92~240.00m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
137 188.92~240.00m ・花崗斑岩である。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率 (%)
尺	度	度	状	種	調	度	れ	化	質	事	最大コア長 cm
(m)	(m)	(m)	図	別	分	軟	目	状	化		R Q D
				区	期	状	の	化			[%]
				間	状	状	状	状			
190				花崗斑岩						137 188.92~240.00m 花崗斑岩である。境界の傾斜は約45°である。割れ目でペグマタイト物は認められるが、連続性は極めて少ない。	0
				花崗斑岩						138 188.52~192.50m 割れ目が発達している。RQDは30%以下と良好な状態を示している。	50
				花崗斑岩						139 192.87~193.10m 変質による黄褐色の細粒物質を伴った軟質化である。	100
				花崗斑岩						140 193.50~194.20m 割れ目が発達している。RQDは50%以下と良好な状態を示している。	150
				花崗斑岩						141 194.20m 粘土を挟むが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	200

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
137 188.92~240.00m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
137 188.92~240.00m ・花崗斑岩である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
137	変更なし	変更なし	・花崗斑岩の区間深度、境界傾斜、境界の岩盤状況を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・境界の傾斜の記載については、補足的なものであるため追記せず。 ・岩盤状況については、特徴的な区間毎に別途記載することとしているため、境界の岩盤状況については追記せず。	変更なし
138	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
139	—	—	・細粒物質を伴った軟質化を記載。	・細粒物質を伴った軟質化するが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
140	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
141	—	—	・変質粘土脈を記載。	・粘土を挟むが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記 事
-----

142 195.56~197.16m  
・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

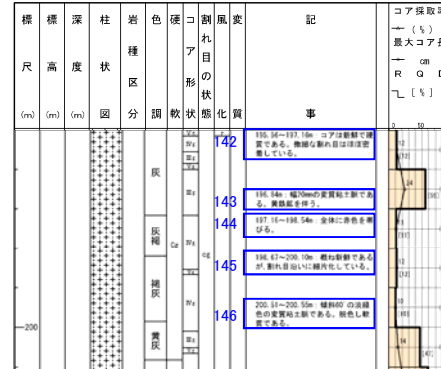
142 195.56~197.16m  
・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

142 195.56~197.16m  
・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

142 195.56~197.16m  
・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

142 195.56~197.16m  
・割れ目が少なく、短柱状を呈する。

記事	申請書案→ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 報告書	報告書→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
142	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達については、“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
143	—	—	・変質粘土脈を記載。 ・鉱物の晶出を記載。	・粘土を挟在するが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・鉱物の晶出の記載については、補足的なものであるため追記せず。	—
144	—	—	・色調を記載。	・色調については、補足的なものであるため追記せず。	—
145	—	—	・割れ目の発達を記載。	・割れ目沿いの細片化しているが、掘削時の機械割れと判断して追記せず。	—
146	—	—	・変質粘土脈を記載。	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから追記せず。	—

# H24-B8-22

設置許可申請書案	設置許可申請書 (平成27年11月)	審査資料 (平成29年12月22日)	委託報告書 (平成30年)	審査資料 (平成30年11月30日)	審査資料 (令和2年2月7日)
<p>記事</p> <p>147 200.10~225.94m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。</p> <p>149 203.78~204.12m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>156 215.65~216.06m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>147 200.10~225.94m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。</p> <p>149 203.78~204.12m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>156 215.65~216.06m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>147 200.10~225.94m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。</p> <p>149 203.78~204.12m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>156 215.65~216.06m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>	<p>標高 (m)</p> <p>深さ (m)</p> <p>柱状区分</p> <p>岩種</p> <p>色</p> <p>硬さ</p> <p>割れ目の形状</p> <p>風化</p> <p>記事</p> <p>コア採取率 (%)</p> <p>最大コア長 (cm)</p> <p>R Q D</p> <p>[ % ]</p>	<p>記事</p> <p>147 200.10~225.94m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。</p> <p>149 203.78~204.12m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>156 215.65~216.06m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>	<p>記事</p> <p>147 200.10~225.94m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。</p> <p>149 203.78~204.12m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>156 215.65~216.06m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
147	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。	変更なし
148	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
149	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
150~155	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化、細粒化、鉱物の晶出)。 ・硬軟を記載。 ・色調を記載。	・比較的硬質な区間であり、一部割れ目沿いに細片化するが、挟在物の連続性に乏しく周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
156	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記事
----

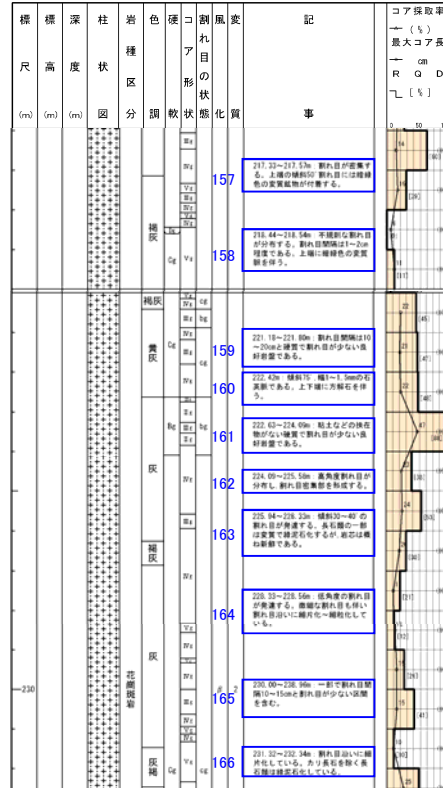
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
----

164 228.33~228.56m  
・割れ目が多く、短柱状~角礫状を呈する。

164 228.33~228.56m  
・割れ目が多く、短柱状~角礫状を呈する。

164 228.33~228.56m  
・割れ目が多く、短柱状~角礫状を呈する。

164 228.33~228.56m  
・割れ目が多く、短柱状~角礫状を呈する。

164 228.33~228.56m  
・割れ目が多く、短柱状~角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
157~163	—	—	・割れ目の発達度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化、鉱物の晶出、変質脈)。 ・石英脈を記載。 ・硬軟を記載。 ・長石の変質を記載。	・割れ目の発達度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 ・鉱物脈、変質脈については、補足的なものであるため追記せず。 ・一部割れ目沿いで、細片化や変質脈の挟在が見られるが、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・長石の変質については、補足的なものであるため追記せず。	—
164	変更なし	変更なし	・割れ目の発達度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化、細粒化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達度については、“コア形状”欄に基づき短柱状~角礫状と記載。	変更なし
165	—	—	・割れ目の発達度を記載。	・割れ目の発達度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
166	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。 ・長石の緑泥石化を記載。	・割れ目の発達度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・長石の緑泥石化については、変質に関する補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B8-22

## 設置許可申請書案

記 事

169 238.16~238.90m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

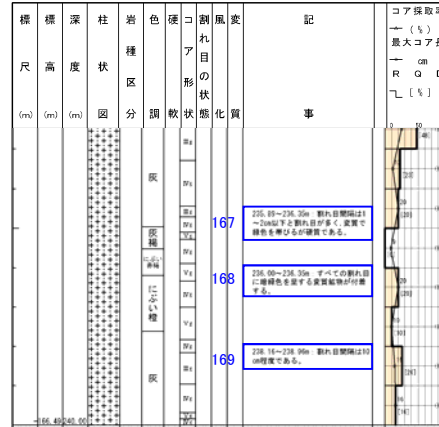
169 238.16~238.90m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

169 238.16~238.90m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事

169 238.16~238.90m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事

169 238.16~238.90m  
・割れ目が少なく、柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
167	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
168	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変質鉱物付着)。	・割れ目沿いの鉱物晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
169	変更なし	変更なし	・割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達については、“コア形状”欄に基づき柱状と記載。	変更なし



H20-①-9

余白

# H20-①-9

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	調	風	記	コア採取率 →(%) 最大コア長 →cm R Q D L(%)
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	目	状	化	事	
29.12	0.35	0.35	腐植土	腐植土	腐植土	腐植土	腐植土	腐植土	腐植土	1 0.00~0.35m ・腐植土である。 2 0.35~1.00m ・腐植質砂である。 3 1.00~5.74m ・砂混じりシルト質砂である。 4 5.74~10.00m ・砂混じりシルト質砂である。	

## 設置許可申請書案

記事
1 0.00~0.35m ・腐植土である。
2 0.35~1.00m ・腐植質砂である。
3 1.00~5.74m ・砂混じりシルト質砂である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
1 0.00~0.35m ・腐植土である。
2 0.35~1.00m ・腐植質砂である。
3 1.00~5.74m ・砂混じりシルト質砂である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
1 0.00~0.35m ・有機質土である。
2 0.35~1.00m ・腐植質砂である。
3 1.00~5.74m ・砂混じりシルト質砂である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

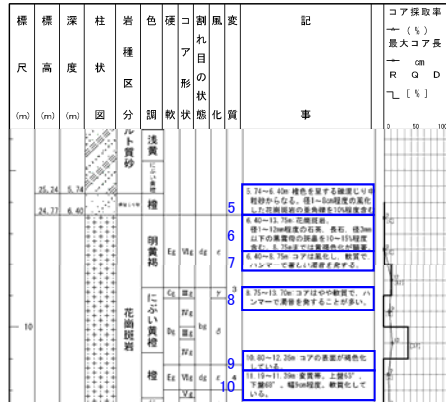
記事
1 0.00~0.35m ・有機質土である。
2 0.35~1.00m ・腐植質砂である。
3 1.00~5.74m ・砂混じりシルト質砂である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
1 0.00~0.35m ・有機質土である。
2 0.35~1.00m ・腐植質砂である。
3 1.00~5.74m ・砂混じりシルト質砂である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて腐植土と記載。	変更なし	・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に合わせて腐植質砂と記載。 ・礫については、区間を構成する主体的な粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
3, 4	・柱状図に合わせて砂混じりシルト質砂と記載。 ・シルトの含有量及び礫については、区間を構成する主体的な粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書案

記事	内容
5	5.74~6.40m ・礫混じり砂である。
6	6.40~8.75m ・花崗斑岩である。
7	6.40~8.75m ・強風化しており、軟質である。 ・土砂状を呈する。
10	11.19~11.73m ・変質し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は68°である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	内容
5	5.74~6.40m ・礫混じり砂である。
6	6.40~8.75m ・花崗斑岩である。
7	6.40~8.75m ・強風化しており、軟質である。 ・土砂状を呈する。
10	11.19~11.73m ・変質し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は68°である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	内容
5	5.74~6.40m ・礫混じり砂である。
6	6.40~8.75m ・花崗斑岩である。
7	6.40~8.75m ・強風化しており、軟質である。 ・土砂状を呈する。
10	●11.19~11.73m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN21° E70° Wである。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	内容
5	5.74~6.40m ・礫混じり砂である。
6	6.40~8.75m ・花崗斑岩である。
7	6.40~8.75m ・強風化しており、軟質である。 ・土砂状を呈する。
10	●11.19~11.73m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN21° E70° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	内容
5	5.74~6.40m ・礫混じり砂である。
6	6.40~8.75m ・花崗斑岩である。
7	6.40~8.75m ・強風化しており、軟質である。 ・土砂状を呈する。
10	●11.19~11.73m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN21° E70° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
5	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・礫については、区間を構成する主体的な粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
6	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
7	・“コア形状”欄に基づき土砂状と記載。 ・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
8	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
9	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
10	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-21頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	・カタクレーサイト中に挟むするフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟むするもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	調	風	記	コ
尺	度	度	状	種	区	軟	ア	目	化	事	ア
(m)	(m)	(m)	因	分	調	状	目	形	化		取
											率
19.48	13.75						11			12.70~13.70m 剥離に沿って褐色化を呈しているが認められる。	(%)
19.02	14.37						12			13.05~13.30m 境界にマンガンが濃集する。	最大コア径
18.95	14.55						13			13.75~17.73m ・アブライトである。 ・上端境界に、幅10~15mm程度の石英脈を挟む。	cm
							14			14.37~14.55m ・花崗斑岩である。 ・上端境界に、幅5~8mm程度の石英脈を挟む。	mm
							15			14.55~17.73m ・アブライトである。	(%)
							16			17.73~24.60m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。	
							17			18.71~18.77m ・変質している。	
							18			19.44~20.71m ・変質している。 ・灰黄色の粘土が網目状に分布する。	
							19			20.44~20.71m ・変質している。	
							20			20.44~20.71m ・変質している。 ・灰黄色を呈し、軟質化している。	

設置許可申請書案

記事	記事
13	13.70~14.91m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
14	13.75~17.73m ・アブライトである。 ・上端境界に、幅10~15mm程度の石英脈を挟む。
15	14.37~14.55m ・花崗斑岩である。 ・上端境界に、幅5~8mm程度の石英脈を挟む。
A	14.55~17.73m ・アブライトである。
18	17.73~24.60m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
21	18.71~18.77m ・変質している。
19	19.44~20.71m ・変質している。 ・灰黄色の粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は54°である。
20	20.44~20.71m ・変質している。 ・灰黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は29°、下端境界の傾斜は64°である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	記事
13	13.70~14.91m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
14	13.75~17.73m ・アブライトである。 ・上端境界に、幅10~15mm程度の石英脈を挟む。
15	14.37~14.55m ・花崗斑岩である。 ・上端境界に、幅5~8mm程度の石英脈を挟む。
A	14.55~17.73m ・アブライトである。
18	17.73~24.60m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
21	18.71~18.77m ・変質している。
19	19.44~20.71m ・変質している。 ・灰黄色の粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は54°である。
20	20.44~20.71m ・変質している。 ・灰黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は29°、下端境界の傾斜は64°である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	記事
13	13.70~14.91m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
14	13.75~17.73m ・アブライトである。 ・上端境界に、幅10~15mm程度の石英脈を挟む。
15	14.37~14.55m ・花崗斑岩である。 ・上端境界に、幅5~8mm程度の石英脈を挟む。
A	14.55~17.73m ・アブライトである。
18	17.73~24.60m ・花崗斑岩である。 ・変質している。 ・灰黄色の粘土が網目状に分布する。
19	20.44~20.71m ・変質している。
20	20.44~20.71m ・変質を呈し、軟質化している。

審査資料  
(平成30年11月30日)

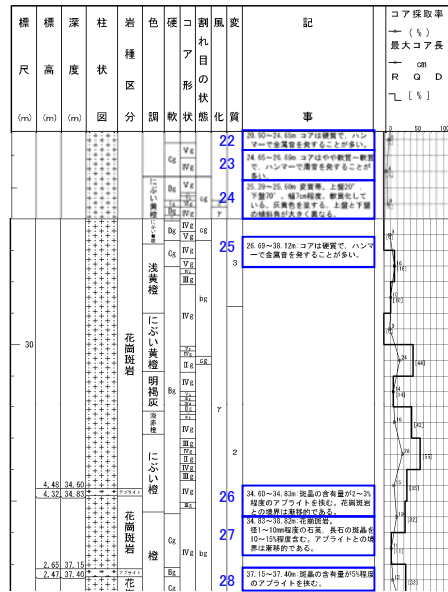
記事	記事
13	13.70~14.91m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
14	13.75~17.73m ・アブライトである。 ・上端境界に、幅10~15mm程度の石英脈を挟む。
15	14.37~14.55m ・花崗斑岩である。 ・上端境界に、幅5~8mm程度の石英脈を挟む。
A	14.55~17.73m ・アブライトである。
18	17.73~24.60m ・花崗斑岩である。 ・変質している。 ・灰黄色の粘土が網目状に分布する。
19	20.44~20.71m ・変質している。
20	20.44~20.71m ・変質を呈し、軟質化している。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	記事
13	13.70~14.91m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
14	13.75~17.73m ・アブライトである。 ・上端境界に、幅10~15mm程度の石英脈を挟む。
15	14.37~14.55m ・花崗斑岩である。 ・上端境界に、幅5~8mm程度の石英脈を挟む。
A	14.55~17.73m ・アブライトである。
18	17.73~24.60m ・花崗斑岩である。 ・変質している。 ・灰黄色の粘土が網目状に分布する。
19	20.44~20.71m ・変質している。
20	20.44~20.71m ・変質を呈し、軟質化している。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
11	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
12	・マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
13	・13.70~16.49m区間は全体に硬質であるが、その中で特に硬質な13.70~14.91m区間について記載。 ・“コア形状”欄に基づき割れ目の発達を記載。 ・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
14	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
15	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
A	・柱状図に合わせてアブライトと記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
16	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
17	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-196頁)。	—	—	—	—
18, 21	・柱状図に合わせて花崗斑岩と記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書案

記事	記事
22	20.90~24.65m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
23	25.39~25.60m ・変質している。
24	25.39~25.60m ・灰黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は70°である。
25	27.52~35.40m ・硬質である。
B	33.02~34.34m ・割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
26	34.60~34.83m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
27	34.83~37.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
28	37.15~37.40m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
27	37.40~38.82m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	記事
22	20.90~24.65m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
24	25.39~25.60m ・変質している。 ・灰黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は70°である。
25	27.52~35.40m ・硬質である。
B	33.02~34.34m ・割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
26	34.60~34.83m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
27	34.83~37.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
28	37.15~37.40m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
27	37.40~38.82m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	記事
22	20.90~24.65m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
24	25.39~25.60m ・変質している。 ・灰黄色を呈し、軟質化している。
25	27.52~35.40m ・硬質である。
B	33.02~34.34m ・割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
26	34.60~34.83m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
27	34.83~37.15m ・花崗斑岩である。
28	37.15~37.40m ・アプライトである。
27	37.40~38.82m ・花崗斑岩である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	記事
22	20.90~24.65m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
24	25.39~25.60m ・変質している。 ・灰黄色を呈し、軟質化している。
25	27.52~35.40m ・硬質である。
B	33.02~34.34m ・割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
26	34.60~34.83m ・アプライトである。
27	34.83~37.15m ・花崗斑岩である。
28	37.15~37.40m ・アプライトである。
27	37.40~38.82m ・花崗斑岩である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	記事
22	20.90~24.65m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
24	25.39~25.60m ・変質している。 ・灰黄色を呈し、軟質化している。
25	27.52~35.40m ・硬質である。
B	33.02~34.34m ・割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
26	34.60~34.83m ・アプライトである。
27	34.83~37.15m ・花崗斑岩である。
28	37.15~37.40m ・アプライトである。
27	37.40~38.82m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
22	・“コア形状”欄に基づき割れ目の発達程度を記載。 ・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
23	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
24	・幅の記載については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・Cm'級及びCh'級の良好な岩盤からなる区間のうち、特に硬質な区間について記載。 ・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
B	・RQDのピークを伴うCh'級区間について、“コア形状”欄に基づき割れ目の発達程度を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
26	・柱状図に合わせてアプライトと記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・柱状図に合わせてアプライトを挟在する花崗斑岩とその深度区間を分割して記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28	・柱状図に合わせてアプライトと記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・上端境界の明瞭さについては、記事No.27に基づき記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	状	形	化	事	(%)
										最大コア長
										— cm
										R Q D
										〔%〕
	1.45	38.82	斑岩	斑岩	De	29	29	29	38.82~40.86m ・アフライトである。 ・上層境界は漸移的である。	29
	-0.02	40.86	アフライト	アフライト	De	30	30	30	39.02~42.68m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	30
	-0.53	41.56	アフライト	アフライト	De	31	31	31	39.02~42.68m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	31
	-1.69	43.17	アフライト	アフライト	De	32	32	32	40.86~41.56m ・花崗斑岩である。	32
			アフライト	アフライト	De	33	33	33	41.56~43.17m ・アフライトである。	33
			アフライト	アフライト	De	34	34	34	43.17~58.93m ・花崗斑岩である。	34
			アフライト	アフライト	De	35	35	35	43.17~58.93m ・花崗斑岩である。	35

設置許可申請書案

記事	記事
31	38.82~40.86m ・アフライトである。 ・上層境界は漸移的である。
30	39.02~42.68m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
33	40.86~41.56m ・花崗斑岩である。
31	41.56~43.17m ・アフライトである。
35	43.17~58.93m ・花崗斑岩である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	記事
31	38.82~40.86m ・アフライトである。 ・上層境界は漸移的である。
30	39.02~42.68m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
33	40.86~41.56m ・花崗斑岩である。
31	41.56~43.17m ・アフライトである。
35	43.17~58.93m ・花崗斑岩である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	記事
31	38.82~40.86m ・アフライトである。 ・上層境界は漸移的である。
30	39.02~42.68m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
33	40.86~41.56m ・花崗斑岩である。
31	41.56~43.17m ・アフライトである。
35	43.17~58.93m ・花崗斑岩である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

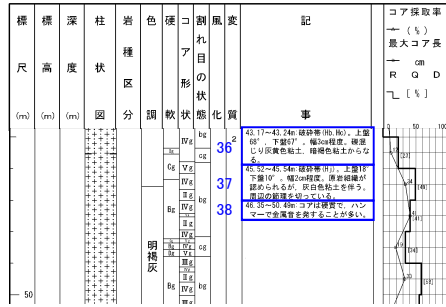
記事	記事
31	38.82~40.86m ・アフライトである。 ・上層境界は漸移的である。
30	39.02~42.68m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
33	40.86~41.56m ・花崗斑岩である。
31	41.56~43.17m ・アフライトである。
35	43.17~58.93m ・花崗斑岩である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	記事
31	38.82~40.86m ・アフライトである。 ・上層境界は漸移的である。
30	39.02~42.68m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
33	40.86~41.56m ・花崗斑岩である。
31	41.56~43.17m ・アフライトである。
35	43.17~58.93m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
29	・硬軟や割れ目の発達については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
30	・Cm'級の良好な岩盤からなる区間のうち、特に硬質な区間について記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
31	・柱状図に合わせてアフライトと記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・石英脈及びマンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
33	・柱状図に合わせて花崗斑岩と記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・当該区間中には破砕帯を複数含み、破砕帯区間とその他の区間で硬軟が異なるためまとめ書きを削除。	—	—	—	—
35	・柱状図に合わせて花崗斑岩と記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書案

記事
36
37

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
36
37

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
36
37

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
36
37

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
36
37

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。</li> <li>・誤記修正(N14° E76° E→N14° E76° W)。</li> </ul>	変更なし	変更なし
37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土混じり礫状と記載。</li> <li>・にぶい橙色と書くべきところを誤って灰白色と記載。</li> <li>・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。</li> <li>・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>・“周辺の節理を切っている”との記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。</li> </ul>	変更なし
38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まとめ書きの記載は削除。</li> </ul>	—	—	—	—



委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	波	記
(m)	(m)	(m)	因	分	調	軟	目	状	化	質	事
50			花崗斑岩	凝結灰	凝結灰	凝結灰	凝結灰	凝結灰	凝結灰	凝結灰	<p>39 48.60m シーム、傾斜14°、幅0.60m 傾斜の節理により灰褐色粘土からなる。</p> <p>40 50.00~75.00m コアの硬軟を細かく読み取す。</p> <p>41 51.50~51.52m(破砕帯) 上層20°下層20°、幅2.8cm程度、灰白色粘土からなる。節理の節理を切っている。</p> <p>42 54.20~54.75m 変質帯、上層64°下層不明、幅4cm程度、岩塊部集積からなる。</p>

設置許可申請書案

記事
41
42

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
41
42

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
41
42

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
41
42

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
41
42

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
39	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-197頁)。	—	—	—	—
40	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
41	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“周辺の節理を切っている”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	変更なし	・誤記修正(51.53m→51.52m, 2.8cm→2.1cm, 審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
42	・幅の記載については、区間長を記載していることから削除。 ・“色調”欄に基づきにぶい黄橙と記載。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	調	風	波	記	コア採取率 (%) 最大コア長 — cm — R Q D — L (%)
(m)	(m)	(m)	図分	調	調	調	調	調	調	事	
										43 56.43~56.68m 変質帯、上層20° 下層24°、層20m程度、灰白色粘土 が網目状に分布する。	
										44 58.93~59.25m ベグマタイトである。	
										45 59.25~60.20m アブライトである。	
										46 60.20~75.00m 花崗斑岩である。	
										47 60.20~75.00m アブライトとの境界は漸移的である。	

設置許可申請書案

記事
56.43~56.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は20°、下層境界の傾斜は24°である。
58.93~59.25m ・ベグマタイトである。
59.25~60.20m ・アブライトである。
60.20~75.00m ・花崗斑岩である。 ・上層境界は漸移的である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
56.43~56.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は20°、下層境界の傾斜は24°である。
58.93~59.25m ・ベグマタイトである。
59.25~60.20m ・アブライトである。
60.20~75.00m ・花崗斑岩である。 ・上層境界は漸移的である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
56.43~56.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
58.93~59.25m ・ベグマタイトである。
59.25~60.20m ・アブライトである。
60.20~75.00m ・花崗斑岩である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
56.43~56.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
58.93~59.25m ・ベグマタイトである。
59.25~60.20m ・アブライトである。
60.20~75.00m ・花崗斑岩である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
56.43~56.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
58.93~59.25m ・ベグマタイトである。
59.25~60.20m ・アブライトである。
60.20~75.00m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
43	・幅の記載については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	・柱状図に合わせてベグマタイトと記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
45	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
46	・シルト状を呈するが、連続性に乏しく、周辺の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
47	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	状	目	況	事	(%)
			分	別	査	態	形	化		最大コア長
							状	質		cm
							形			R Q D
							状			L (%)
									48	62.01~62.25m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は55°、下層境界の傾斜は30°である。
									49	65.69~66.11m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は67°、下層境界の傾斜は80°である。
									50	66.55~66.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は33°、下層境界の傾斜は30°である。
									51	67.68~67.76m ・変質している。 ・微細な割れ目が分布する。 ・上層境界の傾斜は77°、下層境界の傾斜は75°である。
									52	69.81~71.36m ・変質している。 ・マンガンが分布する。

設置許可申請書案

記事
48
49
50
51

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
48
49
50
51

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
48
49
50
51

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
48
49
50
51

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
48
49
50
51

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
48	・幅の記載については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
49	・幅の記載については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
50	・幅の記載については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
51	・幅の記載については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
52	・マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—

委託報告書  
(平成20年)

標 尺 (m)	標 高 度 (m)	柱 状 区 分 調 査 区 間	色 調 分 類	硬 度 調 査	割 取 目 的 状 況	風 化 度	記 事	コア採取率 (%) 最大コア長 — cm — R Q D — L (%)
							53 71.43~71.58m 変質帯、上盤付、下盤付。細粒の肉眼、観察している。明黄褐色を呈する。上盤と下盤の境界の傾斜は56°である。	
							54 72.58~72.80m 変質帯、上盤付、下盤付。細粒の肉眼、観察している。灰白色粘土が網目状に分布する。	

設置許可申請書案

記 事
53 71.43~71.58m ・変質している。 ・明黄褐色を呈し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は56°、下端境界の傾斜は71°である。
54 72.58~72.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は56°、下端境界の傾斜は58°である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
53 71.43~71.58m ・変質している。 ・明黄褐色を呈し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は57°、下端境界の傾斜は71°である。
54 72.58~72.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は56°、下端境界の傾斜は58°である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
53 ●71.43~71.48m(f-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN80° W69° Nである。 ・下端境界の傾斜は72°である。
54 72.58~72.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
53 ●71.43~71.48m(f-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN80° W69° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・下端境界の傾斜は72°である。
54 72.58~72.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
53 ●71.43~71.48m(f-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN80° W69° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・下端境界の傾斜は72°である。
54 72.58~72.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
53	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅の記載については、区間長を記載していることから削除。</li> <li>“上盤と下盤の走向傾斜が大きく異なる”との記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-22頁)。</li> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>上記再観察による上端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(直線的でないことから削除)。</li> <li>上記再観察で取得した下端境界の見かけの傾斜を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カタクレーサイト中に挟むフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟むもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。</li> </ul>	変更なし
54	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅の記載については、区間長を記載していることから削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	状	目	化	質	事	(%)
寸	度	度	分	別	別	状	目	質	質		最大コア長
											cm
											R
											Q
											D
											L
											(%)
											0
											10
											20
											30
											40
											50
											60
											70
											80
											90
											100

設置許可申請書案

記事
55 73.39~73.62m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は17°である。
56 73.91~74.75m (D-5破砕帯) ・破砕帯である。 ・暗灰色の粘土状~灰白色の粘土混じり礫状を呈する。 ・珪灰色粘土：累計厚29mm ・走向・傾斜はN9° W4° Wである。 ・上盤境界の傾斜は3°、下盤境界の傾斜は70°である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
55 73.39~73.62m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は17°である。
56 73.91~74.75m (D-5破砕帯) ・破砕帯である。 ・暗灰色の粘土状~灰白色の粘土混じり礫状を呈する。 ・珪灰色粘土：累計厚29mm ・走向・傾斜はN9° W4° Wである。 ・上盤境界の傾斜は3°、下盤境界の傾斜は70°である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
55 73.39~73.62m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
56 73.91~74.75m (D-5破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN9° W4° Wである。 ・上端境界の傾斜は3°、下盤境界の傾斜は69°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
55 73.39~73.62m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
56 73.91~74.75m (D-5破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN9° W4° Wである。 ・上盤境界の傾斜は3°、下盤境界の傾斜は69°である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
55 73.39~73.62m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
56 73.91~74.75m (D-5破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN9° W4° Wである。 ・上盤境界の傾斜は3°、下盤境界の傾斜は69°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅の記載については、区間長を記載していることから削除。</li> <li>・上下端境界の傾斜の違いについては、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・破砕帯の記載については、区間長を記載しているため削除。</li> <li>・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土状~粘土混じり礫状と記載。</li> <li>・原岩組織の残留の程度の記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・誤記修正(73.91~74.25m→73.91~74.75m)。</li> <li>・“幅29cm程度”との記載を粘土の幅と勘違いし、単位も誤って、“珪灰色粘土：累計厚29mm”と記載。</li> <li>・“粘土が網目状に分布する”との記載については、粘土混じり礫状に含めて示しているため削除。</li> <li>・“上盤と下盤で傾斜角が大きく異なる”との記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。</li> </ul>	変更なし	変更なし

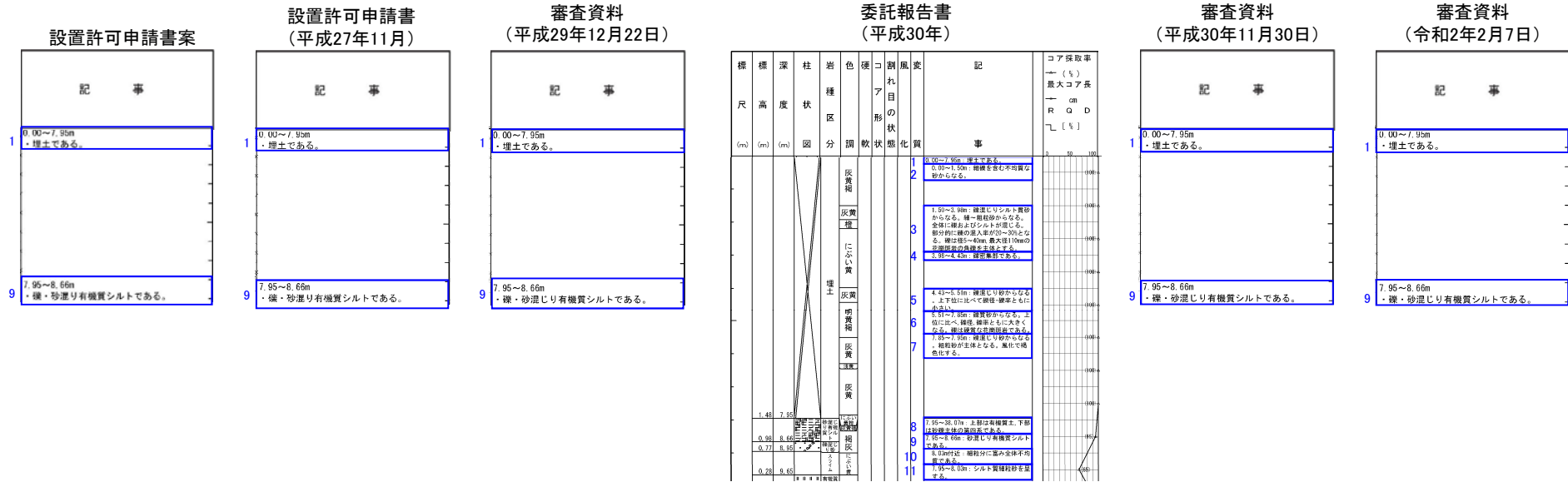
余白

**H24-B11-1**

余白



# H24-B11-1



記事	申請書案⇒ 申請書 (H27.11)	申請書 (H27.11)⇒ 審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	・埋土の区間深度を記載。	審査資料 (H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
2~7	—	—	・埋土区間の細分を記載。	・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、細分に関する記載は追記せず。	—
8	—	—	・堆積物区間について土質構成や年代を一括記載。	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしており、土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	—
9~11	変更なし	変更なし	・砂混じり有機質シルトの区間深度とその細分を記載。	審査資料 (H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については追記せず。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
12	8.66~8.95m ・礫混じり砂である。
14	9.65~10.03m ・有機質土である。
15	10.03~11.37m ・礫混じり砂である。
17	11.37~12.20m ・礫混じり有機質砂である。
19	12.20~13.60m ・有機質土である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
12	8.66~8.95m ・礫混じり砂である。
14	9.65~10.03m ・有機質土である。
15	10.03~11.37m ・礫混じり砂である。
17	11.37~12.20m ・礫混じり有機質砂である。
19	12.20~13.60m ・有機質土である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
12	8.66~8.95m ・礫混じり砂である。
14	9.65~10.03m ・有機質土である。
15	10.03~11.37m ・礫混じり砂である。
17	11.37~12.20m ・礫混じり有機質砂である。
19	12.20~13.60m ・有機質土である。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬	コ	割	風	記	コア採取率
尺	度	度	状	種	調	軟	割	目	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	状	状	目	の	質		最大コア長
			分	区	状	状	の	形	状		cm
			区	別	状	状	状	状	状		R
			別	の	状	状	状	状	状		Q
			の	目	状	状	状	状	状		D
			の	別	状	状	状	状	状		L
			の	別	状	状	状	状	状		[%]
10	-0.00	10.00	10.00	土							0
				礫混じり砂						8.66~8.95m 礫混じり砂である。細粒砂を含まない。有機質の粘土層に接しない。	100
				礫混じり砂						9.65~10.03m スライムである。有機質土である。	100
				礫混じり砂						10.03~11.37m 礫混じり砂である。細粒砂を含まない。有機質土である。	100
	-0.84	11.37	11.37	有機質土						11.37~12.20m 礫混じり有機質砂である。細粒砂を含まない。有機質土である。	100
	-1.68	12.20	12.20	有機質土						12.20~13.60m 有機質土である。細粒砂を含まない。有機質土である。	100
	-2.52	13.60	13.60	有機質土						13.60~14.00m 有機質土である。細粒砂を含まない。有機質土である。	100

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
12	8.66~8.95m ・礫混じり砂である。
14	9.65~10.03m ・有機質土である。
15	10.03~11.37m ・礫混じり砂である。
17	11.37~12.20m ・礫混じり有機質砂である。
19	12.20~13.60m ・有機質土である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
12	8.66~8.95m ・礫混じり砂である。
14	9.65~10.03m ・有機質土である。
15	10.03~11.37m ・礫混じり砂である。
17	11.37~12.20m ・礫混じり有機質砂である。
19	12.20~13.60m ・有機質土である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。	変更なし
13	—	—	・スライムの区間深度を記載。	・スライム区間については、岩種区分に記載しているため追記せず。	—
14	変更なし	変更なし	・有機質土の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
15,16	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子、細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子、細分については追記せず。	変更なし
17,18	変更なし	変更なし	・礫混じり有機質砂の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、細分については追記せず。	変更なし
19,20	変更なし	変更なし	・有機質土の区間深度とその構成粒子、細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子、細分については追記せず。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
21	13.60~16.53m ・有機質土混じり砂である。
24	16.53~17.90m ・有機質土である。
26	17.90~18.05m ・細礫混じりシルト質砂である。
27	18.05~18.28m ・有機質シルトである。
28	18.28~23.15m ・礫混じり砂である。

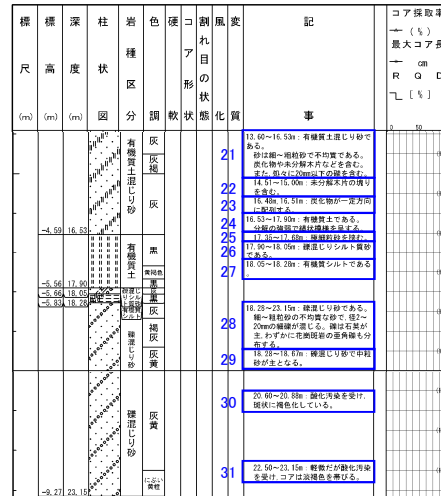
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
21	13.60~16.53m ・有機質土混じり砂である。
24	16.53~17.90m ・有機質土である。
26	17.90~18.05m ・細礫混じりシルト質砂である。
27	18.05~18.28m ・有機質シルトである。
28	18.28~23.15m ・礫混じり砂である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
21	13.60~16.53m ・有機質土混じり砂である。
24	16.53~17.90m ・有機質土である。
26	17.90~18.05m ・細礫混じりシルト質砂である。
27	18.05~18.28m ・有機質シルトである。
28	18.28~23.15m ・礫混じり砂である。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
21	13.60~16.53m ・有機質土混じり砂である。
24	16.53~17.90m ・有機質土である。
26	17.90~18.05m ・細礫混じりシルト質砂である。
27	18.05~18.28m ・有機質シルトである。
28	18.28~23.15m ・礫混じり砂である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
21	13.60~16.53m ・有機質土混じり砂である。
24	16.53~17.90m ・有機質土である。
26	17.90~18.05m ・細礫混じりシルト質砂である。
27	18.05~18.28m ・有機質シルトである。
28	18.28~23.15m ・礫混じり砂である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21~23	変更なし	変更なし	・有機質土混じり砂の区間深度とその構成粒子、細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子、細分については追記せず。	変更なし
24,25	変更なし	変更なし	・有機質土の区間深度とその構成粒子、細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子、細分については追記せず。	変更なし
26	変更なし	変更なし	・表現の見直し(細礫混じり→礫混じり)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(礫混じり→細礫混じり)。	変更なし
27	変更なし	変更なし	・有機質シルトの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
28~31	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子、細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子、細分については追記せず。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
32	23.15~25.00m ・礫質砂である。
33	25.00m~25.78m ・砂礫である。
34	25.00~29.53m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。
36	29.53~30.29m ・シルト混じり砂である。
37	30.29~38.07m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。

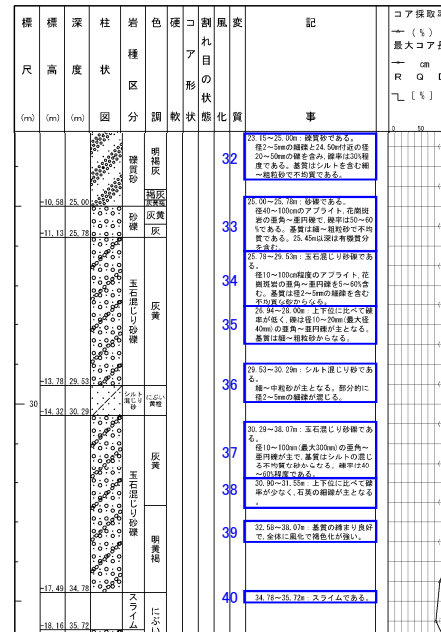
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
32	23.15~25.00m ・礫質砂である。
33	25.00m~25.78m ・砂礫である。
34	25.00~29.53m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。
36	29.53~30.29m ・シルト混じり砂である。
37	30.29~38.07m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
32	23.15~25.00m ・礫質砂である。
33	25.00~25.78m ・砂礫である。
34	25.78~29.53m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。
36	29.53~30.29m ・シルト混じり砂である。
37	30.29~38.07m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
32	23.15~25.00m ・礫質砂である。
33	25.00~25.78m ・砂礫である。
34	25.78~29.53m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。
36	29.53~30.29m ・シルト混じり砂である。
37	30.29~38.07m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
32	23.15~25.00m ・礫質砂である。
33	25.00~25.78m ・砂礫である。
34	25.78~29.53m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。
36	29.53~30.29m ・シルト混じり砂である。
37	30.29~38.07m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10~100mmのアブライト、花崗斑岩の垂角~亜円礫を含む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその構成粒子、基質の粒度組成を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子、基質の粒度組成については追記せず。	変更なし
33	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子、細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子、細分については追記せず。	変更なし
34,35	変更なし	変更なし	・玉石混じり砂礫の区間深度とその構成粒子、細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、細分については追記せず。 ・基質については、当該区間を構成する目立つ粒子ではないため削除。	変更なし
36	変更なし	変更なし	・シルト混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。	変更なし
37~39	変更なし	変更なし	・玉石混じり砂礫の区間深度とその構成粒子、細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子、細分については追記せず。	変更なし
40	—	—	・スライムの区間深度を記載。	・スライム区間については、“岩種区分”欄に記載しているため追記せず。	—

# H24-B11-1

設置許可申請書案		設置許可申請書 (平成27年11月)		審査資料 (平成29年12月22日)		委託報告書 (平成30年)		審査資料 (平成30年11月30日)		審査資料 (令和2年2月7日)	
	記事		記事		記事		記事		記事		記事
41	35.72~36.70m ・花崗斑岩の礫である。	41	35.72~36.70m ・花崗斑岩の礫である。	41	35.72~36.70m ・花崗斑岩の礫である。		35.72~36.70m ・花崗斑岩の礫である。	41	35.72~36.70m ・花崗斑岩の礫である。	41	35.72~36.70m ・花崗斑岩の礫である。
42	60.61.63.64.65.66 38.07~125.11m ・アプライトが主体である。 ・所々にペグマタイトを挟む。	42	60.61.63.64.65.66 38.07~125.11m ・アプライトが主体である。 ・所々にペグマタイトを挟む。	42	60.61.63.64.65.66 38.07~125.11m ・アプライトが主体である。 ・所々にペグマタイトを挟む。		38.07~40.45m ・風化して軟質化している。 38.30m ・傾斜15°、幅5mmの石英脈を挟む。	43	60.61.63.64.65.66 38.07~125.11m ・アプライトが主体である。 ・所々にペグマタイトを挟む。	42	60.61.63.64.65.66 38.07~125.11m ・アプライトが主体である。 ・所々にペグマタイトを挟む。
43	38.07~40.45m ・風化して軟質化している。	43	38.07~40.45m ・風化して軟質化している。	43	38.07~40.45m ・風化して軟質化している。		38.07~40.45m ・風化して軟質化している。	43	38.07~40.45m ・風化して軟質化している。	43	38.07~40.45m ・風化して軟質化している。
44	38.30m ・傾斜15°、幅5mmの石英脈を挟む。	44	38.30m ・傾斜15°、幅5mmの石英脈を挟む。	44	38.30m ・傾斜15°、幅5mmの石英脈を挟む。		38.30m ・傾斜15°、幅5mmの石英脈を挟む。	44	38.30m ・傾斜15°、幅5mmの石英脈を挟む。	44	38.30m ・傾斜15°、幅5mmの石英脈を挟む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	変更なし	変更なし	・花崗斑岩礫の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
42	変更なし	変更なし	・アプライトの区間深度、斑晶の種類を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり、斑晶の種類については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。 ・記事No.60,61,63,64,65,66に基づき、ペグマタイトの挟在を追記。	変更なし
43	変更なし	変更なし	・風化の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化の程度については、岩級区分で表示しているため追記せず。	変更なし
44	変更なし	変更なし	・石英脈の挟在を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
45	—	—	・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化)。	・割れ目の発達、風化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
48	42.34m ・傾斜50°の割れ目に、幅2～6mmの流入粘土を挟む。
49	42.34m ・傾斜45°の割れ目に、幅3～4mmの流入粘土を挟む。
50	●45.57～45.64m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・暗褐色の砂混り粘土状～灰白～黄褐色のシルト質砂状を呈する。 ・暗褐色砂混り粘土；累計厚7mm ・走向・傾斜はN8° W34° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は57°である。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
48	42.34m ・傾斜50°の割れ目に、幅2～6mmの流入粘土を挟む。
49	42.34m ・傾斜45°の割れ目に、幅3～4mmの流入粘土を挟む。
50	●45.57～45.64m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・暗褐色の砂混り粘土状～灰白～黄褐色のシルト質砂状を呈する。 ・暗褐色砂混り粘土；累計厚7mm ・走向・傾斜はN8° W34° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は57°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
48	42.34m ・傾斜50°の割れ目に、幅2～6mmの流入粘土を挟む。
49	42.34m ・傾斜45°の割れ目に、幅3～4mmの流入粘土を挟む。
50	●45.58～45.63m (F-b11-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。 ・走向・傾斜はN8° W34° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は57°である。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩色	硬軟	割れ目	風化	記事
尺	度	状	種	調	の	状	
(m)	(m)	(m)	図分	軟	目	態	
			区	化	形状	質	
			アンサイト				47.46～47.97m ・傾斜45°の割れ目に、幅3～4mmの流入粘土を挟む。 ・左ずれセンスである。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。
			粗粒炭				42.34m ・傾斜50°の割れ目に、幅2～6mmの流入粘土を挟む。 42.34m ・傾斜45°の割れ目に、幅3～4mmの流入粘土を挟む。
			粗粒炭				●45.58～45.63m (F-b11-1-1) ・破砕幅は2.5cmである。 ・左ずれの正断層センスである。肉目観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
48	42.34m ・傾斜50°の割れ目に、幅2～6mmの流入粘土を挟む。
49	42.34m ・傾斜45°の割れ目に、幅3～4mmの流入粘土を挟む。
50	●45.58～45.63m (F-b11-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。 ・走向・傾斜はN8° W34° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は57°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
48	42.34m ・傾斜50°の割れ目に、幅2～6mmの流入粘土を挟む。
49	42.34m ・傾斜45°の割れ目に、幅3～4mmの流入粘土を挟む。
50	●45.58～45.63m (F-b11-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。 ・走向・傾斜はN8° W34° Wである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は57°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
46	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
47	—	—	・石英の晶出を記載。	・割れ目沿いの鉱物晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
48	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いに流入粘土)。	・審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
49	変更なし (誤記)深度について、42.64mと書くべきところを誤って42.34mと記載。	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いに流入粘土)。 ・誤記修正(42.34m→42.64m)。	・審査資料(H29.12.22)と同様 ・正しい深度の反映漏れ(42.64m→42.34m)。	変更なし
50	変更なし	・誤記修正(45.57～45.64m→45.58～45.63m)。 ・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(左ずれ正断層センス→左ずれセンス)。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記 事
49.78~49.84m ・変質している。 ・灰白~黒褐色の砂質シルト状を呈する。 ・上層境界の傾斜は77°、下層境界の傾斜は75°である。

55

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
49.78~49.84m ・変質している。 ・灰白~黒褐色の砂質シルト状を呈する。 ・上層境界の傾斜は77°、下層境界の傾斜は75°である。

55

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
49.78~49.84m ・変質している。 ・灰白~黒褐色の砂質シルト状を呈する。

55

## 委託報告書 (平成30年)

標 尺	標 高	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 軟	割 れ 目	風 化	記 事	コア採取率 (%)	最大コア長 cm	
(m)	(m)	(m)	図	分	調	状	形	化	事	R	Q	D
									49.78~49.84m: 割れ目が発達し、割れ目沿いにマンガンおよび白色の鉱物が見られる。			
									49.78~49.84m: 割れ目間隔は20cmで風化変質の影響が少なく、一部で割れ目が発達している。			
									49.78~49.84m: 硬軟で割れ目と割れ目沿いに風化している。			
									49.78~49.84m: 傾斜70°(幅1~20cm)程度の粘土を挟む。軟弱で傾斜で容易に変形し、マンガンを含む。			
									50.00~50.50m: 硬軟である。傾斜70°程度の割れ目に灰白色の粘土を挟む。割れ目沿いに幅1~20cmの風化・マンガン浸染帯が分布する。			

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
49.78~49.84m ・変質している。 ・灰白~黒褐色の砂質シルト状を呈する。

55

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
49.78~49.84m ・変質している。 ・灰白~黒褐色の砂質シルト状を呈する。

55

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いのマンガン、鉱物の晶出)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いのマンガン、鉱物晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
52	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
53	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化)。	・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの風化については、補足的なものであるため追記せず。	—
54	—	—	・硬軟を記載。 ・色調を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。	—
55	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	・マンガン、粘土の挟在を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
56	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いに風化、マンガン、粘土の挟在)。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・粘土を挟在するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの風化、マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B11-1

設置許可申請書案

記 事
60 55.28~55.82m ・ベグマタイトである。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
60 55.28~55.82m ・ベグマタイトである。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
60 55.28~55.82m ・ベグマタイトである。

委託報告書  
(平成30年)

標 尺	標 高	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 軟	割 目	風 化	変 色	記 事	コア採取率 (%)	最大コア長 (cm)
(m)	(m)	(m)	図 分	調 軟	状 態	化 質						
										57 50.50~51.44m 砂岩層である。割れ目間隔は概10cm程度の風化・硬軟が分る。		
										58 52.85m 緑色の包有物である。黄褐色の硬軟。10×50mmの円筒状である。		
										59 54.14~54.20m 上層の硬軟が0.7m程度で硬軟が凸凹。硬軟の粘土混じり角礫状を呈する。		
										60 55.28~55.82m ベグマタイトであり、硬軟は10cmの硬軟・長径からなる。		

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
60 55.28~55.82m ・ベグマタイトである。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
60 55.28~55.82m ・ベグマタイトである。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
57	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いに風化、変色)。	・割れ目沿いの風化、変色については、補足的なものであるため追記せず。 ・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
58	—	—	・包有物について記載。	・包有物については、補足的なものであるため追記せず。	—
59	—	—	・半固結の粘土混じり角礫状の区間を記載。	・粘土混じり角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
60	変更なし	変更なし	・ベグマタイトの区間深度、斑晶の種類、粒径を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、斑晶の種類、粒径については追記せず。	変更なし



# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
63	57.50~58.52m ・ベグマタイトである。 ・上端境界の傾斜は70°である。
65	59.43~59.76m ・ベグマタイトである。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
63	57.50~58.52m ・ベグマタイトである。 ・上端境界の傾斜は70°である。
65	59.43~59.76m ・ベグマタイトである。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
63	57.50~58.52m ・ベグマタイトである。 ・上端境界の傾斜は70°である。
65	59.43~59.76m ・ベグマタイトである。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率
尺	高	状	種		度	れ	化	質	事	(%)
(m)	度	状	区			目	状			最大コア長
			分			の	態			cm
			類			形	状			R
						状	状			Q
						状	状			D
						状	状			L
						状	状			[%]
	57.50		アプライト						61	
	58.52		アプライト						62	
	59.39		ベグマタイト						63	
	59.43		ベグマタイト						64	
	59.76		ベグマタイト						65	
	60		アプライト						66	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
63	57.50~58.52m ・ベグマタイトである。 ・上端境界の傾斜は70°である。
65	59.43~59.76m ・ベグマタイトである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
63	57.50~58.52m ・ベグマタイトである。 ・上端境界の傾斜は70°である。
65	59.43~59.76m ・ベグマタイトである。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61.62	—	—	・アプライトの区間深度、斑晶、境界傾斜を記載。	・上位のベグマタイトを挟在物として記事No.42と統合しているため追記せず。	—
63	変更なし	変更なし	・ベグマタイトの区間深度、斑晶の種類、粒径を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、斑晶の種類、粒径については追記せず。 ・記事No.62に基づき境界傾斜を追記。	変更なし
64	—	—	・アプライトの区間深度、斑晶及び石基を記載。	・ベグマタイトを挟在物としてNo.42と統合しているため追記せず。	—
65	変更なし	変更なし	・ベグマタイト区間の石基及び斑晶の種類、粒径等を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、斑晶の種類、粒径については追記せず。	変更なし
66	—	—	・アプライトの区間深度を記載。	・ベグマタイトを挟在物としてNo.42と統合しているため追記せず。	—

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
67	60. 18~60. 60m ・実質している。 ・淡黄色の砂混じり粘土状～灰白色のシルト・粘土質砂状～淡黄色～にふい橙色のシルト混じり砂礫状を呈する。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は50°である。
70	

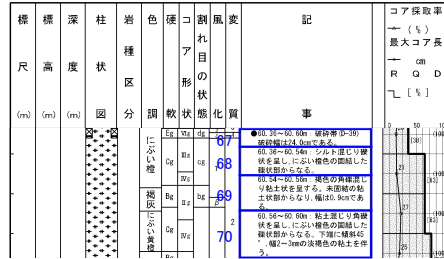
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
67	60. 18~60. 60m ・実質している。 ・淡黄色の砂混じり粘土状～灰白色のシルト・粘土質砂状～淡黄色～にふい橙色のシルト混じり砂礫状を呈する。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は50°である。
70	

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
67	<ul style="list-style-type: none"> <li>●60. 36~60. 60m(D-39破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・左ずれ正断層センスである。</li> <li>・主ににふい橙色の固結礫状部からなる。</li> <li>・褐色の未固結粘土状部：累計幅0. 9cm</li> <li>・走向・傾斜はN8° E84° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は50°である。</li> </ul>
70	

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
67	<ul style="list-style-type: none"> <li>●60. 36~60. 60m(D-39破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・左ずれ正断層センスである。</li> <li>・主ににふい橙色の固結礫状部からなる。</li> <li>・褐色の未固結粘土状部：累計幅0. 9cm</li> <li>・走向・傾斜はN8° E84° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は50°である。</li> </ul>
70	

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
67	<ul style="list-style-type: none"> <li>●60. 36~60. 60m(D-39破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・左ずれ正断層センスである。</li> <li>・主ににふい橙色の固結礫状部からなる。</li> <li>・褐色の未固結粘土状部：累計幅0. 9cm</li> <li>・走向・傾斜はN8° E84° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は50°である。</li> </ul>
70	

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67～70	変更なし (誤記)下端境界の傾斜について、45°と書くべきところを誤って50°と記載。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4補足4-23頁)。</li> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅を記載。</li> <li>・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> <li>・誤記修正(50°→45°)。</li> </ul>	審査資料(H29.12.22)と同様 <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>・下端に粘土を伴うとの記載については、粘土が不連続であり、固結礫状部に含めているため追記せず。</li> <li>・正しい下端境界の傾斜の反映漏れ(45°→50°)。</li> </ul>	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
74	64.83~65.64m ・やや軟質で割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。
77	67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
81	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
74	64.83~65.64m ・やや軟質で割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。
77	67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
81	

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
74	64.83~65.64m ・やや軟質で割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。
77	67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
81	

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩色	硬軟	割れ目	風化	記事	コア採取率 一 (%) 最大コア長 一 cm R Q D L (%)
尺	高度	状	種	調	の	状		
(m)	(m)	(m)	図	分	形	態		
					状	化		
			アンライツ				71 64.83~65.64m ・やや軟質で割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。	0 50 100
							72 67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。	0 50 100
							73 67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。	0 50 100
							74 64.83~65.64m ・やや軟質で割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。	0 50 100
							75 67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。	0 50 100
							76 67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。	0 50 100
							77 67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。	0 50 100
							78 67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。	0 50 100
							79 67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。	0 50 100
							80 67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。	0 50 100
							81 67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。	0 50 100

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
74	64.83~65.64m ・やや軟質で割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。
77	67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
81	

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
74	64.83~65.64m ・やや軟質で割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。
77	67.48~71.24m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
81	

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
72	—	—	・硬軟について記載。 ・風化の程度について記載。	・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—
73	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの脱色)。	・割れ目沿いの脱色については、補足的なものであるため追記せず。	—
74	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき岩片～短柱状と追記。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
75	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目が発達し砂状化するが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	—
76	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目沿いで細片化するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
77~81	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化、粘土の充填、風化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“硬軟”欄に基づきやや軟質と記載。 ・“コア形状”欄に基づき岩片～短柱状と記載。 ・一部割れ目沿いで細片化し粘土を挟み込むが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの風化については、補足的なものであるため削除。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
A	72.39~72.63m ・変質している。 ・淡黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。 ・上層境界の傾斜は53°、下層境界の傾斜は60°である。
84	73.51~74.70m ・硬質で割れ目が少なく、長柱状を呈する。
87	76.68~77.80m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
A	72.39~72.63m ・変質している。 ・淡黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。 ・上層境界の傾斜は53°、下層境界の傾斜は60°である。
84	73.51~74.70m ・硬質で割れ目が少なく、長柱状を呈する。
87	76.68~77.80m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
A	72.39~72.63m ・変質している。 ・淡黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。
84	73.51~74.70m ・硬質で割れ目が少なく、長柱状を呈する。
87	76.68~77.80m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬軟	割れ目	風化	記事	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	期	状	化	質		(%)
									82	72.49~72.72m 割れ目沿いの風化が認められ、細粒化している。
									83	72.51~72.53m 上層の傾斜が、下部の傾斜(約5°)より急峻となり、砂礫混じり砂質シルト状を呈する。
									84	73.51~74.70m 割れ目が少なく、硬質である。
									85	74.98m 割れ目沿いで細粒、細片化しており、風化の程度が異なる。
									86	75.44~75.66m 割れ目が多く、細粒化している。
									87	76.68~77.80m 割れ目が多く、風化の程度が異なる。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

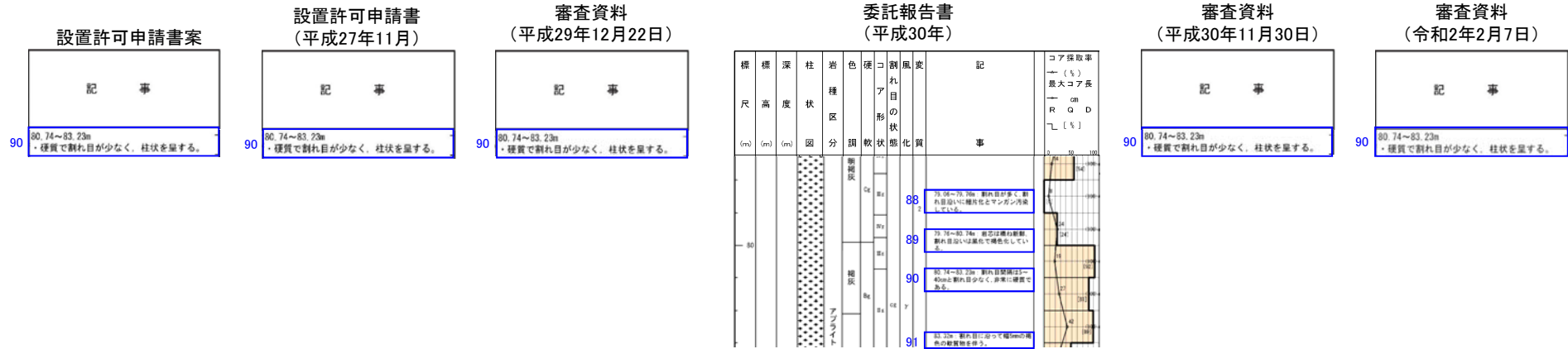
記事	
A	72.39~72.63m ・変質している。 ・淡黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。
84	73.51~74.70m ・硬質で割れ目が少なく、長柱状を呈する。
87	76.68~77.80m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
A	72.39~72.63m ・変質している。 ・淡黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。
84	73.51~74.70m ・硬質で割れ目が少なく、長柱状を呈する。
87	76.68~77.80m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

記事	申請書案→ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 報告書	報告書→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
A	変更なし (誤記)報告書に該当する記載なし。	・変質している区間の境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	・誤記修正(記事と整合する観察結果が認められないことから、記事を削除)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・記事削除の反映漏れ。	変更なし
82	-	-	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化)。 ・硬軟を記載。	・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの風化については、補足的なものであるため追記せず。	-
83	-	-	・角礫混じり砂質シルト状の区間を記載。	・角礫混じり砂質シルト状を呈するが、内部にせん断構造が認められず、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	-
84	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき長柱状と記載。	変更なし
85	-	-	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化・酸化)。	・割れ目沿いの風化、酸化については、補足的なものであるため追記せず。	-
86	-	-	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒、細片化)。	・割れ目沿いで細粒、細片化するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	-
87	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・風化の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき岩片~短柱状と記載。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	変更なし

# H24-B11-1



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
88	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化、マンガン汚染)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いで細片化するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いのマンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	—
89	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化)。	・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	—
90	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・“コア形状”欄に基づき柱状と追記。	変更なし
91	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの軟質物の挟在)。	・割れ目沿いに軟質物を伴うが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B11-1

設置許可申請書案

記事	
93	83.85m ・傾斜45°、幅5mmの石英脈を挟む。
96	87.52～88.93m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	
93	83.85m ・傾斜45°、幅5mmの石英脈を挟む。
96	87.52～88.93m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	
93	83.85m ・傾斜45°、幅5mmの石英脈を挟む。
96	87.52～88.93m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

委託報告書  
(平成30年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	記	コア採取率
尺	度	度	状	種	調	軟	ア	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	別	状	目	目	質		最大コア長
							の	の			cm
							形	状			R
							状				Q
											D
											[%]
				明						92	83.52～83.69m 割れ目沿い細片化している。
				灰						93	83.85m 傾斜45°、幅5mmの石英脈である。
										94	85.17～85.23m 割れ目沿いに細片～細粒化している。上部割れ幅2～3mmの灰白色の粘土を挟み込む。
										95	86.97～86.21m 一部で割れ目沿いに細片～細粒化している。
										96	87.52～88.93m 角礫状を呈する。
										97	88.90m 傾斜45°、幅5mmの灰白色の粘土を挟み込む。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
93	83.85m ・傾斜45°、幅5mmの石英脈を挟む。
96	87.52～88.93m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
93	83.85m ・傾斜45°、幅5mmの石英脈を挟む。
96	87.52～88.93m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
92	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目沿いで細片化するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
93	変更なし	変更なし	・石英脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
94	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒～細片化、粘土の挟在)。	・割れ目沿いで細片化し粘土を挟在するが、粘土は直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	—
95	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片～細粒化)。	・割れ目沿いで細片～細粒化するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
96	変更なし	変更なし	・角礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。	変更なし
97	—	—	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
98	<ul style="list-style-type: none"> <li>●88.93~88.97m (D-5破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・淡黄色の砂礫混りシルト・粘土状を呈する。</li> <li>・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は50°である。</li> </ul>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
98	<ul style="list-style-type: none"> <li>●88.93~88.97m (D-5破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・淡黄色の砂礫混りシルト・粘土状を呈する。</li> <li>・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は50°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
98	<ul style="list-style-type: none"> <li>●88.93~88.97m (D-5破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に淡黄色の固結礫状部からなる。</li> <li>・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm</li> <li>・走向・傾斜はN4° E81° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は50°である。</li> </ul>

## 委託報告書 (平成30年)

標高	標尺	深尺	柱状	岩種	色	硬さ	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	事	(%)
80										
									●88.93~88.97m (破砕帯 D-5) 破砕幅は3.3cmである。	
									88.93~88.97m 淡黄色の固結した礫状部からなる。割れ目の石英細礫を含む。	
									●88.93~88.97m 淡黄色の未固結の粘土状部からなり、幅は0.3cmである。	
									92.88~92.96m 割れ目沿いに、傾斜40° 傾斜幅10~20mの透結した、層状分を挟む。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
98	<ul style="list-style-type: none"> <li>●88.93~88.97m (D-5破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に淡黄色の固結礫状部からなる。</li> <li>・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm</li> <li>・走向・傾斜はN4° E81° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は50°である。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
98	<ul style="list-style-type: none"> <li>●88.93~88.97m (D-5破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に淡黄色の固結礫状部からなる。</li> <li>・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm</li> <li>・走向・傾斜はN4° E81° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は50°である。</li> </ul>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
98~100	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(カタクレーサイト)を判断。その後、薄片観察の結果に基づき、断層ガウジを認定。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅を記載。</li> <li>・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>・性状については、審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を記載。</li> </ul>	審査資料(H29.12.22)と同様 <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>・石英細礫については、補足的なものであるため追記せず。</li> </ul>	変更なし
101	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目について記載(細粒分の挟在)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目沿いで細粒分を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。</li> </ul>	—

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
104	94.97~95.45m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
105	95.97~96.05m ・変質して軟質化している。 ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
104	94.97~95.45m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
105	95.97~96.05m ・変質して軟質化している。 ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
104	94.97~95.45m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
105	95.97~96.05m ・変質して軟質化している。 ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	変	記	コア採取率
尺	度	状	種	調	軟	軟	れ	化	質	事	(%)
(m)	(m)	図	分	状	状	化	目	風	質		最大コア長
											1cm
											R Q D
											〔%〕
										93.64~93.80m 傾斜7°の割れ目沿いに、幅1.5m程度の粘土を挟定する。	0
										94.10m 94.34m 割れ目沿いに幅1cm程度の褐色の粘土を挟定する。	100
										94.97~95.45m 割れ目が密着する。	100
										95.97~96.05m 変質で軟化している。95.97m~96.05mは一部で岩組織が崩壊する。	100
										96.80m 傾斜42° 幅1~5mの灰白色のシルトを挟定する。	100

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
104	94.97~95.45m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
105	95.97~96.05m ・変質して軟質化している。 ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
104	94.97~95.45m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
105	95.97~96.05m ・変質して軟質化している。 ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
102	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・一部に粘土を挟在するが、直線性や連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
103	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
104	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき岩片状と追記。	変更なし
105	変更なし	変更なし	・変質に伴う軟化を記載。 ・原岩組織の残留程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。 ・原岩組織の残留程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため追記せず。	変更なし
106	—	—	・シルトの挟在を記載。	・シルトを挟在するが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—



# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
107	●97.87～99.00m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・黄褐色の粘土～硬泥じり粘土状～灰白色の硬泥じりシルト質砂状～砂礫状を呈する。 ・黄褐色粘土～硬泥じり粘土；累計厚33mm ・走向・傾斜はN4° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は60°である。
109	99.64～100.46m ・傾斜45°程度の割れ目が多く、岩片状を呈する。

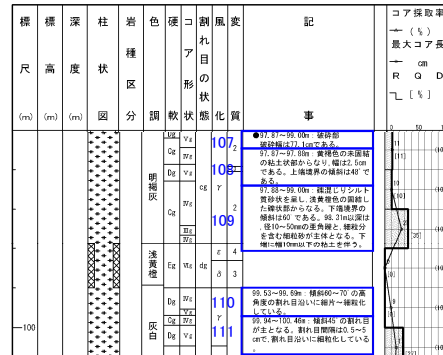
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
107	●97.87～99.00m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・黄褐色の粘土～硬泥じり粘土状～灰白色の硬泥じりシルト質砂状～砂礫状を呈する。 ・黄褐色粘土～硬泥じり粘土；累計厚33mm ・走向・傾斜はN4° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は60°である。
111	99.64～100.46m ・傾斜45°程度の割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
107	●97.87～99.00m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主に浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・黄褐色の未固結粘土状部；累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN4° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は60°である。
109	99.64～100.46m ・傾斜45°程度の割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
107	●97.87～99.00m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主に浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・黄褐色の未固結粘土状部；累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN4° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は60°である。
109	99.64～100.46m ・傾斜45°程度の割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
107	●97.87～99.00m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・黄褐色の未固結粘土状部；累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN4° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は60°である。
109	99.64～100.46m ・傾斜45°程度の割れ目が多く、岩片状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
107～109	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・上端境界の見かけ傾斜として、50°と書くべきところを誤って48°と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・下端に粘土を伴うとの記載については、粘土が不明瞭であり、固結礫状部に含めているため追記せず。 ・上端境界の見かけ傾斜は誤記のため反映せず。	・誤記修正(左ずれ正断層センス→正断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
110	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒～細片化)。	・割れ目沿いで細粒～細片化するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
111	変更なし (誤記)深度について、99.94mと書くべきところを誤って99.64mと記載。	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒化)。 ・誤記修正(99.64m→99.94m)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。 ・割れ目沿いの細粒化の記載については、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・正しい深度の反映漏れ(99.94m→99.64m)。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
113	103.32~104.86m ・縦方向の連続する割れ目と、これに斜交する割れ目が分布する。
116 S	●108.59~108.91m ・礫砂部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色の砂礫質シルト・粘土～砂質シルト・粘土状～にぶい黄褐色のシルト・粘土混じり砂礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN16° E82° Eである。 ・上盤境界の傾斜は55°。下盤境界の傾斜は52°である。
118	●109.66~109.73m ・礫砂部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色の粘土質砂状～粘土混じり砂礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN3° W87° Wである。 ・上盤境界の傾斜は60°。下盤境界の傾斜は50°である。
121. B	

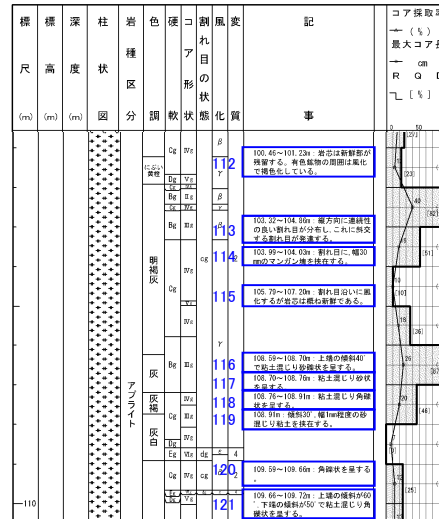
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
113	103.32~104.86m ・縦方向の連続する割れ目と、これに斜交する割れ目が分布する。
116 S	●108.59~108.91m ・礫砂部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色の砂礫質シルト・粘土～砂質シルト・粘土状～にぶい黄褐色のシルト・粘土混じり砂礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN16° E82° Eである。 ・上盤境界の傾斜は55°。下盤境界の傾斜は52°である。
118	●109.66~109.73m ・礫砂部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色の粘土質砂状～粘土混じり砂礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN3° W87° Wである。 ・上盤境界の傾斜は60°。下盤境界の傾斜は50°である。
121. B	

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
113	103.32~104.86m ・縦方向の連続する割れ目と、これに斜交する割れ目が分布する。
116 S	108.59~108.91m ・変質している。 ・灰白色の砂礫質シルト・粘土～砂質シルト・粘土状～にぶい黄褐色のシルト・粘土混じり砂礫状を呈する。
118	109.66~109.73m ・変質している。 ・灰白色の粘土質砂状～粘土混じり砂礫状を呈する。
121. B	

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
113	103.32~104.86m ・縦方向の連続する割れ目と、これに斜交する割れ目が分布する。
116 S	108.59~108.91m ・変質している。 ・灰白色の砂礫質シルト・粘土～砂質シルト・粘土状～にぶい黄褐色のシルト・粘土混じり砂礫状を呈する。
118	109.66~109.73m ・変質している。 ・灰白色の粘土質砂状～粘土混じり砂礫状を呈する。
121. B	

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
113	103.32~104.86m ・縦方向の連続する割れ目と、これに斜交する割れ目が分布する。
116 S	108.59~108.91m ・変質している。 ・灰白色の砂礫質シルト・粘土～砂質シルト・粘土状～にぶい黄褐色のシルト・粘土混じり砂礫状を呈する。
118	109.66~109.73m ・変質している。 ・灰白色の粘土質砂状～粘土混じり砂礫状を呈する。
121. B	

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
112	—	—	・風化の程度を記載。	・風化については、岩級区分に含めて表示しているため追記せず。	—
113	変更なし	変更なし	・割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
114	—	—	・割れ目について記載(マンガン塊の挟在)。	・割れ目沿いのマンガン塊の挟在については、補足的なものであるため追記せず。	—
115	—	—	・風化の程度を記載。	・風化については、岩級区分に含めて表示しているため追記せず。	—
116~119	変更なし	・再観察により変質部と認定。変質部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-7頁)。	・変質部区間を性状毎に深度を分けて記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・変質している区間を一括記載。	変更なし
120	—	—	・角礫状の区間を記載。	・角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
121.B	変更なし	・再観察により変質部と認定。変質部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-8頁)。	・粘土混じり角礫状の区間を記載。 ・109.66~109.73mと書くべきところを誤って109.66~109.72mと記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・区間下端の深度については、誤記のため反映せず。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
123	113.03~114.20m ・硬質で割れ目は少なく、柱状を呈する。
126	116.53~117.61m ・硬質で割れ目は少なく、長柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
123	113.03~114.20m ・硬質で割れ目は少なく、柱状を呈する。
126	116.53~117.61m ・硬質で割れ目は少なく、長柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
123	113.03~114.20m ・硬質で割れ目は少なく、柱状を呈する。
126	116.53~117.61m ・硬質で割れ目は少なく、長柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目の形状	変質	記事	コア採取率(%)
(m)	(m)	図分	調軟	調軟	調軟	調軟		
							111.12~111.41m 傾斜60~70°の割れ目と低角度の割れ目が相交し、割れ目沿いに細片化している。	
							113.03~114.20m 割れ目は少なく、硬質である。	
							114.62~114.71m 下部の傾斜60°の砂礫状を呈する。傾斜60°の割れ目が密集し、割れ目沿いに細片化している。	
							116.53~117.61m 割れ目は少なく、硬質である。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
123	113.03~114.20m ・硬質で割れ目は少なく、柱状を呈する。
126	116.53~117.61m ・硬質で割れ目は少なく、長柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
123	113.03~114.20m ・硬質で割れ目は少なく、柱状を呈する。
126	116.53~117.61m ・硬質で割れ目は少なく、長柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
122	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目沿いで細片化するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
123	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき柱状と記載。	変更なし
124,125	—	—	・砂礫状とその下位の割れ目の密集区間を記載。	・割れ目が密集し、一部で砂礫状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められず、砂礫状部の礫に定向配列も認められないことから追記せず。	—
126	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき長柱状と記載。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事
----

121.90~123.34m  
・傾斜45°程度と70°程度の割れ目が交差して分布しており、岩片～短柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

121.90~123.34m  
・傾斜45°程度と70°程度の割れ目が交差して分布しており、岩片～短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

121.90~123.34m  
・傾斜45°程度と70°程度の割れ目が交差して分布しており、岩片～短柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	変	記	コア採取率
尺	度	状	種	調	軟	核	れ	化	質	事	(%)
(m)	(m)	図	別	分	状	心	目	質			
			区	類	態	部	の				
					化	状	形				
						状	状				
						態	の				
						化	長				
							度				
							の				
							割				
							れ				
							目				
							の				
							交				
							差				
							し				
							て				
							分				
							布				
							し				
							て				
							お				
							り				
							、				
							岩				
							片				
							～				
							短				
							柱				
							状				
							を				
							呈				
							す				
							る				
			灰白		軟	核	127			118.47~118.49m 割れ目沿いに細片化している。傾斜30°、幅30mmの粘土混じりシルトを挟む。	
			灰緑		軟	核	128			118.21~118.53m 傾斜45°～60°割れ目が交差するが、やや新割で両側に露出する。	
			灰緑		軟	核	129			120.58~120.65m 露出で割れ目沿いが軟化している。	
			灰緑		軟	核	130			121.49~121.91m 露出で褐色し黄色を帯びる。	
			明灰緑	アプライト	軟	核	131			121.91~123.34m 傾斜45°と70°の割れ目が相交し露出する。割れ目沿いに細片～細粒化している。	
			灰黄緑		軟	核					

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
----

121.90~123.34m  
・傾斜45°程度と70°程度の割れ目が交差して分布しており、岩片～短柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
----

121.90~123.34m  
・傾斜45°程度と70°程度の割れ目が交差して分布しており、岩片～短柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
127	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化、粘土混じりシルトの挟在)。	・割れ目沿いで細片化し粘土を挟在するが、開口部にスライムが充てんしたものと判断し追記せず。	—
128	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
129	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの軟化)。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
130	—	—	・色調を記載。	・色調については、補足的なものであるため追記せず。	—
131	変更なし	変更なし	・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片～細粒化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いに細片～細粒化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 ・"コア形状"欄に基づき岩片～短柱状と追記。	変更なし

# H24-B11-1

設置許可申請書案		設置許可申請書 (平成27年11月)		審査資料 (平成29年12月22日)		委託報告書 (平成30年)		審査資料 (平成30年11月30日)		審査資料 (令和2年2月7日)	
	記事		記事		記事		記事		記事		記事
132	125.11~150.00m ・花崗斑岩である。	125.11~150.00m ・花崗斑岩である。	125.11~150.00m ・花崗斑岩である。	125.11~150.00m ・花崗斑岩である。	125.11~150.00m ・花崗斑岩である。	125.11~150.00m ・花崗斑岩である。	125.11~150.00m ・花崗斑岩である。	125.11~150.00m ・花崗斑岩である。	125.11~150.00m ・花崗斑岩である。	125.11~150.00m ・花崗斑岩である。	125.11~150.00m ・花崗斑岩である。
136	128.18~128.68m ・軟質化している。	128.18~128.68m ・軟質化している。	128.18~128.68m ・軟質化している。	128.18~128.68m ・軟質化している。	128.18~128.68m ・軟質化している。	128.18~128.68m ・軟質化している。	128.18~128.68m ・軟質化している。	128.18~128.68m ・軟質化している。	128.18~128.68m ・軟質化している。	128.18~128.68m ・軟質化している。	128.18~128.68m ・軟質化している。
139	131.04~131.90m ・傾斜40°~50°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	131.04~131.90m ・傾斜40°~50°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	131.04~131.90m ・傾斜40°~50°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	131.04~131.90m ・傾斜40°~50°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	131.04~131.90m ・傾斜40°~50°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	131.04~131.90m ・傾斜40°~50°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	131.04~131.90m ・傾斜40°~50°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	131.04~131.90m ・傾斜40°~50°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	131.04~131.90m ・傾斜40°~50°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	131.04~131.90m ・傾斜40°~50°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	131.04~131.90m ・傾斜40°~50°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
132	変更なし	変更なし	・花崗斑岩の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
133	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
134	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・変質を伴う脱色、長石の白濁化を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・脱色、長石の白濁化については、風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため追記せず。	—
135	—	—	・割れ目について記載(割れ目治いの劣化)。	・割れ目治いに劣化するが、当該区間の周囲と明確な差異がないことから追記せず。	—
136	変更なし	変更なし	・軟質化を伴う劣化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・軟質化を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
137	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
138	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目治いの細片化)。	・割れ目治いで細片化するが掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
139	変更なし (誤記)割れ目の傾斜について、60°と書くべきところを誤って50°程度と記載。	変更なし	・誤記修正(50°程度→60°)。 ・“岩片~短柱状”との記載については、“コア形状”欄で示しているため反映させず。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・正しい傾斜の反映漏れ(60°→50°程度)。 ・“コア形状”欄に基づき岩片~短柱状と記載。	変更なし
140	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目治いの細粒~細片化)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目治いで細粒~細片化するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
141	—	—	・割れ目の発達を伴う岩盤の劣化を記載。 ・変質の程度を記載。	・割れ目の発達を伴う岩盤の劣化については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明確な差が認められないため削除。	—

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
144	135.61~136.00m ・傾斜60°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
145	137.68~139.20m ・傾斜45°~60°程度の割れ目と同じ傾斜の微細な割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
144	135.61~136.00m ・傾斜60°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
145	137.68~139.20m ・傾斜45°~60°程度の割れ目と同じ傾斜の微細な割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
144	135.61~136.00m ・傾斜60°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
145	137.68~139.20m ・傾斜45°~60°程度の割れ目と同じ傾斜の微細な割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	状	種	調	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	分	状	状	目	質		最大コア長
						の			cm
						沿			R Q D
						い			[ % ]
			花崗岩					135.61~136.00m 傾斜60° 傾斜60°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	
			花崗岩					137.68~139.20m 傾斜45°~60° 傾斜45°~60°程度の割れ目と同じ傾斜の微細な割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	
			花崗岩					135.61~136.00m 傾斜60°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	
			花崗岩					137.68~139.20m 傾斜45°~60°程度の割れ目と同じ傾斜の微細な割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	
			花崗岩					135.61~136.00m 傾斜60°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	
			花崗岩					137.68~139.20m 傾斜45°~60°程度の割れ目と同じ傾斜の微細な割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	
			花崗岩					135.61~136.00m 傾斜60°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	
			花崗岩					137.68~139.20m 傾斜45°~60°程度の割れ目と同じ傾斜の微細な割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	
			花崗岩					135.61~136.00m 傾斜60°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	
			花崗岩					137.68~139.20m 傾斜45°~60°程度の割れ目と同じ傾斜の微細な割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
144	135.61~136.00m ・傾斜60°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
145	137.68~139.20m ・傾斜45°~60°程度の割れ目と同じ傾斜の微細な割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
144	135.61~136.00m ・傾斜60°程度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
145	137.68~139.20m ・傾斜45°~60°程度の割れ目と同じ傾斜の微細な割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
142	—	—	・マンガンに記載。 ・細粒物質脈に記載。	・マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。 ・一部に細粒物質脈が挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
143	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
144	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき岩片~短柱状と記載。 ・割れ目沿いの細片化の記載については、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
145	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき岩片~短柱状と記載。 ・割れ目沿いの細片化の記載については、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
146	—	—	・色調を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒化)。	・割れ目沿いで細粒化するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
147	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いで細片化するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記事	
148	141.35~143.15m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
149	143.67~143.77m ・変質している。 ・褐灰色の粘土混じり角礫状~角礫状を呈する。
151	145.35~146.11m ・傾斜45°程度の割れ目が主体で、柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
148	141.35~143.15m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
149	143.67~143.77m ・変質している。 ・褐灰色の粘土混じり角礫状~角礫状を呈する。
151	145.35~146.11m ・傾斜45°程度の割れ目が主体で、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
148	141.35~143.15m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
149	●143.67~143.77m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN8° E87° Eである。
151	145.35~146.11m ・傾斜45°程度の割れ目が主体で、柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目	風化	変質	記事	コア採取率 一 (%) 最大コア長 一 cm R Q D L (%)
尺	高度	状	区分		調	形状	状態			
(m)	(m)	(m)	図		分					
									141.35~143.15m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。	
									●143.67~143.77m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN8° E87° Eである。	
									145.35~146.11m ・傾斜45°程度の割れ目が主体で、柱状を呈する。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
148	141.35~143.15m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
149	●143.67~143.77m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN8° E87° Eである。
151	145.35~146.11m ・傾斜45°程度の割れ目が主体で、柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
148	141.35~143.15m ・硬質で割れ目が少なく、主として柱状を呈する。
149	●143.67~143.77m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN8° E87° Eである。
151	145.35~146.11m ・傾斜45°程度の割れ目が主体で、柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
148	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化、褐色化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達については、“コア形状”欄に基づき柱状と追記。 ・割れ目沿いの風化、変色については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
149	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-24頁)。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし
150	—	—	・変質を伴う劣化を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒物質の挟在)。	・劣化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部に細粒物質を挟在するが、系統的でなく連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
151	変更なし	変更なし	・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒物質の挟在)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達については、“コア形状”欄に基づき柱状と記載。 ・細粒物質を挟在するが、幅狭く、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし

# H24-B11-1

## 設置許可申請書案

記 事
-----

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 委託報告書 (平成30年)

標 尺	標 高 度	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 軟	割 れ 目 の 状 態	風 化 質	記 事	コア採取率 (%)	最大コア長 cm	R	Q	D	γ [%]
		(m)	図	花崗閃石											
				花崗閃石					147-97~142-40m 割れ目沿いに白色の細粒物質が挟在する。						
				花崗閃石					149-38~143-40m 割れ目が多く割れ目沿いに細粒化しマンガン汚染を認める。						

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
152	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒物質の挟在)。	・割れ目沿いに白色の細粒物質を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
153	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒化、マンガン汚染)。	・割れ目の発達程度は、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いで細粒化するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いのマンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	—



**H24-B8-21**

余白

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
1	0.00~3.00m ・埋土である。
8	3.00~3.84m ・砂礫である。 ・径5~30cmの硬質垂角~垂円礫を60~70%含む。
9	3.48~5.00m ・スライム。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
1	0.00~3.00m ・埋土である。
8	3.00~3.84m ・砂礫である。 ・径5~30cmの硬質垂角~垂円礫を60~70%含む。
9	3.48~5.00m ・スライム。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
1	0.00~3.00m ・埋土である。
8	3.00~3.84m ・砂礫である。 ・径5~30cmの硬質垂角~垂円礫を60~70%含む。
9	3.48~5.00m ・スライム。
10	5.00~5.30m ・砂礫である。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	柱状	岩色	硬さ	割れ目	風化	記	コア採取率 (%)
高さ	区分	種類	軟化	形状	状態	事	最大コア長 cm
(m)	(m)	図	期	状	化		R Q D L [%]
0.00	3.00	埋土	硬	塊状	新鮮	0.00~3.00m:埋土である。 3.00~3.84m:堆積物からなる、植物物が混入する。細粒~粗粒の砂が中心を、最大10mmの塊ままに含む。	0
3.00	3.84	砂礫	硬	塊状	新鮮	1.42~1.63m:有機物混入したシルト質砂からなる。細粒~粗粒の砂からなる。安全に有機物シルト混入する。全粒に不含有である。	0
3.48	5.00	スライム	軟	塊状	新鮮	1.92~2.08m:細粒~粗粒の砂が中心を、最大10mmの塊ままに含む。	0
5.00	5.30	砂礫	硬	塊状	新鮮	2.34~2.50m:シルト質砂からなる。細粒~粗粒の砂が中心を、最大10mmの塊ままに含む。	0
5.30	5.30	砂礫	硬	塊状	新鮮	3.00~3.78m:硬質垂角の硬質垂角である。径5~30cmの硬質垂角~垂円礫を60~70%含む。基質は細粒の塊状の塊状からなる。	0
5.30	5.30	砂礫	硬	塊状	新鮮	3.78~5.00m:スライムである。	0
5.30	5.30	砂礫	硬	塊状	新鮮	5.00~5.30m:砂礫である。シルトを多く含む粗粒の塊状の塊状からなる。安全に有機物混入する。	0

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~3.00m ・埋土である。
8	3.00~3.84m ・砂礫である。 ・径5~30cmの硬質垂角~垂円礫を60~70%含む。
9	3.48~5.00m ・スライム。
10	5.00~5.30m ・砂礫である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~3.00m ・埋土である。
8	3.00~3.84m ・砂礫である。 ・径5~30cmの硬質垂角~垂円礫を60~70%含む。
9	3.48~5.00m ・スライム。
10	5.00~5.30m ・砂礫である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1~6	変更なし	変更なし	・埋土の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は追記せず。	変更なし
7	—	—	・堆積物区間について土質構成や年代を一括記載。	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしており、土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	—
8	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・基質については、当該区間を構成する目立つ粒子ではないため追記せず。	変更なし
9	変更なし	変更なし	・スライムの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
10	—	・柱状図に合わせて砂礫と記載。	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、基質については追記せず。	変更なし

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
11	5.30~6.92m ・礫である。
13	6.92~10.30m ・礫混じり砂である。 ・シルトを混入する不均質な砂が主体である。
14	10.30~15.15m ・礫質砂である。

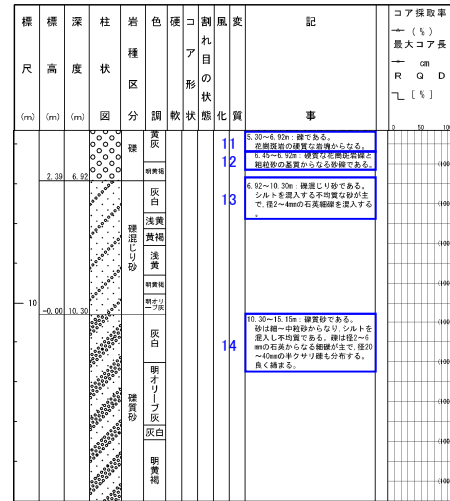
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
11	5.30~6.92m ・礫である。
13	6.92~10.30m ・礫混じり砂である。 ・シルトを混入する不均質な砂が主体である。
14	10.30~15.15m ・礫質砂である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
11	5.30~6.92m ・礫である。
13	6.92~10.30m ・礫混じり砂である。 ・シルトを混入する不均質な砂が主体である。
14	10.30~15.15m ・礫質砂である。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
11	5.30~6.92m ・礫である。
13	6.92~10.30m ・礫混じり砂である。 ・シルトを混入する不均質な砂が主体である。
14	10.30~15.15m ・礫質砂である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
11	5.30~6.92m ・礫である。
13	6.92~10.30m ・礫混じり砂である。 ・シルトを混入する不均質な砂が主体である。
14	10.30~15.15m ・礫質砂である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11,12	変更なし	変更なし	・礫の区間深度とその細分、礫種を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や区間の細分については追記せず。	変更なし
13	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・礫については、当該区間を構成する主体的な粒子ではないため追記せず。	変更なし
14	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度については追記せず。	変更なし

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
15	15.15~17.00m ・砂礫である。
16	17.00~17.48m ・スライム。
17	17.48~17.78m ・礫混じり砂質シルトである。
19	17.78~19.46m ・礫混じりシルト質砂である。 ・シルトを多く含む不均質な砂で細礫が混る。
20	19.46~19.73m ・有機質砂である。
21	19.73~22.00m ・礫質砂である。
22	22.00~22.63m ・有機物・礫混じり砂である。
23	22.63~23.64m ・礫質砂である。
24	23.64~24.43m ・砂礫である。 ・径2~20mm垂直礫を含む。

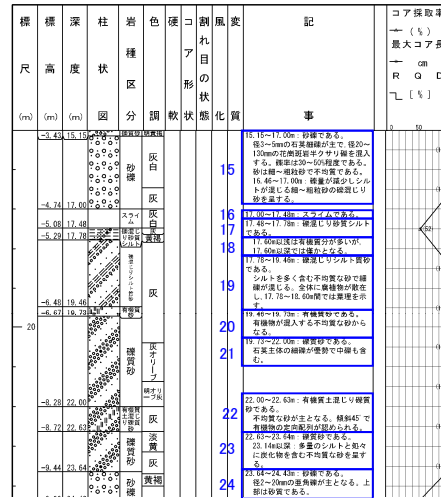
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
15	15.15~17.00m ・砂礫である。
16	17.00~17.48m ・スライム。
17	17.48~17.78m ・礫混じり砂質シルトである。
19	17.78~19.46m ・礫混じりシルト質砂である。 ・シルトを多く含む不均質な砂で細礫が混る。
20	19.46~19.73m ・有機質砂である。
21	19.73~22.00m ・礫質砂である。
22	22.00~22.63m ・有機物・礫混じり砂である。
23	22.63~23.64m ・礫質砂である。
24	23.64~24.43m ・砂礫である。 ・径2~20mm垂直礫を含む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
15	15.15~17.00m ・砂礫である。
16	17.00~17.48m ・スライム。
17	17.48~17.78m ・礫混じり砂質シルトである。
19	17.78~19.46m ・礫混じりシルト質砂である。 ・シルトを多く含む不均質な砂で細礫が混じる。
20	19.46~19.73m ・有機質砂である。
21	19.73~22.00m ・礫質砂である。
22	22.00~22.63m ・有機物・礫混じり砂である。
23	22.63~23.64m ・礫質砂である。
24	23.64~24.43m ・砂礫である。 ・径2~20mmの垂直礫を含む。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
15	15.15~17.00m ・砂礫である。
16	17.00~17.48m ・スライム。
17	17.48~17.78m ・礫混じり砂質シルトである。
19	17.78~19.46m ・礫混じりシルト質砂である。 ・シルトを多く含む不均質な砂で細礫が混じる。
20	19.46~19.73m ・有機質砂である。
21	19.73~22.00m ・礫質砂である。
22	22.00~22.63m ・有機物・礫混じり砂である。
23	22.63~23.64m ・礫質砂である。
24	23.64~24.43m ・砂礫である。 ・径2~20mmの垂直礫を含む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
15	15.15~17.00m ・砂礫である。
16	17.00~17.48m ・スライム。
17	17.48~17.78m ・礫混じり砂質シルトである。
19	17.78~19.46m ・礫混じりシルト質砂である。 ・シルトを多く含む不均質な砂で細礫が混じる。
20	19.46~19.73m ・有機質砂である。
21	19.73~22.00m ・礫質砂である。
22	22.00~22.63m ・有機物・礫混じり砂である。
23	22.63~23.64m ・礫質砂である。
24	23.64~24.43m ・砂礫である。 ・径2~20mmの垂直礫を含む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
15	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその細分、構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため 礫種、粒度、区間の細分については追記せず。	変更なし
16	変更なし	変更なし	・スライムの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
17,18	変更なし	変更なし	・礫混じり砂質シルトの区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため 区間の細分については追記せず。	変更なし
19	変更なし	変更なし	・礫混じりシルト質砂の区間深度とその構成粒子、堆積構造を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・堆積構造については、コア写真で表示することとして追記せず。	変更なし
20	変更なし	変更なし	・有機質砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、 淘汰度については追記せず。	変更なし
21	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、 礫種、粒度については追記せず。	変更なし
22	変更なし	変更なし	・有機質土混じり礫質砂の区間深度とその構成粒子、堆積構造を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、 淘汰度や堆積構造については追記せず。	変更なし
23	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、 区間の細分については追記せず。	変更なし
24	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・上部の礫質区間については、境界が不明瞭であるため 追記せず。	変更なし

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
25	24.43~25.28m ・スライム。
26	25.28~26.51m ・礫混じり砂である。
27	26.51~37.67m ・砂礫である。

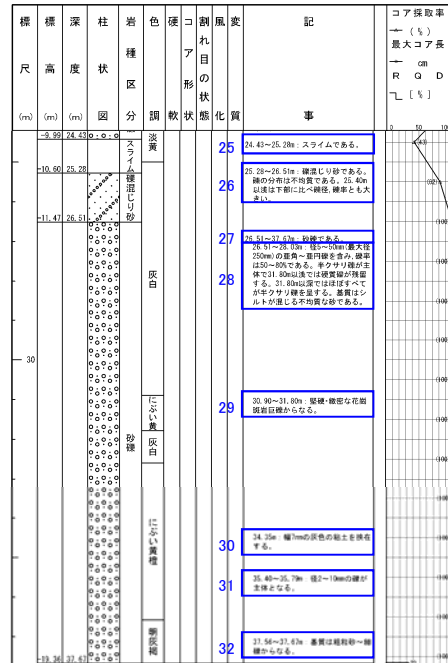
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
25	24.43~25.28m ・スライム。
26	25.28~26.51m ・礫混じり砂である。
27	26.51~37.67m ・砂礫である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
25	24.43~25.28m ・スライム。
26	25.28~26.51m ・礫混じり砂である。
27	26.51~37.67m ・砂礫である。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

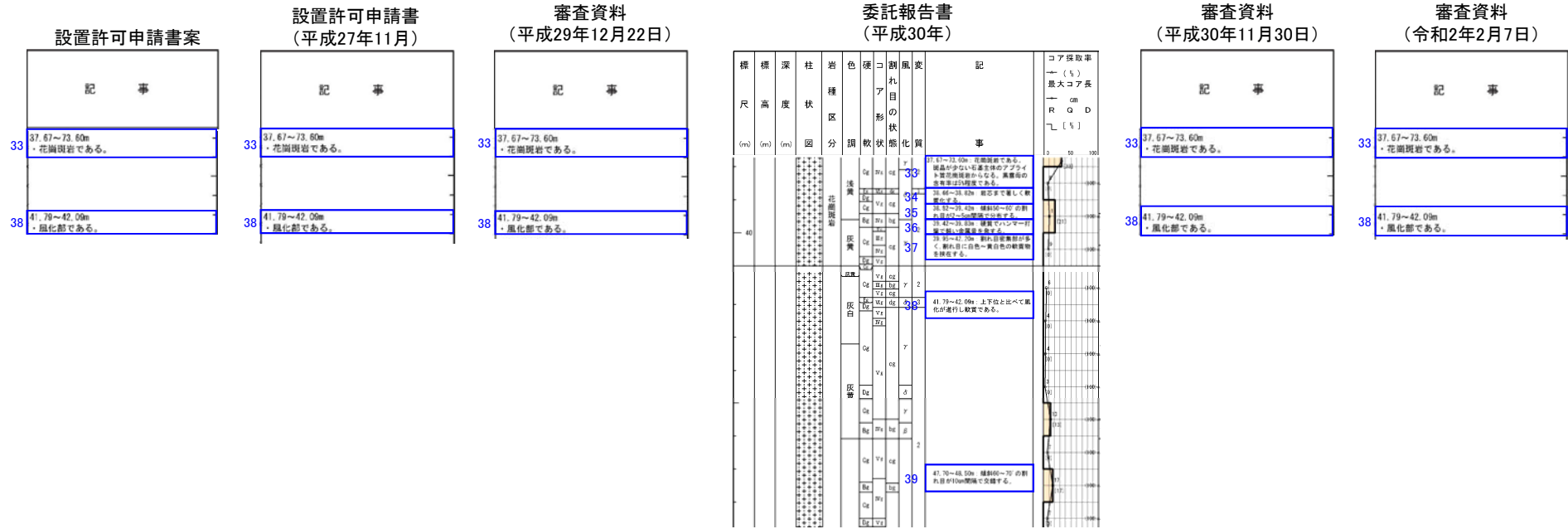
記事	
25	24.43~25.28m ・スライム。
26	25.28~26.51m ・礫混じり砂である。
27	26.51~37.67m ・砂礫である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
25	24.43~25.28m ・スライム。
26	25.28~26.51m ・礫混じり砂である。
27	26.51~37.67m ・砂礫である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
25	変更なし	変更なし	・スライムの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
26	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため区間の細分については追記せず。	変更なし
27~32	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため区間の細分については追記せず。	変更なし

# H24-B8-21



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
33	変更なし	変更なし	・花崗斑岩区間の石基及び斑晶の種類、粒径等を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。	変更なし
34	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
35	—	—	・割れ目の発達を記載。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
36	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
37	—	—	・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(軟質物の挟在)。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目に軟質物を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
38	変更なし	変更なし	・硬軟の分布状況を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“風化”欄に基づき風化部と記載。	変更なし
39	—	—	・割れ目の発達を記載。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記 事
-----

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 委託報告書 (平成30年)

標 尺	標 高	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 軟	割 れ 目	風 化	変 質	記 事	コア採取率 (%)	最大コア長 cm	R	Q	D	〔%〕
50				花崗閃緑岩	灰白	硬	割れ目	風化	変質	40 40m 緯線50 縦2-3mの法面 白色の砂混じり粘土を採取する。	0	50	100			
				花崗閃緑岩	灰白	硬	割れ目	風化	変質	41 40-42.4m 緯線50-60 の割 れ目1-2m間隔で分布する。	0	50	100			
				花崗閃緑岩	灰白	硬	割れ目	風化	変質	42 51-56-52.26m 自然に割れし一節 は軟質である。褐色変質である。 下部に褐色粘土層を伴う。緯線は 40 幅は5-1.3mである。	0	50	100			
				花崗閃緑岩	灰白	硬	割れ目	風化	変質	43 53-62-53.14m 褐色変質し粗粒層 割れ目は不明瞭。軟質化している。	0	50	100			
				花崗閃緑岩	灰白	硬	割れ目	風化	変質	44 53.75-55.14m 緯線60-60 およ び75 以上の風化割れ目が発達す る。割れ目の多くにマンガンが 付着する。	0	50	100			

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40	—	—	・割れ目について記載(砂混じり粘土の挟在)。	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
41	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
42,43	—	—	・変質を伴う軟質化を記載。	・軟質化しているが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
44	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(マンガン汚染)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	—



# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事

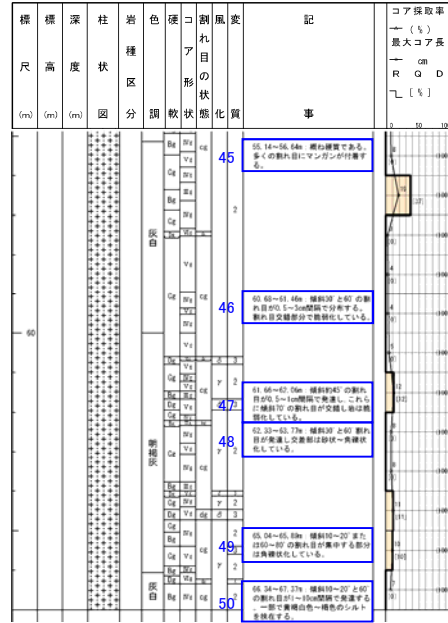
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

50 66.34~67.37m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

50 66.34~67.37m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

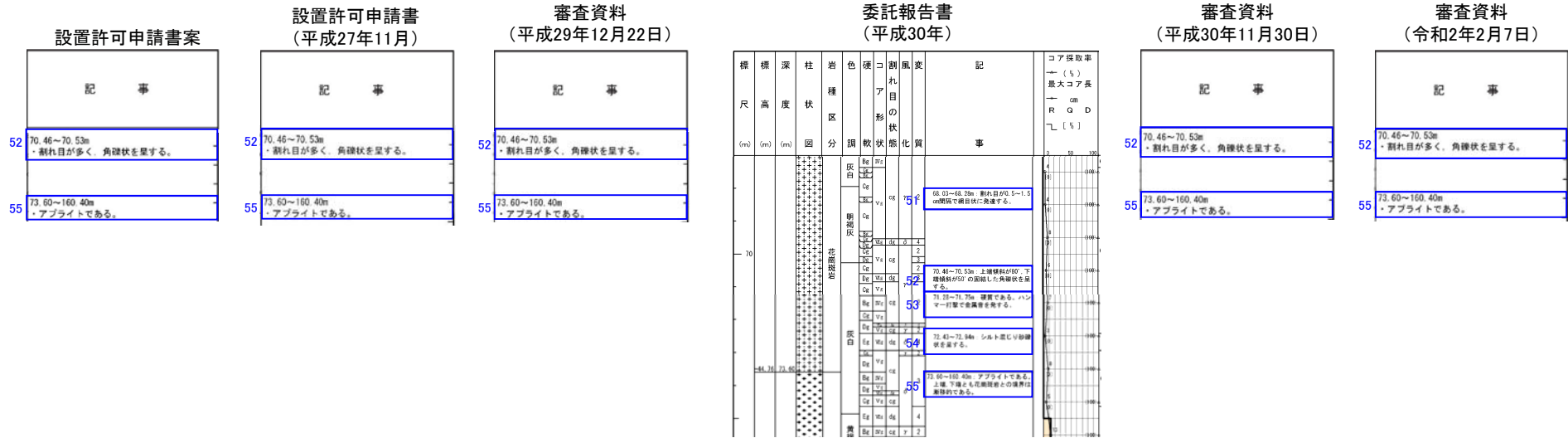
50 66.34~67.37m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

50 66.34~67.37m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

50 66.34~67.37m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
45	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(マンガン汚染)。	・硬軟については、良好な岩盤からなる区間内における相対的なものであるため追記せず。 ・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	—
46~49	—	—	・割れ目の発達や脆弱性の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	・割れ目の発達や脆弱性の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
50	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(シルトの挟在)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・割れ目にシルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし

# H24-B8-21



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	—	—	・割れ目の発達を記載。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
52	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(固結した角礫状)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・境界の傾斜については、ばらつきがあるため追記せず。 ・劣化部の固結の程度については、ボーリング間で必ずしも統一的な記載ではないため追記せず。	変更なし
53	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
54	—	—	・シルト混じり砂礫状の区間を記載。	・硬軟及び割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
55	変更なし	変更なし	・アブライトの区間深度、境界の明瞭さを記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・境界の明瞭さについては、補足的なものであるため追記せず。	変更なし

# H24-B8-21

設置許可申請書案

記事

56 75.56~76.01m  
・割れ目が多く角礫状を呈する。

57 76.01~77.36m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

56 75.56~76.01m  
・割れ目が多く角礫状を呈する。

57 76.01~77.36m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

56 75.56~76.01m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

57 76.01~77.36m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

委託報告書  
(平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区分	図分		期状	形状	変化	事	(%)
									56 75.56~76.01m 硬軟は50mmの硬軟を呈する角礫状コアを呈する。	0
									57 76.01~77.36m 硬軟は50mmの硬軟を呈する。コアは角礫状で連続している。	0
									58 77.36~77.80m 硬軟は50mmの硬軟を呈する。コアは角礫状で連続している。	0
									59 77.80~78.24m 硬軟は50mmの硬軟を呈する。コアは角礫状で連続している。	0

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

56 75.56~76.01m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

57 76.01~77.36m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

56 75.56~76.01m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

57 76.01~77.36m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案→ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 報告書	報告書→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
56	変更なし	変更なし	・砂礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・砂礫状については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
57	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(土砂化～細粒化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・部分的な土砂化～細粒化については、直線性に乏しく、同系統の劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
58	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
59	—	—	・砂・礫混じりシルト状の区間を記載。	・砂・礫混じりシルト状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
60	●79.86~80.17m ・破砕部である。 ・黒褐色の砂混りシルト状～炭褐色の粘土質砂礫状を呈する。
62	・黒褐色砂混りシルト：累計厚6mm ・走向・傾斜はN18° E89° Wである。 ・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は30°である。
64	80.76~81.03m ・割れ目が多く角礫状を呈する。
65	81.03~82.37m ・割れ目間隔が広く、柱状を呈する。

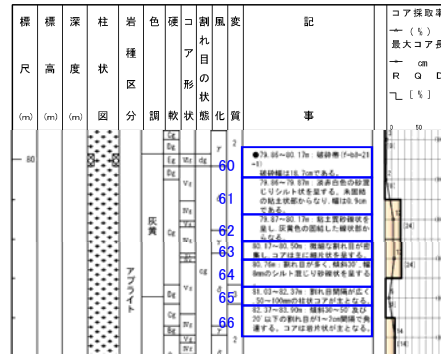
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
60	●79.86~80.17m ・破砕部である。 ・黒褐色の砂混りシルト状～炭褐色の粘土質砂礫状を呈する。
62	・黒褐色砂混りシルト：累計厚6mm ・走向・傾斜はN18° E89° Wである。 ・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は30°である。
64	80.76~81.03m ・割れ目が多く角礫状を呈する。
65	81.03~82.37m ・割れ目間隔が広く、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
60	●79.86~80.17m(f-b8-21-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。
62	・淡赤白色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN18° E89° Wである。 ・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は30°である。
64	80.76m ・割れ目が多く角礫状を呈する。
65	81.03~82.37m ・割れ目間隔が広く、柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
60	●79.86~80.17m(f-b8-21-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。
62	・淡赤白色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN18° E89° Wである。 ・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は30°である。
64	80.76m ・割れ目が多く角礫状を呈する。
65	81.03~82.37m ・割れ目間隔が広く、柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
60	●79.86~80.17m(f-b8-21-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。
62	・淡赤白色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN18° E89° Wである。 ・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は30°である。
64	80.76m ・割れ目が多く角礫状を呈する。
65	81.03~82.37m ・割れ目間隔が広く、柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
60~62	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし
63	—	—	・割れ目の発達を程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
64	変更なし	(誤記)80.76~81.03mと書くべきところを誤って80.76mと記載。	・シルト混じり砂礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・シルト混じり砂礫状については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
65	変更なし	変更なし	・割れ目の発達を程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
66	—	—	・割れ目の発達を程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

## 設置許可申請書案

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●88.67~88.71m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・褐色の粘土状～黄白色の砂混りシルト状を呈する。</li> <li>・褐色粘土：累計厚12mm</li> <li>・走向・傾斜はN34° E89° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は38°である。</li> </ul>

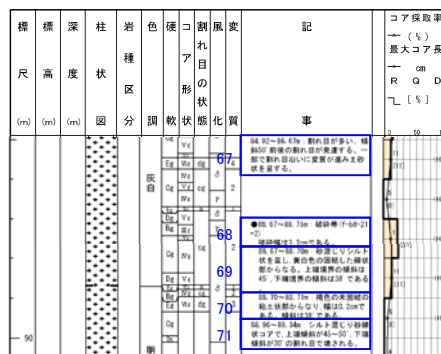
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●88.67~88.71m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・褐色の粘土状～黄白色の砂混りシルト状を呈する。</li> <li>・褐色粘土：累計厚12mm</li> <li>・走向・傾斜はN34° E89° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は38°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●88.67~88.71m (f-b8-21-2破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・主に黄白色の固結礫状部からなる。</li> <li>・褐色の未固結粘土状部：累計厚0.2cm</li> <li>・走向・傾斜はN41° E81° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は38°である。</li> </ul>

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●88.67~88.71m (f-b8-21-2破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・主に黄白色の固結礫状部からなる。</li> <li>・褐色の未固結粘土状部：累計厚0.2cm</li> <li>・走向・傾斜はN41° E81° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は38°である。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●88.67~88.71m (f-b8-21-2破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・主に黄白色の固結礫状部からなる。</li> <li>・褐色の未固結粘土状部：累計厚0.2cm</li> <li>・走向・傾斜はN41° E81° Wである。</li> <li>・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は38°である。</li> </ul>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(一部土砂状)。	・割れ目については、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 ・土砂状については、表層の細粒分が割れ目を充填したものと判断し削除。	—
68~70	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(N34° E89° W→N41° E81° W)。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
71	—	—	・シルト混じり砂礫状の区間を記載。	・砂礫状については、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
72 ┆ 75	<p>●92.86~93.53m (D-5破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・にふい貫性～明褐色の粘土混り角礫状～灰白色の角礫状を呈する。</li> <li>・走向・傾斜はN5° W82° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
72 ┆ 75	<p>●92.86~93.53m (D-5破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・にふい貫性～明褐色の粘土混り角礫状～灰白色の角礫状を呈する。</li> <li>・走向・傾斜はN5° W82° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
72 ┆ 75	<p>●92.86~93.53m (D-5破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・褐色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm</li> <li>・走向・傾斜はN5° W82° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬	割れ	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	状	軟	目	化	事	(%)
			Ca	Fe	Ca	72			●92.86~93.53m 破砕部(D-5)	
			Ca	Fe	Ca	73			92.86~93.53m 肉眼観察する褐色の粗粒の岩集塊からなる。角礫の径は0.2~2mm程度に分布している。	
			Ca	Fe	Ca	74			92.86~93.53m 粗土混り角礫状を呈し、褐色の固結した礫状部からなる。下部は礫状部に富んでいる。	
			Ca	Fe	Ca	75			93.53~93.53m 褐色の凝縮した粘土状部を呈する。未固結の粘土状部からなり、幅は0.8cmである。傾斜は75°である。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
72 ┆ 75	<p>●92.86~93.53m (D-5破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・褐色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm</li> <li>・走向・傾斜はN5° W82° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
72 ┆ 75	<p>●92.86~93.53m (D-5破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・褐色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm</li> <li>・走向・傾斜はN5° W82° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
72~75	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅を記載。</li> <li>・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> <li>・下端境界の見かけ傾斜について、70°と書くべきところを誤って75°と記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。</li> </ul>	変更なし

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事
76 95.56~95.87m ・風化部である。 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

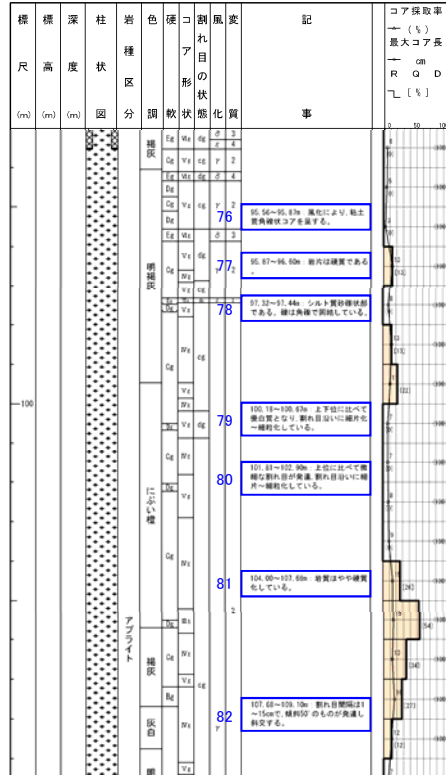
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
76 95.56~95.87m ・風化部である。 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
76 95.56~95.87m ・風化部である。 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
76 95.56~95.87m ・風化部である。 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
76 95.56~95.87m ・風化部である。 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
76	変更なし	変更なし	・粘土質角礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“風化”欄に基づき風化部と記載。 ・粘土質については、当該区間に不均質に含まれるものであるため追記せず。	変更なし
77	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
78	—	—	・シルト質砂礫状の区間を記載。	・砂礫状を呈するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
79,80	—	—	・割れ目について記載(細片化～細粒化)。	・細片化～細粒化しているが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
81	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
82	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記 事
-----

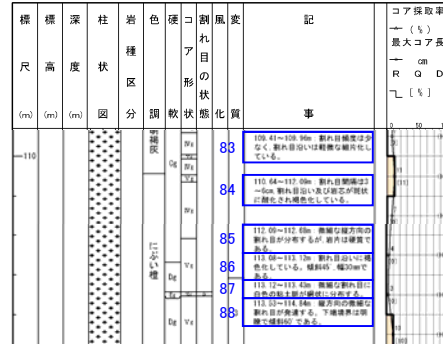
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
83	—	—	・割れ目の発達を記載。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
84	—	—	・割れ目の発達を記載。 ・褐色化について記載。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。	—
85	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
86	—	—	・割れ目について記載(褐色化)。	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
87	—	—	・割れ目について記載(粘土脈)。	・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
88	—	—	・割れ目の発達を記載。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—



# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記 事
-----

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 委託報告書 (平成30年)

標 尺	標 高 度	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 軟	割 れ 目	風 化 状 態	変 質	記 事	コア採取率 — (%) 最大コア長 — cm R Q D L [%]
			円								

## 審査資料 (平成30年11月30日)

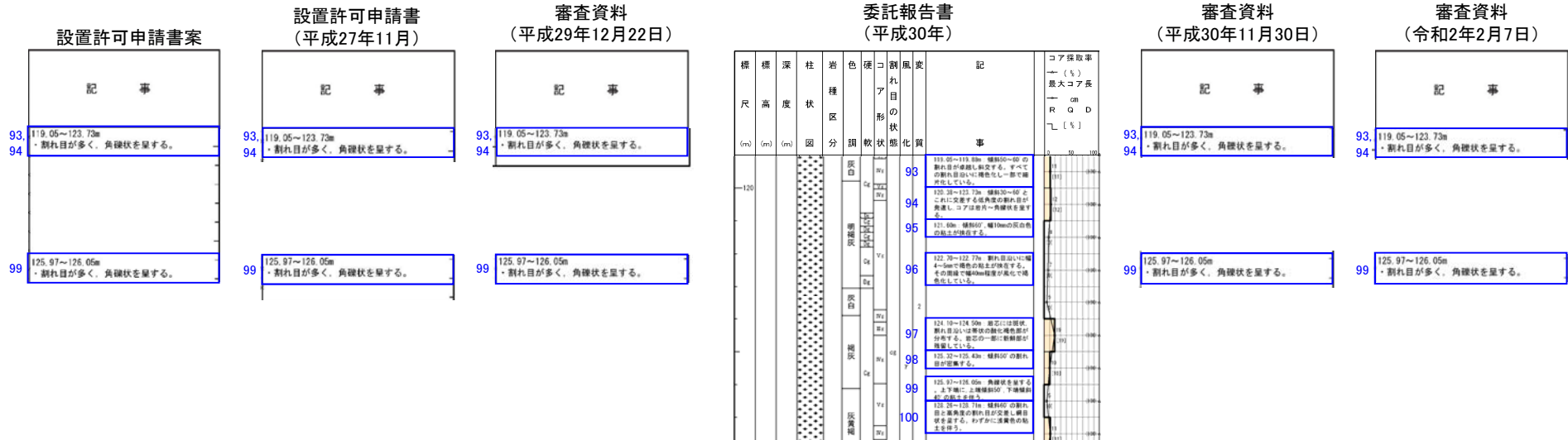
記 事
-----

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
89	—	—	・割れ目について記載(褐色化)。	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
90	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
91	—	—	・軟質化、変質鉱物を記載。	・硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
92	—	—	・粘土の記載。	・一部で粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B8-21



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
93,94	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・一部割れ目沿いで細片化しているが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
95	—	—	・粘土の挟在を記載。	・割れ目に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
96	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの粘土の挟在、褐色化)。	・割れ目に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
97	—	—	・褐色化を記載。	・色調については、補足的なものであるため追記せず。	—
98	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
99	変更なし	変更なし	・角礫状の区間を記載。 ・割れ目について記載(粘土の挟在)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目に挟在する粘土については、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
100	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目に粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから追記せず。	—

# H24-B8-21

設置許可申請書案

記事	
103	●131.03~131.14m ・破砕部である。 ・灰黄褐色の粘土混り砂礫~粘土混り角礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN3° W84° Wである。 ・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は40°である。
104	131.28~131.88m ・割れ目が多く角礫状を呈する。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	
103	●131.03~131.14m ・破砕部である。 ・灰黄褐色の粘土混り砂礫~粘土混り角礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN3° W84° Wである。 ・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は40°である。
104	131.28~131.88m ・割れ目が多く角礫状を呈する。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	
103	●131.03~131.14m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・灰黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° W84° Wである。 ・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は40°である。
104	131.28~131.88m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

委託報告書  
(平成30年)



審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
103	●131.03~131.14m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・灰黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° W84° Wである。 ・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は40°である。
104	131.28~131.88m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
103	●131.03~131.14m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・灰黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° W84° Wである。 ・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は40°である。
104	131.28~131.88m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
101	—	—	・硬軟や割れ目の発達度を記載。	・硬軟や割れ目の発達度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
102	—	—	・割れ目の発達度を記載。	・割れ目の発達度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
103	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし
104	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(角礫状)。 ・網目状の破砕を記載。	・審査資料(H29.12.22)と同様 ・網目状の破砕については、当該区間に系統的な網目がないことから追記せず。	変更なし

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
105	<ul style="list-style-type: none"> <li>●131.88~132.82m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・暗褐色の粘土状~淡黄緑~褐灰色の粘土混り角礫状を呈する。</li> <li>・暗褐色粘土：累計厚13cm</li> <li>・走向・傾斜はN15° E80° Eである。</li> <li>・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は60°である。</li> </ul>
107	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
105	<ul style="list-style-type: none"> <li>●131.88~132.82m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・暗褐色の粘土状~淡黄緑~褐灰色の粘土混り角礫状を呈する。</li> <li>・暗褐色粘土：累計厚13cm</li> <li>・走向・傾斜はN15° E80° Eである。</li> <li>・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は60°である。</li> </ul>
107	

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
105	<ul style="list-style-type: none"> <li>●131.88~132.82m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・左ずれ正断層センスである。</li> <li>・暗褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は0.4cmである。</li> <li>・走向・傾斜はN1° E85° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は60°である。</li> </ul>
107	

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	状	種	調	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	別	別	別	目	質		
		分	状	状	状	の			
		区	態	態	態	形			
			化	化	化	状			
						態			
						別			
						の			
						長			
						cm			
						R			
						Q			
						D			
						L			
						[ % ]			
		アンソライト						●131.88~132.82m: 破砕部・固結部・固結部は52.6cmである。	
		灰緑						131.88~132.82m: 暗褐色の未固結粘土状部からなる。暗褐色の未固結粘土状部の累計幅は0.4cmである。上端境界の傾斜は60°である。上端で幅0.4cmよりマンガンが濃集し、せん断面には軽灰色の粘土が分布する。	
		暗褐色						132.81~132.82m: 暗褐色の未固結粘土状部からなる。累計幅0.4cmである。下端境界の傾斜は60°である。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
105	<ul style="list-style-type: none"> <li>●131.88~132.82m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・左ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に褐灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.4cm</li> <li>・走向・傾斜はN1° E85° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は60°である。</li> </ul>
107	

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
105	<ul style="list-style-type: none"> <li>●131.88~132.82m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・左ずれ正断層センスである。</li> <li>・主に褐灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.4cm</li> <li>・走向・傾斜はN1° E85° Wである。</li> <li>・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は60°である。</li> </ul>
107	

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
105~107	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・誤記修正(N15° E80° E→N1° E85° W)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅を記載。</li> <li>・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。</li> <li>・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。</li> <li>・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。</li> <li>・上端にマンガンが濃集するとの記載については、補足的なものであるため追記せず。</li> <li>・上端のせん断面に粘土が分布するが、粘土の幅の膨縮が著しく、直線性に乏しいことから、固結礫状部に含めているため追記せず。</li> <li>・誤記修正(“主に褐灰色の固結礫状部からなる。”と記載。)</li> </ul>	変更なし

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
108	●135.30~135.52m ・破砕部である。 ・灰褐~灰白色の粘土状~淡黄橙~灰白~淡黄色の粘土混り砂状を呈する。 ・灰褐~灰白色粘土：累計厚15mm ・走向・傾斜はN58° E68° Sである。 ・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。
112	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・赤褐色の礫混り粘土状~灰白~淡黄色の粘土混り砂礫~粘土混り角礫状を呈する。 ・赤褐色礫混り粘土：累計厚38mm ・走向・傾斜はN22° E78° Eである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は55°である。

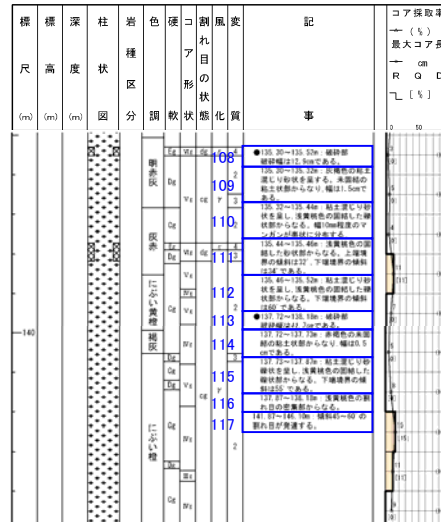
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
108	●135.30~135.52m ・破砕部である。 ・灰褐~灰白色の粘土状~淡黄橙~灰白~淡黄色の粘土混り砂状を呈する。 ・灰褐~灰白色粘土：累計厚15mm ・走向・傾斜はN58° E68° Sである。 ・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。
112	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・赤褐色の礫混り粘土状~灰白~淡黄色の粘土混り砂礫~粘土混り角礫状を呈する。 ・赤褐色礫混り粘土：累計厚38mm ・走向・傾斜はN22° E78° Eである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は55°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
108	●135.30~135.52m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN58° E68° Sである。 ・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。
112	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN4° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は55°である。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
108	●135.30~135.52m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN58° E68° Sである。 ・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。
112	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN4° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は55°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
108	●135.30~135.52m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN58° E68° Sである。 ・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。
112	●137.72~138.18m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN4° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は55°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
108~112	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の各性状間の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・“マンガンが帯状に分布する”との記載については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
113~116	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(N22° E78° E→N4° E79° W)。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。 ・破砕部の各性状間の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
117	—	—	・割れ目の発達を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記 事

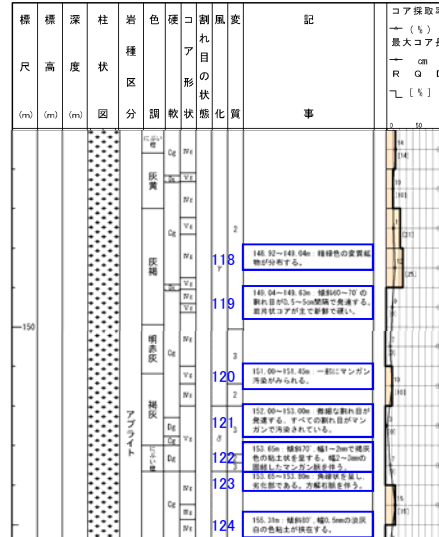
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

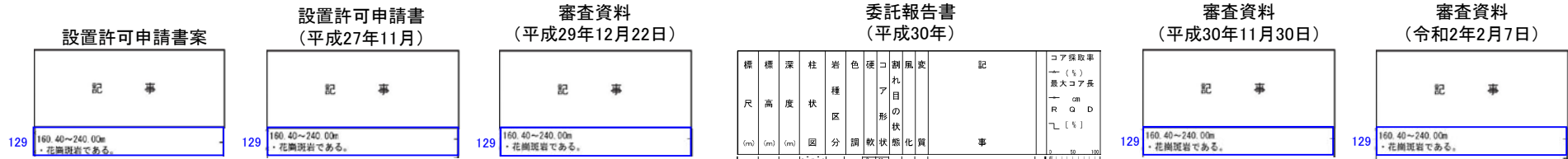
記 事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
118	—	—	・鉱物の晶出を記載。	・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
119	—	—	・硬軟や割れ目の発達度を記載。	・硬軟や割れ目の発達度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
120	—	—	・マンガン汚染を記載。	・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	—
121	—	—	・割れ目の発達度を記載。 ・マンガン汚染を記載。	・割れ目の発達度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	—
122,123	—	—	・割れ目の発達度を記載。 ・粘土の挟入を記載。 ・方解石脈を記載。 ・マンガン脈を記載。	・割れ目の発達度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目に粘土を挟入するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・マンガン脈や方解石脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
124	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟入)。	・割れ目に粘土を挟入するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B8-21



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
125	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
126	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(マンガン汚染)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。	—
127	—	—	・変質鉱物や斑晶の量を記載。	・鉱物の晶出や斑晶の量については、補足的なものであるため追記せず。	—
128	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(細粒化)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いに一部細粒化しているが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
129	変更なし	変更なし	・花崗斑岩区間の深度区間、境界の状況を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・境界の明瞭さについては、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
130	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
131	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・色調を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。	—

## 設置許可申請書案

記事
134 167.22~168.86m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

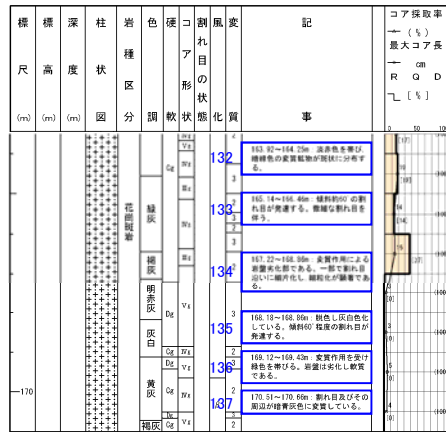
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
134 167.22~168.86m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
134 167.22~168.86m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
134 167.22~168.86m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
134 167.22~168.86m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
132	—	—	・色調や変質鉱物を記載。	・色調や鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
133	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
134	変更なし	変更なし	・劣化部を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化、細粒化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一部で細片化、細粒化しているが、連続性に乏しいことから追記せず。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
135	—	—	・色調を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。	・色調については、補足的なものであるため追記せず。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
136	—	—	・色調を記載。 ・硬軟を記載。	・色調については、補足的なものであるため追記せず。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
137	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—



# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記 事

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率	
尺	度	状	種	区	軟	れ	化	質	事	(%)	
(m)	(m)	図	別	別	状	目	状	状		最大コア長	
			区	区	状	目	状	状		cm	
					軟	目	状	状		R Q D	
					状	目	状	状		[ % ]	
									138	171.62~176.24m 傾斜45~60°の割れ目が発達する。割れ目交差部ではコアは細片化している。岩片は比較的粗大で硬質である。	
									139	174.21m 傾斜50°の割れ目に輝石鉱物を伴う珪石が付着する。下部にも珪石で輝石炭酸塩物が形成されている。	
									140	176.24~177.20m 上下段に比べて割れ目は少ない。	
									141	177.20~177.66m 脱色し割れ目はやや不明瞭である。	
									142	176.20m 傾斜50°、傾斜4mの粘土色の粘土を挟在する。上部は軟質である。	
									143	176.97~179.05m 変質作用により岩盤が軟化し、下部に比べて軟質である。	
									144	179.05~180.50m 複雑な割れ目が発達する。	
									145	180.55~180.70m 礫混じり砂状を呈する。割れ目は浅く、岩組織不明瞭である。認められている。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
138	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(細片化)。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で割れ目沿いに細片化しているが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
139	—	—	・割れ目について記載(鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの鉱物晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
140	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
141	—	—	・脱色した割れ目について記載(不明瞭)。	・割れ目については、補足的なものであるため追記せず。	—
142	—	—	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
143	—	—	・変質を伴う軟質化を記載。	・軟質化しているが、連続性に乏しく、周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	—
144	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
145	—	—	・礫混じり砂状の区間を記載。	・礫混じり砂状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事
----

147 183.04~183.56m  
・割れ目は少なく、柱状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

147 183.04~183.56m  
・割れ目は少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

147 183.04~183.56m  
・割れ目は少なく、柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬軟	割れ目の形状	風化	変質	記事	コア採取率 (%) 最大コア長 cm R Q D [ % ]
(m)	(m)	(m)	図	分類							
				粘板岩	Ca	Va	Ca	2		181.02~181.06m 礫混じり砂状を呈する。隣層間穴を含むが割れ目は浅層する。一線で割れている。	0
				粘板岩	Ca	Va	Ca	2		183.04~183.56m 割れ目は少なく砂状で層状である。	50
				粘板岩	Ca	Va	Ca	2		183.56m 緑泥質の割れ目と層状色の変質鉱物が付着する。幅15.5mmの片層状が得らる。	100
				粘板岩	Ca	Va	Ca	2		184.46~185.42m 層状な割れ目を発達する。片層の緑泥質の付着に伴って片層状の変質鉱物が付着する。	100

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
----

147 183.04~183.56m  
・割れ目は少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
----

147 183.04~183.56m  
・割れ目は少なく、柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
146	—	—	・礫混じり砂状の区間を記載。	・礫混じり砂状を呈するが、挟在物が幅狭く、直線性に乏しいことから追記せず。	—
147	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟や割れ目の発達については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・“コア形状”欄に基づき柱状と記載。	変更なし
148	—	—	・割れ目について記載(変質鉱物の付着, 方解石脈)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出や鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
149	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(変質鉱物の付着)。	・割れ目の発達程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記 事

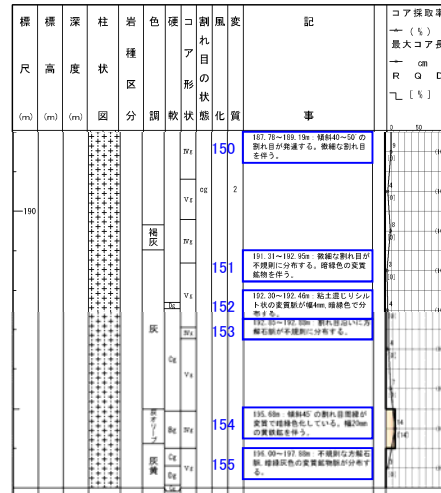
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

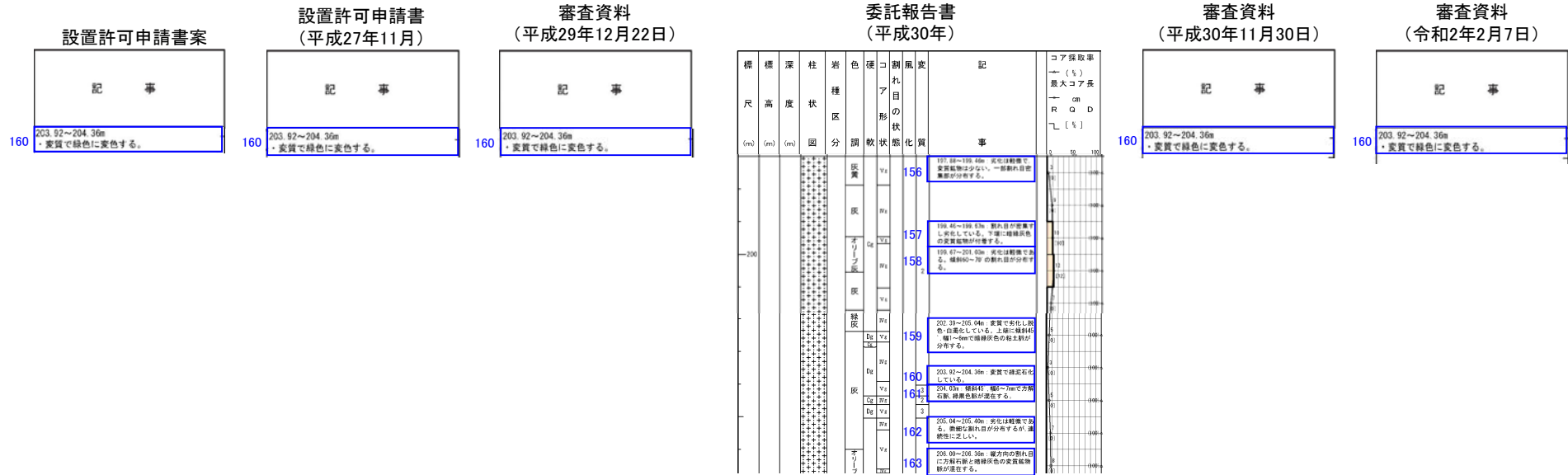
記 事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事

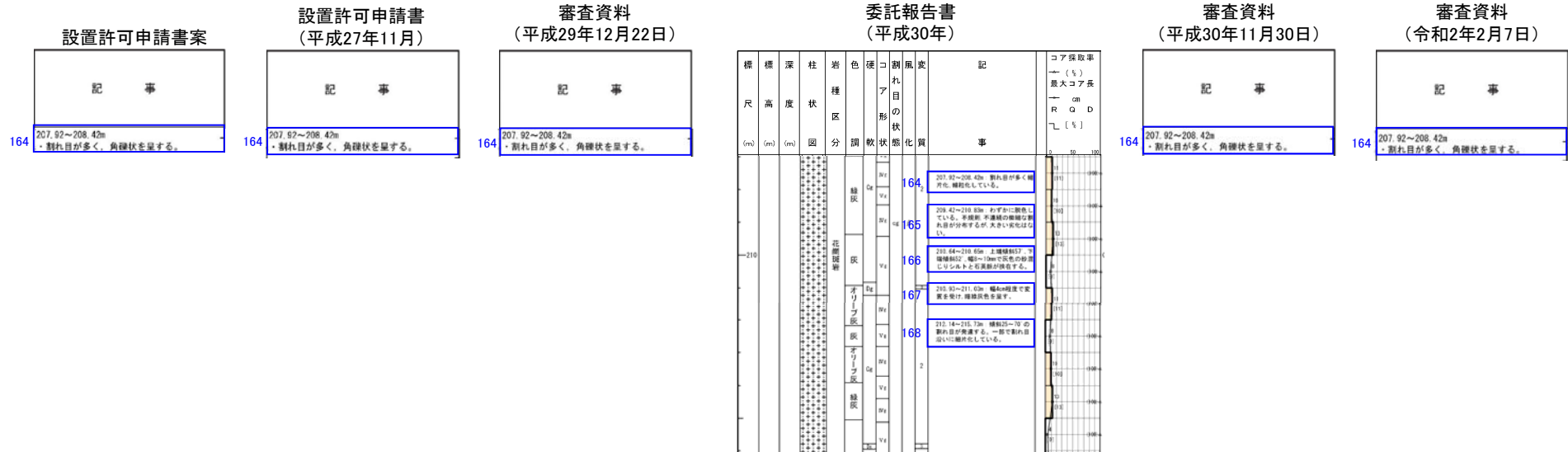
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
150	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
151	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(変質鉱物の付着)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
152	—	—	・粘土混じりシルト状の変質脈を記載。	・粘土混じりシルト状の変質脈が分布するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
153	—	—	・方解石脈を記載。	・方解石脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
154	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの変色や鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
155	—	—	・方解石脈、変質鉱物脈を記載。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B8-21



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
156, 157	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・変質鉱物を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
158	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
159	—	—	・変質を伴う劣化を記載。 ・粘土脈を記載。	・劣化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
160	変更なし	変更なし	・緑泥石化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(緑泥石化→緑色に変色)。	変更なし
161	—	—	・方解石脈、変質鉱物脈を記載。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
162	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
163	—	—	・方解石脈、変質鉱物脈を記載。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—

# H24-B8-21



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
164	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・細片化、細粒化については、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
165	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
166	—	—	・砂混じりシルトの挟在を記載。 ・石英脈の挟在を記載。	・砂混じりシルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
167	—	—	・色調を記載。	・色調については、補足的なものであるため追記せず。	—
168	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(細片化)。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・細片化しているが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事

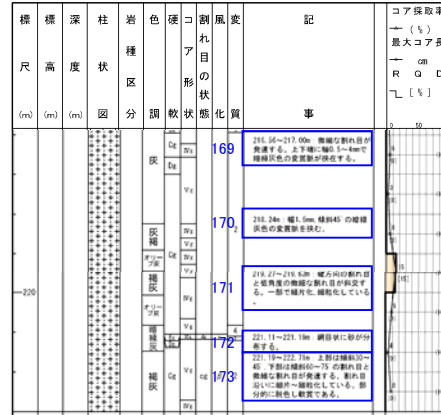
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
169	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・変質脈の挟在を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・変質脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
170	—	—	・変質脈の挟在を記載。	・変質脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
171	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で細片化、細粒化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
172	—	—	・網目状の砂の挟在を記載。	・砂を挟在するが、連続性に乏しいことから追記せず。	—
173	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・部分的な軟質化を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で細片～細粒化を伴い軟質化しているが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事
179 233.86~234.23m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

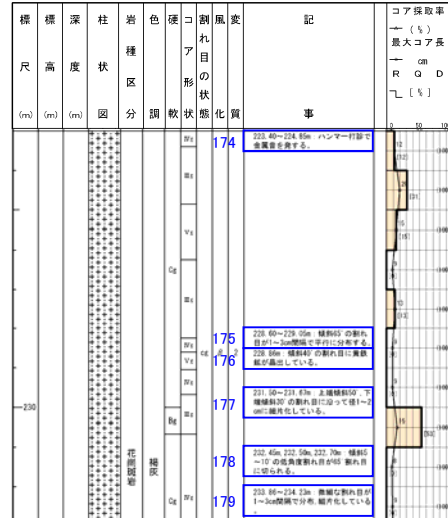
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
179 233.86~234.23m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
179 233.86~234.23m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
179 233.86~234.23m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
179 233.86~234.23m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
174	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
175	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
176	—	—	・割れ目について記載(黄鉄鉱の晶出)。	・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
177	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・細片化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
178	—	—	・割れ目について記載(低角度割れ目が65°割れ目に切られる)。	・低角度割れ目を切る65°の割れ目が見られるが、低角度割れ目の変位がないため追記せず。	—
179	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし

# H24-B8-21

## 設置許可申請書案

記事	
180	●234.23～234.38m ・破砕部である。 ・緑灰色の粘土状～灰白～緑灰色の角礫状を呈する。 ・緑灰色粘土：累計厚4mm ・走向・傾斜はN3° W64° Eである。 ・上盤境界の傾斜は65°、下盤境界の傾斜は65°である。
182	●236.90～239.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

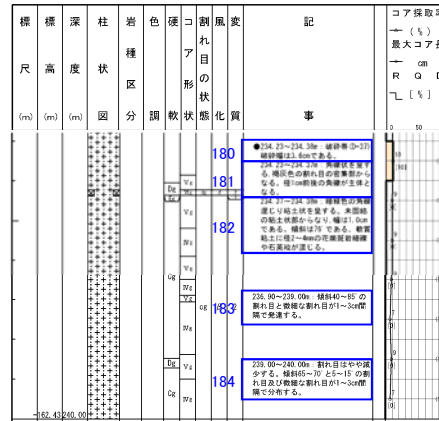
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
180	●234.23～234.38m ・破砕部である。 ・緑灰色の粘土状～灰白～緑灰色の角礫状を呈する。 ・緑灰色粘土：累計厚4mm ・走向・傾斜はN3° W64° Eである。 ・上盤境界の傾斜は65°、下盤境界の傾斜は65°である。
182	●236.90～239.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
180	●234.23～234.38m(D-37破砕帯) ・破砕部である。 ・若ずれセンスである。 ・暗緑色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
182	●236.90～239.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
180	●234.23～234.38m(D-37破砕帯) ・破砕部である。 ・若ずれセンスである。 ・主に緑灰色の固結礫状部からなる。 ・暗緑色の未固結粘土状部：累計厚1.0cm ・走向・傾斜はN3° W64° Eである。 ・上盤境界の傾斜は65°、下盤境界の傾斜は65°である。
182	●236.90～239.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
180	●234.23～234.38m(D-37破砕帯) ・破砕部である。 ・若ずれセンスである。 ・主に緑灰色の固結礫状部からなる。 ・暗緑色の未固結粘土状部：累計厚1.0cm ・走向・傾斜はN3° W64° Eである。 ・上盤境界の傾斜は65°、下盤境界の傾斜は65°である。
182	●236.90～239.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	申請書⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
180～182	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕帯を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・誤記修正(“主に緑灰色の固結礫状部からなる。”と記載)。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。 ・“花崗斑岩細礫や石英粒が混じる”との記載については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
183	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
184	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—



**H27-D5-1**

余白

# H27-D5-1

## 設置許可申請書案

記事	
1	0.00~1.02m ・露土である。
3	1.02~1.11m ・礫混じり砂である。
4	1.11~1.30m ・シルト混じり砂である。
5	1.30~1.41m ・砂質シルトである。
6	1.41~2.40m ・礫混じり砂である。
7	2.40~2.60m ・シルト混じり砂である。
8	2.60~2.84m ・砂礫である。
9	2.84~48.00m ・花崗斑岩である。
A	4.80~5.50m ・風化が進み、軟質化している。
B	5.05~5.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

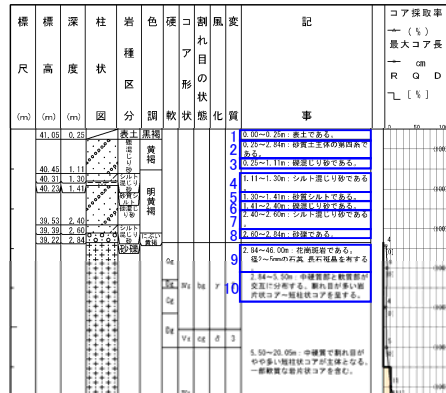
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
1	0.00~1.02m ・露土である。
3	1.02~1.11m ・礫混じり砂である。
4	1.11~1.30m ・シルト混じり砂である。
5	1.30~1.41m ・砂質シルトである。
6	1.41~2.40m ・礫混じり砂である。
7	2.40~2.60m ・シルト混じり砂である。
8	2.60~2.84m ・砂礫である。
9	2.84~48.00m ・花崗斑岩である。
A	4.80~5.50m ・風化が進み、軟質化している。
B	5.05~5.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
1	0.00~1.02m ・露土である。
3	1.02~1.11m ・礫混じり砂である。
4	1.11~1.30m ・シルト混じり砂である。
5	1.30~1.41m ・砂質シルトである。
6	1.41~2.40m ・礫混じり砂である。
7	2.40~2.60m ・シルト混じり砂である。
8	2.60~2.84m ・砂礫である。
9	2.84~48.00m ・花崗斑岩である。
A	4.80~5.50m ・風化が進み、軟質化している。
B	5.05~5.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

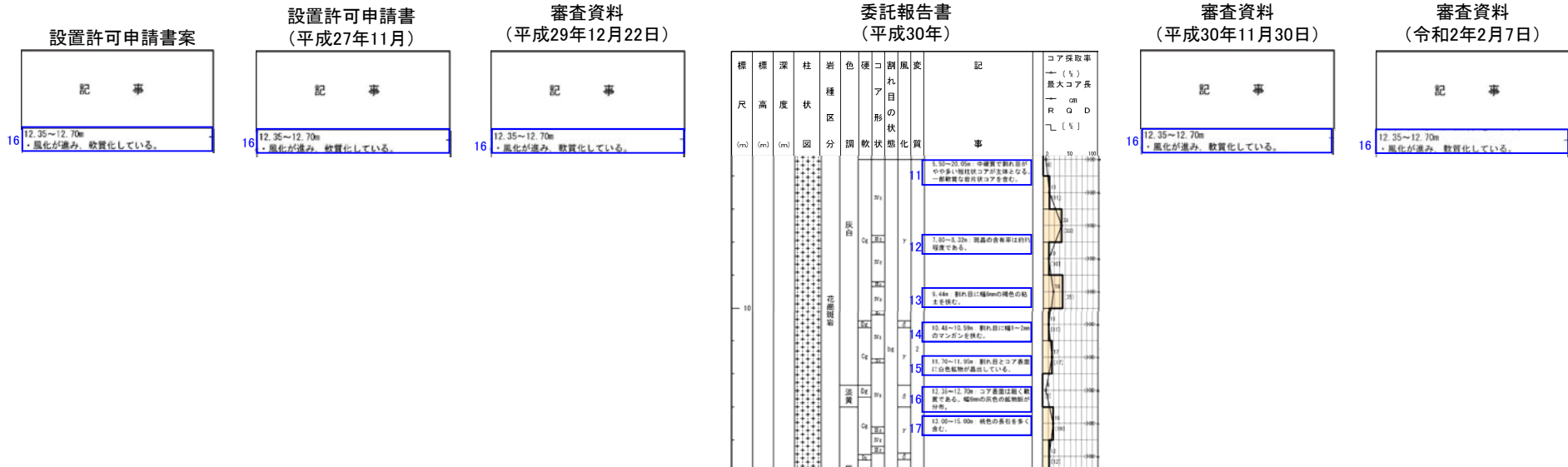
記事	
1	0.00~1.02m ・露土である。
3	1.02~1.11m ・礫混じり砂である。
4	1.11~1.30m ・シルト混じり砂である。
5	1.30~1.41m ・砂質シルトである。
6	1.41~2.40m ・礫混じり砂である。
7	2.40~2.60m ・シルト混じり砂である。
8	2.60~2.84m ・砂礫である。
9	2.84~48.00m ・花崗斑岩である。
A	4.80~5.50m ・風化が進み、軟質化している。
B	5.05~5.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~1.02m ・露土である。
3	1.02~1.11m ・礫混じり砂である。
4	1.11~1.30m ・シルト混じり砂である。
5	1.30~1.41m ・砂質シルトである。
6	1.41~2.40m ・礫混じり砂である。
7	2.40~2.60m ・シルト混じり砂である。
8	2.60~2.84m ・砂礫である。
9	2.84~48.00m ・花崗斑岩である。
A	4.80~5.50m ・風化が進み、軟質化している。
B	5.05~5.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	・表土の区間深度を記載。 ・古い観察結果を転記し、誤って“0.00~0.25m”と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・誤った深度のため反映せず。	変更なし
2	—	—	・堆積物区間について土質構成や年代をまとめ書き。	・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしており、土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	—
3	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度を記載。 ・古い観察結果を転記し、誤って“0.25~1.11m”と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・誤った深度のため反映せず。	変更なし
4	変更なし	変更なし	・シルト混じり砂の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
5	変更なし	変更なし	・砂質シルトの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
6	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
7	変更なし	変更なし	・シルト混じり砂の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
8	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
9	変更なし	変更なし	・花崗斑岩区間の斑晶を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・余掘り分を含めて、48mまで記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。	変更なし
A	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
B	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
10	—	—	・硬軟の分布状況及び割れ目の発達度を記載。	・硬軟の分布状況や割れ目の発達度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H27-D5-1



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
12	—	—	・花崗斑岩中の斑晶を記載。	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。	—
13	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
14	—	—	・割れ目について記載(マンガンの挟在)。	・マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。	—
15	—	—	・鉱物の晶出を記載。	・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
16	変更なし	変更なし	・軟質な区間を記載。 ・鉱物脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“風化”欄に基づき“風化が進み”と記載。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
17	—	—	・花崗斑岩中の斑晶を記載。	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。	—

# H27-D5-1

設置許可申請書案

記事
14.30~14.65m ・風化が進み軟質化している。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
14.30~14.65m ・風化が進み軟質化している。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
14.30~14.65m ・風化が進み、軟質化している。

委託報告書  
(平成30年)

標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率 → (%)
尺	高	状	種	硬	軟	れ	化	質	事	最大コア長 → cm
(m)	(m)	図	区	度	度	目	状			R Q D
						の	態			[ % ]
						状	化			
						状	質			
									14.30~14.65m 層厚約10cmの割れ目が多い。幅1~2cmの葉脈を挟む。	
									15.22~15.29m 割れ目に幅2cm以下のマンガンを挟む。	
									15.85m 割れ目に泥質色のシルトを挟む。	

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
14.30~14.65m ・風化が進み、軟質化している。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
14.30~14.65m ・風化が進み、軟質化している。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
C	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
18	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(石英脈)。	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため追記せず。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
19	—	—	・割れ目について記載(マンガンの挟在)。	・マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。	—
20	—	—	・割れ目について記載(シルトの挟在)。	・シルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

# H27-D5-1

## 設置許可申請書案

記事	
21	17.47~17.91m ・割れ目に沿って、灰白色シルトを挟む。
22	17.70~18.00m ・風化が進み、軟質化している。
D	19.15~19.55m ・風化が進み軟質化している。
E	20.80~22.35m ・硬質で割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
25	●22.91~23.23m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰オリーブ色の粘土状~淡黄色の粘土混じり礫状を呈する。
30	・灰オリーブ色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN35° E74° Wである。 ・上層境界の傾斜は28°、下層境界の傾斜は35°である。
F	24.65~25.00m ・縦方向の割れ目が連続する。

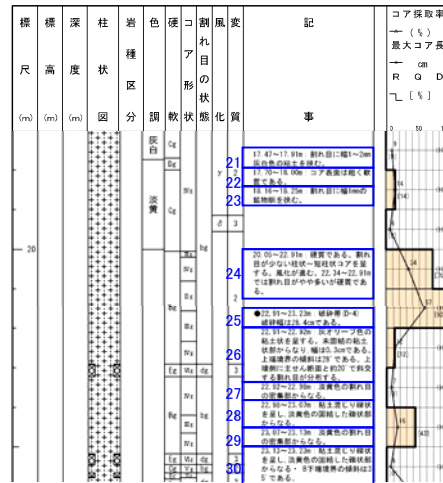
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
21	17.47~17.91m ・割れ目に沿って、灰白色シルトを挟む。
22	17.70~18.00m ・風化が進み、軟質化している。
D	19.15~19.55m ・風化が進み軟質化している。
E	20.80~22.35m ・硬質で割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
25	●22.91~23.23m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰オリーブ色の粘土状~淡黄色の粘土混じり礫状を呈する。
30	・灰オリーブ色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN35° E74° Wである。 ・上層境界の傾斜は28°、下層境界の傾斜は35°である。
F	24.65~25.00m ・縦方向の割れ目が連続する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
21	17.47~17.91m ・割れ目に沿って、灰白色シルトを挟む。
22	17.70~18.00m ・風化が進み、軟質化している。
D	19.15~19.55m ・風化が進み、軟質化している。
E	20.80~22.35m ・硬質で割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
25	●22.91~23.23m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に淡黄色の固結礫状部からなる。
30	・灰オリーブ色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN35° E74° Wである。 ・上層境界の傾斜は28°、下層境界の傾斜は35°である。
F	24.65~25.00m ・縦方向の割れ目が連続する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
21	17.47~17.91m ・割れ目に沿って、灰白色シルトを挟む。
22	17.70~18.00m ・風化が進み、軟質化している。
D	19.15~19.55m ・風化が進み、軟質化している。
E	20.80~22.35m ・硬質で割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
25	●22.91~23.23m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に淡黄色の固結礫状部からなる。
30	・灰オリーブ色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN35° E74° Wである。 ・上層境界の傾斜は28°、下層境界の傾斜は35°である。
F	24.65~25.00m ・縦方向の割れ目が連続する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
21	17.47~17.91m ・割れ目に沿って、灰白色シルトを挟む。
22	17.70~18.00m ・風化が進み、軟質化している。
D	19.15~19.55m ・風化が進み、軟質化している。
E	20.80~22.35m ・硬質で割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
25	●22.91~23.23m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に淡黄色の固結礫状部からなる。
30	・灰オリーブ色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN35° E74° Wである。 ・上層境界の傾斜は28°、下層境界の傾斜は35°である。
F	24.65~25.00m ・縦方向の割れ目が連続する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(粘土の挟在)。 ・シルトと書くべきところを誤って粘土と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・シルトの幅については、ばらつきがあることから追記せず。	変更なし
22	変更なし	変更なし	・軟質な区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“風化”欄に基づき“風化が進み”と記載。	変更なし
23	—	—	・割れ目について記載(鉱物脈)。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
D	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
24	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
E	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
25~30	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。 肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。 ・“斜交する割れ目が分布する”との記載については、補足的なものであるため削除。 ・“主せん断面”との記載については、最新活動面を示したものであり、性状一覧表に上記再観察による最新活動面位置を示し、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし
F	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし

# H27-D5-1

## 設置許可申請書案

記事	
31	●25.17~25.44m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白~淡黄色の礫混じり粘土状~にぶい橙色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN31E81°Wである。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は36°である。
33	●25.65~25.77m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰黄褐色の粘土状~明褐色の硬質粘土~粘土混じり礫を呈する。 ・灰黄褐色の粘土・累計幅12m ・走向・傾斜はN21°E87°Wである。 ・上盤境界の傾斜は30°~60°で湾曲している。
34	●25.77~26.12m ・粘土化しており、軟質である。
37	●25.96~35.41m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
31	●25.17~25.44m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白~淡黄色の礫混じり粘土状~にぶい橙色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN31E81°Wである。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は36°である。
33	●25.65~25.77m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰黄褐色の粘土状~明褐色の硬質粘土~粘土混じり礫を呈する。 ・灰黄褐色の粘土・累計幅12m ・走向・傾斜はN21°E87°Wである。 ・上盤境界の傾斜は30°~60°で湾曲している。
34	●25.77~26.12m ・粘土化しており、軟質である。
37	●25.96~35.41m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
31	●25.17~25.44m(D-45破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部・累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN31°E81°Wである。 ・上盤境界の傾斜は48°、下盤境界の傾斜は36°である。
33	●25.65~25.77m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰黄褐色の固結粘土状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部・累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN21°E87°Wである。 ・上盤境界の傾斜は30°~60°で湾曲している。
34	●25.77~26.12m ・粘土化しており、軟質である。
37	●34.96~35.41m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	調	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	状	目	状		最大コア長
			分	別	状	の	化		cm
			別	状	化	傾			R
			状	化		斜			Q
			状			度			D
			状						L
			状						(%)
30								●25.17~25.44m(D-45破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部・累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN31°E81°Wである。 ・上盤境界の傾斜は48°、下盤境界の傾斜は36°である。	
								●25.65~25.77m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部及び灰黄褐色の固結粘土状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部・累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN21°E87°Wである。 ・上盤境界の傾斜は30°~60°で湾曲している。	
								●25.77~26.12m ・粘土化しており、軟質である。	
								●25.96~35.41m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。	

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
31	●25.17~25.44m(D-45破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部・累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN31°E81°Wである。 ・上盤境界の傾斜は48°、下盤境界の傾斜は36°である。
33	●25.65~25.77m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部及び灰黄褐色の固結粘土状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部・累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN21°E87°Wである。 ・上盤境界の傾斜は30°~60°で湾曲している。
34	●25.77~26.12m ・粘土化しており、軟質である。
37	●25.96~35.41m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
31	●25.17~25.44m(D-45破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部・累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN31°E81°Wである。 ・上盤境界の傾斜は48°、下盤境界の傾斜は36°である。
33	●25.65~25.77m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部及び灰黄褐色の固結粘土状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部・累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN21°E87°Wである。 ・上盤境界の傾斜は30°~60°で湾曲している。
34	●25.77~26.12m ・粘土化しており、軟質である。
37	●25.96~35.41m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.27)
31~33	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・記載の適正化(N°31E81°W→N31°E81°W)。	・破砕帯を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕帯については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
34~37	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	・破砕帯を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・破砕帯については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・誤記修正(“主に灰黄褐色の固結粘土状部からなる”→“主に明褐色の固結礫状部及び灰黄褐色の固結粘土状部からなる”)。	変更なし
38	変更なし	変更なし	・軟質な粘土化区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
G	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
39	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
40	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—

# H27-D5-1

## 設置許可申請書案

記事	
42	●35.41～35.55m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・明褐色の細溜じり粘土状～にぶい褐色の粘土溜じり砂状を呈する。 ・明褐色の未固結粘土状部；累計幅10cm。 ・走向・傾斜はN2° W73° Wである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は47°である。
46	35.55～36.05m ・粘土化しており、軟質である。
H	36.05～45.00m ・硬質で、主として短柱状～柱状を呈する。
49	41.45～41.60m ・風化が進み、砂状を呈する。

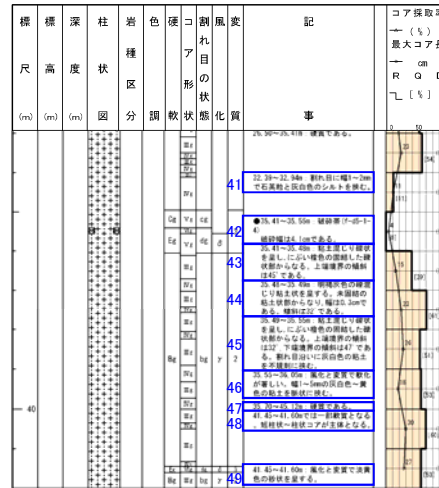
## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
42	●35.41～35.55m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・明褐色の細溜じり粘土状～にぶい褐色の粘土溜じり砂状を呈する。 ・明褐色の未固結粘土状部；累計幅10cm。 ・走向・傾斜はN2° W73° Wである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は47°である。
46	35.55～36.05m ・粘土化しており、軟質である。
H	36.05～45.00m ・硬質で、主として短柱状～柱状を呈する。
49	41.45～41.60m ・風化が進み、砂状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
42	●35.41～35.55m(f-d5-1-4破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい褐色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部；累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN2° W73° Wである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は47°である。
46	35.55～36.05m ・粘土化しており、軟質である。
H	36.05～45.00m ・硬質で、主として短柱状～柱状を呈する。
49	41.45～41.60m ・風化が進み、砂状を呈する。

## 委託報告書 (平成30年)



## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
42	●35.41～35.55m(f-d5-1-4破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい褐色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部；累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN2° W73° Wである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は47°である。
46	35.55～36.05m ・粘土化しており、軟質である。
H	36.05～45.00m ・硬質で、主として短柱状～柱状を呈する。
49	41.45～41.60m ・風化が進み、砂状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
42	●35.41～35.55m(f-d5-1-4破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい褐色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部；累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN2° W73° Wである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は47°である。
46	35.55～36.05m ・粘土化しており、軟質である。
H	36.05～45.00m ・硬質で、主として短柱状～柱状を呈する。
49	41.45～41.60m ・風化が進み、砂状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	—	—	・割れ目について記載(シルトの挟在、石英粒)。	・シルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
42～45	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・“割れ目沿いに灰白色の粘土を不規則に挟む”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし
46	変更なし	変更なし	・軟質な粘土状区間を記載。 ・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・審査資料(H29.12.22)と同様 ・粘土の幅については、ばらつきがあるため追記せず。	変更なし
47	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
48	—	—	・周囲に比べ軟質な区間を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目の発達程度については、記事No.Hで別途示しているため削除。	—
H	変更なし	変更なし	—	・審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
49	変更なし	変更なし	・風化と変質を伴う砂状の区間を記載。	・審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化と熱水変質の両方を受けた区間について、風化による褐色化が顕著であることを踏まえ、風化部として追記。 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし



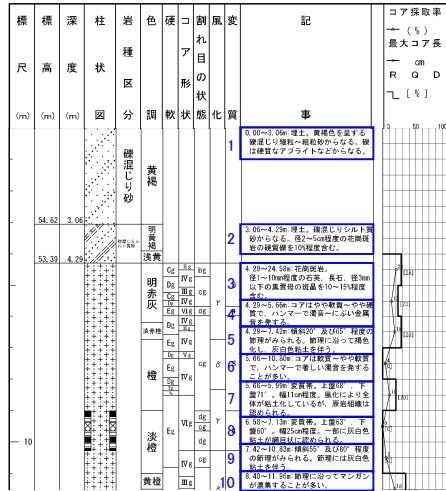


余白

H20-①-10

余白

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書案

記事	内容
1	0.00~3.06m ・礫混じり砂である(埋土)。
2	3.06~4.29m ・礫混じりシルト質砂である(埋土)。
3	4.29~24.58m ・花崗斑岩である。
6	5.66~10.80m ・軟質化している。
7	5.66~5.99m ・変質し粘土化している。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は71°である。
8	6.58~7.13m ・変質している。 ・一部灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は83°、下端境界の傾斜は60°である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	内容
1	0.00~3.06m ・礫混じり砂である(埋土)。
2	3.06~4.29m ・礫混じりシルト質砂である(埋土)。
3	4.29~24.58m ・花崗斑岩である。
6	5.66~10.80m ・軟質化している。
7	5.66~5.99m ・変質し粘土化している。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は71°である。
8	6.58~7.13m ・変質している。 ・一部灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は83°、下端境界の傾斜は60°である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	内容
1	0.00~3.06m ・礫混じり砂である(埋土)。
2	3.06~4.29m ・礫混じりシルト質砂である(埋土)。
3	4.29~24.58m ・花崗斑岩である。
6	5.66~10.80m ・軟質化している。
7	5.66~5.99m ・変質し粘土化している。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は71°である。
8	6.58~7.13m ・変質している。 ・一部灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	内容
1	0.00~3.06m ・礫混じり砂である(埋土)。
2	3.06~4.29m ・礫混じりシルト質砂である(埋土)。
3	4.29~24.58m ・花崗斑岩である。
6	5.66~10.80m ・軟質化している。
7	5.66~5.99m ・変質し粘土化している。
8	6.58~7.13m ・変質している。 ・一部灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	内容
1	0.00~3.06m ・礫混じり砂である(埋土)。
2	3.06~4.29m ・礫混じりシルト質砂である(埋土)。
3	4.29~24.58m ・花崗斑岩である。
6	5.66~10.80m ・軟質化している。
7	5.66~5.99m ・変質し粘土化している。
8	6.58~7.13m ・変質している。 ・一部灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
2	・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
3	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
5	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・褐色化については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
6	・“硬軟”欄に基づき軟質化と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
7	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。 ・風化程度については、岩級区分で示しているため削除。 ・原岩組織の残留程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし
8	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし
9	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
10	・マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—

委託報告書  
(平成20年)

標高	10	標高	10	深	10	柱	花崗岩	色	淡褐色	硬	軟	割れ目	風化	記	コア採取率 → (%) 最大コア長 → cm R Q D ↓ (%)
尺	(m)	高度	(m)	度	(m)	状	花崗岩	調	淡褐色	軟	軟	目	化	事	
区		分		調		状		調		軟		目			
分		調		調		状		調		軟		目			
調		調		調		状		調		軟		目			
状		調		調		状		調		軟		目			
目		調		調		状		調		軟		目			
化		調		調		状		調		軟		目			
記		調		調		状		調		軟		目			
事		調		調		状		調		軟		目			

設置許可申請書案  
(平成27年11月)

記事	8.51~9.01m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。 ・上層境界の傾斜は72°、下層境界の傾斜は45°である。 ●9.01~10.28m ・破砕部である。 ・淡黄色の粘土～礫混じり粘土状～淡褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN11° W61° である。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は82°である。 10.28~10.80m ・変質し軟質化している。 ・上層境界の傾斜は82°、下層境界の傾斜は62°である。
11	
12	
13	

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	8.51~9.01m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。 ・上層境界の傾斜は72°、下層境界の傾斜は45°である。 ●9.01~10.28m ・破砕部である。 ・淡黄色の粘土～礫混じり粘土状～淡褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN11° W61° である。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は82°である。 10.28~10.80m ・変質し軟質化している。 ・上層境界の傾斜は82°、下層境界の傾斜は62°である。
11	
12	
13	

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	8.51~9.01m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。 ●9.01~10.28m (D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN11° W61° である。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は85°である。 10.28~10.80m ・変質し軟質化している。
11	
12	
13	

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	8.51~9.01m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。 ●9.01~10.28m (D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN11° W61° である。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は85°である。 10.28~10.80m ・変質し軟質化している。
11	
12	
13	

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	8.51~9.01m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。 ●9.01~10.28m (D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN11° W61° である。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は85°である。 10.28~10.80m ・変質し軟質化している。
11	
12	
13	

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
11	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土状～礫混じり粘土状～粘土混じり礫状と記載。 ・粘土混じり礫状の色調については、“色調”欄に基づき、淡褐色と記載。 ・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“高角度と中角度の面が認められる”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。	変更なし	変更なし
13	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
15	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
16	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—

委託報告書  
(平成20年)

設置許可申請書案

記事	
17	15.11~15.81m ・変質している。 ・傾斜60°程度の割れ目が多く、一部灰白色粘土を伴う。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は62°である。
19	●18.16~18.84m ・破砕部である。 ・灰白色の粘土状~淡黄褐色の粘土混じり層状を呈する。 ・走向・傾斜はN26°E81°Wである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は不明瞭である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	
17	15.11~15.81m ・変質している。 ・傾斜60°程度の割れ目が多く、一部灰白色粘土を伴う。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は62°である。
19	●18.16~18.84m ・破砕部である。 ・灰白色の粘土状~淡黄褐色の粘土混じり層状を呈する。 ・走向・傾斜はN26°E81°Wである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は不明瞭である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	
17	15.11~15.81m ・変質している。 ・傾斜60°程度の割れ目が多く、一部灰白色粘土を伴う。 ●18.16~18.84m (F-1)~10-2(破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26°E81°Wである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は不明瞭である。
19	●18.16~18.84m (F-1)~10-2(破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26°E81°Wである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は不明瞭である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
17	15.11~15.81m ・変質している。 ・傾斜60°程度の割れ目が多く、一部灰白色粘土を伴う。 ●18.16~18.84m (F-1)~10-2(破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26°E81°Wである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は不明瞭である。
19	●18.16~18.84m (F-1)~10-2(破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26°E81°Wである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は不明瞭である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
17	15.11~15.81m ・変質している。 ・傾斜60°程度の割れ目が多く、一部灰白色粘土を伴う。 ●18.16~18.84m (F-1)~10-2(破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26°E81°Wである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は不明瞭である。
19	●18.16~18.84m (F-1)~10-2(破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26°E81°Wである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は不明瞭である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅の記載については、区間長を記載しているため削除。</li> <li>系統的な割れ目の配列が比較的明瞭であることから、割れ目の傾斜、割れ目沿いの粘土の挟在について追記。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の発達程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため削除。</li> <li>挟在物については、個別に記載するためまとめ書きは削除。</li> </ul>	—	—	—	—
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土状~粘土混じり礫状と記載。</li> <li>粘土混じり礫状の色調については、“色調”欄に基づき淡黄褐色と記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>幅の記載については、区間長を記載しているため削除。</li> <li>原岩組織の残留程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>シームについては削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明(資補足説明資料3 補足3-198頁)。</li> </ul>	—	—	—	—

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬さ	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区分	調	状	化	質	事	(%)
33.10	24.58								21	21.87~32.51m コアは硬質〜中硬質で、パズル〜中等程度にひび割れ目を生ずる。
32.89	24.79								22	24.58~24.79m ペグマタイト。 88~10m程度の石基、径10~30mm程度の斑晶がある。
31.34	26.34								23	24.79~26.34m 花崗斑岩 上部の葉理面に沿って深色の含有量が少ない。
31.12	26.51								24	26.34~26.51m アプライトである。 ・上部境界、下部境界は漸移的である。
									25	26.51~60.00m 花崗斑岩である。 ・花崗斑岩である。
									26	27.91~35.12m 花崗斑岩である。 ・傾斜50°、70°程度の割れ目が分布する。
									27	35.12~39.50m 花崗斑岩である。 ・傾斜20°、70°程度の割れ目が多く、岩片状を呈する。
									28	39.50~42.00m コアは中硬質〜中硬質で、パズル〜中等程度にひび割れ目を生ずる。
									29	42.00~47.00m ペグマタイト。 88~10m程度の石基、径10~30mm程度の斑晶がある。 ・傾斜50°、70°程度の割れ目が分布する。
									30	56.12~39.50m 傾斜20°及び70°程度の割れ目が分布する。断面に灰白色粘土を伴うことが多い。

設置許可申請書案

記事
22
23
24
25
27
30

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
22
23
24
25
27
30

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
22
23
24
25
27
30

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
22
23
24
25
27
30

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
22
23
24
25
27
30

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
21	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
22	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
23	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
24	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
26	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-199頁)。	—	—	—	—
27	・褐色化については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
28	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
29	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-200頁)。	—	—	—	—
30	・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし



委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	れ	化	事	(%)
			分	別	状	状	目	質		最大コア長
							形			— cm
							状			R Q D
							状			〔%〕
40									31 37.01~37.29m シーム、傾斜14°、幅0.6m程度の黄灰色シルトからなる。	
									32 39.17~39.29m 変質帯、上層11°で傾斜し、幅0.6m程度、一部に黄灰色粘土が網目状に分布する。	
									33 39.82~39.88m 変質帯、上層12°で傾斜し、幅0.6m程度、一部に黄灰色粘土が網目状に分布する。傾斜によって傾斜がみられる。傾斜によって傾斜がみられる。傾斜によって傾斜がみられる。	
									34 40.65~41.00m 変質帯、上層15°で傾斜し、幅0.6m程度、黄灰色粘土が網目状に分布する。	
									35 40.19~40.69m 傾斜によってマンガンを含む。	
									36 40.65~41.00m 変質帯、上層15°で傾斜し、幅0.6m程度、黄灰色粘土が網目状に分布する。傾斜によって傾斜がみられる。	
									37 42.09~46.20m コア形状に基づき柱状と記載。硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。	

設置許可申請書案

記事
31
32
34
36
37

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
32
34
36
37

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
32
34
36
37

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事
32
34
36
37

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事
32
34
36
37

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
31	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-201頁)。	—	—	—	—
32	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・挟在物については、個別に記載するためまとめ書きは削除。 ・褐色化については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
34	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
36	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。 ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
37	・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	れ	化	事
			分	分	査	状	目	質	
					別	態	の		
					記	化	記		
					号		号		
					明 透 灰	38	44.00~49.5m 傾斜30°及び70°程度の面からなる。断面によって灰白色を呈する可能性がある。		
					に 心 し 黄 砂	39	40.00~60.00m コア径が約数センチ程度で、ハンマーで叩く一に白い塗を呈する。		
						40	48.10~48.20m 破砕帯(約) 上層70°下層70° 幅5.0m程度。傾斜は傾灰色シルトからなる。マンガンの濃集している。		

## 設置許可申請書案

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●48.10~48.20m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・傾灰色の凝縮シリルト状を呈する。</li> <li>・走向・傾斜はN67° E77° である。</li> <li>・上層境界の傾斜は70°、下層境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●48.10~48.20m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・傾灰色の凝縮シリルト状を呈する。</li> <li>・走向・傾斜はN67° E77° である。</li> <li>・上層境界の傾斜は70°、下層境界の傾斜は70°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●48.10~48.24m(D-45破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・傾灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN67° E77° である。</li> <li>・上層境界の傾斜は70°、下層境界の傾斜は74°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●48.10~48.24m(D-45破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・傾灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN67° E77° である。</li> <li>・上層境界の傾斜は70°、下層境界の傾斜は74°である。</li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●48.10~48.24m(D-45破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・傾灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN67° E77° である。</li> <li>・上層境界の傾斜は70°、下層境界の傾斜は74°である。</li> </ul>

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・挟在物については、個別に記載するためまとめ書きは削除。</li> </ul>	—	—	—	—
39	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—	—	—
40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。</li> <li>・マンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・誤記修正(報告書から申請書提出までの間に行った再観察により下端深度を見直した。申請書案には未反映であった。再観察では、破砕部の下端について、深度の読み取りのずれを修正した。)</li> <li>・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。</li> </ul>	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書案

記事	内容
43	●50.90~52.95m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰~灰白色の粘土~礫混じり粘土状~淡黄色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はNS71° Wである。 ・上層境界の傾斜は65°、下層境界の傾斜は70°である。
44	53.48~53.55m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は36°、下層境界の傾斜は56°である。
45	53.95~54.20m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。 ・上層境界の傾斜は55°、下層境界の傾斜は70°である。
46	55.48~55.55m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は64°、下層境界の傾斜は45°である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事	内容
43	●50.90~52.95m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰~灰白色の粘土~礫混じり粘土状~淡黄色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はNS71° Wである。 ・上層境界の傾斜は65°、下層境界の傾斜は70°である。
44	53.48~53.55m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は36°、下層境界の傾斜は56°である。
45	53.95~54.20m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。 ・上層境界の傾斜は55°、下層境界の傾斜は70°である。
47	55.48~55.55m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上層境界の傾斜は64°、下層境界の傾斜は45°である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事	内容
43	●50.90~52.95m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はNS71° Wである。 ・上層境界の傾斜は69°、下層境界の傾斜は70°である。
44	53.48~53.55m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
45	53.95~54.20m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
47	55.48~55.55m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	内容
43	●50.90~52.95m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に淡黄色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はNS71° Wである。 ・上層境界の傾斜は69°、下層境界の傾斜は70°である。
44	53.48~53.55m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
45	53.95~54.20m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
47	55.48~55.55m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	内容
43	●50.90~52.95m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に淡黄色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はNS71° Wである。 ・上層境界の傾斜は69°、下層境界の傾斜は70°である。
44	53.48~53.55m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
45	53.95~54.20m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
47	55.48~55.55m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
41	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-202頁)。	—	—	—	—
42	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・挟在物については、個別に記載するためまとめ書きは削除。	—	—	—	—
43	・破砕帯名を記載。 ・粘土混じり礫状の色調については、“色調”欄に基づき、淡黄色と記載。 ・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土状~礫混じり粘土状~粘土混じり礫状と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“網目状粘土を伴う”と記載されているが、粘土が系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までに行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・上記再観察による上端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)	変更なし
44	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
46	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・挟在物については、個別に記載するためまとめ書きは削除。	—	—	—	—
47	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	固	分	調	軟	形	化	事	(%)
-2.32	60.00									

設置許可申請書案

48	●55.99～56.05m ・破砕部である。 ・黄白色の粘土状を呈する。 ・走向・傾斜はN34° E83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は77°、下盤境界の傾斜は77°である。
49	56.05～56.77m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。 ・上盤境界の傾斜は77°、下盤境界の傾斜は63°である。
50	57.95～58.85m ・変質している。 ・割れ目が密集しており、割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。 ・上盤境界の傾斜は58°、下盤境界の傾斜は76°である。
51	59.35～59.56m ・変質している。 ・一部灰白色粘土を伴う。 ・上盤境界の傾斜は85°、下盤境界の傾斜は不明瞭である。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

48	●55.99～56.05m ・破砕部である。 ・黄白色の粘土状を呈する。 ・黄白色粘土・累計厚13mm ・走向・傾斜はN34° E83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は77°、下盤境界の傾斜は77°である。
49	56.05～56.77m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。 ・上盤境界の傾斜は77°、下盤境界の傾斜は63°である。
50	57.95～58.85m ・変質している。 ・割れ目が密集しており、割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。 ・上盤境界の傾斜は58°、下盤境界の傾斜は76°である。
51	59.35～59.56m ・変質している。 ・一部灰白色粘土を伴う。 ・上盤境界の傾斜は85°、下盤境界の傾斜は不明瞭である。

審査資料  
(平成29年12月22日)

48	●55.99～56.05m(D-46破砕帯) ・破砕部である。 ・黄白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.3cmである。 ・走向・傾斜はN34° E83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は77°、下盤境界の傾斜は77°である。
49	56.05～56.77m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
50	57.95～58.85m ・変質している。 ・割れ目が密集しており、割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
51	59.35～59.56m ・変質している。 ・一部灰白色粘土を伴う。

審査資料  
(平成30年11月30日)

48	●55.99～56.05m(D-46破砕帯) ・破砕部である。 ・不均質セクスである。 ・黄白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.3cmである。 ・走向・傾斜はN34° E83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は77°、下盤境界の傾斜は77°である。
49	56.05～56.77m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
50	57.95～58.85m ・変質している。 ・割れ目が密集しており、割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
51	59.35～59.56m ・変質している。 ・一部灰白色粘土を伴う。

審査資料  
(令和2年2月7日)

48	●55.99～56.05m(D-46破砕帯) ・破砕部である。 ・不均質セクスである。 ・黄白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.3cmである。 ・走向・傾斜はN34° E83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は77°、下盤境界の傾斜は77°である。
49	56.05～56.77m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
50	57.95～58.85m ・変質している。 ・割れ目が密集しており、割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
51	59.35～59.56m ・変質している。 ・一部灰白色粘土を伴う。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
48	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じた、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)	変更なし
49	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
50	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
51	・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

**H19-No.16**

余白

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率 →(%) 最大コア長 →cm R Q D ↓(%)
(m)	(m)	(m)	図	種	調	軟	れ	化	事	
			盛土	にぶい雑草	淡黄				1 深度0.40～2.00m: 凝土。径0.5～2.0mmの砕石。砂。	
									2 深度2.00～9.63m: 凝土。シルト混じり砂礫。	
									3 深度9.63～9.81m: コンクリート片。	
				花崗斑岩					4 深度9.81～12.73m: 花崗斑岩。粒径0.5～10mmの粗砂。最層部の粗砂。直径2mmの石英の含量が30～40%程度含まれる。石英は径0.5～1mm程度である。全粒が良く揃っており、粗な目で質感も揃っている。粗砂が10%程度の含量が含まれているが、細粒化が顕著に認められる。	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
a 0.00～9.81m ・凝土である。
1 0.40～2.00m ・径5～30mmの砕石。砂からなる。
2 2.00～9.63m ・シルト混じり砂礫からなる。
3 9.63～9.81m ・コンクリート片を含む。
4 9.81～12.73m ・花崗斑岩である。 ・強風化し、軟質化している。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
a 0.00～9.81m ・凝土である。
1 0.40～2.00m ・径5～30mmの砕石。砂からなる。
2 2.00～9.63m ・シルト混じり砂礫からなる。
3 9.63～9.81m ・コンクリート片を含む。
4 9.81～12.73m ・花崗斑岩である。 ・強風化し、軟質化している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
a 0.00～9.81m ・凝土である。
1 0.40～2.00m ・径5～30mmの砕石。砂からなる。
2 2.00～9.63m ・シルト混じり砂礫からなる。
3 9.63～9.81m ・コンクリート片を含む。
4 9.81～12.73m ・花崗斑岩である。 ・強風化し、軟質化している。

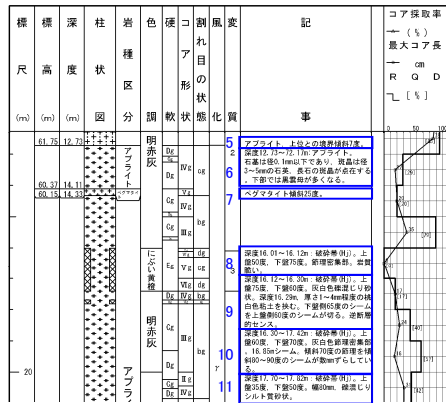
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
a 0.00～9.81m ・凝土である。
1 0.40～2.00m ・径5～30mmの砕石。砂からなる。
2 2.00～9.63m ・シルト混じり砂礫からなる。
3 9.63～9.81m ・コンクリート片を含む。
4 9.81～12.73m ・花崗斑岩である。 ・強風化し、軟質化している。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
a	・柱状図に合わせて盛土とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
1	・表現の見直し(cm→mm)。	変更なし	変更なし	変更なし
2	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・“硬軟”欄に基づき軟質化していると記載。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

6 12.73~41.21m  
・アブライトである。

7 14.11~14.33m  
・ベグマタイトを挟む。

8 ●16.01~17.82m  
・破砕部である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。  
・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は50°である。

11 ●16.01~17.82m  
・破砕部である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。  
・フィルム状の粘土を挟む。  
・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は50°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

6 12.73~41.21m  
・アブライトである。

7 14.11~14.33m  
・ベグマタイトを挟む。

8 ●16.01~17.82m  
・破砕部である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。  
・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は50°である。

11 ●16.01~17.82m  
・破砕部である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。  
・フィルム状の粘土を挟む。  
・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は50°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

6 12.73~41.21m  
・アブライトである。

7 14.11~14.33m  
・ベグマタイトを挟む。

8 ●16.01~17.82m  
・破砕部である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。  
・フィルム状の粘土を挟む。  
・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は50°である。

11 ●16.01~17.82m  
・破砕部である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。  
・フィルム状の粘土を挟む。  
・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は50°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

6 12.73~41.21m  
・アブライトである。

7 14.11~14.33m  
・ベグマタイトを挟む。

8 ●16.01~17.82m  
・破砕部である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。  
・フィルム状の粘土を挟む。  
・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は50°である。

11 ●16.01~17.82m  
・破砕部である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。  
・フィルム状の粘土を挟む。  
・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は50°である。

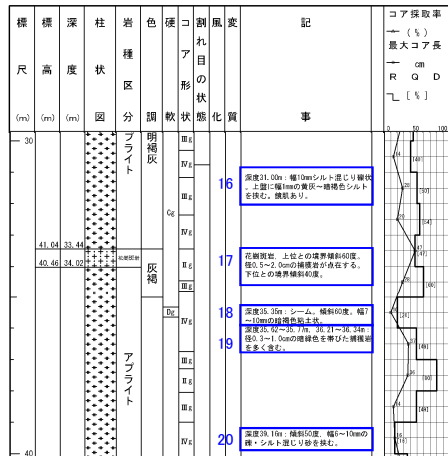
記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
5.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。</li> <li>一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>岩種境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせてベグマタイトの深度区間を記載。</li> <li>岩種境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
8~11	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書から申請書提出までに行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では、破砕部に挟まれた区間について、破砕部の下端面と同系統の割れ目が分布していることから、一連の破砕部であると判断した。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までに行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>破砕部の各性状間の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>“粘土を挟む”と記載されているが、粘土が不明瞭で、連続性に乏しいことから削除。</li> <li>シームについては、連続性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。</li> <li>“節理密集部”との記載については、上記再観察により固結礫状部としたため削除。</li> <li>“逆断層のセンス”との記載については、破砕部の変位センスを薄片観察に基づき認定することとしているため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。</li> </ul>	変更なし





# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

## 審査資料案

記 事

- 17 33.44~34.02m  
・花崗斑岩を挟む。
- 18 ●35.33~35.35m (f-17-2破砕帯)  
・破砕部である。  
・暗緑色の固結礫状部からなる。
- 19 35.62~35.77m, 36.21~36.34m  
・径3~10mmの暗緑色の捕獲岩を多く含む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

- 17 33.44~34.02m  
・花崗斑岩を挟む。
- 18 ●35.33~35.35m (f-17-2破砕帯)  
・破砕部である。  
・暗緑色の固結礫状部からなる。
- 19 35.62~35.77m, 36.21~36.34m  
・径3~10mmの暗緑色の捕獲岩を多く含む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事

- 17 33.44~34.02m  
・花崗斑岩を挟む。
- 18 ●35.33~35.35m (f-17-2破砕帯)  
・破砕部である。  
・暗緑色の固結礫状部からなる。  
・フィルム状の粘土を挟む。
- 19 35.62~35.77m, 36.21~36.34m  
・径3~10mmの暗緑色の捕獲岩を多く含む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

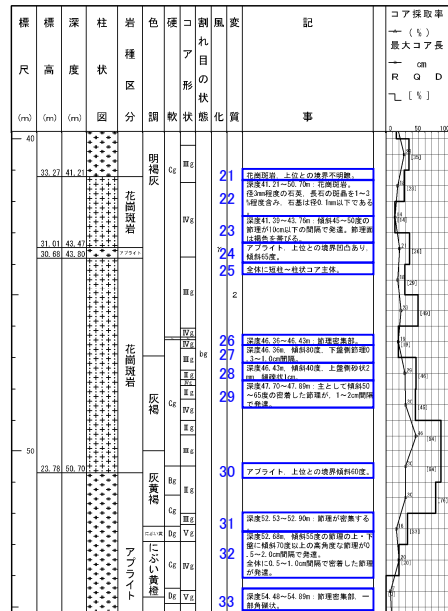
記 事

- 17 33.44~34.02m  
・花崗斑岩を挟む。
- 18 ●35.33~35.35m (f-17-2破砕帯)  
・破砕部である。  
・暗緑色の固結礫状部からなる。  
・フィルム状の粘土を挟む。
- 19 35.62~35.77m, 36.21~36.34m  
・径3~10mmの暗緑色の捕獲岩を多く含む。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22) ⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
16	・鏡肌を伴いシルト混じり礫状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
17	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・捕獲岩については、補足的なものであるため削除。 ・岩種境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
18	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-101頁)。 ・シームと記載されているが、報告書から申請書提出までの間に行った再観察により破砕部と認定されているため、その結果を反映。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-33頁)。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	変更なし	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし
19	・表現の見直し(cm→mm)。	変更なし	変更なし	変更なし
20	・礫・シルト混じり砂を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—	—

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事
22 41.21~50.70m ・花崗閃岩である。
23 41.39~43.76m ・割れ目が、10cm以下の間隔で分布する。
24 43.47~43.80m ・アブライトを挟む。
26 46.36~46.43m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
29 47.70~47.89m ・密着した割れ目が、1~2cm間隔で分布する。
30 50.70~57.17m ・アブライトである。
31 52.53~52.90m, 54.48~54.89m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
33

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
22 41.21~50.70m ・花崗閃岩である。
23 41.39~43.76m ・割れ目が、10cm以下の間隔で分布する。
24 43.47~43.80m ・アブライトを挟む。
26 46.36~46.43m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
29 47.70~47.89m ・密着した割れ目が、1~2cm間隔で分布する。
30 50.70~57.17m ・アブライトである。
31 52.53~52.90m, 54.48~54.89m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
33

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
22 41.21~50.70m ・花崗閃岩である。
23 41.39~43.76m ・割れ目が、10cm以下の間隔で分布する。
24 43.47~43.80m ・アブライトを挟む。
26 46.36~46.43m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
29 47.70~47.89m ・密着した割れ目が、1~2cm間隔で分布する。
30 50.70~57.17m ・アブライトである。
31 52.53~52.90m, 54.48~54.89m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
33

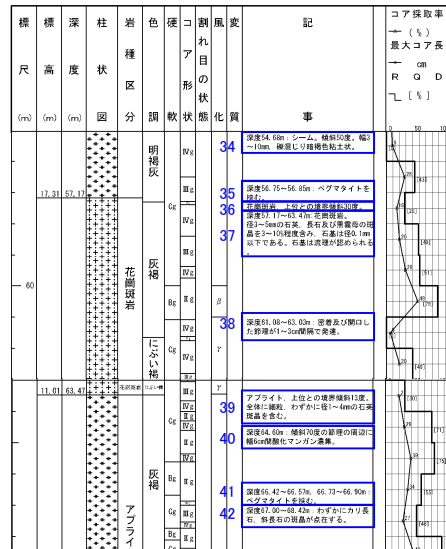
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
22 41.21~50.70m ・花崗閃岩である。
23 41.39~43.76m ・割れ目が、10cm以下の間隔で分布する。
24 43.47~43.80m ・アブライトを挟む。
26 46.36~46.43m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
29 47.70~47.89m ・密着した割れ目が、1~2cm間隔で分布する。
30 50.70~57.17m ・アブライトである。
31 52.53~52.90m, 54.48~54.89m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。
33

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21.22	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
23	・割れ目の傾斜及び色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
24	・柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
25	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
26~28	・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。 ・割れ目の傾斜及び間隔については、補足的なものであるため削除。 ・砂状や細礫状については、掘削時の機械割れと判断し削除。	変更なし	変更なし	変更なし
29	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
30	・柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
31~33	・割れ目の発達状況について一括記載。 ・割れ目の発達程度については、“コア形状欄”に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事	内容
35	56.75～56.85m ・ペグマタイトを挟む。
37	57.17～63.47m ・花崗斑岩である。
38	61.08～63.03m ・割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。
39	63.47～72.17m ・アプライトである。
41	66.42～66.57m, 66.73～66.90m ・ペグマタイトを挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
35	56.75～56.85m ・ペグマタイトを挟む。
37	57.17～63.47m ・花崗斑岩である。
38	61.08～63.03m ・割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。
39	63.47～72.17m ・アプライトである。
41	66.42～66.57m, 66.73～66.90m ・ペグマタイトを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
35	56.75～56.85m ・ペグマタイトを挟む。
37	57.17～63.47m ・花崗斑岩である。
38	61.08～63.03m ・割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。
39	63.47～72.17m ・アプライトである。
41	66.42～66.57m, 66.73～66.90m ・ペグマタイトを挟む。

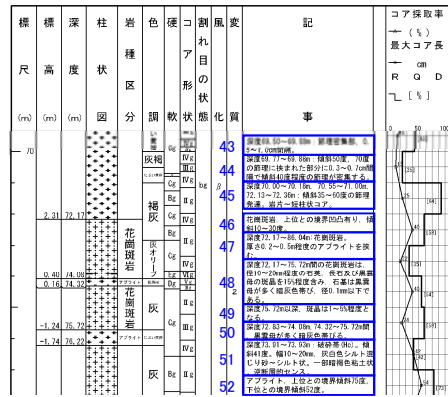
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
35	56.75～56.85m ・ペグマタイトを挟む。
37	57.17～63.47m ・花崗斑岩である。
38	61.08～63.03m ・割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。
39	63.47～72.17m ・アプライトである。
41	66.42～66.57m, 66.73～66.90m ・ペグマタイトを挟む。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
34	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-102頁)。	—	—	—
35	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
36,37	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけの傾斜、流理については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
38	・“コア形状”欄に基づき岩片状～短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
39	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
40	・割れ目沿いの酸化マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—	—
41	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
42	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—	—

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
43 } 69.50~69.88m, 70.00~70.18m, 45 } 70.55~71.00m, 72.13~72.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
47 } 72.17~86.04m ・花崗斑岩である。 ・幅20~50cm程度のアプライトを挟む。 51 } ●73.91~73.93m(D-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・暗褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は7.0cmである。 b } 74.08~74.32m, 75.72~76.22m ・アプライトである。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
43 } 69.50~69.88m, 70.00~70.18m, 45 } 70.55~71.00m, 72.13~72.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
47 } 72.17~86.04m ・花崗斑岩である。 ・幅20~50cm程度のアプライトを挟む。 51 } ●73.91~73.93m(D-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・暗褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は7.0cmである。 b } 74.08~74.32m, 75.72~76.22m ・アプライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
43 } 69.50~69.88m, 70.00~70.18m, 45 } 70.55~71.00m, 72.13~72.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
47 } 72.17~86.04m ・花崗斑岩である。 ・幅20~50cm程度のアプライトを挟む。 51 } ●73.91~73.93m(D-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・暗褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は7.0cmである。 b } 74.08~74.32m, 75.72~76.22m ・アプライトである。

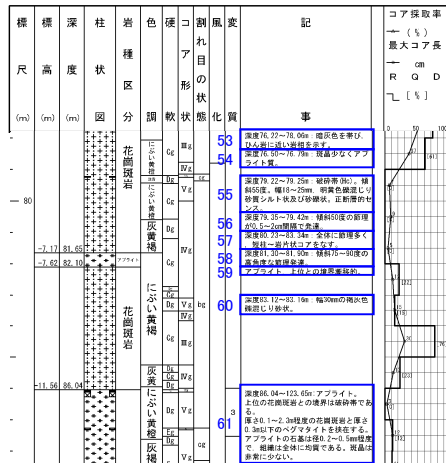
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
43 } 69.50~69.88m, 70.00~70.18m, 45 } 70.55~71.00m, 72.13~72.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
47 } 72.17~86.04m ・花崗斑岩である。 ・幅20~50cm程度のアプライトを挟む。 51 } ●73.91~73.93m(D-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・暗褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は7.0cmである。 b } 74.08~74.32m, 75.72~76.22m ・アプライトである。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
43~45	・割れ目の発達状況について一括記載。 ・“コア形状”欄に基づき岩片状~短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
46~48.50	・“岩種区分”欄に基づき花崗斑岩について一括記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
51	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・傾斜が41°である”との記載については、見かけの傾斜を取得した不連続面が不明瞭であるため削除。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“逆断層センスである”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
49.52.b	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事	
55	●79.22~79.25m(D-12破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。
56	79.35~79.42m ・割れ目が5~20mm間隔で分布する。
57	80.23~83.34m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
58	81.30~81.90m ・高角度の割れ目が分布する。
59	81.65~82.10m ・アプライトを挟む。
61	86.04~123.65m ・アプライトである。 ・幅10~230cm程度の花崗斑岩と幅30cm以下のペグマタイトを挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
55	●79.22~79.25m(D-12破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。
56	79.35~79.42m ・割れ目が5~20mm間隔で分布する。
57	80.23~83.34m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
58	81.30~81.90m ・高角度の割れ目が分布する。
59	81.65~82.10m ・アプライトを挟む。
61	86.04~123.65m ・アプライトである。 ・幅10~230cm程度の花崗斑岩と幅30cm以下のペグマタイトを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
55	●79.22~79.25m(D-12破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。
56	79.35~79.42m ・割れ目が5~20mm間隔で分布する。
57	80.23~83.34m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
58	81.30~81.90m ・高角度の割れ目が分布する。
59	81.65~82.10m ・アプライトを挟む。
61	86.04~123.65m ・アプライトである。 ・幅10~230cm程度の花崗斑岩と幅30cm以下のペグマタイトを挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
55	●79.22~79.25m(D-12破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。
56	79.35~79.42m ・割れ目が5~20mm間隔で分布する。
57	80.23~83.34m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
58	81.30~81.90m ・高角度の割れ目が分布する。
59	81.65~82.10m ・アプライトを挟む。
61	86.04~123.65m ・アプライトである。 ・幅10~230cm程度の花崗斑岩と幅30cm以下のペグマタイトを挟む。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
53	・色調及び岩相については、補足的なものであるため削除。	—	—	—
54	・岩相については、補足的なものであるため削除。	—	—	—
55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・“傾斜が55°である”との記載については、見かけの傾斜を取得した不連続面が不明瞭であるため削除。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“正断層のセンスである”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
56	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
58	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
59	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。</li> <li>・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
60	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
61	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>・岩種境界の破砕帯については、別途記載しているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)

標高	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	調	風	記
尺	高度	度	状	種	区	軟	割	目	化	事
(m)	(m)	(m)	図	分	調	状	状	状	質	事
90			ア フ ラ イ ト	灰 白	硬	62				コア採取率 — ( % ) 最大コア長 — cm — R Q D — L ( % )

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
●86.04~87.32m(D-14破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に黄色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅2.0cm ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.4cm ・下層境界の傾斜は44°である。
87.32~87.53m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の固結した砂状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
●86.04~87.32m(D-14破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に黄色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅2.0cm ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.4cm ・下層境界の傾斜は44°である。
87.32~87.53m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の固結した砂状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
●86.04~87.32m(D-14破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に黄~暗褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅2.0cm ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.4cm ・下層境界の傾斜は44°である。
87.32~87.53m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の固結した砂状を呈する。

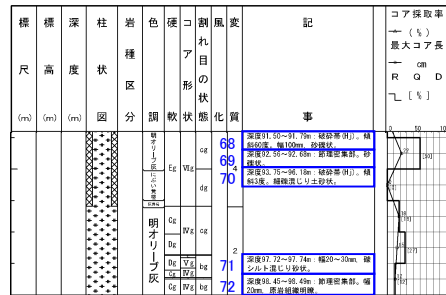
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
●86.04~87.32m(D-14破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に黄~暗褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅2.0cm ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.4cm ・下層境界の傾斜は44°である。
87.32~87.53m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の固結した砂状を呈する。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
62~65	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・上記再観察で未固結礫状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・正断層的との記載については、破砕部の変位センスを薄片観察に基づき認定することとしているため削除。</li> <li>・固結礫状部の色調について、黄~暗褐色と書くべきところを誤って黄色と記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記修正（黄色→黄~暗褐色）。</li> </ul>	変更なし
66	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・“色調”欄に基づきにぶい黄褐色と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
67	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルト質砂状を呈するが、原岩組織の残留が認められることから削除。</li> </ul>	—	—	—

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

68 ●91.50～91.79m  
・破砕部である。  
・淡黄色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は60°である。  
92.56～93.68m  
・割れ目が多く、土砂状～岩片状を呈する。

69 ●93.75～96.18m(D-47破砕帯)  
・破砕部である。  
・明オリープ灰～にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
71、72 ●97.72～98.49m  
・割れ目が多く、土砂状～岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

68 ●91.50～91.79m  
・破砕部である。  
・淡黄色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は60°である。  
92.56～93.68m  
・割れ目が多く、土砂状～岩片状を呈する。

69 ●93.75～96.18m(D-47破砕帯)  
・破砕部である。  
・明オリープ灰～にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
71、72 ●97.72～98.49m  
・割れ目が多く、土砂状～岩片状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

68 ●91.50～91.79m  
・破砕部である。  
・淡黄色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は60°である。  
92.56～93.68m  
・割れ目が多く、土砂状～岩片状を呈する。

69 ●93.75～96.18m(D-47破砕帯)  
・破砕部である。  
・明オリープ灰～にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
71、72 ●97.72～98.49m  
・割れ目が多く、土砂状～岩片状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

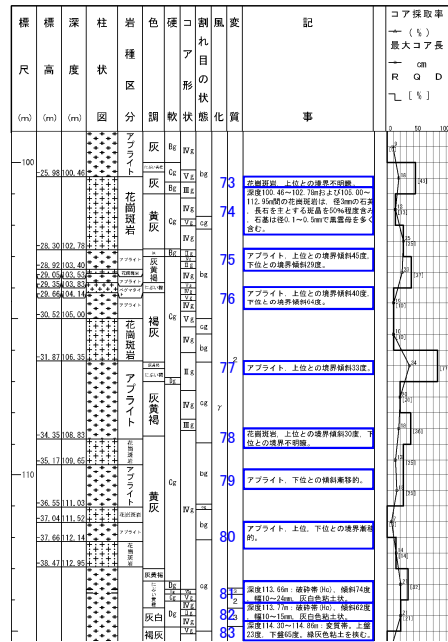
68 ●91.50～91.79m  
・破砕部である。  
・淡黄色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は60°である。  
92.56～93.68m  
・割れ目が多く、土砂状～岩片状を呈する。

69 ●93.75～96.18m(D-47破砕帯)  
・破砕部である。  
・明オリープ灰～にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
71、72 ●97.72～98.49m  
・割れ目が多く、土砂状～岩片状を呈する。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
68	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映（上端境界に変更はなく、下端境界は不明瞭であるため記載せず）。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
69	<ul style="list-style-type: none"> <li>“コア形状”欄に基づき土砂状～岩片状と記載。</li> <li>誤記修正（92.56～92.68m→92.56～93.68m）。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
70	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>“傾斜が3°である”との記載については、見かけの傾斜を取得した不連続面が不明瞭であるため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い、フィルム状の粘土を追記。</li> </ul>	変更なし
71,72	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の発達状況を一括記載。</li> <li>“コア形状”欄に基づき土砂状～岩片状と記載。</li> <li>礫シルト混じり砂状を呈するが、周囲の岩盤が劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし



## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事	内容
74	100.46~102.78m ・花崗斑岩である。
c	102.78~123.65m ・アブライトである。 ・花崗斑岩、ペグマタイトを挟む。
d	103.40~103.53m ・花崗斑岩を挟む。
e	103.83~104.14m ・ペグマタイトを挟む。
78, f	105.00~106.35m, 108.83~109.65m, 111.03~111.52m, 112.14~112.95m ・花崗斑岩を挟む。
81	●113.66~113.77m ・破砕部である。
82	・主にふい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・上述境界の傾斜は74°である。
83	114.30~114.86m ・変質し、緑灰色の粘土を挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
74	100.46~102.78m ・花崗斑岩である。
c	102.78~123.65m ・アブライトである。 ・花崗斑岩、ペグマタイトを挟む。
d	103.40~103.53m ・花崗斑岩を挟む。
e	103.83~104.14m ・ペグマタイトを挟む。
78, f	105.00~106.35m, 108.83~109.65m, 111.03~111.52m, 112.14~112.95m ・花崗斑岩を挟む。
81	●113.66~113.77m ・破砕部である。
82	・主にふい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・上述境界の傾斜は74°である。
83	114.30~114.86m ・変質し、緑灰色の粘土を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
74	100.46~102.78m ・花崗斑岩である。
c	102.78~123.65m ・アブライトである。 ・花崗斑岩、ペグマタイトを挟む。
d	103.40~103.53m ・花崗斑岩を挟む。
e	103.83~104.14m ・ペグマタイトを挟む。
78, f	105.00~106.35m, 108.83~109.65m, 111.03~111.52m, 112.14~112.95m ・花崗斑岩を挟む。
81	●113.66~113.77m ・破砕部である。
82	・主にふい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・上述境界の傾斜は74°である。
83	114.30~114.86m ・変質し、緑灰色の粘土を挟む。

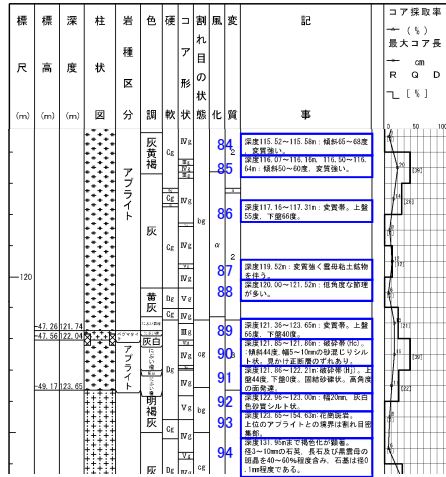
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
74	100.46~102.78m ・花崗斑岩である。
c	102.78~123.65m ・アブライトである。 ・花崗斑岩、ペグマタイトを挟む。
d	103.40~103.53m ・花崗斑岩を挟む。
e	103.83~104.14m ・ペグマタイトを挟む。
78, f	105.00~106.35m, 108.83~109.65m, 111.03~111.52m, 112.14~112.95m ・花崗斑岩を挟む。
81	●113.66~113.77m ・破砕部である。
82	・主にふい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・上述境界の傾斜は74°である。
83	114.30~114.86m ・変質し、緑灰色の粘土を挟む。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
73,74	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
75~77, 79,80.c	・アブライトについて、柱状図の区間を統合し一括記載。 ・柱状図に基づき花崗斑岩とペグマタイトの挟在を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
d	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせてペグマタイトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
78.f	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
81,82	・報告書から申請書提出までに行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では、近接して分布する同系統の破砕部を一連の破砕部であると判断した。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までに行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・下端境界の見かけの傾斜については、掘削時の機械割れによりコアが乱れているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
83	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事	
86	117.16~117.31m ・変質している、軟質化している。
88	120.00~121.52m ・低角度の割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
89	121.36~123.65m ・変質し、軟質化している。
g	121.74~122.04m ・ベグマタイトを挟む。
90	●121.85~122.21m ・破砕部である。
91	・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上層境界の傾斜は44°である。
93	123.65~154.63m ・花崗岩である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
86	117.16~117.31m ・変質して、軟質化している。
88	120.00~121.52m ・低角度の割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
89	121.36~123.65m ・変質し、軟質化している。
g	121.74~122.04m ・ベグマタイトを挟む。
90	●121.85~122.21m ・破砕部である。
91	・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上層境界の傾斜は44°である。
93	123.65~154.63m ・花崗岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

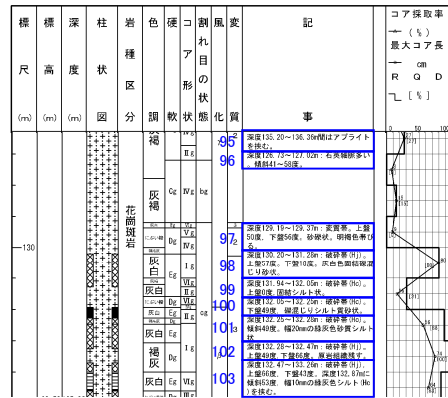
記事	
86	117.16~117.31m ・変質して、軟質化している。
88	120.00~121.52m ・低角度の割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
89	121.36~123.65m ・変質し、軟質化している。
g	121.74~122.04m ・ベグマタイトを挟む。
90	●121.85~122.21m ・破砕部である。
91	・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上層境界の傾斜は44°である。
93	123.65~154.63m ・花崗岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
86	117.16~117.31m ・変質して、軟質化している。
88	120.00~121.52m ・低角度の割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
89	121.36~123.65m ・変質し、軟質化している。
g	121.74~122.04m ・ベグマタイトを挟む。
90	●121.85~122.21m ・破砕部である。
91	・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上層境界の傾斜は44°である。
93	123.65~154.63m ・花崗岩である。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
84	・変質しているが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
85	・変質しているが、連続性に乏しいことから削除。	—	—	—
86	・“硬軟”欄に基づき軟質と記載。 ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
87	・鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—	—
88	・“コア形状”欄に基づき岩片状~短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
89	・“硬軟”欄に基づき軟質と記載。 ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
g	・柱状図に合わせてベグマタイトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
90,91	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・“下盤0度である”との記載については、掘削時の機械割れによりコアが乱れているため削除。 ・“見かけ正断層のずれあり”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。 ・“高角度の面発達”との記載については、複合面構造を示したものであるが、上記再観察による最新活動面近傍の明瞭なせん断構造・変形構造の有無について、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
92	・砂質シルト状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
93,94	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事	
96	126.73~127.02m ・石英脈を多く含む。
97	129.19~129.37m ・変質し、明褐色の砂礫状を呈する。
98	130.20~131.28m ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は57°、下端境界の傾斜は18°である。
99	131.94~133.07m(D-15破砕帯) ・破砕部である。
103	・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
96	126.73~127.02m ・石英脈を多く含む。
97	129.19~129.37m ・変質し、明褐色の砂礫状を呈する。
98	130.20~131.28m ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は57°、下端境界の傾斜は18°である。
99	131.94~133.07m(D-15破砕帯) ・破砕部である。
103	・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
96	126.73~127.02m ・石英脈を多く含む。
97	129.19~129.37m ・変質し、明褐色の砂礫状を呈する。
98	130.20~131.28m ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は57°、下端境界の傾斜は18°である。
99	131.94~133.07m(D-15破砕帯) ・破砕部である。
103	・右ずれ正断層センスである。 ・明褐色の固結礫状部からなる。

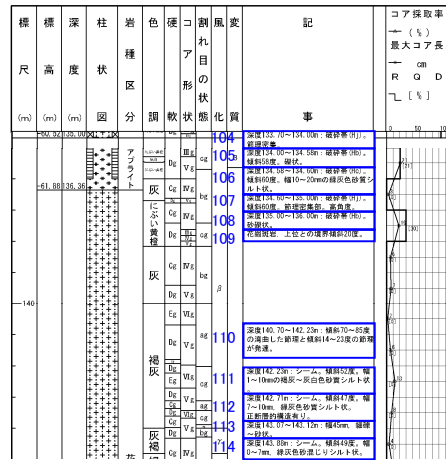
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
96	126.73~127.02m ・石英脈を多く含む。
97	129.19~129.37m ・変質し、明褐色の砂礫状を呈する。
98	130.20~131.28m ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は57°、下端境界の傾斜は18°である。
99	131.94~133.07m(D-15破砕帯) ・破砕部である。
103	・右ずれ正断層センスである。 ・明褐色の固結礫状部からなる。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
95	・アプライトの区間深度について、135.00~136.36mと書くべきところを誤って135.20~136.36mと記載。 ※審査資料案以降の記事は本資料次頁に記載。	—	—	—
96	・石英脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
97	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
98	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
99~103	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書から申請書提出までの間に行った再観察により下端深度を見直し。再観察では、割れ目は多いが硬質で、せん断構造や変形構造が認められない133.07~133.26mを破砕部ではないと判断した。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・“原岩組織残す”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。	変更なし

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

- 104 ●133.70～136.00m
- 108 ・破砕部である。
- 108 ・にふい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
- 108 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm
- 95 135.00～136.63m
- h ・アプライトを挟む。
- 136.00～149.00m
- 95 ・割れ目が多く、土砂～岩片状を呈する。
- 109 136.36～154.63m
- 109 ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

- 104 ●133.70～136.00m
- 108 ・破砕部である。
- 108 ・にふい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
- 108 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm
- 95 135.00～136.63m
- h ・アプライトを挟む。
- 136.00～149.00m
- 95 ・割れ目が多く、土砂～岩片状を呈する。
- 109 136.36～154.63m
- 109 ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 104 ●133.70～136.00m
- 108 ・破砕部である。
- 108 ・にふい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
- 108 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm
- 95 135.00～136.63m
- h ・アプライトを挟む。
- 136.00～149.00m
- 95 ・割れ目が多く、土砂～岩片状を呈する。
- 109 136.36～154.63m
- 109 ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

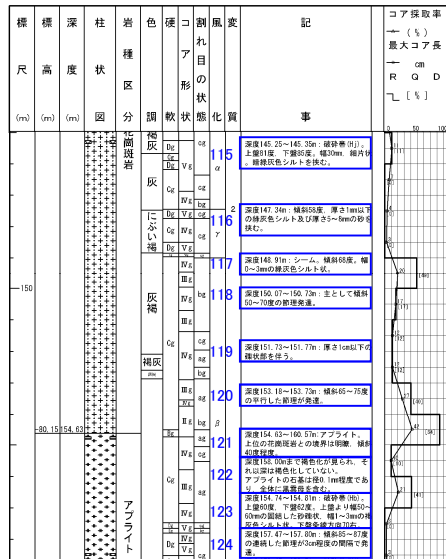
記事

- 104 ●133.70～136.00m
- 108 ・破砕部である。
- 108 ・にふい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
- 108 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm
- 95 135.00～136.63m
- h ・アプライトを挟む。
- 136.00～149.00m
- 95 ・割れ目が多く、土砂～岩片状を呈する。
- 109 136.36～154.63m
- 109 ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
104～108	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・“節理密集部”との記載については、上記再観察により固結礫状部としたため削除。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
95	<ul style="list-style-type: none"> <li>（誤記）アプライトの区間深度について、135.00～136.36mと書くべきところを誤って135.20～136.63mと記載。</li> <li>※報告書の記事は本資料前頁に記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
h	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RQDの低下が顕著であることから、割れ目の多い区間を記載。</li> <li>・“コア形状”欄に基づき土砂～岩片状と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
109	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。</li> <li>・岩種境界の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
110	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—	—
111	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明（補足説明資料3 補足3-103頁）。</li> </ul>	—	—	—
112	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明（補足説明資料3 補足3-104頁）。</li> </ul>	—	—	—
113	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細礫～砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—	—
114	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明（補足説明資料3 補足3-105頁）。</li> </ul>	—	—	—

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

115 ●145.25~145.35m  
・破砕部である。  
・褐色色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は85°である。

120 153.18~153.73m  
・平行した割れ目が分布する。

121 154.63~160.57m  
・アプライトである。

122 ●158.00mまで褐色化している。

123 ●154.74~154.81m(D-16破砕帯)  
・破砕部である。  
・褐色色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は62°である。

124 157.47~157.80m  
・連続した割れ目が、3cm程度の間隔で分布する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

115 ●145.25~145.35m  
・破砕部である。  
・褐色色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は85°である。

120 153.18~153.73m  
・平行した割れ目が分布する。

121 154.63~160.57m  
・アプライトである。

122 ●158.00mまで褐色化している。

123 ●154.74~154.81m(D-16破砕帯)  
・破砕部である。  
・褐色色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は62°である。

124 157.47~157.80m  
・連続した割れ目が、3cm程度の間隔で分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

115 ●145.25~145.35m  
・破砕部である。  
・褐色色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は85°である。

120 153.18~153.73m  
・平行した割れ目が分布する。

121 154.63~160.57m  
・アプライトである。

122 ●158.00mまで褐色化している。

123 ●154.74~154.81m(D-16破砕帯)  
・破砕部である。  
・褐色色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は62°である。

124 157.47~157.80m  
・連続した割れ目が、3cm程度の間隔で分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

115 ●145.25~145.35m  
・破砕部である。  
・褐色色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は85°である。

120 153.18~153.73m  
・平行した割れ目が分布する。

121 154.63~160.57m  
・アプライトである。

122 ●158.00mまで褐色化している。

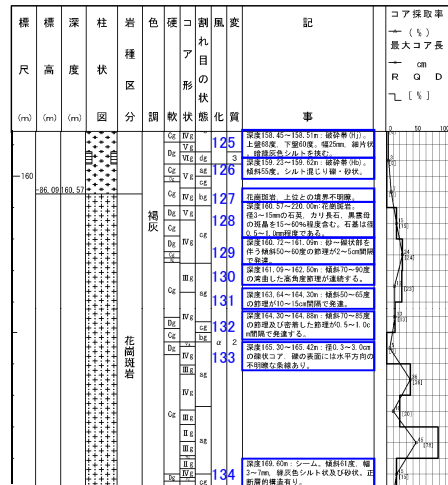
123 ●154.74~154.81m(D-16破砕帯)  
・破砕部である。  
・褐色色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は62°である。

124 157.47~157.80m  
・連続した割れ目が、3cm程度の間隔で分布する。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
115	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
116	・シルト及び砂を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
117	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-106頁)。	—	—	—
118	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—	—
119	・礫状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
120	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
121,122	・アプライトについて一括記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
123	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 (誤記)上端境界の見かけの傾斜として、60°と書くべきところを誤って30°と記載。 ・“条線方向70右”と記載されているが、掘削時の機械割れによりコアが乱れてことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし
124	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事	
125	●158.45～158.51m(D-17破碎帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は60°である。
126	●159.23～159.62m(D-18破碎帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は55°である。
128	160.57～220.00m ・花崗斑岩である。
129	160.72～161.09m ・割れ目が2～5cm間隔で発達する。 ・割れ目に沿って、砂～礫状を呈する。
130	161.09～162.50m ・高角度の割れ目が連続する。
131	163.64～164.30m ・割れ目が10～15cm間隔で分布する。
132	164.30～164.88m ・割れ目・密着した割れ目が、5～10mm間隔で分布する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
125	●158.45～158.51m(D-17破碎帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は60°である。
126	●159.23～159.62m(D-18破碎帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は55°である。
128	160.57～220.00m ・花崗斑岩である。
129	160.72～161.09m ・割れ目が2～5cm間隔で発達する。 ・割れ目に沿って、砂～礫状を呈する。
130	161.09～162.50m ・高角度の割れ目が連続する。
131	163.64～164.30m ・割れ目が10～15cm間隔で分布する。
132	164.30～164.88m ・割れ目・密着した割れ目が、5～10mm間隔で分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

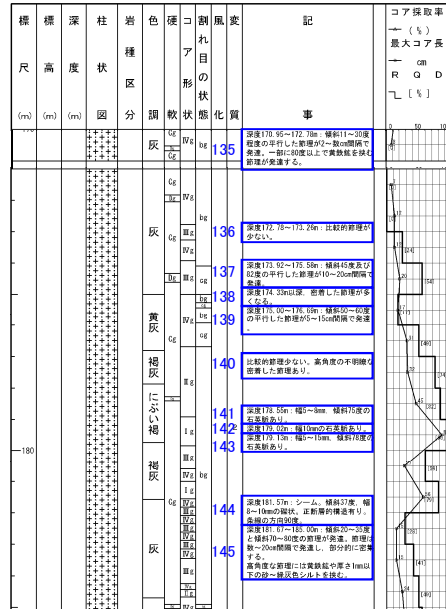
記事	
125	●158.45～158.51m(D-17破碎帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は60°である。
126	●159.23～159.62m(D-18破碎帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は55°である。
128	160.57～220.00m ・花崗斑岩である。
129	160.72～161.09m ・割れ目が2～5cm間隔で発達する。 ・割れ目に沿って、砂～礫状を呈する。
130	161.09～162.50m ・高角度の割れ目が連続する。
131	163.64～164.30m ・割れ目が10～15cm間隔で分布する。
132	164.30～164.88m ・割れ目・密着した割れ目が、5～10mm間隔で分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
125	●158.45～158.51m(D-17破碎帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は60°である。
126	●159.23～159.62m(D-18破碎帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は55°である。
128	160.57～220.00m ・花崗斑岩である。
129	160.72～161.09m ・割れ目が2～5cm間隔で発達する。 ・割れ目に沿って、砂～礫状を呈する。
130	161.09～162.50m ・高角度の割れ目が連続する。
131	163.64～164.30m ・割れ目が10～15cm間隔で分布する。
132	164.30～164.88m ・割れ目・密着した割れ目が、5～10mm間隔で分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
125	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
126	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(上端境界に変更はなく、下端境界は不明瞭であるため記載せず)。	変更なし	変更なし	変更なし
127,128	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
129	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
130	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
131	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
132	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・表現の見直し(cm⇒mm)。	変更なし	変更なし	変更なし
133	・礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—
134	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-107頁)。	—	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事	
135 S 139	170.95~176.69m ・50~200mm間隔の平行した割れ目が多く分布する。
141 S 143	178.55m, 179.02m, 179.13m ・幅5~15mmの石英脈を挟む。
145	181.67~185.00m ・割れ目が、20cm以下の間隔で分布する。 ・高角度の割れ目には、黄鉄鉱や幅1mm以下の砂~緑灰色シルトを挟む。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
135 S 139	170.95~176.69m ・50~200mm間隔の平行した割れ目が多く分布する。
141 S 143	178.55m, 179.02m, 179.13m ・幅5~15mmの石英脈を挟む。
145	181.67~185.00m ・割れ目が、20cm以下の間隔で分布する。 ・高角度の割れ目には、黄鉄鉱や幅1mm以下の砂~緑灰色シルトを挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

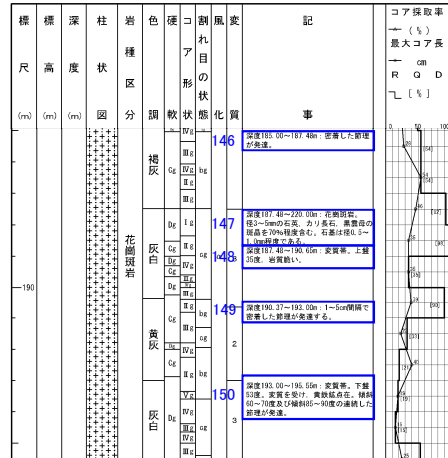
記事	
135 S 139	170.95~176.69m ・50~200mm間隔の平行した割れ目が多く分布する。
141 S 143	178.55m, 179.02m, 179.13m ・幅5~15mmの石英脈を挟む。
145	181.67~185.00m ・割れ目が、20cm以下の間隔で分布する。 ・高角度の割れ目には、黄鉄鉱や幅1mm以下の砂~緑灰色シルトを挟む。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
135 S 139	170.95~176.69m ・50~200mm間隔の平行した割れ目が多く分布する。
141 S 143	178.55m, 179.02m, 179.13m ・幅5~15mmの石英脈を挟む。
145	181.67~185.00m ・割れ目が、20cm以下の間隔で分布する。 ・高角度の割れ目には、黄鉄鉱や幅1mm以下の砂~緑灰色シルトを挟む。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
135~139	・割れ目の発達状況について、区間を統合し一括記載。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
140	・割れ目の発達の程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
141~143	・石英脈について一括記載。 ・石英脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
144	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-108頁)。	—	—	—
145	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
146 185.00～187.48m ・密着した割れ目が分布する。
147 187.48～220.00m ・花崗斑岩である。 187.48～190.65m ・変質により、軟質化している。
148 190.37～193.00m ・密着した割れ目が、1～5cm間隔で分布する
149 190.37～193.00m ・密着した割れ目が、1～5cm間隔で分布する
150 193.00～195.55m ・変質により、軟質化しており、貫鉄鉱が存在する。 ・連続した割れ目が分布する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
146 185.00～187.48m ・密着した割れ目が分布する。
147 187.48～220.00m ・花崗斑岩である。 187.48～190.65m ・変質により、軟質化している。
148 190.37～193.00m ・密着した割れ目が、1～5cm間隔で分布する
149 190.37～193.00m ・密着した割れ目が、1～5cm間隔で分布する
150 193.00～195.55m ・変質により、軟質化しており、貫鉄鉱が存在する。 ・連続した割れ目が分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
146 185.00～187.48m ・密着した割れ目が分布する。
147 187.48～220.00m ・花崗斑岩である。 187.48～190.65m ・変質により、軟質化している。
148 190.37～193.00m ・密着した割れ目が、1～5cm間隔で分布する
149 190.37～193.00m ・密着した割れ目が、1～5cm間隔で分布する
150 193.00～195.55m ・変質により、軟質化しており、貫鉄鉱が存在する。 ・連続した割れ目が分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

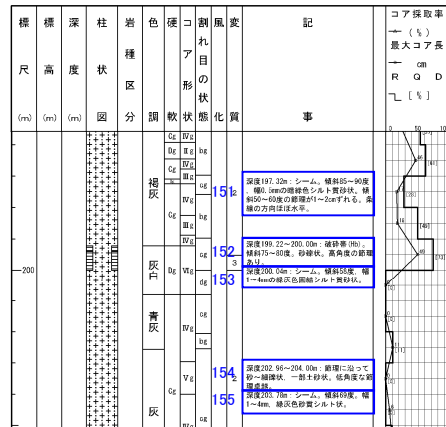
記事
146 185.00～187.48m ・密着した割れ目が分布する。
147 187.48～220.00m ・花崗斑岩である。 187.48～190.65m ・変質により、軟質化している。
148 190.37～193.00m ・密着した割れ目が、1～5cm間隔で分布する
149 190.37～193.00m ・密着した割れ目が、1～5cm間隔で分布する
150 193.00～195.55m ・変質により、軟質化しており、貫鉄鉱が存在する。 ・連続した割れ目が分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
146	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
147	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
148	・“硬軟”欄に基づき軟質と記載。 ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
149	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
150	・“硬軟”欄に基づき軟質と記載。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし



# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

- 152 ●199.22~200.00m  
・破砕部である。  
・灰白色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は75°~80°である。
- 154 202.96~204.00m  
・低角度の割れ目が多く、割れ目に沿って砂~細礫状、一部土砂状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

- 152 ●199.22~200.00m  
・破砕部である。  
・灰白色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は75°~80°である。
- 154 202.96~204.00m  
・低角度の割れ目が多く、割れ目に沿って砂~細礫状、一部土砂状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 152 ●199.22~200.00m  
・破砕部である。  
・灰白色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は75°~80°である。
- 154 202.96~204.00m  
・低角度の割れ目が多く、割れ目に沿って砂~細礫状、一部土砂状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

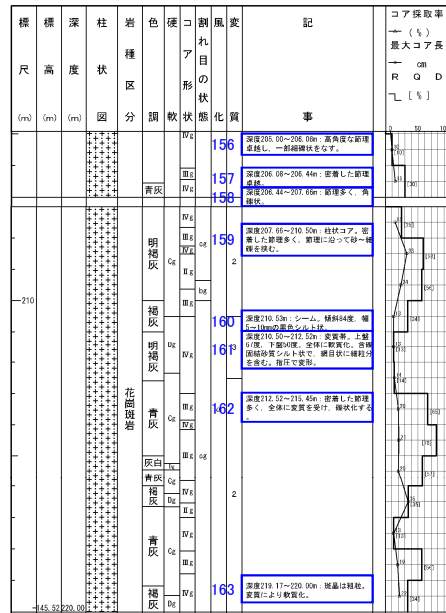
記事

- 152 ●199.22~200.00m  
・破砕部である。  
・灰白色の固結礫状部からなる。  
・上端境界の傾斜は75°~80°である。
- 154 202.96~204.00m  
・低角度の割れ目が多く、割れ目に沿って砂~細礫状、一部土砂状を呈する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
151	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-109頁)。	—	—	—
152	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までに行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(上端境界に変更はなく、下端境界は不明瞭であるため記載せず)。 ・“高角度の節理あり”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
153	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-110頁)。	—	—	—
154	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
155	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-111頁)。	—	—	—

# H19-No.16

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
156 205.00～206.08m ・高角度の割れ目が多く、一部細礫状を呈する。
157 206.08～206.44m ・密着した割れ目が多い。
158 206.44～207.66m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
159 207.66～210.50m ・柱状を呈する。 ・密着した割れ目が多く、割れ目に沿って砂～細礫を挟む。
160 ●210.50m ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
162 212.52～215.45m ・密着した割れ目が多い。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
156 205.00～206.08m ・高角度の割れ目が多く、一部細礫状を呈する。
157 206.08～206.44m ・密着した割れ目が多い。
158 206.44～207.66m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
159 207.66～210.50m ・柱状を呈する。 ・密着した割れ目が多く、割れ目に沿って砂～細礫を挟む。
160 ●210.50m ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
162 212.52～215.45m ・密着した割れ目が多い。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
156 205.00～206.08m ・高角度の割れ目が多く、一部細礫状を呈する。
157 206.08～206.44m ・密着した割れ目が多い。
158 206.44～207.66m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
159 207.66～210.50m ・柱状を呈する。 ・密着した割れ目が多く、割れ目に沿って砂～細礫を挟む。
160 ●210.70～210.71m ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
162 212.52～215.45m ・密着した割れ目が多い。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
156 205.00～206.08m ・高角度の割れ目が多く、一部細礫状を呈する。
157 206.08～206.44m ・密着した割れ目が多い。
158 206.44～207.66m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
159 207.66～210.50m ・柱状を呈する。 ・密着した割れ目が多く、割れ目に沿って砂～細礫を挟む。
160 ●210.70～210.71m ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
162 212.52～215.45m ・密着した割れ目が多い。

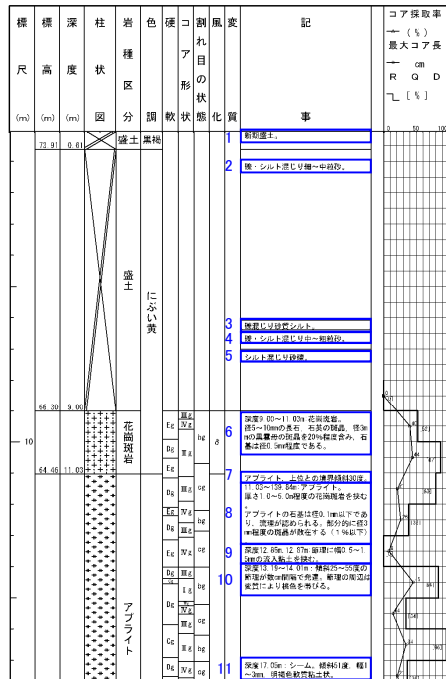
記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
156	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
157	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
158	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
159	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
160	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームという用語については削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-112頁)。</li> <li>・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-34頁)。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記修正(210.53m→210.70～210.71m)。</li> </ul>	変更なし
161	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂質シルト状を呈し細粒分を含むが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—	—
162	<ul style="list-style-type: none"> <li>・礫状化を伴う割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
163	<ul style="list-style-type: none"> <li>・珪晶については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・変質及び硬軟については、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—	—

**H19-No.17**

余白

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

1 0.00~9.00m  
・盛土である。  
・層・シルト混じり砂~シルト混じり砂礫からなる。

5

6 9.00~11.03m  
・花崗斑岩である。

8 11.03~20.95m  
・アブライトである。

10 13.19~14.01m  
・割れ目が数十mm間隔で分布する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

1 0.00~9.00m  
・盛土である。  
・層・シルト混じり砂~シルト混じり砂礫からなる。

5

6 9.00~11.03m  
・花崗斑岩である。

8 11.03~20.95m  
・アブライトである。

10 13.19~14.01m  
・割れ目が数十mm間隔で分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

1 0.00~9.00m  
・盛土である。  
・層・シルト混じり砂~シルト混じり砂礫からなる。

5

6 9.00~11.03m  
・花崗斑岩である。

8 11.03~20.95m  
・アブライトである。

10 13.19~14.01m  
・割れ目が数十mm間隔で分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

1 0.00~9.00m  
・盛土である。  
・層・シルト混じり砂~シルト混じり砂礫からなる。

5

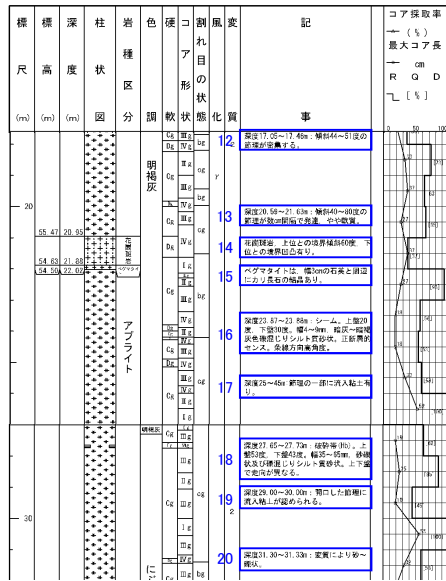
6 9.00~11.03m  
・花崗斑岩である。

8 11.03~20.95m  
・アブライトである。

10 13.19~14.01m  
・割れ目が数十mm間隔で分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1~5	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて盛土とその深度区間を記載。</li> <li>構成粒子について一括記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
7,8	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。</li> <li>一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>花崗斑岩の挟在については、柱状図に合わせて別途記載しているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>流入粘土を挟在するが、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—	—
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の傾斜や割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。</li> <li>表現の見直し(cm→mm)。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>シームについては削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-113頁)。</li> </ul>	—	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
12 17.05~17.46m ・割れ目が密集する。
14 20.95~21.88m ・花崗斑岩である。
13 20.59~21.63m ・割れ目が数十mm間隔で分布する。
15 21.88~22.02m ・ペグマタイトである。
18 27.65~27.73m(f-6)-3-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN34° E57° である。 ・上層境界の傾斜は53°、下層境界の傾斜は43°である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
12 17.05~17.46m ・割れ目が密集する。
14 20.95~21.88m ・花崗斑岩である。
13 20.59~21.63m ・割れ目が数十mm間隔で分布する。
15 21.88~22.02m ・ペグマタイトである。
18 27.65~27.73m(f-6)-3-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN34° E57° である。 ・上層境界の傾斜は53°、下層境界の傾斜は43°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
12 17.05~17.46m ・割れ目が密集する。
14 20.95~21.88m ・花崗斑岩である。
13 20.59~21.63m ・割れ目が数十mm間隔で分布する。
15 21.88~22.02m ・ペグマタイトである。
18 27.65~27.73m(f-6)-3-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN34° E57° である。 ・上層境界の傾斜は53°、下層境界の傾斜は43°である。

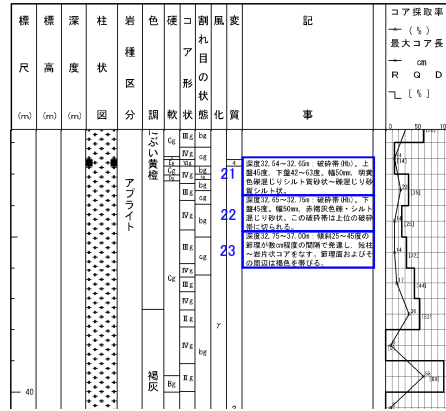
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
12 17.05~17.46m ・割れ目が密集する。
14 20.95~21.88m ・花崗斑岩である。
13 20.59~21.63m ・割れ目が数十mm間隔で分布する。
15 21.88~22.02m ・ペグマタイトである。
18 27.65~27.73m(f-6)-3-2破砕帯) ・破砕帯である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN34° E57° である。 ・上層境界の傾斜は53°、下層境界の傾斜は43°である。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
12	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
13	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
14	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
15	・柱状図に合わせてペグマタイトの深度区間を記載。 ・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、構成鉱物については削除。	変更なし	変更なし	変更なし
16	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-114頁)。	—	—	—
17	・流入粘土が認められるが、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
18	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕帯を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“上下盤で走向が異なる”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
19	・流入粘土が認められるが、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
20	・砂～礫状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

●32.54～32.75m(f-17-2破砕帯)

21. ・破砕部である。

22. ・赤褐灰色の固結礫状部からなる。

23. ・走向・傾斜はN35° E51° Wである。

・上端傾斜の境界は45°、下端境界の傾斜は45°である。

32.75～37.00m

・割れ目が数十mm程度の間隔で分布し、岩片状～短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

●32.54～32.75m(f-17-2破砕帯)

21. ・破砕部である。

22. ・赤褐灰色の固結礫状部からなる。

23. ・走向・傾斜はN35° E51° Wである。

・上端傾斜の境界は45°、下端境界の傾斜は45°である。

32.75～37.00m

・割れ目が数十mm程度の間隔で分布し、岩片状～短柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

●32.54～32.75m(f-17-2破砕帯)

21. ・破砕部である。

22. ・赤褐灰色の固結礫状部からなる。

23. ・走向・傾斜はN35° E51° Wである。

・上端傾斜の境界は45°、下端境界の傾斜は45°である。

32.75～37.00m

・割れ目が数十mm程度の間隔で分布し、岩片状～短柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

●32.54～32.75m(f-17-2破砕帯)

21. ・破砕部である。

22. ・赤褐灰色の固結礫状部からなる。

23. ・走向・傾斜はN35° E51° Wである。

・上端傾斜の境界は45°、下端境界の傾斜は45°である。

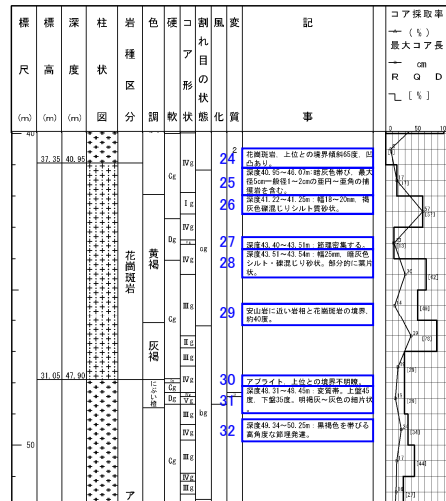
32.75～37.00m

・割れ目が数十mm程度の間隔で分布し、岩片状～短柱状を呈する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“上位の破砕帯に切られる。”との記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の傾斜や割れ目の意の変色については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・表現の見直し(cm→mm)。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

24 40.95~47.90m  
・花崗斑岩である。

25 40.95~48.07m  
・径10~50mmの暗灰色の捕獲岩を含む。

30 47.90~56.72m  
・アブライトである。

31 48.31~48.45m  
・変質している。  
・明暗斑~灰色の鱗片状を呈する。

32 49.34~50.25m  
・高角度の割れ目が分布する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

24 40.95~47.90m  
・花崗斑岩である。

25 40.95~48.07m  
・径10~50mmの暗灰色の捕獲岩を含む。

30 47.90~56.72m  
・アブライトである。

31 48.31~48.45m  
・変質している。  
・明暗斑~灰色の鱗片状を呈する。

32 49.34~50.25m  
・高角度の割れ目が分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

24 40.95~47.90m  
・花崗斑岩である。

25 40.95~48.07m  
・径10~50mmの暗灰色の捕獲岩を含む。

30 47.90~56.72m  
・アブライトである。

31 48.31~48.45m  
・変質している。  
・明暗斑~灰色の鱗片状を呈する。

32 49.34~50.25m  
・高角度の割れ目が分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

24 40.95~47.90m  
・花崗斑岩である。

25 40.95~48.07m  
・径10~50mmの暗灰色の捕獲岩を含む。

30 47.90~56.72m  
・アブライトである。

31 48.31~48.45m  
・変質している。  
・明暗斑~灰色の鱗片状を呈する。

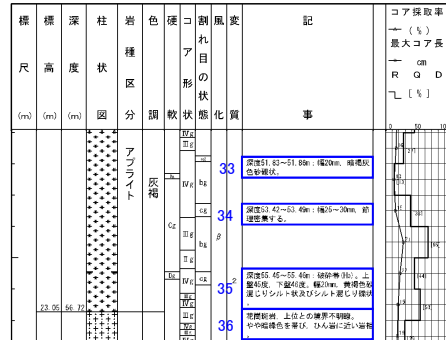
32 49.34~50.25m  
・高角度の割れ目が分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
24	・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
25	・捕獲岩の円磨度については、補足的なものであるため削除。 ・表現の見直し(cm→mm)。	変更なし	変更なし	変更なし
26	・礫混じりシルト質砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—
27	・礫混じりシルト質砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
28	・シルト・礫混じり砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
29	・花崗斑岩中の岩相については、補足的なものであるため削除。	—	—	—
30	・柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
31	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
32	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし



# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

35 ●55.45~55.46m  
・破砕部である。  
・黄褐色の固結砂状部からなる。  
・走向・傾斜はN39° E52° Wである。  
・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は46°である。

36 56.72~59.96m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

35 ●55.45~55.46m  
・破砕部である。  
・黄褐色の固結砂状部からなる。  
・走向・傾斜はN39° E52° Wである。  
・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は46°である。

36 56.72~59.96m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

35 ●55.45~55.46m  
・破砕部である。  
・黄褐色の固結砂状部からなる。  
・走向・傾斜はN39° E52° Wである。  
・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は46°である。

36 56.72~59.96m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

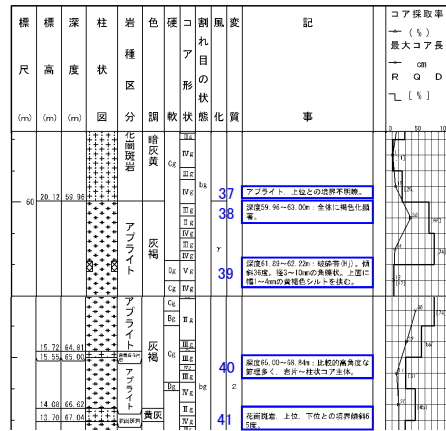
35 ●55.45~55.46m  
・破砕部である。  
・黄褐色の固結砂状部からなる。  
・走向・傾斜はN39° E52° Wである。  
・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は46°である。

36 56.72~59.96m  
・花崗斑岩である。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
33	・砂礫状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
34	・割れ目が発達するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
35	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までに行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
36	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜、岩相の記載について、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

37 59.96~122.98m  
・アブライトである。  
●61.89~62.22m  
・破砕部である。  
・灰褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN28° E50° である。  
・上端境界の傾斜は36° である。

39 a 64.81~65.00m  
・黒雲母花崗岩を挟む。  
65.00~68.84m  
・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。  
68.72~67.04m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

37 59.96~122.98m  
・アブライトである。

39 ●61.89~62.22m  
・破砕部である。  
・灰褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN28° E50° である。  
・上端境界の傾斜は36° である。

a 64.81~65.00m  
・黒雲母花崗岩を挟む。  
65.00~68.84m  
・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。  
68.72~67.04m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

37 59.96~122.98m  
・アブライトである。

39 ●61.89~62.22m  
・破砕部である。  
・灰褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN28° E50° である。  
・上端境界の傾斜は36° である。

a 64.81~65.00m  
・黒雲母花崗岩を挟む。  
65.00~68.84m  
・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。  
68.72~67.04m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

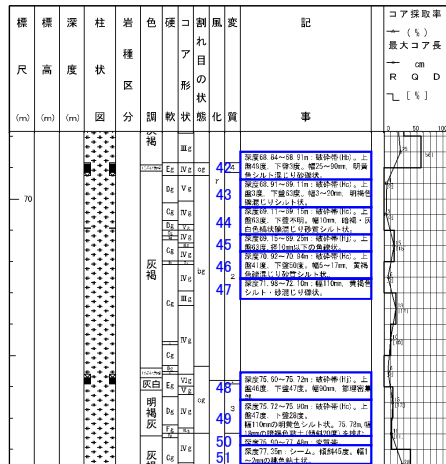
37 59.96~122.98m  
・アブライトである。

39 ●61.89~62.22m  
・破砕部である。  
・灰褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN28° E50° である。  
・上端境界の傾斜は36° である。

a 64.81~65.00m  
・黒雲母花崗岩を挟む。  
65.00~68.84m  
・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。  
68.72~67.04m  
・花崗斑岩である。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
37	・柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
38	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—
39	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映（上端境界に変更はなく、下端境界は不明瞭であるため記載せず）。	変更なし	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
40	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
41	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 （誤記）66.62mと書くべきところを誤って66.72mと記載。	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
●68.84~69.25m(D-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN10° E62° Wである。 ・上端境界の傾斜は48°である。
●70.92~70.94m(D-12破砕帯) ・破砕帯である。 ・黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.7cmである。 ・走向・傾斜はN18° E53° Wである。 ・上端境界の傾斜は41°、下端境界の傾斜は50°である。
●75.60~75.90m(D-14破砕帯) ・破砕帯である。 ・主にぶい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN14° E77° Wである。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は28°である。 ・変質している。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
●68.84~69.25m(D-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN10° E62° Wである。 ・上端境界の傾斜は48°である。
●70.92~70.94m(D-12破砕帯) ・破砕帯である。 ・黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.7cmである。 ・走向・傾斜はN18° E53° Wである。 ・上端境界の傾斜は41°、下端境界の傾斜は50°である。
●75.60~75.90m(D-14破砕帯) ・破砕帯である。 ・主にぶい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN14° E77° Wである。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は28°である。 ・変質している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
●68.84~69.25m(D-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN10° E62° Wである。 ・上端境界の傾斜は48°である。
●70.92~70.94m(D-12破砕帯) ・破砕帯である。 ・黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.7cmである。 ・走向・傾斜はN18° E53° Wである。 ・上端境界の傾斜は41°、下端境界の傾斜は50°である。
●75.60~75.90m(D-14破砕帯) ・破砕帯である。 ・主にぶい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN14° E77° Wである。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は28°である。 ・変質している。

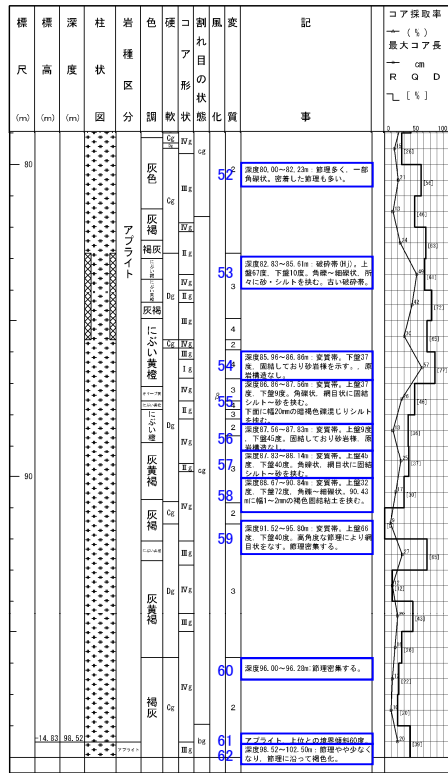
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
●68.84~69.25m(D-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN10° E62° Wである。 ・上端境界の傾斜は48°である。
●70.92~70.94m(D-12破砕帯) ・破砕帯である。 ・黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.7cmである。 ・走向・傾斜はN18° E53° Wである。 ・上端境界の傾斜は41°、下端境界の傾斜は50°である。
●75.60~75.90m(D-14破砕帯) ・破砕帯である。 ・主にぶい黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN14° E77° Wである。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は28°である。 ・変質している。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
42~45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルト・砂混じり礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。</li> </ul>	—	—	—
48,49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“節理密集部”との記載については、上記再観察により固結礫状部としたため削除。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記修正(にぶい黄褐色の固結礫状部→にぶい黄褐～暗褐色の固結礫状部)。</li> </ul>	変更なし
50	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-115頁)。</li> </ul>	—	—	—

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
52 80.00~82.23m ・割れ目が多く、一部角礫状を呈する。 ●82.83~85.61m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・補灰にぶい塊~にぶい黄橙~灰褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19° W36° Wである。 ・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は10°である。
53 82.83~85.61m 破砕帯あり、上部は硬、下部は軟。角礫・細粒状。所々に砂・シルトを挟む。 ●82.83~85.61m 破砕帯あり、上部は硬、下部は軟。角礫・細粒状。所々に砂・シルトを挟む。 ・変質している。 ・にぶい黄橙~オリーブ黄色の固結した砂岩種。網目状に固結シルト~砂を挟む角礫状を呈する。
54 85.96~88.14m ・変質している。 ・にぶい黄橙~オリーブ黄色の固結した砂岩種。網目状に固結シルト~砂を挟む角礫状を呈する。
57 88.67~90.84m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は72°である。 ・にぶい橙~灰褐色の角礫状~細礫状を呈する。
58 91.52~95.80m ・変質している。 ・高角度の割れ目が密集し網目状に分布する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
52 80.00~82.23m ・割れ目が多く、一部角礫状を呈する。 ●82.83~85.61m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・補灰にぶい塊~にぶい黄橙~灰褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19° W36° Wである。 ・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は10°である。
53 82.83~85.61m 破砕帯あり、上部は硬、下部は軟。角礫・細粒状。所々に砂・シルトを挟む。 ●82.83~85.61m 破砕帯あり、上部は硬、下部は軟。角礫・細粒状。所々に砂・シルトを挟む。 ・変質している。 ・にぶい黄橙~オリーブ黄色の固結した砂岩種。網目状に固結シルト~砂を挟む角礫状を呈する。
54 85.96~88.14m ・変質している。 ・にぶい黄橙~オリーブ黄色の固結した砂岩種。網目状に固結シルト~砂を挟む角礫状を呈する。
57 88.67~90.84m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は72°である。 ・にぶい橙~灰褐色の角礫状~細礫状を呈する。
58 91.52~95.80m ・変質している。 ・高角度の割れ目が密集し網目状に分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
52 80.00~82.23m ・割れ目が多く、一部角礫状を呈する。 ●82.83~85.61m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・補灰にぶい塊~にぶい黄橙~灰褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19° W36° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は10°である。
53 82.83~85.61m 破砕帯あり、上部は硬、下部は軟。角礫・細粒状。所々に砂・シルトを挟む。 ●82.83~85.61m 破砕帯あり、上部は硬、下部は軟。角礫・細粒状。所々に砂・シルトを挟む。 ・変質している。 ・にぶい黄橙~オリーブ黄色の固結した砂岩種。網目状に固結シルト~砂を挟む角礫状を呈する。
54 85.96~88.14m ・変質している。 ・にぶい黄橙~オリーブ黄色の固結した砂岩種。網目状に固結シルト~砂を挟む角礫状を呈する。
57 88.67~90.84m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は72°である。 ・にぶい橙~灰褐色の角礫状~細礫状を呈する。
58 91.52~95.80m ・変質している。 ・高角度の割れ目が密集し網目状に分布する。

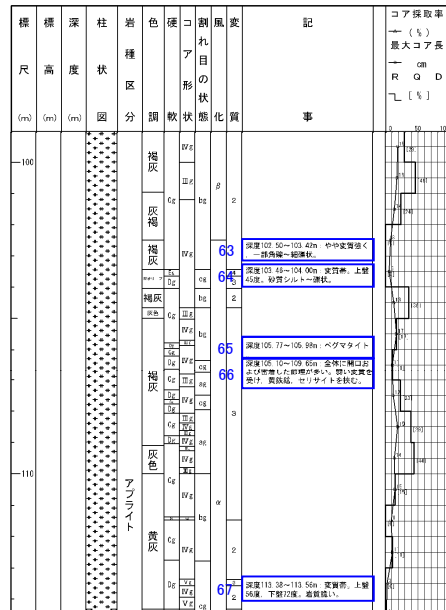
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
52 80.00~82.23m ・割れ目が多く、一部角礫状を呈する。 ●82.83~85.61m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・補灰にぶい塊~にぶい黄橙~灰褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19° W36° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は10°である。
53 82.83~85.61m 破砕帯あり、上部は硬、下部は軟。角礫・細粒状。所々に砂・シルトを挟む。 ●82.83~85.61m 破砕帯あり、上部は硬、下部は軟。角礫・細粒状。所々に砂・シルトを挟む。 ・変質している。 ・にぶい黄橙~オリーブ黄色の固結した砂岩種。網目状に固結シルト~砂を挟む角礫状を呈する。
54 85.96~88.14m ・変質している。 ・にぶい黄橙~オリーブ黄色の固結した砂岩種。網目状に固結シルト~砂を挟む角礫状を呈する。
57 88.67~90.84m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は72°である。 ・にぶい橙~灰褐色の角礫状~細礫状を呈する。
58 91.52~95.80m ・変質している。 ・高角度の割れ目が密集し網目状に分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
52	・割れ目の密着状況については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
53	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“古い破砕帯”との記載については、破砕部の生成時期が不明であるため削除。	変更なし	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし
54~57	・変質している区間を統合して一括記載。 ・“色調”欄に基づきにぶい黄橙~オリーブ黄と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
58	・“色調”欄に基づきにぶい橙~灰褐色と記載。 ・粘土を挟在しているが、連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし
59	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
60	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	—	—	—
61	・アブライト区間中に、アブライトについて、重複して記載されたものであるため削除。	—	—	—
62	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—	—

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
103.46～104.00m ・変質している。 ・灰オリーブ色の砂質シルト状～礫状を呈する。
105.77～105.98m ・ペグマタイトを挟む。
113.38～113.56m ・変質している。 ・岩質は脆い。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
103.46～104.00m ・変質している。 ・灰オリーブ色の砂質シルト状～礫状を呈する。
105.77～105.98m ・ペグマタイトを挟む。
113.38～113.56m ・変質している。 ・岩質は脆い。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
103.46～104.00m ・変質している。 ・灰オリーブ色の砂質シルト状～礫状を呈する。
105.77～105.98m ・ペグマタイトを挟む。
113.38～113.56m ・変質している。 ・岩質は脆い。

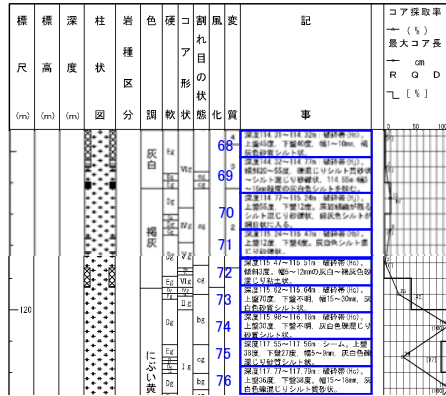
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
103.46～104.00m ・変質している。 ・灰オリーブ色の砂質シルト状～礫状を呈する。
105.77～105.98m ・ペグマタイトを挟む。
113.38～113.56m ・変質している。 ・岩質は脆い。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
63	・一部角礫～細礫状化するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—
64	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・"色調"欄に基づき灰オリーブ色と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
65	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
66	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の開口・密着状況、割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—	—
67	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

●114.31~115.63m(D-15破砕帯)  
・破砕帯である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。  
・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅3.3cm  
・走向・傾斜はN8° W67° Wである。  
・上端境界の傾斜は51°である。

●117.77~117.79m(D-16破砕帯)  
・破砕帯である。  
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.8cmである。  
・走向・傾斜はN11° W57° Wである。  
・上端境界の傾斜は36°、下端境界の傾斜は38°である。

●114.31~115.63m(D-15破砕帯)  
・破砕帯である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。  
・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅3.3cm  
・走向・傾斜はN8° W67° Wである。  
・上端境界の傾斜は51°である。

●117.77~117.79m(D-16破砕帯)  
・破砕帯である。  
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.8cmである。  
・走向・傾斜はN11° W57° Wである。  
・上端境界の傾斜は36°、下端境界の傾斜は38°である。

●114.31~115.63m(D-15破砕帯)  
・破砕帯である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。  
・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅3.3cm  
・走向・傾斜はN8° W67° Wである。  
・上端境界の傾斜は51°である。

●117.77~117.79m(D-16破砕帯)  
・破砕帯である。  
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.8cmである。  
・走向・傾斜はN11° W57° Wである。  
・上端境界の傾斜は36°、下端境界の傾斜は38°である。

●114.31~115.63m(D-15破砕帯)  
・破砕帯である。  
・右ずれ正断層センスである。  
・主に緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。  
・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅3.3cm  
・走向・傾斜はN8° W67° Wである。  
・上端境界の傾斜は51°である。

●117.77~117.79m(D-16破砕帯)  
・破砕帯である。  
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.8cmである。  
・走向・傾斜はN11° W57° Wである。  
・上端境界の傾斜は36°、下端境界の傾斜は38°である。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
68~73	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合し、下端深度を見直し。再観察では、破砕部に挟まれた区間について、岩盤が劣化し礫の定向配列が認められることから、一連の破砕部であると判断した。また、破砕部の下端について、機械割れ部分を破砕部ではないと判断した。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・上記再観察による上端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし
74	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再観察により変質部と認定。変質部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-5頁)。</li> </ul>	—	—	—
75	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-116頁)。</li> </ul>	—	—	—
76	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし	変更なし



# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	れ	化	事	(%)
			分	別	査	状	目	質		最大コア長
						状	の			cm
						化	形			R Q D
						質	状			[%]
	26.73	26.36		灰黄			82		深度119.47~119.57m、幅約50cm、黄緑色のシルト混じり砂礫状を呈する。	50
				灰黄			83		深度130.31m シーム、幅約5~20cm、幅10mの灰白色粘土状、幅約27~30cmの黄褐色の境界を呈し、F0.5~1.0m程度に分布する。	
				アプライト			84		深度119.60m シーム、幅約14cm、幅10mの灰白色粘土状を呈する。	
				アプライト			85		深度119.60m シーム、幅約14cm、幅10mの灰白色粘土状を呈する。	
				花崗斑岩			86		深度121.04~121.27m、幅約15cm、幅10mのシルト混じり砂礫状を呈する。上部21cm、下部75~90cm、灰白色砂礫混じり砂礫状を呈する。	
				アプライト			87		深度121.40m シーム、幅約55cm、幅1~3mの灰白色粘板状を呈し、幅約10cmの境界を呈し、F0.5~1.0m程度に分布する。	
				アプライト			88		深度121.65m シーム、幅約75cm、幅1~3mの灰白色粘板状を呈し、幅約10cmの境界を呈し、F0.5~1.0m程度に分布する。	
				アプライト			89		深度122.75~122.92m、幅約9cm、幅10mのシルト混じり砂礫状を呈する。上部21cm、下部75~90cm、灰白色砂礫混じり砂礫状を呈する。	
				アプライト			90		深度122.98~126.56m、幅約14cm、幅10mのシルト混じり砂礫状を呈する。	
				アプライト			91		深度126.04~126.27m、幅約14cm、幅10mのシルト混じり砂礫状を呈する。	
				アプライト			92		深度126.56~130.73m、幅約14cm、幅10mのシルト混じり砂礫状を呈する。	
				アプライト			93		深度127.71~127.48m、幅約15cm、幅10mのシルト混じり砂礫状を呈する。	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事	
86	121.18~121.32m ・変質している。 ・灰白色の塊状シリト混じり粘結粘土状を呈する。
89	122.75~122.92m ・変質している。 ・明灰色のシルト混じり砂礫状を呈する。
90	122.98~126.56m ・花崗斑岩である。
91	126.04~126.27m ・変質している。 ・灰黄色の細片状を呈し、粘土細脈が網目状に分布する。
92	126.56~130.73m ・アプライトである。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
86	121.18~121.32m ・変質している。 ・灰白色の塊状シリト混じり粘結粘土状を呈する。
89	122.75~122.92m ・変質している。 ・明灰色のシルト混じり砂礫状を呈する。
90	122.98~126.56m ・花崗斑岩である。
91	126.04~126.27m ・変質している。 ・灰黄色の細片状を呈し、粘土細脈が網目状に分布する。
92	126.56~130.73m ・アプライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
86	121.18~121.32m ・変質している。 ・灰白色の塊状シリト混じり粘結粘土状を呈する。
89	122.75~122.92m ・変質している。 ・明灰色のシルト混じり砂礫状を呈する。
90	122.98~126.56m ・花崗斑岩である。
91	126.04~126.27m ・変質している。 ・灰黄色の細片状を呈し、粘土細脈が網目状に分布する。
92	126.56~130.73m ・アプライトである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

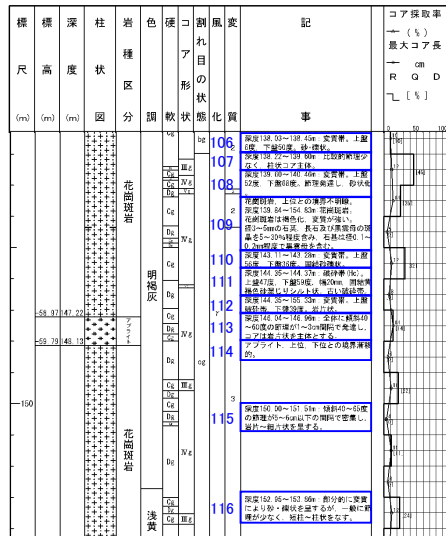
記事	
86	121.18~121.32m ・変質している。 ・灰白色の塊状シリト混じり粘結粘土状を呈する。
89	122.75~122.92m ・変質している。 ・明灰色のシルト混じり砂礫状を呈する。
90	122.98~126.56m ・花崗斑岩である。
91	126.04~126.27m ・変質している。 ・灰黄色の細片状を呈し、粘土細脈が網目状に分布する。
92	126.56~130.73m ・アプライトである。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
82	・シルト混じり砂礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—
83	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-117頁)。	—	—	—
84	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-118頁)。	—	—	—
85	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-119頁)。	—	—	—
86	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
87	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-120頁)。	—	—	—
88	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-121頁)。	—	—	—
89	・変質している区間の幅や境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
90	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
91	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・“色調”欄に基づき灰黄色と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
92	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
93	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—





## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

106 138.03~138.45m  
・変質している。  
・砂・礫状を呈する。

107 139.60~140.45m  
・変質している。  
・割れ目が多く、割れ目沿いに砂状を呈する。

108 139.64~147.22m  
・花崗斑岩である。

109 143.11~143.23m  
・変質している。  
・固結した砂礫状を呈する。

110 144.35~144.37m  
・破砕部である。  
・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累積厚は2.0cmである。

111 144.35~155.33m  
・変質している。  
・岩片状を呈する。

112 147.22~148.13m  
・アプライトである。

114 148.13~154.83m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

106 138.03~138.45m  
・変質している。  
・砂・礫状を呈する。

107 139.60~140.45m  
・変質している。  
・割れ目が多く、割れ目沿いに砂状を呈する。

108 139.64~147.22m  
・花崗斑岩である。

109 143.11~143.23m  
・変質している。  
・固結した砂礫状を呈する。

110 144.35~144.37m  
・破砕部である。  
・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累積厚は2.0cmである。

111 144.35~155.33m  
・変質している。  
・岩片状を呈する。

112 147.22~148.13m  
・アプライトである。

114 148.13~154.83m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

106 138.03~138.45m  
・変質している。  
・砂・礫状を呈する。

107 139.60~140.45m  
・変質している。  
・割れ目が多く、割れ目沿いに砂状を呈する。

108 139.64~147.22m  
・花崗斑岩である。

109 143.11~143.23m  
・変質している。  
・固結した砂礫状を呈する。

110 144.35~144.37m  
・破砕部である。  
・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累積厚は2.0cmである。

111 144.35~155.33m  
・変質している。  
・岩片状を呈する。

112 147.22~148.13m  
・アプライトである。

114 148.13~154.83m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

106 138.03~138.45m  
・変質している。  
・砂・礫状を呈する。

107 139.60~140.45m  
・変質している。  
・割れ目が多く、割れ目沿いに砂状を呈する。

108 139.64~147.22m  
・花崗斑岩である。

109 143.11~143.23m  
・変質している。  
・固結した砂礫状を呈する。

110 144.35~144.37m  
・破砕部である。  
・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累積厚は2.0cmである。

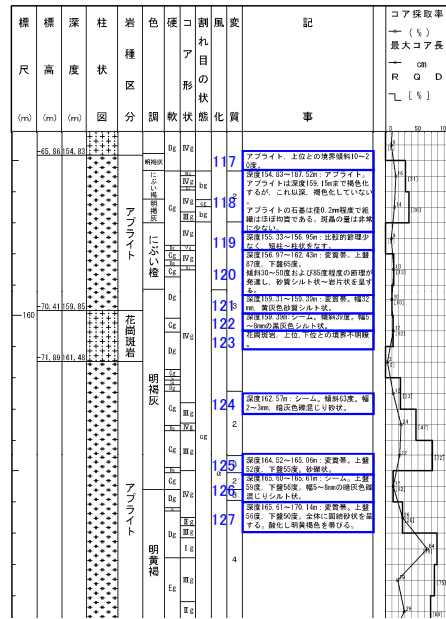
111 144.35~155.33m  
・変質している。  
・岩片状を呈する。

112 147.22~148.13m  
・アプライトである。

114 148.13~154.83m  
・花崗斑岩である。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
106	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
107	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
108	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
109	・アプライトを挟むことから、柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
110	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
111	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累積幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“古い破砕帯”との記載については、破砕部の生成時期が不明であるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
112	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
113	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
114	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
b	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
115	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
116	・一部で砂・礫状を呈するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—	—

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料案

記事
118 154.83~159.85m ・アブライトである。
120 156.97~162.43m ・変質している。 ・割れ目が多く、砂質シルト状~岩片状を呈する。
123 159.85~161.48m ・花崗斑岩である。
c 161.48~187.52m ・アブライトである。
125 164.52~165.06m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
127 165.61~170.14m ・変質している。 ・固結した砂状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
118 154.83~159.85m ・アブライトである。
120 156.97~162.43m ・変質している。 ・割れ目が多く、砂質シルト状~岩片状を呈する。
123 159.85~161.48m ・花崗斑岩である。
c 161.48~187.52m ・アブライトである。
125 164.52~165.06m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
127 165.61~170.14m ・変質している。 ・固結した砂状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
118 154.83~159.85m ・アブライトである。
120 156.97~162.43m ・変質している。 ・割れ目が多く、砂質シルト状~岩片状を呈する。
123 159.85~161.48m ・花崗斑岩である。
c 161.48~187.52m ・アブライトである。
125 164.52~165.06m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
127 165.61~170.14m ・変質している。 ・固結した砂状を呈する。

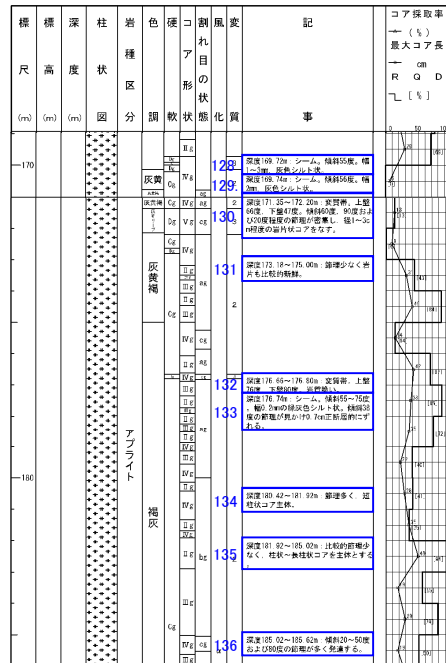
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
118 154.83~159.85m ・アブライトである。
120 156.97~162.43m ・変質している。 ・割れ目が多く、砂質シルト状~岩片状を呈する。
123 159.85~161.48m ・花崗斑岩である。
c 161.48~187.52m ・アブライトである。
125 164.52~165.06m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
127 165.61~170.14m ・変質している。 ・固結した砂状を呈する。

記事	報告書→ 審査資料案	審査資料案→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
117,118	・花崗斑岩を挟むことから、柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜、色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
119	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
120	・変質している区間の境界傾斜、割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
121	・砂質シルト状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
122	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-124頁)。	—	—	—
123	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
124	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-125頁)。	—	—	—
125	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
126	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-126頁)。	—	—	—
127	・変質している区間の境界傾斜、色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

130 171.35~172.20m  
・変質している。  
・割れ目が密集し、岩片状を呈する。

132 176.66~176.80m  
・変質している。  
・岩質は脆い。

135 181.92~185.02m  
・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

130 171.35~172.20m  
・変質している。  
・割れ目が密集し、岩片状を呈する。

132 176.66~176.80m  
・変質している。  
・岩質は脆い。

135 181.92~185.02m  
・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

130 171.35~172.20m  
・変質している。  
・割れ目が密集し、岩片状を呈する。

132 176.66~176.80m  
・変質している。  
・岩質は脆い。

135 181.92~185.02m  
・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

130 171.35~172.20m  
・変質している。  
・割れ目が密集し、岩片状を呈する。

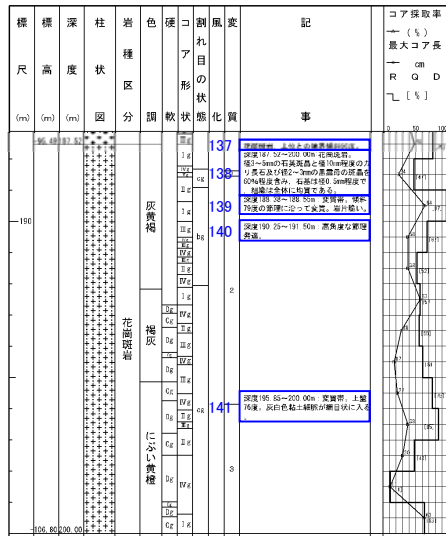
132 176.66~176.80m  
・変質している。  
・岩質は脆い。

135 181.92~185.02m  
・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
128	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-127頁)。	—	—	—
129	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-128頁)。	—	—	—
130	・変質している区間の境界傾斜、割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
131	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
132	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
133	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-129頁)。	—	—	—
134	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
135	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
136	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—

# H19-No.17

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料案

記事

138 187.52~200.00m  
・花崗斑岩である。  
188.38~188.55m  
・変質している。  
・割れ目に沿って変質しており、岩片は脆い。

139

141 195.85~200.00m  
・変質している。  
・灰白色の粘土結晶が網目状に分布する。

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

138 187.52~200.00m  
・花崗斑岩である。  
188.38~188.55m  
・変質している。  
・割れ目に沿って変質しており、岩片は脆い。

139

141 195.85~200.00m  
・変質している。  
・灰白色の粘土結晶が網目状に分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

138 187.52~200.00m  
・花崗斑岩である。  
188.38~188.55m  
・変質している。  
・割れ目に沿って変質しており、岩片は脆い。

139

141 195.85~200.00m  
・変質している。  
・灰白色の粘土結晶が網目状に分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

138 187.52~200.00m  
・花崗斑岩である。  
188.38~188.55m  
・変質している。  
・割れ目に沿って変質しており、岩片は脆い。

139

141 195.85~200.00m  
・変質している。  
・灰白色の粘土結晶が網目状に分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
137,138	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
139	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
140	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
141	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

余白

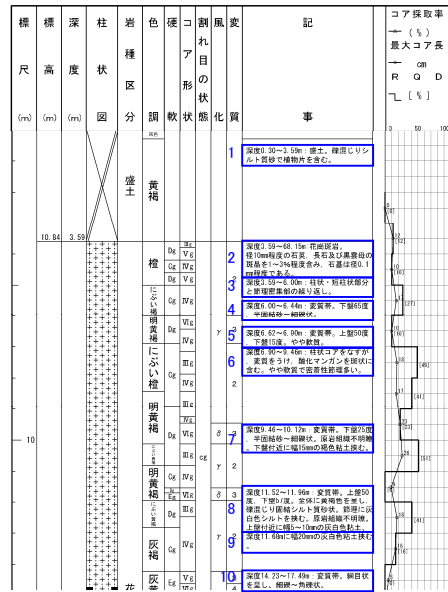
**H19-No.19**

余白



# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
1	0.00~3.59m ・盛土である。
2	3.59~43.49m ・花崗斑岩である。
7	9.46~10.12m ・変質している。 ・半固結砂～細礫状を呈する。
8	11.52~11.96m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、礫混じり固結シルト質砂状を呈する。
10	14.23~17.49m ・変質している。 ・細礫～角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1	0.00~3.59m ・盛土である。
2	3.59~43.49m ・花崗斑岩である。
7	9.46~10.12m ・変質している。 ・半固結砂～細礫状を呈する。
8	11.52~11.96m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、礫混じり固結シルト質砂状を呈する。
10	14.23~17.49m ・変質している。 ・細礫～角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1	0.00~3.59m ・盛土である。
2	3.59~43.49m ・花崗斑岩である。
7	9.46~10.12m ・変質している。 ・半固結砂～細礫状を呈する。
8	11.52~11.96m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、礫混じり固結シルト質砂状を呈する。
10	14.23~17.49m ・変質している。 ・細礫～角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
3	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
4	・半固結砂～細礫状を呈するが、直線性に乏しいことから削除。	—	—
5	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—
6	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・酸化マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
7	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・原岩組織の残留程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・粘土を挟むが、上端下端の境界面が不明瞭であることから削除。	変更なし	変更なし
8,9	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・原岩組織の残留程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を挟むが、連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
10	・網目状については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)

標高	深	柱	色	硬	コ	調	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	区	軟	目	波	事	(%)
(m)	(m)	因	分	調	状	形	質		最大コア長
						状			— cm
									R Q D
									┘ (%)
20		断層岩	にふい黄橙	Du	Ve	11	高度14.73~14.86m (f-19-1破碎帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。	コア採取率 — cm R Q D ┘ (%)	
		断層岩	にふい黄橙	Du	Ve	12	高度17.49~17.84m (f-19-1破碎帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。		
		断層岩	にふい黄橙	Du	Ve	13	高度19.34~19.70m (f-19-1破碎帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。		
		断層岩	にふい黄橙	Du	Ve	14	高度18.17~18.20m (f-19-1破碎帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。		
		断層岩	にふい黄橙	Du	Ve	15	高度18.20~18.38m (f-19-1破碎帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。		
		断層岩	にふい黄橙	Du	Ve	16	高度19.35~19.70m (f-19-1破碎帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。		
		断層岩	にふい黄橙	Du	Ve	17	高度19.71~19.74m (f-19-1破碎帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。		
		断層岩	にふい黄橙	Du	Ve	18	高度19.74~19.77m (f-19-1破碎帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。		
		断層岩	にふい黄橙	Du	Ve	19	高度19.77~19.80m (f-19-1破碎帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。		
		断層岩	にふい黄橙	Du	Ve	20	高度19.80~19.83m (f-19-1破碎帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。		

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
11	●14.73~14.86m (f-19-1破碎帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。
12	●17.49~19.70m (f-19-1破碎帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににふい黄橙色の固結礫状部からなる。
18	●褐色の未固結粘土状部：累計幅2.3cm ・走向・傾斜はN36° W65° Eである。
20	21.46~23.70m ・変質している。 ・礫混じりシルト質砂状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
11	●14.73~14.86m (f-19-1破碎帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。
12	●17.49~19.70m (f-19-1破碎帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににふい黄橙色の固結礫状部からなる。
18	●褐色の未固結粘土状部：累計幅2.3cm ・走向・傾斜はN36° W65° Eである。
20	21.46~23.70m ・変質している。 ・礫混じりシルト質砂状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
11	●14.73~14.86m (f-19-1破碎帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。
12	●17.49~19.70m (f-19-1破碎帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににふい黄橙色の固結礫状部からなる。
18	●褐色の未固結粘土状部：累計幅2.3cm ・走向・傾斜はN36° W65° Eである。
20	21.46~23.70m ・変質している。 ・礫混じりシルト質砂状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒審査資料 (R2.2.7)
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
12~18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎帯名を記載。</li> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・破碎部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質や破碎を伴う岩盤の劣化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・原岩組織の明瞭さについては、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・網目状構造については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)

標 尺 (m)	標 高 度 (m)	柱 状 区 分 (m)	岩 種 名	色 調	硬 軟 調	割 れ 目 状 態	風 化 程 度	記 事
30	-	-	花崗斑岩	淡黄	硬	粗	中	21 深度22.44~22.46m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								22 深度22.46~22.48m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								23 深度22.48~22.50m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								24 深度22.50~22.52m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								25 深度22.52~22.54m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								26 深度22.54~22.56m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								27 深度22.56~22.58m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								28 深度22.58~22.60m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								29 深度22.60~22.62m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								30 深度22.62~22.64m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								31 深度22.64~22.66m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								32 深度22.66~22.68m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
40	-	-	花崗斑岩	淡黄	硬	粗	中	33 深度22.68~22.70m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								34 深度22.70~22.72m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								35 深度22.72~22.74m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								36 深度22.74~22.76m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								37 深度22.76~22.78m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								38 深度22.78~22.80m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								39 深度22.80~22.82m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
								40 深度22.82~22.84m(破砕帯⑥)。土質灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	<p>●22.44~22.46m</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>破砕部である。</li> <li>黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</li> <li>走向・傾斜はN34° W72° Eである。</li> <li>上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は49°である。</li> </ul> <p>●23.70~35.14m(浦底断層)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>破砕部である。</li> <li>左ずれ逆断層センスである。</li> <li>主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。</li> <li>褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm</li> <li>走向・傾斜はN41° W87° NEである。</li> </ul> <p>35.14~38.85m</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変質している。</li> <li>浅黄色と黒褐色を帯びた半固結シルト状、絹目状の褐色・灰白色シルト~粘土状、角礫~細礫状を呈する。</li> </ul>
----	---

## 審査資料 (平成30年11月30日)

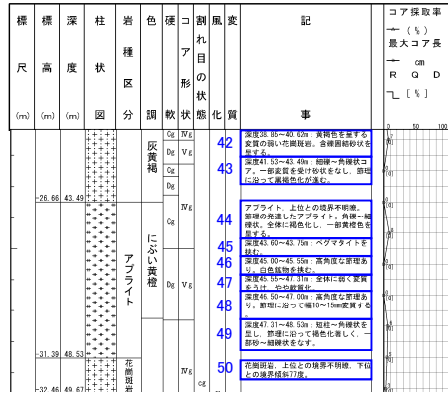
記事	<p>●22.44~22.46m</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>破砕部である。</li> <li>黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</li> <li>走向・傾斜はN34° W72° Eである。</li> <li>上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は49°である。</li> </ul> <p>●23.70~35.14m(浦底断層)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>破砕部である。</li> <li>左ずれ逆断層センスである。</li> <li>主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。</li> <li>褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm</li> <li>走向・傾斜はN41° W87° NEである。</li> </ul> <p>35.14~38.85m</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変質している。</li> <li>浅黄色と黒褐色を帯びた半固結シルト状、絹目状の褐色・灰白色シルト~粘土状、角礫~細礫状を呈する。</li> </ul>
----	---

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	<p>●22.44~22.46m</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>破砕部である。</li> <li>黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。</li> <li>走向・傾斜はN34° W72° Eである。</li> <li>上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は49°である。</li> </ul> <p>●23.70~35.14m(浦底断層)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>破砕部である。</li> <li>左ずれ逆断層センスである。</li> <li>主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。</li> <li>褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm</li> <li>走向・傾斜はN41° W87° NEである。</li> </ul> <p>35.14~38.85m</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変質している。</li> <li>浅黄色と黒褐色を帯びた半固結シルト状、絹目状の褐色・灰白色シルト~粘土状、角礫~細礫状を呈する。</li> </ul>
----	---

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
22~35	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では、破砕部に挟まれた区間について、破砕部と同系統の割れ目が分布することから、一連の破砕部であると判断した。</li> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>“原岩不明瞭”、“石英粒子が多く残る”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>“絹目状に褐色シルトを挟む”との記載については、シルトの連続性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
36~41	<ul style="list-style-type: none"> <li>変質している区間を一括記載。</li> <li>シームという用語については削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-147~149頁)。</li> <li>シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
44 43.49~61.41m ・アブライトである。 ・割れ目が多く、角礫～細礫状を呈する。
45 43.60~43.75m ・ベグマタイトを挟む。
50 48.53~49.67m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
44 43.49~61.41m ・アブライトである。 ・割れ目が多く、角礫～細礫状を呈する。
45 43.60~43.75m ・ベグマタイトを挟む。
50 48.53~49.67m ・花崗斑岩である。

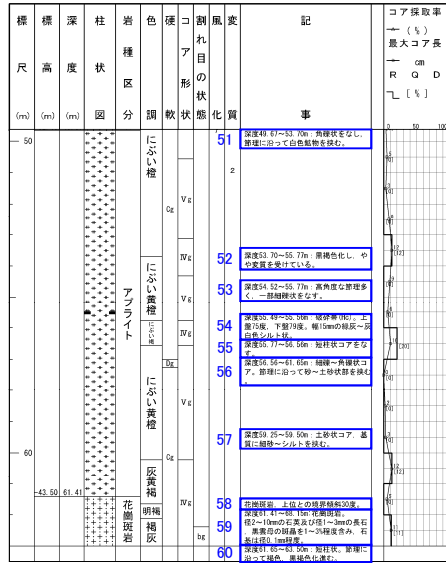
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
44 43.49~61.41m ・アブライトである。 ・割れ目が多く、角礫～細礫状を呈する。
45 43.60~43.75m ・ベグマタイトを挟む。
50 48.53~49.67m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
42	・含礫固結砂状を呈するが、礫に定向配列が認められないことから削除。	—	—
43	・細礫～角礫状化を伴う割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部砂状を呈するが、系統的でないことから削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
44	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの鉱物の挟在については、補足的なものであるため削除。	—	—
47	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
48	・割れ目沿いの変質については、補足的なものであるため削除。	—	—
49	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。 ・一部砂～細礫状を呈するが、砂の連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
50	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

54 ●55.49～55.56m (f-19-5破砕帯)  
・破砕帯である。  
・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.50mである。  
・走向・傾斜はN20° W82° Wである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は79°である。

59 61.41～68.15m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

54 ●55.49～55.56m (f-19-5破砕帯)  
・破砕帯である。  
・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.50mである。  
・走向・傾斜はN20° W82° Wである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は79°である。

59 61.41～68.15m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

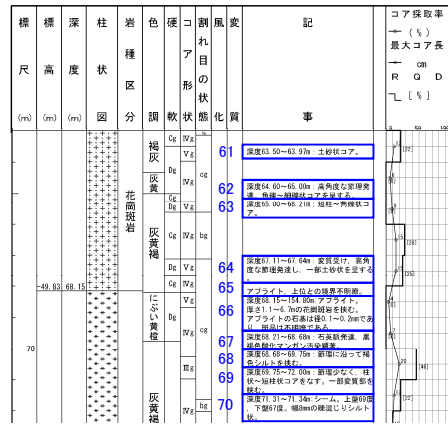
54 ●55.49～55.56m (f-19-5破砕帯)  
・破砕帯である。  
・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.50mである。  
・走向・傾斜はN20° W82° Wである。  
・上端境界の傾斜は75°、下端境界の傾斜は79°である。

59 61.41～68.15m  
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
51	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの鉱物の挟在については、補足的なものであるため削除。	—	—
52	・変色については、補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
53	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部で細礫状を呈するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
54	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
55	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
56	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いに砂～土砂状部を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
57	・土砂状を呈し、細砂～シルトを挟在するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
58,59	・一般的な岩相であり、石基及び結晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
64	67.11~67.64m ・割れ目が多く、一部土砂状を呈する。
66	68.15~137.60m ・アブライトである。 ・幅1.1~6.7mの花崗斑岩を挟む。
67	68.21~68.68m ・石英脈が発達し、黒褐色酸化マンガン汚染が顕著である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
64	67.11~67.64m ・割れ目が多く、一部土砂状を呈する。
66	68.15~137.60m ・アブライトである。 ・幅1.1~6.7mの花崗斑岩を挟む。
67	68.21~68.68m ・石英脈が発達し、黒褐色酸化マンガン汚染が顕著である。

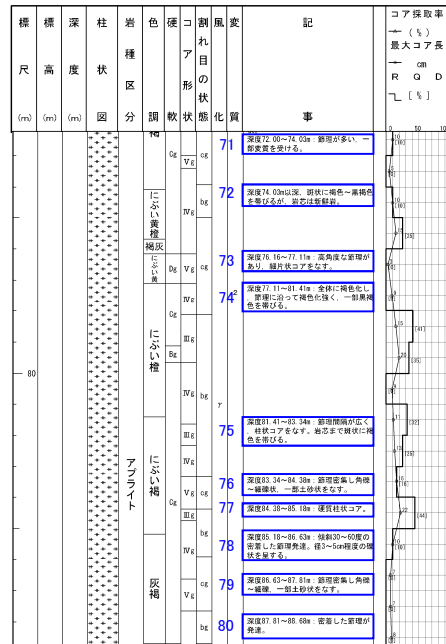
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
64	67.11~67.64m ・割れ目が多く、一部土砂状を呈する。
66	68.15~137.60m ・アブライトである。 ・幅1.1~6.7mの花崗斑岩を挟む。
67	68.21~68.68m ・石英脈が発達し、黒褐色酸化マンガン汚染が顕著である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	・土砂状を呈するが、当該区間の上部については連続性に乏しく、下部については掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
62	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
63	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
64	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
65,66	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
67	変更なし	変更なし	変更なし
68	・シルトを挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
69	・コア形状及び割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部で変質部を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
70	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-150頁)。	—	—

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

71 72.00~74.03m  
・割れ目が多く、一部変質している。

73 76.16~77.11m  
・高角度な割れ目があり、細片状を呈する。

76 83.34~84.38m  
・割れ目が多く、角礫~細礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

71 72.00~74.03m  
・割れ目が多く、一部変質している。

73 76.16~77.11m  
・高角度な割れ目があり、細片状を呈する。

76 83.34~84.38m  
・割れ目が多く、角礫~細礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

71 72.00~74.03m  
・割れ目が多く、一部変質している。

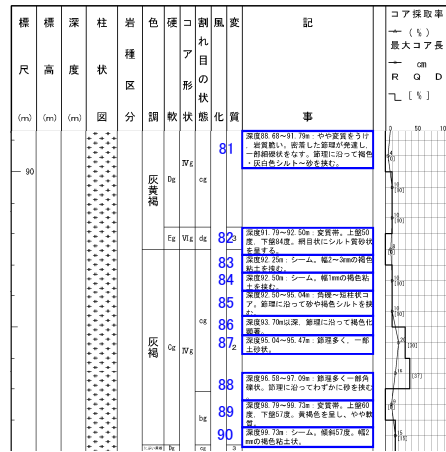
73 76.16~77.11m  
・高角度な割れ目があり、細片状を呈する。

76 83.34~84.38m  
・割れ目が多く、角礫~細礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	変更なし	変更なし	変更なし
72	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
73	変更なし	変更なし	変更なし
74	・色調、割れ目扱いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
75	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—
76	・角礫~細礫状の区間であり、一部土砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	変更なし	変更なし
77	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
78	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
79	・角礫~細礫状の区間であり、一部土砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
80	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
87. 95.04~95.47m, 96.58~97.09m 88. ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
87. 95.04~95.47m, 96.58~97.09m 88. ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
87. 95.04~95.47m, 96.58~97.09m 88. ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
81	<ul style="list-style-type: none"> <li>脆弱化や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>割れ目沿いにシルト～砂を挟在するが、いずれも連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
82～84	<ul style="list-style-type: none"> <li>網目状にシルト質砂状を呈するが、系統的でなく、連続性に乏しいことから削除。</li> <li>シームについては削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-151,152頁)。</li> </ul>	—	—
85	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>割れ目沿いに砂やシルトを挟在するが、いずれも連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
86	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
87,88	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の多い区間を一括記載し、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。</li> <li>一部土砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。</li> <li>割れ目沿いに砂を挟在するが、いずれも連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
89	<ul style="list-style-type: none"> <li>変質を伴う硬軟については、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—
90	<ul style="list-style-type: none"> <li>シームについては削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-153頁)。</li> </ul>	—	—



# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	状	種	調	軟	れ	化	事	(%)
			区	別	分	状	目	質		最大コア長
			分	区	調	状	の			cm
			調	調	調	状	形			R Q D
			調	調	調	状	状			[%]
100										
-82.20	102.70			花崗斑岩	灰岩	硬				
-83.24	103.70			花崗斑岩	灰岩	硬				
-84.32	104.85			花崗斑岩	灰岩	硬				
-83.20	108.00			花崗斑岩	灰岩	硬				

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
91 99.73~100.76m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
92 100.76~102.15m ・変質している。
94 102.70~103.70m、104.85~108.00m ・花崗斑岩を挟む。
95 103.94~104.03m ・変質している。 ・細礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
91 99.73~100.76m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
92 100.76~102.15m ・変質している。
94 102.70~103.70m、104.85~108.00m ・花崗斑岩を挟む。
95 103.94~104.03m ・変質している。 ・細礫状を呈する。

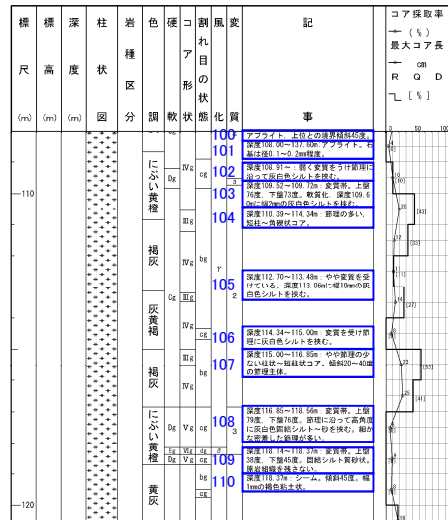
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
91 99.73~100.76m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
92 100.76~102.15m ・変質している。
94 102.70~103.70m、104.85~108.00m ・花崗斑岩を挟む。
95 103.94~104.03m ・変質している。 ・細礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
91	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達については、“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。</li> <li>・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
92	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脆弱化や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> <li>・割れ目沿いにシルトを挟むが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
93,94,96	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。</li> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
95	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
97,98,99	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-154頁)。</li> <li>・変質し、一部で礫混じり砂質シルト状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

103 109.52~109.72m  
・変質している。  
・灰白色シルト状を呈する。

108 116.85~118.56m  
・変質している。  
・灰白色固結シルト～砂状を呈する。

109 118.14~118.37m  
・変質している。  
・固結シルト質砂状である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

103 109.52~109.72m  
・変質している。  
・灰白色シルト状を呈する。

108 116.85~118.56m  
・変質している。  
・灰白色固結シルト～砂状を呈する。

109 118.14~118.37m  
・変質している。  
・固結シルト質砂状である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

103 109.52~109.72m  
・変質している。  
・灰白色シルト状を呈する。

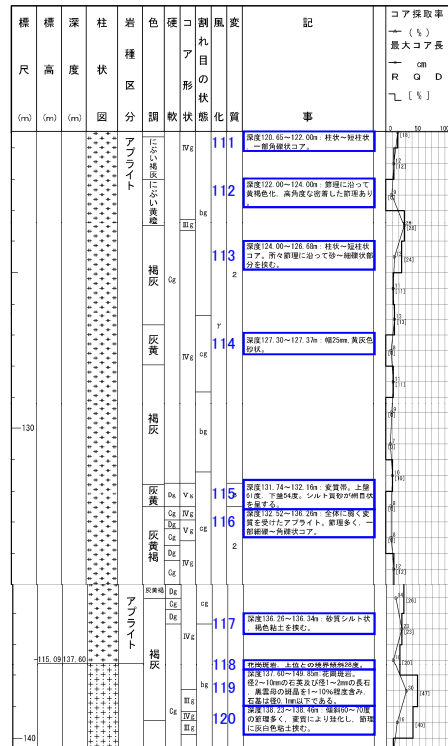
108 116.85~118.56m  
・変質している。  
・灰白色固結シルト～砂状を呈する。

109 118.14~118.37m  
・変質している。  
・固結シルト質砂状である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
100,101	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アブライトの深度区間については、記事No.66で記載しているため削除。</li> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	-	-
102	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目沿いにシルトを挟在するが、連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	-	-
103	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜、シルトを挟在する深度の記載については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
104	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	-	-
105	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。</li> <li>・一部でシルトを挟在するが、連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	-	-
106	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないことから削除。</li> <li>・一部割れ目沿いにシルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	-	-
107	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	-	-
108	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
109	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
110	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-155頁)。</li> </ul>	-	-

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事  
137.60~149.85m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事  
137.60~149.85m  
・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事  
137.60~149.85m  
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
111	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
112	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色、割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
113	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部の割れ目沿いに砂～細礫を挟むが、周囲の割れ目と差異が認められないことから削除。	—	—
114	・砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
115	・一部でシルト質砂を含むが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
116	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部で細～角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
117	・砂質シルト状を呈し、粘土を挟むが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
118,119	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
120	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・珪化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟むが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

委託報告書  
(平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	割	風	記							
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	ア	目	化	事							
150				花崗斑岩				121	122	123	124	125	126	127	128	129	130

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

124  
126

142.34~147.40m  
・割れ目が多く、角礫状～短柱状を呈する。

127,  
128

●147.93~148.12m (f-19-6破砕帯)  
・破砕部である。  
・主に灰褐色の固結礫状部からなる。  
・黄灰色の未固結粘土状部。累計幅7.0cm  
・走向・傾斜はN13° E68° Eである。

129

149.85~154.80m  
・アプライトである。

130

150.52~151.52m  
・変質している。  
・断面状に灰白色シルトを挟む。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

124  
126

142.34~147.40m  
・割れ目が多く、角礫状～短柱状を呈する。

127,  
128

●147.93~148.12m (f-19-6破砕帯)  
・破砕部である。  
・主に灰褐色の固結礫状部からなる。  
・黄灰色の未固結粘土状部。累計幅7.0cm  
・走向・傾斜はN13° E68° Eである。

129

149.85~154.80m  
・アプライトである。

130

150.52~151.52m  
・変質している。  
・断面状に灰白色シルトを挟む。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

124  
126

142.34~147.40m  
・割れ目が多く、角礫状～短柱状を呈する。

127,  
128

●147.93~148.12m (f-19-6破砕帯)  
・破砕部である。  
・主に灰褐色の固結礫状部からなる。  
・黄灰色の未固結粘土状部。累計幅7.0cm  
・走向・傾斜はN13° E68° Eである。

129

149.85~154.80m  
・アプライトである。

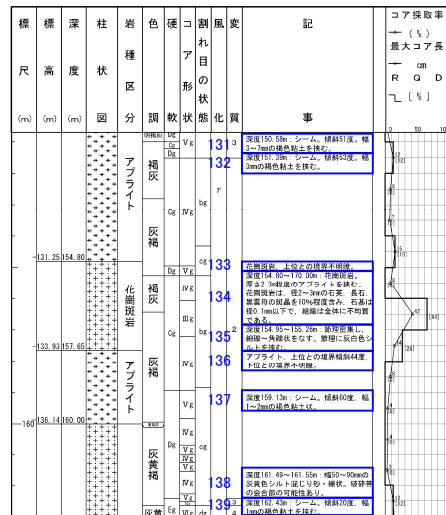
130

150.52~151.52m  
・変質している。  
・断面状に灰白色シルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
121	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部にシルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
122,123	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・軟質化し、一部にシルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
124~126	・割れ目の発達状況について、区間を統合して一括記載。 ・“コア形状”欄に基づき、角礫状～短柱状と記載。	変更なし	変更なし
127,128	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
129	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
130	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
134 154.80~170.00m ・花崗斑岩である。
135 154.95~155.20m ・割れ目が密集し、細礫~角礫状を呈する。
136 157.65~160.00m ・アブライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
134 154.80~170.00m ・花崗斑岩である。
135 154.95~155.20m ・割れ目が密集し、細礫~角礫状を呈する。
136 157.65~160.00m ・アブライトである。

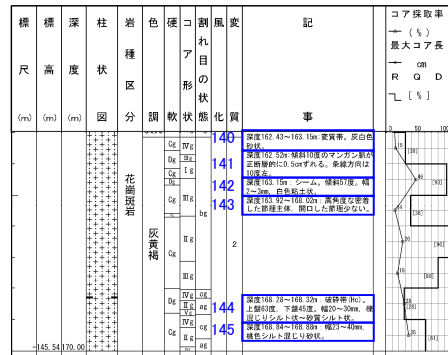
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
134 154.80~170.00m ・花崗斑岩である。
135 154.95~155.20m ・割れ目が密集し、細礫~角礫状を呈する。
136 157.65~160.00m ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
131	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-156頁)。	—	—
132	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-157頁)。	—	—
133,134	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。 ・当該区間に挟むアブライトについては、個別に記載するため削除。	変更なし	変更なし
135	・コア形状及び割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部の割れ目沿いにシルトを挟むが、連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
136	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
137	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-158頁)。	—	—
138	・シルト混じり砂・礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
139	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-159頁)。	—	—

# H19-No.19

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

140  
162.43~163.15m  
・変質している。  
・灰白色砂状を呈する。

144  
●168.28~168.32m  
・破砕部である。  
・主に明青灰色の固結粘土状部からなる。  
・明青灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm  
・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は45°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

140  
162.43~163.15m  
・変質している。  
・灰白色砂状を呈する。

144  
●168.28~168.32m  
・破砕部である。  
・主に明青灰色の固結粘土状部からなる。  
・明青灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm  
・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は45°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

140  
162.43~163.15m  
・変質している。  
・灰白色砂状を呈する。

144  
●168.28~168.32m  
・破砕部である。  
・主に明青灰色の固結粘土状部からなる。  
・明青灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm  
・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は45°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
140~142	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンガン脈が見かけ正断層的にずれる旨と条線について記載されているが、マンガン脈をずらしている割れ目の連続性に乏しいことから削除。</li> <li>シームについては削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-160頁)。</li> </ul>	変更なし	変更なし
143	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。</li> </ul>	—	—
144	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
145	<ul style="list-style-type: none"> <li>シルト混じり砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。</li> </ul>	—	—

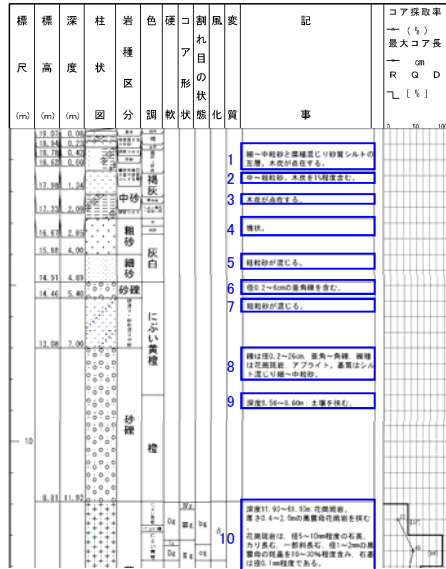
**H19-No.8**

余白



# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
1	0.00~0.42m ・細~中粒砂と有機質土混じり砂、砂質シルトの互層である。 ・炭化木が点在する。
2	0.42~2.09m ・中~粗粒砂である。 ・炭化木を含む。
3	2.09~2.85m ・砂質シルトである。 ・炭化木が点在する。
4	2.85~4.89m ・細~粗粒砂である。
5	4.89~5.40m ・砂礫である。 ・径0.2~6mmの垂直礫を含む。
6	5.40~7.00m ・礫混じり砂である。
7	7.00~11.93m ・砂礫である。
8	・礫は径0.2~26cm、垂角~角礫、礫種は花崗斑岩、アブライトである。
9	・土壌を挟む。
10	11.93~29.32m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
1	0.00~0.42m ・細~中粒砂と有機質土混じり砂、砂質シルトの互層である。 ・炭化木が点在する。
2	0.42~2.09m ・中~粗粒砂である。 ・炭化木を含む。
3	2.09~2.85m ・砂質シルトである。 ・炭化木が点在する。
4	2.85~4.89m ・細~粗粒砂である。
5	4.89~5.40m ・砂礫である。 ・径0.2~6mmの垂直礫を含む。
6	5.40~7.00m ・礫混じり砂である。
7	7.00~11.93m ・砂礫である。
8	・礫は径0.2~26cm、垂角~角礫、礫種は花崗斑岩、アブライトである。
9	・土壌を挟む。
10	11.93~29.32m ・花崗斑岩である。

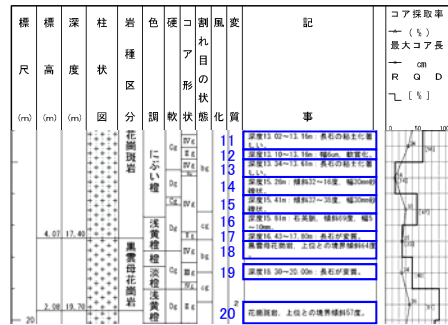
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
1	0.00~0.42m ・細~中粒砂と有機質土混じり砂、砂質シルトの互層である。 ・炭化木が点在する。
2	0.42~2.09m ・中~粗粒砂である。 ・炭化木を含む。
3	2.09~2.85m ・砂質シルトである。 ・炭化木が点在する。
4	2.85~4.89m ・細~粗粒砂である。
5	4.89~5.40m ・砂礫である。 ・径0.2~6mmの垂直礫を含む。
6	5.40~7.00m ・礫混じり砂である。
7	7.00~11.93m ・砂礫である。
8	・礫は径0.2~26cm、垂角~角礫、礫種は花崗斑岩、アブライトである。
9	・土壌を挟む。
10	11.93~29.32m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(腐植混じり有機質土混じり)。 ・表現の見直し(木炭→炭化木)。 ・柱状図に合わせて区間深度を記載。 (誤記)0.00~1.34mと書くべきところを誤って0.00~0.42mと記載。	変更なし	変更なし
2	・表現の見直し(木炭→炭化木)。 ・柱状図に合わせて区間深度を記載。 (誤記)1.34~2.09mと書くべきところを誤って0.42~2.09mと記載。	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて砂質シルトと記載。 ・表現の見直し(木炭→炭化木)。	変更なし	変更なし
4.5	・砂について、区間を統合して一括記載し、柱状図に合わせて細~粗粒砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、塊状については削除。	変更なし	変更なし
6	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粗粒砂については削除。	変更なし	変更なし
7	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし
8	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、基質については削除。	変更なし	変更なし
9	変更なし	変更なし	変更なし
10	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・黒雲母花崗岩の挟在については、柱状図に合わせて個別に説明することとしているため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
11. 13.02~13.16m, 13.34~13.61m ・長石の粘土化が著しい。
13. 13.16~13.34m ・長石の粘土化が著しい。
16. 13.34~13.61m ・幅5~10mmの石英脈を挟む。
18. 13.61~13.75m ・黒雲母花崗岩である。
20. 13.75~13.89m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

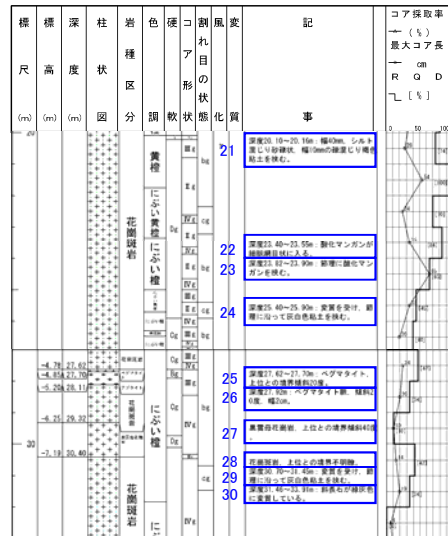
記 事
11. 13.02~13.16m, 13.34~13.61m ・長石の粘土化が著しい。
13. 13.16~13.34m ・長石の粘土化が著しい。
16. 13.34~13.61m ・幅5~10mmの石英脈を挟む。
18. 13.61~13.75m ・黒雲母花崗岩である。
20. 13.75~13.89m ・花崗斑岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
11. 13.02~13.16m, 13.34~13.61m ・長石の粘土化が著しい。
13. 13.16~13.34m ・長石の粘土化が著しい。
16. 13.34~13.61m ・幅5~10mmの石英脈を挟む。
18. 13.61~13.75m ・黒雲母花崗岩である。
20. 13.75~13.89m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11,13	・長石の粘土化が著しい区間を一括記載。	変更なし	変更なし
12	・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	—	—
14,15	・砂礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
16	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・長石の変質については、補足的なものであるため削除。	—	—
18	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・長石の変質については、補足的なものであるため削除。	—	—
20	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
21 20.10~20.16m ・幅40mmのシルト混じり砂礫状、幅10mmの礫混じり褐色粘土を挟む。
22 23.40~23.55m ・酸化マンガンが細脈網目状に入る。
23 23.82~23.90m ・割れ目に酸化マンガンを挟む。
25 27.62~27.70m ・ベグマタイトである。
a 27.70~28.11m ・アブライトである。
26 27.92m ・幅2cmのベグマタイト脈を挟む。
27 29.32~30.40m ・黒雲母花崗岩である。
30. 40~43.45m ・花崗斑岩である。
29. 割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。
30 斜長石が緑灰色に変質している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
21 20.10~20.16m ・幅40mmのシルト混じり砂礫状、幅10mmの礫混じり褐色粘土を挟む。
22 23.40~23.55m ・酸化マンガンが細脈網目状に入る。
23 23.82~23.90m ・割れ目に酸化マンガンを挟む。
25 27.62~27.70m ・ベグマタイトである。
a 27.70~28.11m ・アブライトである。
26 27.92m ・幅2cmのベグマタイト脈を挟む。
27 29.32~30.40m ・黒雲母花崗岩である。
30. 40~43.45m ・花崗斑岩である。
29. 割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。
30 斜長石が緑灰色に変質している。

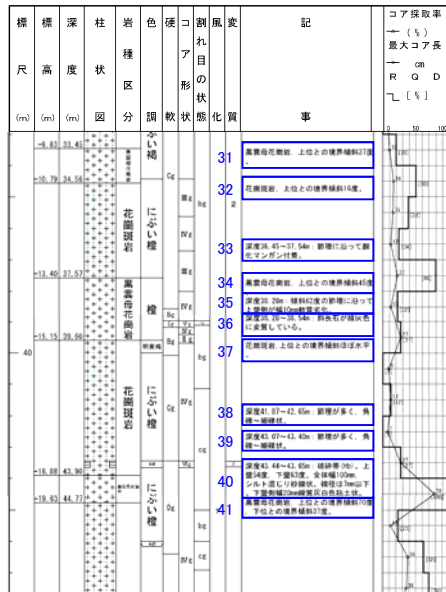
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
21 20.10~20.16m ・幅40mmのシルト混じり砂礫状、幅10mmの礫混じり褐色粘土を挟む。
22 23.40~23.55m ・酸化マンガンが細脈網目状に入る。
23 23.82~23.90m ・割れ目に酸化マンガンを挟む。
25 27.62~27.70m ・ベグマタイトである。
a 27.70~28.11m ・アブライトである。
26 27.92m ・幅2cmのベグマタイト脈を挟む。
27 29.32~30.40m ・黒雲母花崗岩である。
30. 40~43.45m ・花崗斑岩である。
29. 割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。
30 斜長石が緑灰色に変質している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22	変更なし	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24	・変質を伴い粘土を挟在するが、いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
25	・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
26	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩とその深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28~30	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間とその区間内における変質について一括記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

31 33.45~34.56m  
・黒雲母花崗岩である。

32 34.56~37.57m  
・花崗斑岩である。

33 36.45~37.54m  
・割れ目に沿って酸化マンガン付着。

34 37.57~39.60m  
・黒雲母花崗岩である。

37 39.60~43.90m  
・花崗斑岩である。

38, 39 41.87~42.65m, 43.07~43.40m  
・割れ目が多く、角礫~細礫状を呈する。

40 ●43.44~43.65m (f-8-1破砕帯)  
・破砕部である。  
・淡黄色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN16° W82° Eである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は54°、下端境界の傾斜は63°である。

41 43.90~44.47m  
・黒雲母花崗岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

31 33.45~34.56m  
・黒雲母花崗岩である。

32 34.56~37.57m  
・花崗斑岩である。

33 36.45~37.54m  
・割れ目に沿って酸化マンガン付着。

34 37.57~39.60m  
・黒雲母花崗岩である。

37 39.60~43.90m  
・花崗斑岩である。

38, 39 41.87~42.65m, 43.07~43.40m  
・割れ目が多く、角礫~細礫状を呈する。

40 ●43.44~43.65m (f-8-1破砕帯)  
・破砕部である。  
・淡黄色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN16° W82° Eである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は54°、下端境界の傾斜は63°である。

41 43.90~44.47m  
・黒雲母花崗岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

31 33.45~34.56m  
・黒雲母花崗岩である。

32 34.56~37.57m  
・花崗斑岩である。

33 36.45~37.54m  
・割れ目に沿って酸化マンガン付着。

34 37.57~39.60m  
・黒雲母花崗岩である。

37 39.60~43.90m  
・花崗斑岩である。

38, 39 41.87~42.65m, 43.07~43.40m  
・割れ目が多く、角礫~細礫状を呈する。

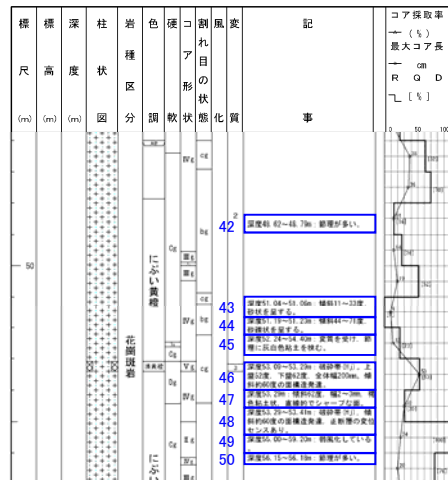
40 ●43.44~43.65m (f-8-1破砕帯)  
・破砕部である。  
・淡黄色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN16° W82° Eである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は54°、下端境界の傾斜は63°である。

41 43.90~44.47m  
・黒雲母花崗岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
31	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	変更なし	変更なし	変更なし
34	・柱状図に合わせて黒雲母花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・割れ目沿いに軟質劣化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
36	・斜長石の変質については、補足的なものであるため削除。	—	—
37	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38,39	・角礫~細礫状の区間を一括記載。	変更なし	変更なし
40	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断面岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断面岩(断面ガウジ、断面角礫、カタクレーサイト)を判断。断面ガウジを未固結粘土状部、断面角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断面ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
41	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

b 44.77~61.10m  
・花崗斑岩である。

45 52.24~54.40m  
・変質を受け、割れ目に灰白色粘土を挟む。

46 53.09~53.41m(f-8-2破砕帯)  
・破砕部である。  
・浅黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN9° W86° Eである。  
・フィルム状の粘土を挟む。  
・上端境界の傾斜は52°である。

48

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

b 44.77~61.10m  
・花崗斑岩である。

45 52.24~54.40m  
・変質を受け、割れ目に灰白色粘土を挟む。

46 53.09~53.41m(f-8-2破砕帯)  
・破砕部である。  
・浅黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN9° W86° Eである。  
・フィルム状の粘土を挟む。  
・上端境界の傾斜は52°である。

48

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

b 44.77~61.10m  
・花崗斑岩である。

45 52.24~54.40m  
・変質を受け、割れ目に灰白色粘土を挟む。

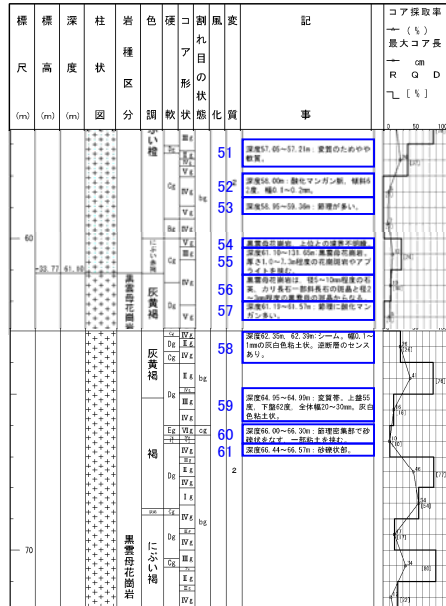
46 53.09~53.41m(f-8-2破砕帯)  
・破砕部である。  
・浅黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN9° W86° Eである。  
・フィルム状の粘土を挟む。  
・上端境界の傾斜は52°である。

48

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
b	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
42	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
43	・砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
44	・砂礫状を呈するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
45	変更なし	変更なし	変更なし
46~48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟むフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟むもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・“面構造発達”との記載については、複合面構造を示したものであるが、上記再観察による最新活動面近傍の明瞭なせん断構造・変形構造の有無について、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“直線的でシャープな面”との記載については、再観察による最新活動面の平滑さについて、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“正断層の変位センスあり”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
49	・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
50	・割れ目が多いが、周囲の岩盤の劣化が認められないことから削除。	—	—

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
61. 10~131.65m ・黒雲母花崗岩である。 ・幅1.0~7.3m程度の花崗斑岩やアブライトを挟む。
55
61. 19~61.57m ・割れ目に酸化マンガン多い。
57
62. 35m, 62.39m ・変質している。 ・幅0.1~1mmの灰白色粘土状を呈する。
58
64. 95~64.99m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
59
66. 00~66.30m, 66.44~66.57m ・割れ目密集部で砂礫状を呈する。 ・一部、粘土を挟む。
60, 61

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
61. 10~131.65m ・黒雲母花崗岩である。 ・幅1.0~7.3m程度の花崗斑岩やアブライトを挟む。
55
61. 19~61.57m ・割れ目に酸化マンガン多い。
57
62. 35m, 62.39m ・変質している。 ・幅0.1~1mmの灰白色粘土状を呈する。
58
64. 95~64.99m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
59
66. 00~66.30m, 66.44~66.57m ・割れ目密集部で砂礫状を呈する。 ・一部、粘土を挟む。
60, 61

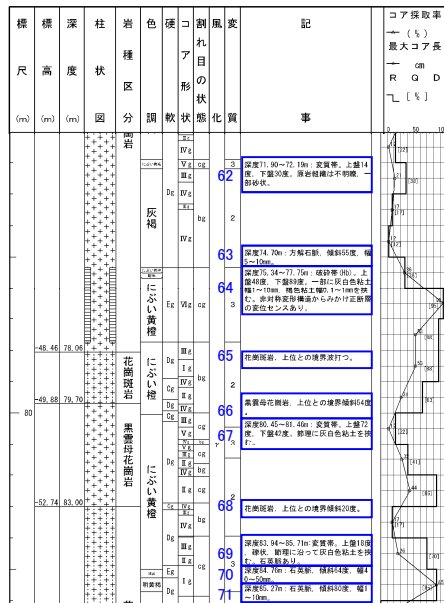
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
61. 10~131.65m ・黒雲母花崗岩である。 ・幅1.0~7.3m程度の花崗斑岩やアブライトを挟む。
55
61. 19~61.57m ・割れ目に酸化マンガン多い。
57
62. 35m, 62.39m ・変質している。 ・幅0.1~1mmの灰白色粘土状を呈する。
58
64. 95~64.99m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
59
66. 00~66.30m, 66.44~66.57m ・割れ目密集部で砂礫状を呈する。 ・一部、粘土を挟む。
60, 61

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・変質し、やや軟質となるが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
52	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
53	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
54~56	・岩種境界の明瞭さ傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-48頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの幅については、補足的なものであるため削除。 ・“逆断層のセンスあり”との記載については、不明瞭であるため削除。	変更なし	変更なし
59	・変質している区間の境界傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60,61	砂礫状の区間を一括記載。	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
62 71.90~72.19m ・変質している。
63 74.70m ・幅5~10mmの方解石脈を挟む。 ●75.34~77.75m(D-25破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W8° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟存する。
64 78.06~79.70m ・花崗斑岩である。
65 79.70~83.00m ・黒雲母花崗岩である。 80.45~81.46m ・変質している。 ・割れ目に灰白色粘土を挟む。
66 83.00~90.35m ・花崗斑岩である。
67 83.94~85.71m ・変質している。 ・塊状、割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。
68 84.76m ・幅40~50mmの石英脈を挟む。
69 85.27m ・幅1~10mmの石英脈を挟む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
62 71.90~72.19m ・変質している。
63 74.70m ・幅5~10mmの方解石脈を挟む。 ●75.34~77.75m(D-25破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W8° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟存する。
64 78.06~79.70m ・花崗斑岩である。
65 79.70~83.00m ・黒雲母花崗岩である。 80.45~81.46m ・変質している。 ・割れ目に灰白色粘土を挟む。
66 83.00~90.35m ・花崗斑岩である。
67 83.94~85.71m ・変質している。 ・塊状、割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。
68 84.76m ・幅40~50mmの石英脈を挟む。
69 85.27m ・幅1~10mmの石英脈を挟む。

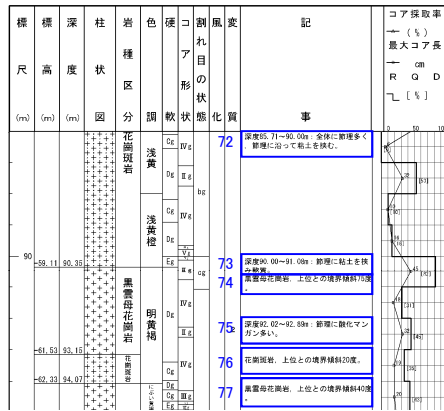
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
62 71.90~72.19m ・変質している。
63 74.70m ・幅5~10mmの方解石脈を挟む。 ●75.34~77.75m(D-25破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4° W8° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟存する。
64 78.06~79.70m ・花崗斑岩である。
65 79.70~83.00m ・黒雲母花崗岩である。 80.45~81.46m ・変質している。 ・割れ目に灰白色粘土を挟む。
66 83.00~90.35m ・花崗斑岩である。
67 83.94~85.71m ・変質している。 ・塊状、割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。
68 84.76m ・幅40~50mmの石英脈を挟む。
69 85.27m ・幅1~10mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
62	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>・一部砂状を呈するが、連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
63	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
64	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、肉眼観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟存するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟存するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・“みかけ正断層の変位センスあり”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
65	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。</li> <li>・岩種境界の形態については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
66	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。</li> <li>・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
67	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
68	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。</li> <li>・岩種境界については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
69	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・鉱物脈については、別途、個別に説明しているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
71	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
72 85.71~90.00m ・全体に割れ目が多く、割れ目に沿って粘土を挟む。
74 90.35~93.15m ・黒雲母花崗岩である。
75 92.02~92.89m ・割れ目に酸化マンガン多い。
76 93.15~94.07m ・花崗斑岩である。
77 94.07~100.15m ・黒雲母花崗岩である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
72 85.71~90.00m ・全体に割れ目が多く、割れ目に沿って粘土を挟む。
74 90.35~93.15m ・黒雲母花崗岩である。
75 92.02~92.89m ・割れ目に酸化マンガン多い。
76 93.15~94.07m ・花崗斑岩である。
77 94.07~100.15m ・黒雲母花崗岩である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

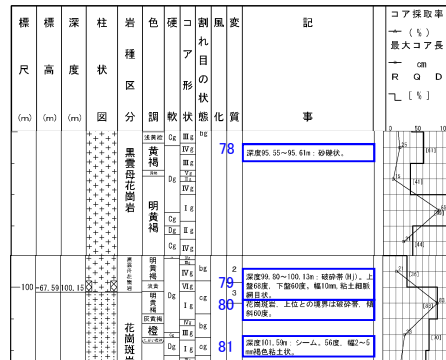
記 事
72 85.71~90.00m ・全体に割れ目が多く、割れ目に沿って粘土を挟む。
74 90.35~93.15m ・黒雲母花崗岩である。
75 92.02~92.89m ・割れ目に酸化マンガン多い。
76 93.15~94.07m ・花崗斑岩である。
77 94.07~100.15m ・黒雲母花崗岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
72	変更なし	変更なし	変更なし
73	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—
74	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
75	変更なし	変更なし	変更なし
76	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
77	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし



# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

79  
●99.80~100.13m  
・液状部である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN42° W58° Eである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は60°である。  
100.15~103.45m  
・花崗斑岩である。  
81  
101.59m  
・変質している。  
・褐色粘土状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

79  
●99.80~100.13m  
・液状部である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN42° W58° Eである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は60°である。  
100.15~103.45m  
・花崗斑岩である。  
81  
101.59m  
・変質している。  
・褐色粘土状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

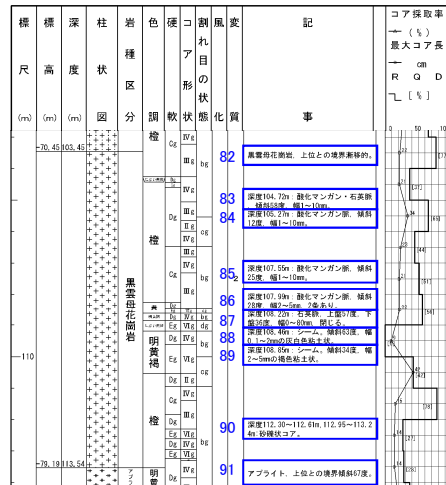
記事

79  
●99.80~100.13m  
・液状部である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN42° W58° Eである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は60°である。  
100.15~103.45m  
・花崗斑岩である。  
81  
101.59m  
・変質している。  
・褐色粘土状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
78	・砂礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
79	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破碎幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
80,c	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・岩種境界の破碎帯の記載については、記事No.79で説明しているため削除。	変更なし	変更なし
81	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-49頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事
82 103.45~113.54m ・黒雲母花崗岩である。
90 112.30~112.61m、112.95~113.24m ・砂粒状を呈する。
91 113.54~114.47m ・アブライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
82 103.45~113.54m ・黒雲母花崗岩である。
90 112.30~112.61m、112.95~113.24m ・砂粒状を呈する。
91 113.54~114.47m ・アブライトである。

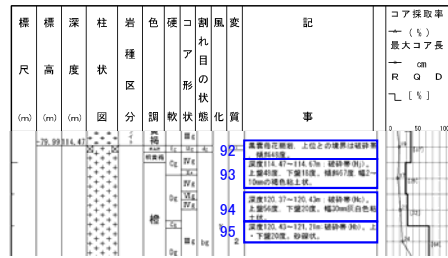
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
82 103.45~113.54m ・黒雲母花崗岩である。
90 112.30~112.61m、112.95~113.24m ・砂粒状を呈する。
91 113.54~114.47m ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
82	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
83~87	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—
88,89	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-50,51頁)。	—	—
90	変更なし	変更なし	変更なし
91	・柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

92 114.47~131.65m  
・黒雲母花崗岩である。  
●114.47~114.67m  
・破砕部である。

93 94 95 ●120.37~121.21m  
・破砕部である。  
・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・灰黄色の未固結粘土状部；累計幅0.1cm  
・走向・傾斜はN7° E72° Eである。  
・上端境界の傾斜は56°、下端境界の傾斜は20°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

92 114.47~131.65m  
・黒雲母花崗岩である。  
●114.47~114.67m  
・破砕部である。

93 94 95 ●120.37~121.21m  
・破砕部である。  
・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・灰黄色の未固結粘土状部；累計幅0.1cm  
・走向・傾斜はN7° E72° Eである。  
・上端境界の傾斜は56°、下端境界の傾斜は20°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

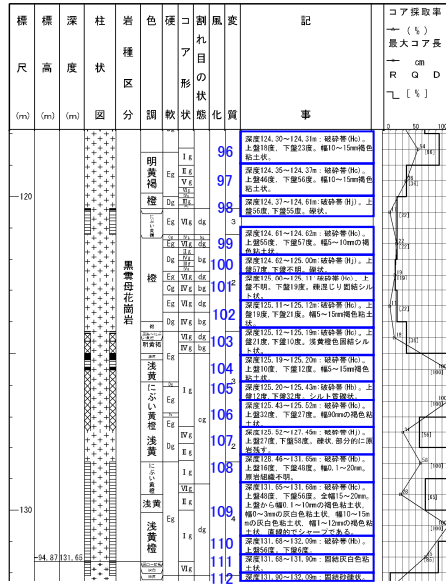
92 114.47~131.65m  
・黒雲母花崗岩である。  
●114.47~114.67m  
・破砕部である。

93 94 95 ●120.37~121.21m  
・破砕部である。  
・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・灰黄色の未固結粘土状部；累計幅0.1cm  
・走向・傾斜はN7° E72° Eである。  
・上端境界の傾斜は56°、下端境界の傾斜は20°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
92	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。</li> <li>岩種境界については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
93	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>“傾斜67°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。</li> <li>幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
94.95	<ul style="list-style-type: none"> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

●124.30～132.09m(涌底断層)  
・破砕部である。  
・左ずれセンスである。  
・主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。  
・褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm  
・走向・傾斜はN15° W66° Eである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

●124.30～132.09m(涌底断層)  
・破砕部である。  
・左ずれセンスである。  
・主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。  
・褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm  
・走向・傾斜はN15° W66° Eである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

●124.30～132.09m(涌底断層)  
・破砕部である。  
・左ずれセンスである。  
・主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。  
・褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm  
・走向・傾斜はN15° W66° Eである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
96～112	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では、破砕部に挟まれた区間について、破砕部と同系統の割れ目が分布することから、一連の破砕部であると判断した。</li> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>“部分的に原岩残す”、“原岩組織不明”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>“直線的でシャープである”との記載については、再観察による最新活動面の平滑さについて、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	度	状	種	調	度	削	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	因	区	分	状	目	質		最大コア長
							の			cm
							形			R
							状			Q
							化			D
							質			L
										[%]
			ア プ ラ イ ト	灰 岩	IVe	111	111	深部131.65~136.53m アプライト が埋まり、暗オリーブ灰~灰オリーブ 色を帯びる。細粒礫状で肉眼で認め らる。全体に破砕状で、境界は 方解石脈を挟む。	111	131.65~136.53m ・安山岩である。 ・全体に変質し、暗オリーブ灰~灰オリーブ 色を帯びる。 ・全体に方解石脈を挟む。
			ア プ ラ イ ト	暗 灰 岩	IVe	112	112	深部133.89~133.92m 変質層、上層 134.09~134.11m 変質層、上層 134.09~134.11m 変質層、上層 134.09~134.11m 変質層、上層	112	133.89~133.92m ・変質している。 ・緑灰色シルト質細礫状を呈する。
			ア プ ラ イ ト	暗 灰 岩	IVe	113	113	深部134.09~134.11m 変質層、上層 134.09~134.11m 変質層、上層 134.09~134.11m 変質層、上層 134.09~134.11m 変質層、上層	113	134.09~134.11m ・変質している。 ・緑灰色シルト混じり細礫状を呈する。 ・境界に凹凸あり。
			ア プ ラ イ ト	暗 灰 岩	IVe	114	114	深部134.25~134.28m 変質層、上層 136.53~200.00m 変質層、上層 136.53~200.00m 変質層、上層 136.53~200.00m 変質層、上層	114	134.25~134.28m ・変質している。 ・緑灰色凝結シリシルト質砂状で軟質である。
			ア プ ラ イ ト	暗 灰 岩	IVe	115	115	深部136.08~136.53m 変質層、上層 136.08~136.53m 変質層、上層 136.08~136.53m 変質層、上層 136.08~136.53m 変質層、上層	115	136.08~136.53m ・変質している。 ・シルト質角礫~砂状で軟質である。
			ア プ ラ イ ト	暗 灰 岩	IVe	116	116	深部136.53~200.00m 変質層、上層 136.53~200.00m 変質層、上層 136.53~200.00m 変質層、上層 136.53~200.00m 変質層、上層	116	136.53~200.00m ・花崗斑岩である。 ・上部に幅6.7mのアプライトを挟む。
			ア プ ラ イ ト	暗 灰 岩	IVe	117	117	深部137.95~137.98m 破砕帯 ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W60° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。	117	137.95~137.98m (f-8-8破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W60° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
			ア プ ラ イ ト	暗 灰 岩	IVe	118	118	深部137.95~137.98m 破砕帯 ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W60° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。	118	137.95~137.98m (f-8-8破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W60° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
			ア プ ラ イ ト	暗 灰 岩	IVe	119	119	深部137.95~137.98m 破砕帯 ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W60° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。	119	137.95~137.98m (f-8-8破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W60° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
111	131.65~136.53m ・安山岩である。 ・全体に変質し、暗オリーブ灰~灰オリーブ 色を帯びる。 ・全体に方解石脈を挟む。
112	133.89~133.92m ・変質している。 ・緑灰色シルト質細礫状を呈する。
113	134.09~134.11m ・変質している。 ・緑灰色シルト混じり細礫状を呈する。 ・境界に凹凸あり。
114	134.25~134.28m ・変質している。 ・緑灰色凝結シリシルト質砂状で軟質である。
117	136.08~136.53m ・変質している。 ・シルト質角礫~砂状で軟質である。
118	136.53~200.00m ・花崗斑岩である。 ・上部に幅6.7mのアプライトを挟む。
119	137.95~137.98m (f-8-8破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W60° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は 12°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
111	131.65~136.53m ・安山岩である。 ・全体に変質し、暗オリーブ灰~灰オリーブ 色を帯びる。 ・全体に方解石脈を挟む。
112	133.89~133.92m ・変質している。 ・緑灰色シルト質細礫状を呈する。
113	134.09~134.11m ・変質している。 ・緑灰色シルト混じり細礫状を呈する。 ・境界に凹凸あり。
114	134.25~134.28m ・変質している。 ・緑灰色凝結シリシルト質砂状で軟質である。
117	136.08~136.53m ・変質している。 ・シルト質角礫~砂状で軟質である。
118	136.53~200.00m ・花崗斑岩である。 ・上部に幅6.7mのアプライトを挟む。
119	137.95~137.98m (f-8-8破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W60° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は 12°である。

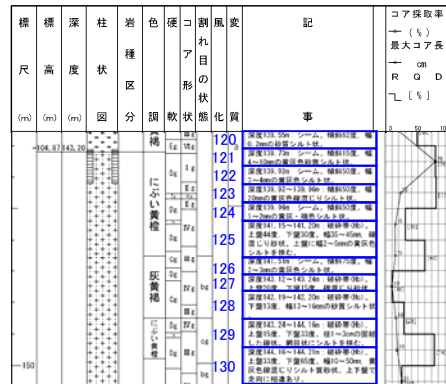
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
111	131.65~136.53m ・安山岩である。 ・全体に変質し、暗オリーブ灰~灰オリーブ 色を帯びる。 ・全体に方解石脈を挟む。
112	133.89~133.92m ・変質している。 ・緑灰色シルト質細礫状を呈する。
113	134.09~134.11m ・変質している。 ・緑灰色シルト混じり細礫状を呈する。 ・境界に凹凸あり。
114	134.25~134.28m ・変質している。 ・緑灰色凝結シリシルト質砂状で軟質である。
117	136.08~136.53m ・変質している。 ・シルト質角礫~砂状で軟質である。
118	136.53~200.00m ・花崗斑岩である。 ・上部に幅6.7mのアプライトを挟む。
119	137.95~137.98m (f-8-8破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33° W60° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は 12°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
111	(誤記)アプライトと書くべきところを誤って安山岩と記載。 ・斑晶については、補足的なものであるため削除。 ・劣化部については、個別に記載することとしており、全体に破砕状であるとのまとめ書きの記載は削除。	変更なし	変更なし
112	・変質している区間の境界傾斜や幅、鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
113	・変質している区間の境界傾斜や幅、鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
114	・変質している区間の境界傾斜や幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
115,116	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-52,53頁)。	-	-
117	・変質している区間の境界傾斜や幅、鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
118	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
119	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
125	<ul style="list-style-type: none"> <li>●141.15~141.20m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・暗灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN76° E26° Sである。</li> <li>・上端境界の傾斜は44°、下端境界の傾斜は30°である。</li> </ul>
127	<ul style="list-style-type: none"> <li>●143.12~144.21m(D-34破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・黄灰色の未固結粘土状部、累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN39° W64° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は13°である。</li> </ul>
130	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・黄灰色の未固結粘土状部、累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN39° W64° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は13°である。</li> </ul>

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
125	<ul style="list-style-type: none"> <li>●141.15~141.20m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・暗灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN76° E26° Sである。</li> <li>・上端境界の傾斜は44°、下端境界の傾斜は30°である。</li> </ul>
127	<ul style="list-style-type: none"> <li>●143.12~144.21m(D-34破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・黄灰色の未固結粘土状部、累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN39° W64° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は13°である。</li> </ul>
130	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・黄灰色の未固結粘土状部、累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN39° W64° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は13°である。</li> </ul>

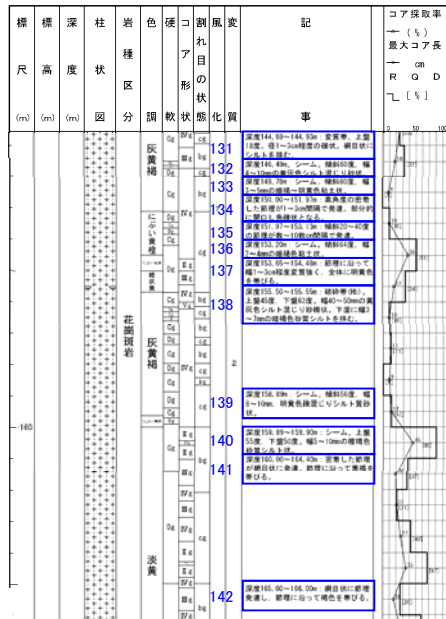
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
125	<ul style="list-style-type: none"> <li>●141.15~141.20m</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・暗灰色の固結礫状部からなる。</li> <li>・走向・傾斜はN76° E26° Sである。</li> <li>・上端境界の傾斜は44°、下端境界の傾斜は30°である。</li> </ul>
127	<ul style="list-style-type: none"> <li>●143.12~144.21m(D-34破砕帯)</li> <li>・破砕部である。</li> <li>・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・黄灰色の未固結粘土状部、累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN39° W64° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は13°である。</li> </ul>
130	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。</li> <li>・黄灰色の未固結粘土状部、累計幅1.5cm</li> <li>・走向・傾斜はN39° W64° Eである。</li> <li>・下端境界の傾斜は13°である。</li> </ul>

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
120~122,124	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-54~57頁)。</li> </ul>	—	—
123	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部で黄灰色礫混じりシルト状を呈するが、シルトの連続性に乏しいことから削除。</li> </ul>	—	—
125	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
126	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームについては削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-58頁)。</li> </ul>	—	—
127~130	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記修正(143.19~143.20m→142.19~142.20m)。</li> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・上記再観察による上端境界及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(上端境界については不明瞭であるため削除)。</li> <li>・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“網目状にシルトを挟む”との記載については、シルトの連続性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。</li> <li>・“上下盤で走向に相違あり”との記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

131 144.69~144.93m  
・変質している。  
・上端境界の傾斜は18°である。  
・径1~3cm程度の礫状を呈する。  
・網目状にシルトを挟む。

134 150.00~151.97m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

138 ●155.50~155.55m(f-8-11破砕帯)  
・破砕部である。  
・黄灰色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN12° W86° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟む。  
・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は62°である。

141, 142 160.00~166.00m  
・帯着した割れ目が網目状に発達する。  
・割れ目によって褐色を帯びる。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

131 144.69~144.93m  
・変質している。  
・上端境界の傾斜は18°である。  
・径1~3cm程度の礫状を呈する。  
・網目状にシルトを挟む。

134 150.00~151.97m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

138 ●155.50~155.55m(f-8-11破砕帯)  
・破砕部である。  
・黄灰色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN12° W86° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟む。  
・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は62°である。

141, 142 160.00~166.00m  
・帯着した割れ目が網目状に発達する。  
・割れ目によって褐色を帯びる。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

131 144.69~144.93m  
・変質している。  
・上端境界の傾斜は18°である。  
・径1~3cm程度の礫状を呈する。  
・網目状にシルトを挟む。

134 150.00~151.97m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

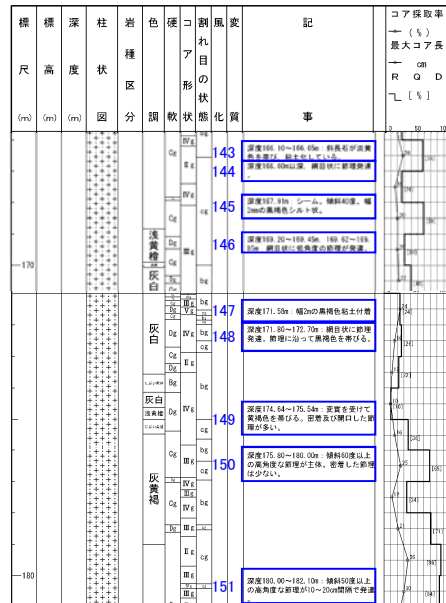
138 ●155.50~155.55m(f-8-11破砕帯)  
・破砕部である。  
・黄灰色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN12° W86° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟む。  
・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は62°である。

141, 142 160.00~166.00m  
・帯着した割れ目が網目状に発達する。  
・割れ目によって褐色を帯びる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
131	変更なし	変更なし	変更なし
132,133	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-59,60頁)。	—	—
134	・割れ目間隔については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
135	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
136	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-61頁)。	—	—
137	・変質を伴う割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—
138	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟むもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
139,140	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-62,63頁)。	—	—
141,142	・網目状の割れ目の発達について、区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし

# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事
143 166.10~166.65m ・斜長石が淡黄色を帯び、粘土化している。
146 169.20~169.45m, 169.62~169.85m ・網目状に低角度の割れ目が発達する。
148 171.80~172.70m ・網目状に割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
149 174.64~175.54m ・変質を受けて黄褐色を帯びており、密着及び開口した割れ目が多い。
151 180.00~182.10m ・高角度の割れ目が10~20cm間隔で発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
143 166.10~166.65m ・斜長石が淡黄色を帯び、粘土化している。
146 169.20~169.45m, 169.62~169.85m ・網目状に低角度の割れ目が発達する。
148 171.80~172.70m ・網目状に割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
149 174.64~175.54m ・変質を受けて黄褐色を帯びており、密着及び開口した割れ目が多い。
151 180.00~182.10m ・高角度の割れ目が10~20cm間隔で発達する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

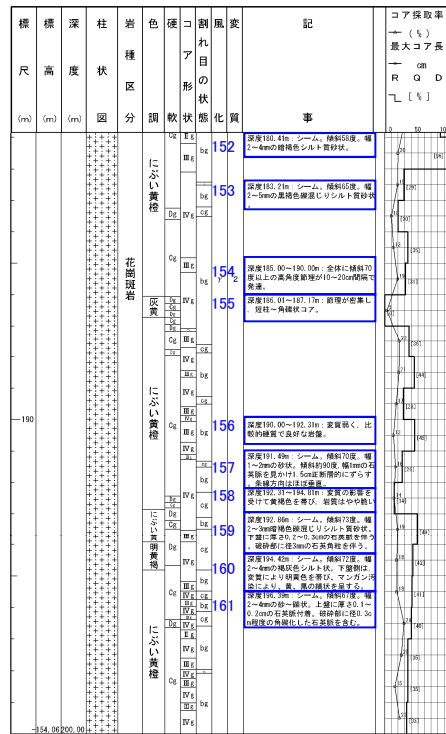
記事
143 166.10~166.65m ・斜長石が淡黄色を帯び、粘土化している。
146 169.20~169.45m, 169.62~169.85m ・網目状に低角度の割れ目が発達する。
148 171.80~172.70m ・網目状に割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
149 174.64~175.54m ・変質を受けて黄褐色を帯びており、密着及び開口した割れ目が多い。
151 180.00~182.10m ・高角度の割れ目が10~20cm間隔で発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
143	変更なし	変更なし	変更なし
144	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
145	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-64頁)。	—	—
146	変更なし	変更なし	変更なし
147	・粘土が付着するが、連続性に乏しいため削除。	—	—
148	変更なし	変更なし	変更なし
149	変更なし	変更なし	変更なし
150	・割れ目の傾斜、割れ目の密着状態については、補足的なものであるため削除。	—	—
151	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし



# H19-No.8

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

- 154 185.00~190.00m  
・全体に高角度の割れ目が10~20cm間隔で発達する。
- 158 192.31~194.81m  
・変質の影響を受けて黄褐色を帯び、岩質はやや脆い。
- 161 196.39m  
・幅1~2mmの石英脈に沿って、砂~礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

- 154 185.00~190.00m  
・全体に高角度の割れ目が10~20cm間隔で発達する。
- 158 192.31~194.81m  
・変質の影響を受けて黄褐色を帯び、岩質はやや脆い。
- 161 196.39m  
・幅1~2mmの石英脈に沿って、砂~礫状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

- 154 185.00~190.00m  
・全体に高角度の割れ目が10~20cm間隔で発達する。
- 158 192.31~194.81m  
・変質の影響を受けて黄褐色を帯び、岩質はやや脆い。
- 161 196.39m  
・幅1~2mmの石英脈に沿って、砂~礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
152,153	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-65,66頁)。	—	—
154	変更なし	変更なし	変更なし
155	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
156	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
157	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-67頁)。	—	—
158	変更なし	変更なし	変更なし
159,160	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-68,69頁)。	—	—
161	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-70頁)。 ・砂~礫状部の傾斜や幅や粒径については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

余白

H20-①-2

余白

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	調	風	記	コ
尺	度	度	状	種	区	調	軟	軟	化	事	ア
(m)	(m)	(m)	図	分	調	状	状	状	状	事	取
											率
66.00	0.00									0.00~0.08m	→ (%)
66.00	0.00									0.08~0.36m	最大コア長
											cm
											R
											Q
											D
											[%]
											10
											50
											100

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

審査資料案

記 事
1 0.00~0.08m ・有機質土である。
2 0.00~0.36m ・有機質混じり砂である。 ・全体に植物根を含む。
3 0.36~3.93m ・シルト混じり砂である。 ・にぶい層～黄褐色を呈する。 ・所々に花崗斑岩やアブライトの岩片を含む。
4 3.93~5.59m ・花崗斑岩である。
5 4.42~4.96m ・アブライトである。
6 4.96~5.59m ・強風化部である。 ・シルト質砂状を呈すマサ土からなる。
7 5.59~7.75m ・アブライトである。
8 5.59~34.91m ・風化、変質し原岩組織が不明瞭である。
9 7.75~10.70m ・アブライトと花崗斑岩が互層状に分布する。
10 9.37~9.58m ・マンガンが濃集し、暗灰色を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

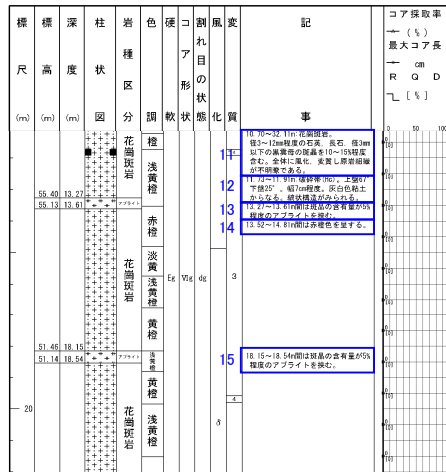
記 事
1 0.00~0.08m ・有機質土である。
2 0.00~0.36m ・有機質混じり砂である。 ・全体に植物根を含む。
3 0.36~3.93m ・シルト混じり砂である。 ・にぶい層～黄褐色を呈する。 ・所々に花崗斑岩やアブライトの岩片を含む。
4 3.93~5.59m ・花崗斑岩である。
5 4.42~4.96m ・アブライトである。
6 4.96~5.59m ・強風化部である。 ・シルト質砂状を呈すマサ土からなる。
7 5.59~7.75m ・アブライトである。
8 5.59~34.91m ・風化、変質し原岩組織が不明瞭である。
9 7.75~10.70m ・アブライトと花崗斑岩が互層状に分布する。
10 9.37~9.58m ・マンガンが濃集し、暗灰色を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
1 0.00~0.08m ・有機質土である。
2 0.00~0.36m ・有機質混じり砂である。 ・全体に植物根を含む。
3 0.36~3.93m ・シルト混じり砂である。 ・にぶい層～黄褐色を呈する。 ・所々に花崗斑岩やアブライトの岩片を含む。
4 3.93~5.59m ・花崗斑岩である。
5 4.42~4.96m ・アブライトである。
6 4.96~5.59m ・強風化部である。 ・シルト質砂状を呈すマサ土からなる。
7 5.59~7.75m ・アブライトである。
8 5.59~34.91m ・風化、変質し原岩組織が不明瞭である。
9 7.75~10.70m ・アブライトと花崗斑岩が互層状に分布する。
10 9.37~9.58m ・マンガンが濃集し、暗灰色を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(植物根混じり腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
2	・表現の見直し(腐植混じり砂→有機質混じり砂)。 (誤記)上端深度について、0.08mと書くべきところを誤って0.00mと記載。	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 (誤記)下端深度について、4.42mと書くべきところを誤って5.59mと記載。	変更なし	変更なし
5	・“ブロック化した岩盤”との記載については、風化を伴う岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
6	・当該区間は、風化した岩盤に挟まれることから、風化によりシルト混じり砂状を呈するものと判断し、“強風化部である”と記載。 ・原岩は花崗岩的であることから、“マサ土からなる”と記載。	変更なし	変更なし
7	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
10	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

- 11 10.70~32.11m  
・花崗斑岩である。  
・全体に風化、変質し原岩組織が不明瞭である。
- 11.73~11.91m  
・破砕部である。
- 12 主に灰白色の固結粘土状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅7.0cm  
・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は25°である。
- 13 13.27~13.61m  
・アプライトである。
- 14 13.52~14.81m  
・赤橙化している。
- 15 18.15~18.54m  
・アプライトである。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

- 11 10.70~32.11m  
・花崗斑岩である。  
・全体に風化、変質し原岩組織が不明瞭である。
- 11.73~11.91m  
・破砕部である。
- 12 主に灰白色の固結粘土状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅7.0cm  
・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は25°である。
- 13 13.27~13.61m  
・アプライトである。
- 14 13.52~14.81m  
・赤橙化している。
- 15 18.15~18.54m  
・アプライトである。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

- 11 10.70~32.11m  
・花崗斑岩である。  
・全体に風化、変質し原岩組織が不明瞭である。
- 11.73~11.91m  
・破砕部である。
- 12 主に灰白色の固結粘土状部からなる。  
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅7.0cm  
・上端境界の傾斜は67°、下端境界の傾斜は25°である。
- 13 13.27~13.61m  
・アプライトである。
- 14 13.52~14.81m  
・赤橙化している。
- 15 18.15~18.54m  
・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
12	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“綺状構造がみられる”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
13	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
14	変更なし	変更なし	変更なし
15	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

# H20-①-2

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	調	風	記	コ
(m)	(m)	(m)	区	種	調	調	調	調	調	事	ア
											取
											事
20			花崗斑岩	黄橙	硬	調	調	調	調	事	事
	47.81	22.06									
	47.83	22.80									
	47.29	23.30									
	46.81	23.89									
			花崗斑岩	灰白	硬	調	調	調	調		
			花崗斑岩	灰白	硬	調	調	調	調		

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>●22.63~22.66m(F-1)-2-2破砕帯)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・灰白色の未固結礫状部及び暗褐色の未固結粘土状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結礫状部：累計幅1.0cm</li> <li>・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm</li> <li>・走向・傾斜はN62° E33° Nである。</li> <li>・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は56°である。</li> </ul> </li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>22.66~22.83m、23.30~23.89m             <ul style="list-style-type: none"> <li>・アプライトである。</li> </ul> </li> <li>22.91~23.06m             <ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している。</li> <li>・灰白色粘土からなる。</li> <li>・層層が著しい。</li> <li>・上端境界の傾斜は77°、下端境界の傾斜は62°である。</li> </ul> </li> </ul>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>24.74~24.80m             <ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している。</li> <li>・灰白色粘土が順目状に分布する。</li> </ul> </li> </ul>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>25.64~25.73m             <ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している。</li> <li>・灰白色粘土が順目状に分布する。</li> </ul> </li> </ul>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>25.64~25.73m             <ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している。</li> <li>・灰白色粘土が順目状に分布する。</li> </ul> </li> </ul>

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>●22.63~22.66m(F-1)-2-2破砕帯)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・灰白色の未固結礫状部及び暗褐色の未固結粘土状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結礫状部：累計幅1.0cm</li> <li>・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm</li> <li>・走向・傾斜はN62° E33° Nである。</li> <li>・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は56°である。</li> </ul> </li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>22.66~22.83m、23.30~23.89m             <ul style="list-style-type: none"> <li>・アプライトである。</li> </ul> </li> <li>22.91~23.06m             <ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している。</li> <li>・灰白色粘土からなる。</li> <li>・層層が著しい。</li> <li>・上端境界の傾斜は77°、下端境界の傾斜は62°である。</li> </ul> </li> </ul>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>24.74~24.80m             <ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している。</li> <li>・灰白色粘土が順目状に分布する。</li> </ul> </li> </ul>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>25.64~25.73m             <ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している。</li> <li>・灰白色粘土が順目状に分布する。</li> </ul> </li> </ul>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>25.64~25.73m             <ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している。</li> <li>・灰白色粘土が順目状に分布する。</li> </ul> </li> </ul>

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事	
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>●22.63~22.66m(F-1)-2-2破砕帯)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕部である。</li> <li>・右ずれ正断層センスである。</li> <li>・灰白色の未固結礫状部及び暗褐色の未固結粘土状部からなる。</li> <li>・灰白色の未固結礫状部：累計幅1.0cm</li> <li>・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm</li> <li>・走向・傾斜はN62° E33° Nである。</li> <li>・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は56°である。</li> </ul> </li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>22.66~22.83m、23.30~23.89m             <ul style="list-style-type: none"> <li>・アプライトである。</li> </ul> </li> <li>22.91~23.06m             <ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している。</li> <li>・灰白色粘土からなる。</li> <li>・層層が著しい。</li> <li>・上端境界の傾斜は77°、下端境界の傾斜は62°である。</li> </ul> </li> </ul>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>24.74~24.80m             <ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している。</li> <li>・灰白色粘土が順目状に分布する。</li> </ul> </li> </ul>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>25.64~25.73m             <ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している。</li> <li>・灰白色粘土が順目状に分布する。</li> </ul> </li> </ul>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>25.64~25.73m             <ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している。</li> <li>・灰白色粘土が順目状に分布する。</li> </ul> </li> </ul>

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結礫状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕帯を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅については、区間長を記載していることから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅については、区間長を記載していることから削除。</li> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅については、区間長を記載していることから削除。</li> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

# H20-①-2

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	調	風	波	記	コア採取率 → (%) 最大コア長 → cm R Q D L (%)
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	散	状	形	状	事	
			花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩	花崗斑岩		
44.04	27.37										21	26.80~26.90m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する。
43.79	27.62										22	27.31~27.39m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
											23	27.32~27.62m ・アプライトである。
											24	27.97~28.21m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
41.70	30.21										25	30.21~30.66m ・アプライトである。
41.34	30.66										a	30.66~30.11m ・花崗斑岩である。
40.10	32.11										26	32.11~34.91m ・アプライトである。

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事	
21	26.80~26.90m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する。
22	27.31~27.39m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
23	27.32~27.62m ・アプライトである。
24	27.97~28.21m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
25	30.21~30.66m ・アプライトである。
a	30.66~30.11m ・花崗斑岩である。
26	32.11~34.91m ・アプライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事	
21	26.80~26.90m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する。
22	27.31~27.39m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
23	27.32~27.62m ・アプライトである。
24	27.97~28.21m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
25	30.21~30.66m ・アプライトである。
a	30.66~30.11m ・花崗斑岩である。
26	32.11~34.91m ・アプライトである。

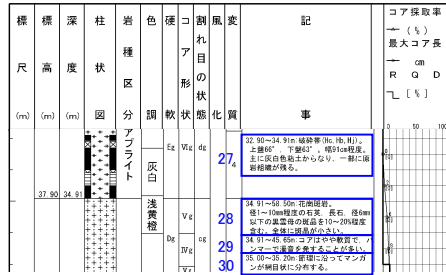
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
26.80~26.90m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する。
27.31~27.39m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
27.32~27.62m ・アプライトである。
27.97~28.21m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
30.21~30.66m ・アプライトである。
30.66~30.11m ・花崗斑岩である。
32.11~34.91m ・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22	・幅については、区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
24	・幅については、区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 (誤記)32.11mと書くべきところを誤って30.11mと記載。	変更なし	変更なし
26	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし



委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

審査資料案

記 事	
27	●32.90~34.91m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部、累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN18° W73° Wである。 ・上端境界の傾斜は66°、下端境界の傾斜は63°である。
28	34.91~115.00m ・花崗斑岩である。 ・全体に斑晶が小さい。
29	34.91~45.65m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発することが多い。
30	35.00~35.20m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

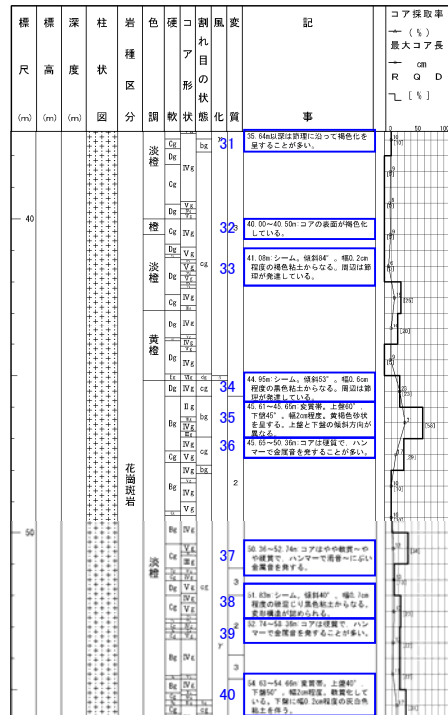
記 事	
27	●32.90~34.91m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部、累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN18° W73° Wである。 ・上端境界の傾斜は66°、下端境界の傾斜は63°である。
28	34.91~115.00m ・花崗斑岩である。 ・全体に斑晶が小さい。
29	34.91~45.65m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発することが多い。
30	35.00~35.20m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事	
27	●32.90~34.91m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部、累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN18° W73° Wである。 ・上端境界の傾斜は66°、下端境界の傾斜は63°である。
28	34.91~115.00m ・花崗斑岩である。 ・全体に斑晶が小さい。
29	34.91~45.65m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発することが多い。
30	35.00~35.20m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“一部に原岩組織が残る”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。</li> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

審査資料案

記 事
31 35.64m以深 ・割れ目沿いに褐色化することが多い。
32 40.00~40.50m ・コアの表面が褐色化している。
33 41.08m ・幅0.2cmの褐色粘土である。
34 44.95m ・幅0.6cmの黒色粘土である。
45.61~45.65m ・変質している。
35 41.08m ・黄褐色の砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は45°である。
45.65~50.36m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
36 50.36~52.74m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
37 51.83m ・幅0.7cmの硬直じり黒色粘土である。
38 52.74~58.36m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
39 54.63~54.66m ・変質している。 ・軟質化している。 ・下端に幅約2cmの灰白色粘土を伴う。
40

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
31 35.64m以深 ・割れ目沿いに褐色化することが多い。
32 40.00~40.50m ・コアの表面が褐色化している。
33 41.08m ・幅0.2cmの褐色粘土である。
34 44.95m ・幅0.6cmの黒色粘土である。
45.61~45.65m ・変質している。
35 41.08m ・黄褐色の砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は45°である。
45.65~50.36m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
36 50.36~52.74m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
37 51.83m ・幅0.7cmの硬直じり黒色粘土である。
38 52.74~58.36m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
39 54.63~54.66m ・変質している。 ・軟質化している。 ・下端に幅約2cmの灰白色粘土を伴う。
40

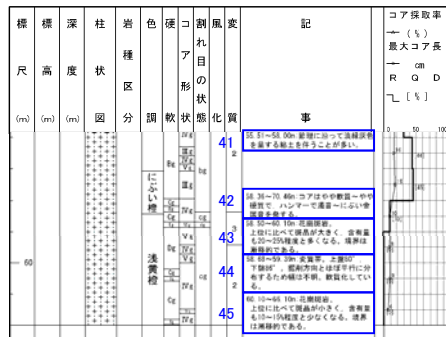
審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
31 35.64m以深 ・割れ目沿いに褐色化することが多い。
32 40.00~40.50m ・コアの表面が褐色化している。
33 41.08m ・幅0.2cmの褐色粘土である。
34 44.95m ・幅0.6cmの黒色粘土である。
45.61~45.65m ・変質している。
35 45.65~50.36m ・黄褐色の砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は45°である。
45.65~50.36m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
36 50.36~52.74m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
37 51.83m ・幅0.7cmの硬直じり黒色粘土である。
38 52.74~58.36m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
39 54.63~54.66m ・変質している。 ・軟質化している。 ・下端に幅約2cmの灰白色粘土を伴う。
40

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	変更なし	変更なし	変更なし
32	変更なし	変更なし	変更なし
33	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-166頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-167頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・幅については、区間長を記載していることから削除。 ・“上盤と下盤の傾斜方向が異なる”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	変更なし	変更なし	変更なし
38	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-168頁)。 ・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・“変形構造が認められる”との記載については、変形構造が不明瞭であるため削除。	変更なし	変更なし
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし

# H20-①-2

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
55.51~58.00m ・割れ目沿いに淡緑灰色の粘土を伴うことが多い。
41
58.36~70.46m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
42
58.68~59.39m ・変質している。 ・軟質化している。
44

## 審査資料 (平成30年11月30日)

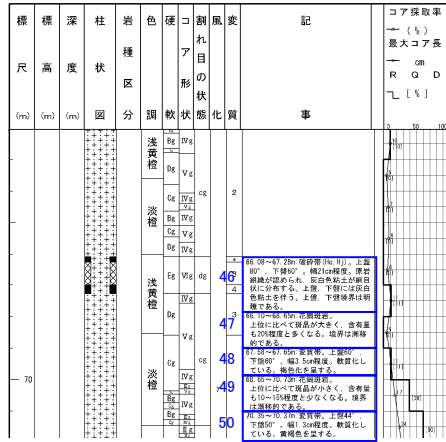
記事
55.51~58.00m ・割れ目沿いに淡緑灰色の粘土を伴うことが多い。
41
58.36~70.46m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
42
58.68~59.39m ・変質している。 ・軟質化している。
44

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
55.51~58.00m ・割れ目沿いに淡緑灰色の粘土を伴うことが多い。
41
58.36~70.46m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
42
58.68~59.39m ・変質している。 ・軟質化している。
44

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	変更なし	変更なし	変更なし
42	変更なし	変更なし	変更なし
43	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
44	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事

審査資料案

記 事

●66.08～67.28m (f-①)-2-4破砕帯)  
・破砕部である。  
・淡黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN4° E80° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上盤境界の傾斜は80°、下盤境界の傾斜は60°である。  
67.58～67.65m  
・変質している。  
・褐色を呈し軟質化している。  
70.35～70.37m  
・変質している。  
・黄褐色を呈し、軟質化している。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事

●66.08～67.28m (f-①)-2-4破砕帯)  
・破砕部である。  
・淡黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN4° E80° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上盤境界の傾斜は80°、下盤境界の傾斜は60°である。  
67.58～67.65m  
・変質している。  
・褐色を呈し軟質化している。  
70.35～70.37m  
・変質している。  
・黄褐色を呈し、軟質化している。

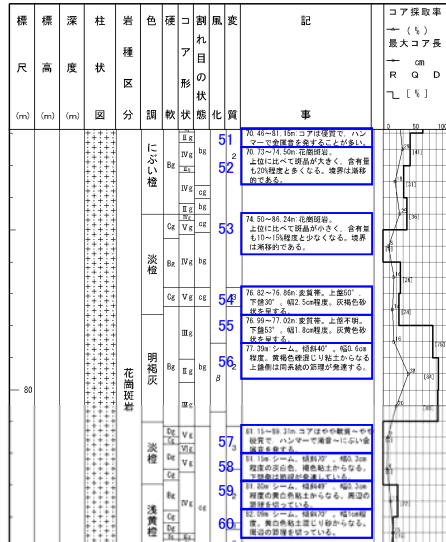
審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事

●66.08～67.28m (f-①)-2-4破砕帯)  
・破砕部である。  
・淡黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN4° E80° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上盤境界の傾斜は80°、下盤境界の傾斜は60°である。  
67.58～67.65m  
・変質している。  
・褐色を呈し軟質化している。  
70.35～70.37m  
・変質している。  
・黄褐色を呈し、軟質化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> <li>・“原岩組織が認められ”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>・“灰白色粘土が網目状に分布する”との記載については、粘土の連続性や直線性に乏しく、固結礫状部に含めているため削除。</li> <li>・“上盤、下盤には灰白色粘土を伴う”との記載については、上記再観察により、連続性に乏しい上盤側の粘土を固結礫状部に含めたこと、及び下盤側の粘土をフィルム状の粘土と認定したことから削除。</li> <li>・“上盤、下盤境界は明瞭である”との記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	—	—
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・幅については、区間長を記載していることから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> </ul>	—	—
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・幅については、区間長を記載していることから削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
51	70.46~81.15m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
54	76.82~76.86m ・変質している。 ・灰褐色の砂状を呈する。
55	76.99~77.02m ・変質している。 ・灰黄色の砂状を呈する。
56	77.39m ・幅0.6cmの黄褐色礫混じり粘土からなる。
57	81.15~89.31m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
58	81.15m ・幅0.3cmの灰白色、褐色粘土を挟む。
59	81.80m ・幅0.3cmの黄白色粘土を挟む。
60	82.09m ・幅1cmの黄白色粘土混じり砂を挟む。

審査資料  
(平成30年11月30日)

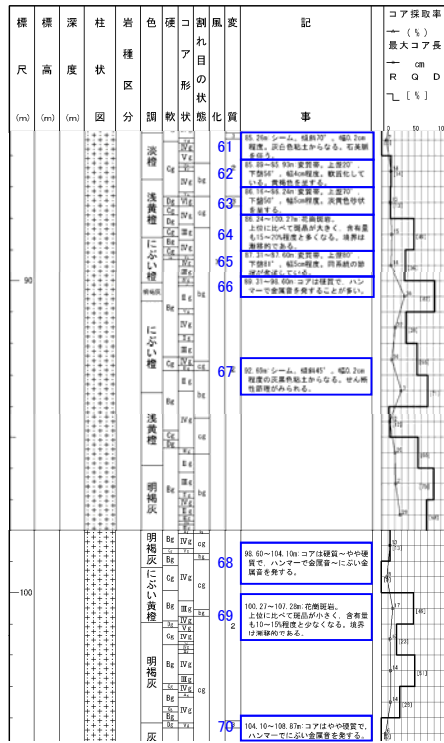
記事	
51	70.46~81.15m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
54	76.82~76.86m ・変質している。 ・灰褐色の砂状を呈する。
55	76.99~77.02m ・変質している。 ・灰黄色の砂状を呈する。
56	77.39m ・幅0.6cmの黄褐色礫混じり粘土からなる。
57	81.15m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
58	81.15m ・幅0.3cmの灰白色、褐色粘土を挟む。
59	81.80m ・幅0.3cmの黄白色粘土を挟む。
60	82.09m ・幅1cmの黄白色粘土混じり砂を挟む。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
51	70.46~81.15m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
54	76.82~76.86m ・変質している。 ・灰褐色の砂状を呈する。
55	76.99~77.02m ・変質している。 ・灰黄色の砂状を呈する。
56	77.39m ・幅0.6cmの黄褐色礫混じり粘土からなる。
57	81.15~89.31m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
58	81.15m ・幅0.3cmの灰白色、褐色粘土を挟む。
59	81.80m ・幅0.3cmの黄白色粘土を挟む。
60	82.09m ・幅1cmの黄白色粘土混じり砂を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	変更なし	変更なし	変更なし
52,53	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
54	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし
55	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし
56	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-169頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-170頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
59	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-171頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-172頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
61	85.26m ・幅0.2cmの灰白色粘土を挟み、石英脈を伴う。
62	85.89~85.93m ・変質している。 ・黄褐色を呈し軟質化している。
63	86.16~86.24m ・変質している。 ・淡黄色の砂状を呈する。
65	87.31~87.60m ・変質している。 ・同系統の割れ目が発達している。
66	89.31~98.60m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
67	92.69m ・幅0.2cmの灰黒色粘土からなる。
68	98.60~104.10m ・硬質~やや硬質で、ハンマーで金属音~にぶい金属音を発する。
70	104.10~108.87m ・やや硬質で、ハンマーでにぶい金属音を発する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
61	85.26m ・幅0.2cmの灰白色粘土を挟み、石英脈を伴う。
62	85.89~85.93m ・変質している。 ・黄褐色を呈し軟質化している。
63	86.16~86.24m ・変質している。 ・淡黄色の砂状を呈する。
65	87.31~87.60m ・変質している。 ・同系統の割れ目が発達している。
66	89.31~98.60m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
67	92.69m ・幅0.2cmの灰黒色粘土からなる。
68	98.60~104.10m ・硬質~やや硬質で、ハンマーで金属音~にぶい金属音を発する。
70	104.10~108.87m ・やや硬質で、ハンマーでにぶい金属音を発する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
61	85.26m ・幅0.2cmの灰白色粘土を挟み、石英脈を伴う。
62	85.89~85.93m ・変質している。 ・黄褐色を呈し軟質化している。
63	86.16~86.24m ・変質している。 ・淡黄色の砂状を呈する。
65	87.31~87.60m ・変質している。 ・同系統の割れ目が発達している。
66	89.31~98.60m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
67	92.69m ・幅0.2cmの灰黒色粘土からなる。
68	98.60~104.10m ・硬質~やや硬質で、ハンマーで金属音~にぶい金属音を発する。
70	104.10~108.87m ・やや硬質で、ハンマーでにぶい金属音を発する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-173頁)。 ・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
62	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし
63	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅については、区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし
64	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
65	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
66	変更なし	変更なし	変更なし
67	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-174頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
68	変更なし	変更なし	変更なし
69	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
70	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	目	化	事	(%)
			分	別	状	状	の	質		最大コア長
							形			cm
							状			R Q D
							化			[%]
			花崗斑岩	灰白	硬	割	風	記		
			明礬灰		硬	割	風	記		
			黄緑		硬	割	風	記		
			浅黄緑		硬	割	風	記		

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
71	104.16m ・幅0.3cmの灰白色粘土からなる。
72	105.46~105.58m ・変質している。 ・淡赤褐色を呈し軟質化している。
73	107.28~107.30m ・変質している。 ・軟質化している。
75	108.21~108.28m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。
76	108.87~113.42m ・コアは硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
78	113.49~113.53m ・変質している。 ・軟質化している。
79	113.90~113.94m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
80	114.55~114.57m ・変質している。 ・黄褐色の砂状を呈する。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
71	104.16m ・幅0.3cmの灰白色粘土からなる。
72	105.46~105.58m ・変質している。 ・淡赤褐色を呈し軟質化している。
73	107.28~107.30m ・変質している。 ・軟質化している。
75	108.21~108.28m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。
76	108.87~113.42m ・コアは硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
78	113.49~113.53m ・変質している。 ・軟質化している。
79	113.90~113.94m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
80	114.55~114.57m ・変質している。 ・黄褐色の砂状を呈する。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
71	104.16m ・幅0.3cmの灰白色粘土からなる。
72	105.46~105.58m ・変質している。 ・淡赤褐色を呈し軟質化している。
73	107.28~107.30m ・変質している。 ・軟質化している。
75	108.21~108.28m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。
76	108.87~113.42m ・コアは硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
78	113.49~113.53m ・変質している。 ・軟質化している。
79	113.90~113.94m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
80	114.55~114.57m ・変質している。 ・黄褐色の砂状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-175頁)。 ・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
72	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
73	・変質している区間の幅、境界傾斜、境界の不明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
74	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
75	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
76	変更なし	変更なし	変更なし
77	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
78	・変質している区間の幅、境界傾斜、境界の不明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
79	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
80	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

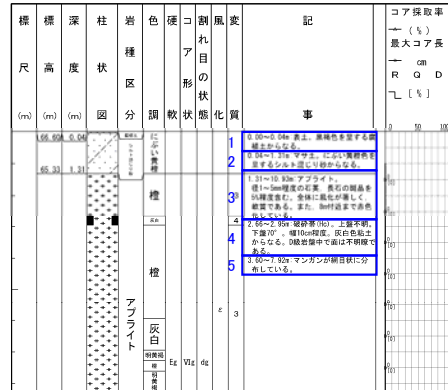
余白



H20-①-1

余白

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

- 記事
- 2 0.00~1.31m  
・シルト混じり砂である。
  - 1 0.00~0.04m  
・黒褐色を呈する有機質土からなる。
  - 3 1.31~10.93m  
・アブライトである。  
・風化が著しく軟質である。
  - 2.66~2.95m  
・破砕部である。
  - 4 灰白色の固結粘土状部からなる。  
・上端境界の傾斜は不明、下端境界の傾斜は54°である。
  - 5 3.60~7.92m  
・マンガンが網目状に分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

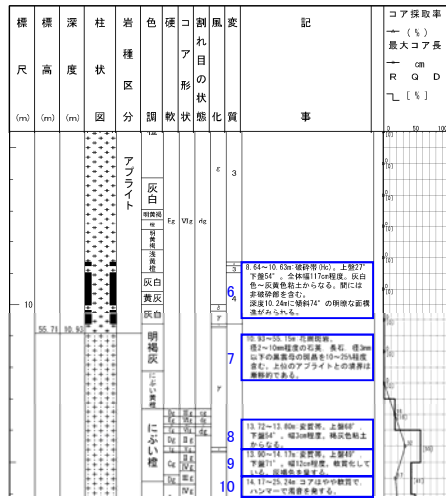
- 記事
- 2 0.00~1.31m  
・シルト混じり砂である。
  - 1 0.00~0.04m  
・黒褐色を呈する有機質土からなる。
  - 3 1.31~10.93m  
・アブライトである。  
・風化が著しく軟質である。
  - 2.66~2.95m  
・破砕部である。
  - 4 灰白色の固結粘土状部からなる。  
・上端境界の傾斜は不明、下端境界の傾斜は54°である。
  - 5 3.60~7.92m  
・マンガンが網目状に分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

- 記事
- 2 0.00~1.31m  
・シルト混じり砂である。
  - 1 0.00~0.04m  
・黒褐色を呈する有機質土からなる。
  - 3 1.31~10.93m  
・アブライトである。  
・風化が著しく軟質である。
  - 2.66~2.95m  
・破砕部である。
  - 4 灰白色の固結粘土状部からなる。  
・上端境界の傾斜は不明、下端境界の傾斜は54°である。
  - 5 3.60~7.92m  
・マンガンが網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層名を記載することとしているため、マサ土、色調については削除。 ・区間の上端深度については、表土部分を含め深度0.00mと記載。	変更なし	変更なし
3	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
4	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“面は不明瞭である”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
5	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
6 ●8.64~10.63m (D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・上端境界の傾斜は27°、下端境界の傾斜は54°である。
7 10.93~55.15m ・花崗斑岩である。
8 13.72~13.80m ・変質している。 ・灰褐色粘土からなる。
9 13.90~14.17m ・変質している。 ・灰褐色を呈し、軟質化する。
10 14.17~25.24m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
6 ●8.64~10.63m (D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・上端境界の傾斜は27°、下端境界の傾斜は54°である。
7 10.93~55.15m ・花崗斑岩である。
8 13.72~13.80m ・変質している。 ・灰褐色粘土からなる。
9 13.90~14.17m ・変質している。 ・灰褐色を呈し、軟質化する。
10 14.17~25.24m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
6 ●8.64~10.63m (D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・上端境界の傾斜は27°、下端境界の傾斜は54°である。
7 10.93~55.15m ・花崗斑岩である。
8 13.72~13.80m ・変質している。 ・灰褐色粘土からなる。
9 13.90~14.17m ・変質している。 ・灰褐色を呈し、軟質化する。
10 14.17~25.24m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</li> <li>幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。</li> <li>岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅については、区間長を記載していることから削除。</li> <li>(誤記) 褐灰と書くべきところを誤って灰褐と記載。</li> </ul>	変更なし	変更なし
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅については、区間長を記載していることから削除。</li> <li>変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
10	変更なし	変更なし	変更なし

# H20-①-1

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	度	状	種	調	軟	傾	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	因	分	状	化	斜	質		最大コア長
										cm
										R Q D
										L (%)
20			花崗斑岩	灰白					11 14.17~18.78m 傾斜30° 変質20% 断面の境界がみられる。断面に沿って褐色化し、灰白色粘土を伴う。	2
									12 17.45~17.51m 変質帯、上部30° 下部20°、傾斜60度、断面に沿って赤褐色に軟質化している。	
									13 18.78~21.51m 傾斜30° 変質20% 断面の境界がみられる。断面に沿って褐色化し、灰白色粘土を伴う。	
									14 21.51~21.73m 変質帯、上部31° 下部20°、傾斜60度、断面に沿って褐色化し、灰白色粘土を伴う。	
									15 21.73~21.80m 傾斜30° 変質20% 断面の境界がみられる。断面に沿って褐色化し、灰白色粘土を伴う。	
									16 21.80~23.00m 変質帯、上部31° 下部20°、傾斜60度、断面に沿って褐色化し、灰白色粘土を伴う。	

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
11 14.17~18.78m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
12 17.45~17.51m ・変質している。 ・割れ目沿いに軟質化する。
13 18.78~21.51m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
14 21.51~21.73m ・変質している。 ・軟質化する。
15 21.51~46.69m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴うことが多い。
16, a ●23.62~24.62m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E72° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は25°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
11 14.17~18.78m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
12 17.45~17.51m ・変質している。 ・割れ目沿いに軟質化する。
13 18.78~21.51m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
14 21.51~21.73m ・変質している。 ・軟質化する。
15 21.51~46.69m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴うことが多い。
16, a ●23.62~24.62m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E72° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は25°である。

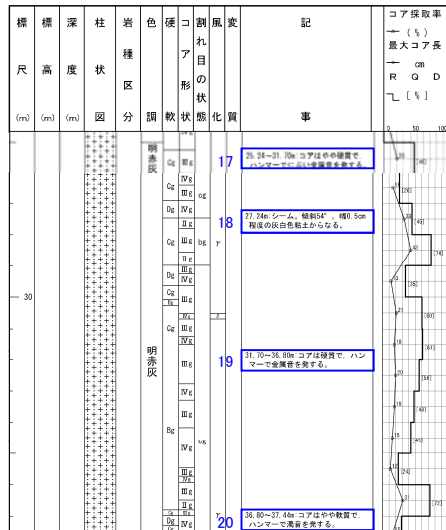
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
11 14.17~18.78m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
12 17.45~17.51m ・変質している。 ・割れ目沿いに軟質化する。
13 18.78~21.51m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
14 21.51~21.73m ・変質している。 ・軟質化する。
15 21.51~46.69m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴うことが多い。
16, a ●23.62~24.62m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E72° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は81°、下端境界の傾斜は25°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・割れ目の傾斜及び割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・幅については、区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
13	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・幅については、区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	・割れ目の傾斜及び割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16,a	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-35頁)。 ・上記再観察による上端境界と下端境界の見かけの傾斜を記載。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし

# H20-①-1

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事
25. 24~31. 70m ・やや硬質で、ハンマーでぶい金属音を発する。
17 27. 24m ・幅0. 5cmの灰白色粘土からなる。
18 31. 70~36. 80m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
19
20 36. 80~37. 44m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
25. 24~31. 70m ・やや硬質で、ハンマーでぶい金属音を発する。
17 27. 24m ・幅0. 5cmの灰白色粘土からなる。
18 31. 70~36. 80m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
19
20 36. 80~37. 44m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。

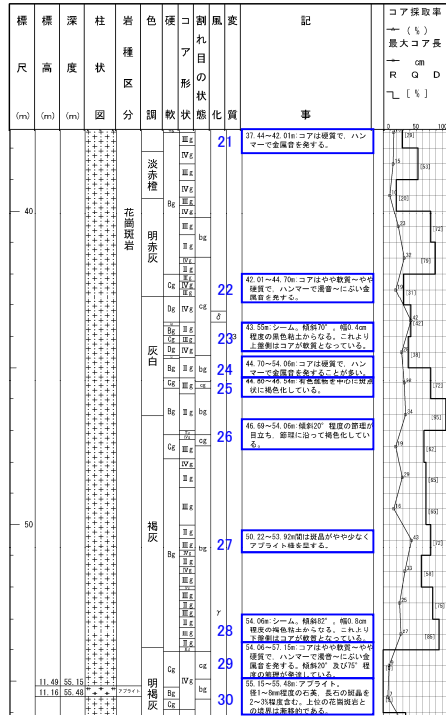
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
25. 24~31. 70m ・やや硬質で、ハンマーでぶい金属音を発する。
17 27. 24m ・幅0. 5cmの灰白色粘土からなる。
18 31. 70~36. 80m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
19
20 36. 80~37. 44m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
17	変更なし	変更なし	変更なし
18	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-161頁)。 ・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	変更なし	変更なし	変更なし
20	変更なし	変更なし	変更なし

# H20-①-1

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
21	37.44~42.01m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
22	42.01~44.70m ・やや軟質～やや硬質で、ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
23	43.55m ・幅0.4cmの黒色粘土からなる。これより上端側はコアが軟質化する。
24	44.70~54.06m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
25	44.80~46.54m ・有色鉱物を中心に斑点状に褐色化している。
26	46.69~54.06m ・割れ目自体に褐色化している。
27	50.22~53.92m ・斑晶がやや少なく、アブライト様を呈する。
28	54.06m ・幅0.8cmの褐色粘土からなる。下端側は軟質である。
29	54.06~57.15m ・やや軟質～やや硬質で、ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
30	55.15~55.48m ・アブライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

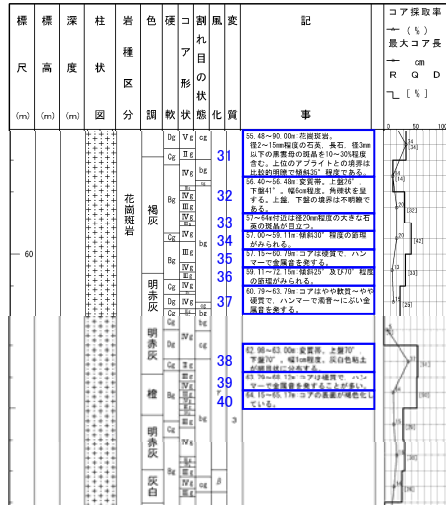
記事	
21	37.44~42.01m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
22	42.01~44.70m ・やや軟質～やや硬質で、ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
23	43.55m ・幅0.4cmの黒色粘土からなる。これより上端側はコアが軟質化する。
24	44.70~54.06m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
25	44.80~46.54m ・有色鉱物を中心に斑点状に褐色化している。
26	46.69~54.06m ・割れ目自体に褐色化している。
27	50.22~53.92m ・斑晶がやや少なく、アブライト様を呈する。
28	54.06m ・幅0.8cmの褐色粘土からなる。下端側は軟質である。
29	54.06~57.15m ・やや軟質～やや硬質で、ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
30	55.15~55.48m ・アブライトである。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
21	37.44~42.01m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
22	42.01~44.70m ・やや軟質～やや硬質で、ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
23	43.55m ・幅0.4cmの黒色粘土からなる。これより上端側はコアが軟質化する。
24	44.70~54.06m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
25	44.80~46.54m ・有色鉱物を中心に斑点状に褐色化している。
26	46.69~54.06m ・割れ目自体に褐色化している。
27	50.22~53.92m ・斑晶がやや少なく、アブライト様を呈する。
28	54.06m ・幅0.8cmの褐色粘土からなる。下端側は軟質である。
29	54.06~57.15m ・やや軟質～やや硬質で、ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
30	55.15~55.48m ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22	変更なし	変更なし	変更なし
23	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-162頁)。 ・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
24	変更なし	変更なし	変更なし
25	変更なし	変更なし	変更なし
26	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-163頁)。 ・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
30	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
31	55.48~90.00m ・花崗斑岩である。
32	56.40~56.48m ・変質している。 ・角礫状を呈し、幅6cmである。
33	57.00~64.00m付近 ・径20mm程度の大きな石英の斑晶が目立つ。
34	57.00~59.11m ・割れ目が分布する。
35	57.15~60.79m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
36	59.11~72.15m ・割れ目が分布する。
37	60.79~63.79m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
38	62.98~63.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が幅1cmの縞目状に分布する。
39	63.79~68.12m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
40	64.15~65.17m ・コアの表面が褐色化している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
31	55.48~90.00m ・花崗斑岩である。
32	56.40~56.48m ・変質している。 ・角礫状を呈し、幅6cmである。
33	57.00~64.00m付近 ・径20mm程度の大きな石英の斑晶が目立つ。
34	57.00~59.11m ・割れ目が分布する。
35	57.15~60.79m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
36	59.11~72.15m ・割れ目が分布する。
37	60.79~63.79m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
38	62.98~63.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が幅1cmの縞目状に分布する。
39	63.79~68.12m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
40	64.15~65.17m ・コアの表面が褐色化している。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
31	55.48~90.00m ・花崗斑岩である。
32	56.40~56.48m ・変質している。 ・角礫状を呈し、幅6cmである。
33	57.00~64.00m付近 ・径20mm程度の大きな石英の斑晶が目立つ。
34	57.00~59.11m ・割れ目が分布する。
35	57.15~60.79m ・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
36	59.11~72.15m ・割れ目が分布する。
37	60.79~63.79m ・やや軟質~やや硬質で、ハンマーで濁音~にぶい金属音を発する。
38	62.98~63.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が幅1cmの縞目状に分布する。
39	63.79~68.12m ・硬質で、ハンマーで金属音を発することが多い。
40	64.15~65.17m ・コアの表面が褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・幅については、区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界の明瞭さや境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	変更なし	変更なし	変更なし
34	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
37	変更なし	変更なし	変更なし
38	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・変質している区間の境界の明瞭さや境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	変更なし	変更なし	変更なし



# H20-①-1

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬さ	割れ目の形状	風化	記	コア採取率 → (%) 最大コア長 → cm R Q D ↓ (%)
30				朝霞灰			41		68.12~79.87m ・破砕帯を細かく繰り返す。 ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡赤褐色の固結礫状部からなる。 ・淡赤褐色の未固結粘土状部：累計幅4.7cm ・走向・傾斜はN36° E66° Wである。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は81°である。 ・マンガンの縞状構造を伴う。	2
				朝霞灰			42		68.72~69.02m (F-1)~1-3破砕帯 ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡赤褐色の固結礫状部からなる。 ・淡赤褐色の未固結粘土状部：累計幅4.7cm ・走向・傾斜はN36° E66° Wである。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は81°である。 ・マンガンの縞状構造を伴う。	3
				朝霞灰			43		70.85~70.88m ・幅0.5cmの黒色粘土からなる。	4
				朝霞灰			44		72.15~73.06m ・割れ目が自立つ。	5
				朝霞灰			45		73.06~74.30m ・割れ目が分布する。	6
				朝霞灰			46		74.35~74.78m ・変質している。 ・上部は灰黄色の礫混じりシルト状、下部は灰白色粘土が縞目状に分布する。	7
				朝霞灰			47		75.10~75.68m ・2系統の割れ目が発達し、格子状を呈する。	8
				朝霞灰			48		75.68~77.70m ・割れ目が自立つ。	9
				朝霞灰			49		77.60~78.00m ・変質している。 ・マンガンを伴う割れ目密集部である。	10
				朝霞灰			50		78.00~90.00m ・割れ目が分布する。	11

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記	事
---	---

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記	事
---	---

## 審査資料案

記	事
41	68.12~79.87m ・破砕帯を細かく繰り返す。 ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡赤褐色の固結礫状部からなる。 ・淡赤褐色の未固結粘土状部：累計幅4.7cm ・走向・傾斜はN36° E66° Wである。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は81°である。 ・マンガンの縞状構造を伴う。
42	68.72~69.02m (F-1)~1-3破砕帯 ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡赤褐色の固結礫状部からなる。 ・淡赤褐色の未固結粘土状部：累計幅4.7cm ・走向・傾斜はN36° E66° Wである。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は81°である。 ・マンガンの縞状構造を伴う。
43	70.85~70.88m ・幅0.5cmの黒色粘土からなる。
44	72.15~73.06m ・割れ目が自立つ。
45	73.06~74.30m ・割れ目が分布する。
46	74.35~74.78m ・変質している。 ・上部は灰黄色の礫混じりシルト状、下部は灰白色粘土が縞目状に分布する。
47	75.10~75.68m ・2系統の割れ目が発達し、格子状を呈する。
48	75.68~77.70m ・割れ目が自立つ。
49	77.60~78.00m ・変質している。 ・マンガンを伴う割れ目密集部である。
50	78.00~90.00m ・割れ目が分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

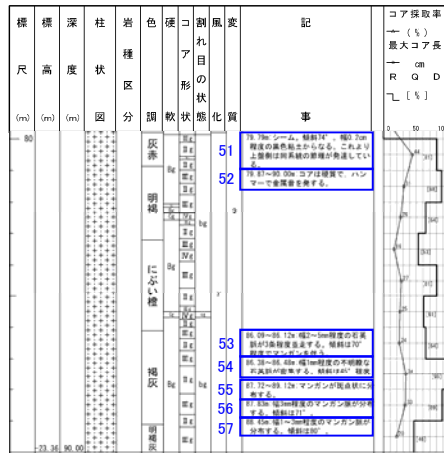
記	事
41	68.12~79.87m ・破砕帯を細かく繰り返す。 ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡赤褐色の固結礫状部からなる。 ・淡赤褐色の未固結粘土状部：累計幅4.7cm ・走向・傾斜はN36° E66° Wである。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は81°である。 ・マンガンの縞状構造を伴う。
42	68.72~69.02m (F-1)~1-3破砕帯 ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡赤褐色の固結礫状部からなる。 ・淡赤褐色の未固結粘土状部：累計幅4.7cm ・走向・傾斜はN36° E66° Wである。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は81°である。 ・マンガンの縞状構造を伴う。
43	70.85~70.88m ・幅0.5cmの黒色粘土からなる。
44	72.15~73.06m ・割れ目が自立つ。
45	73.06~74.30m ・割れ目が分布する。
46	74.35~74.78m ・変質している。 ・上部は灰黄色の礫混じりシルト状、下部は灰白色粘土が縞目状に分布する。
47	75.10~75.68m ・2系統の割れ目が発達し、格子状を呈する。
48	75.68~77.70m ・割れ目が自立つ。
49	77.60~78.00m ・変質している。 ・マンガンを伴う割れ目密集部である。
50	78.00~90.00m ・割れ目が分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記	事
41	68.12~79.87m ・破砕帯を細かく繰り返す。 ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡赤褐色の固結礫状部からなる。 ・淡赤褐色の未固結粘土状部：累計幅4.7cm ・走向・傾斜はN36° E66° Wである。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は81°である。 ・マンガンの縞状構造を伴う。
42	68.72~69.02m (F-1)~1-3破砕帯 ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡赤褐色の固結礫状部からなる。 ・淡赤褐色の未固結粘土状部：累計幅4.7cm ・走向・傾斜はN36° E66° Wである。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は81°である。 ・マンガンの縞状構造を伴う。
43	70.85~70.88m ・幅0.5cmの黒色粘土からなる。
44	72.15~73.06m ・割れ目が自立つ。
45	73.06~74.30m ・割れ目が分布する。
46	74.35~74.78m ・変質している。 ・上部は灰黄色の礫混じりシルト状、下部は灰白色粘土が縞目状に分布する。
47	75.10~75.68m ・2系統の割れ目が発達し、格子状を呈する。
48	75.68~77.70m ・割れ目が自立つ。
49	77.60~78.00m ・変質している。 ・マンガンを伴う割れ目密集部である。
50	78.00~90.00m ・割れ目が分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
41	変更なし	変更なし	変更なし
42	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。その後、審査会合 (H29.12.22) から審査会合 (H30.11.30) までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じ、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
43	<ul style="list-style-type: none"> <li>シームという用語については削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明 (補足説明資料3 補足3-164頁)。</li> <li>シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
44	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅については、区間長を記載していることから削除。</li> <li>変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
47	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
48	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅については、区間長を記載していることから削除。</li> <li>変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>当該区間より下盤側における割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
50	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

- 記事
- 51 79.79m  
・幅0.2cmの黒色粘土からなる。
  - 52 79.87~80.00m  
・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
  - 53 86.09~86.12m  
・幅2~5mmの石英脈が3条程度並走する。  
・マンガンを伴う。
  - 54 86.38~86.48m  
・幅約1mmの不連続な石英脈が密集する。
  - 55 87.72~89.12m  
・マンガンが斑点状に分布する。
  - 56 87.83m  
・幅約3mmのマンガン脈が分布する。
  - 57 88.45m  
・幅1~3mmのマンガン脈が分布する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

- 記事
- 51 79.79m  
・幅0.2cmの黒色粘土からなる。
  - 52 79.87~80.00m  
・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
  - 53 86.09~86.12m  
・幅2~5mmの石英脈が3条程度並走する。  
・マンガンを伴う。
  - 54 86.38~86.48m  
・幅約1mmの不連続な石英脈が密集する。
  - 55 87.72~89.12m  
・マンガンが斑点状に分布する。
  - 56 87.83m  
・幅約3mmのマンガン脈が分布する。
  - 57 88.45m  
・幅1~3mmのマンガン脈が分布する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

- 記事
- 51 79.79m  
・幅0.2cmの黒色粘土からなる。
  - 52 79.87~80.00m  
・硬質で、ハンマーで金属音を発する。
  - 53 86.09~86.12m  
・幅2~5mmの石英脈が3条程度並走する。  
・マンガンを伴う。
  - 54 86.38~86.48m  
・幅約1mmの不連続な石英脈が密集する。
  - 55 87.72~89.12m  
・マンガンが斑点状に分布する。
  - 56 87.83m  
・幅約3mmのマンガン脈が分布する。
  - 57 88.45m  
・幅1~3mmのマンガン脈が分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シームという用語については削除。</li> <li>・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-165頁)。</li> <li>・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> <li>・当該区間の上盤側における割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
52	変更なし	変更なし	変更なし
53	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石英脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
54	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石英脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
55	変更なし	変更なし	変更なし
56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンガン脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
57	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンガン脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし

H20-①-3

余白

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	種	調	軟	目	化	事	(%)
尺	度	度	分	別	別	度	の	質		最大コア長
							傾			cm
							斜			R
							角			Q
							度			D
										L
										(%)
									0.00~2.05m 植物根が混入する。砂質シルトからなる。	0
									0.00~0.05m 植物根が混入する。砂質シルトからなる。	10
73.27	2.05								0.05~2.05m 黄褐色を呈するマサ土である。	50
72.44	7.88								2.05~6.05m 花崗斑岩とアブライトが互層状に分布する。	100
71.57	3.75								風化、変質し原岩組織が不明瞭である。	
70.90	4.47								●4.96~5.00m 破砕部である。	
70.70	4.02								主に赤褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。	
69.94	5.39								灰白色の未固結粘土状部、累計幅0.2cm	
69.47	5.95								走向・傾斜はN63° E40° Nである。	
									上境境界の傾斜は50°である。	

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

審査資料案

記 事	
a	0.00~2.05m ・砂質シルトである。
1	0.00~0.05m ・植物根が混入する有機質土。
2	0.05~2.05m ・黄褐色を呈するマサ土である。
3	2.05~6.05m ・花崗斑岩とアブライトが互層状に分布する。
5	●4.96~5.00m ・破砕部である。 ・主に赤褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部、累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN63° E40° Nである。 ・上境境界の傾斜は50°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事	
a	0.00~2.05m ・砂質シルトである。
1	0.00~0.05m ・植物根が混入する有機質土。
2	0.05~2.05m ・黄褐色を呈するマサ土である。
3	2.05~6.05m ・花崗斑岩とアブライトが互層状に分布する。
5	●4.96~5.00m ・破砕部である。 ・主に赤褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部、累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN63° E40° Nである。 ・上境境界の傾斜は50°である。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事	
a	0.00~2.05m ・砂質シルトである。
1	0.00~0.05m ・植物根が混入する有機質土。
2	0.05~2.05m ・黄褐色を呈するマサ土である。
3	2.05~6.05m ・花崗斑岩とアブライトが互層状に分布する。
5	●4.96~5.00m ・破砕部である。 ・主に赤褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部、累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN63° E40° Nである。 ・上境境界の傾斜は50°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
a	・柱状図に合わせて砂質シルトと記載。	変更なし	変更なし
1	・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
2	変更なし	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの変色、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を伴うが、破砕部の区間を除き、いずれも系統的でなく、連続性に乏しいことから削除。	—	—
5	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし



委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	事	(%)
										最大コア長
										— cm
										R Q D
										〔%〕
53.95	11.46									0
53.37	11.35									10
										20
										30
										40
										50
										60
										70
										80
										90
										100

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

審査資料案

記 事
10.25~10.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
11 ●11.06~11.17m(F-3-4破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は4.0cmである。 ・走向・傾斜はN11° W85° Wである。 ・下境界の傾斜は70° である。
13 11.46~11.95m ・アプライトである。
14 11.65~11.99m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
15 12.22~38.81m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。
16 13.18~13.22m ・変質している。
17 13.88~13.95m ・変質している。 ・灰白色粘土状を量する。
18 14.37~14.41m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事
10.25~10.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
11 ●11.06~11.17m(F-3-4破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は4.0cmである。 ・走向・傾斜はN11° W85° Wである。 ・下境界の傾斜は70° である。
13 11.46~11.95m ・アプライトである。
14 11.65~11.99m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
15 12.22~38.81m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。
16 13.18~13.22m ・変質している。
17 13.88~13.95m ・変質している。 ・灰白色粘土状を量する。
18 14.37~14.41m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事
10.25~10.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
11 ●11.06~11.17m(F-3-4破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は4.0cmである。 ・走向・傾斜はN11° W85° Wである。 ・下境界の傾斜は70° である。
13 11.46~11.95m ・アプライトである。
14 11.65~11.99m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
15 12.22~38.81m ・やや軟質で、ハンマーで濁音を発する。
16 13.18~13.22m ・変質している。
17 13.88~13.95m ・変質している。 ・灰白色粘土状を量する。
18 14.37~14.41m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし
13	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
14	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	変更なし	変更なし	変更なし
16	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
17	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-176頁)。	—	—
20	・割れ目沿いの変色、割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を伴うが、変質部及び破砕部の区間を除き、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	調	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	種	調	度	別	向	事	(%)
尺	高	度	分	別	別	別	目	別		最大コア長
							状			cm
							状			R
							状			Q
							状			D
							状			L
							状			(%)
									21	20.08~22.25m シーム、傾斜12°、幅0.50m 境界の灰色粘土からなる。
									22	22.08~22.25m 変質帯、上層12°下層60°、幅0.50m程度、灰色粘土が傾斜12°分布する。
									23	23.28~23.62m 砕石帯 (f-1)-3-5 砕石帯、主として黄褐色粘土からなる。傾斜が不明である。下部は原岩が認められる。
									24	24.43~25.00m 砕石帯 (f-1)-3-6 砕石帯、主として黄褐色粘土からなる。傾斜が不明である。下部は原岩が認められる。

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記 事
-----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記 事
-----

審査資料案

記 事	
22	22.08~22.25m ・変質している。 ・灰色粘土が傾斜12°に分布する。
23	●23.28~23.62m (f-1)-3-5 砕石帯 ・砕石帯である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E48° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は60°である。
24	●24.43~25.00m (f-1)-3-6 砕石帯 ・砕石帯である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26° W64° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は50°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記 事	
22	22.08~22.25m ・変質している。 ・灰色粘土が傾斜12°に分布する。
23	●23.28~23.62m (f-1)-3-5 砕石帯 ・砕石帯である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E48° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は60°である。
24	●24.43~25.00m (f-1)-3-6 砕石帯 ・砕石帯である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26° W64° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は50°である。

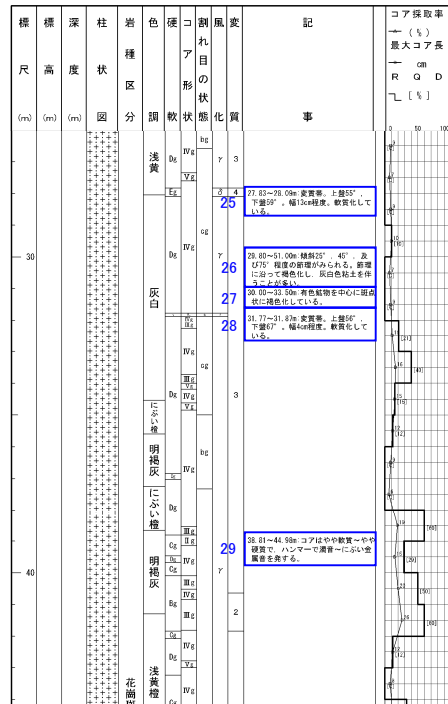
審査資料  
(令和2年2月7日)

記 事	
22	22.08~22.25m ・変質している。 ・灰色粘土が傾斜12°に分布する。
23	●23.28~23.62m (f-1)-3-5 砕石帯 ・砕石帯である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E48° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は60°である。
24	●24.43~25.00m (f-1)-3-6 砕石帯 ・砕石帯である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26° W64° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は50°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
21	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-177頁)。	—	—
22	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・砕石帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“間に非破砕部を含む”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
24	・砕石帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・“原岩組織が認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし



## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
26 29.80~51.00m ・ 割れ目沿いに褐色化し、灰白色粘土を伴うことが多い。
27 30.00~33.50m ・ 斑点状に褐色化している。
28 31.77~31.87m ・ 変質している。 ・ 軟質化している。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
26 29.80~51.00m ・ 割れ目沿いに褐色化し、灰白色粘土を伴うことが多い。
27 30.00~33.50m ・ 斑点状に褐色化している。
28 31.77~31.87m ・ 変質している。 ・ 軟質化している。

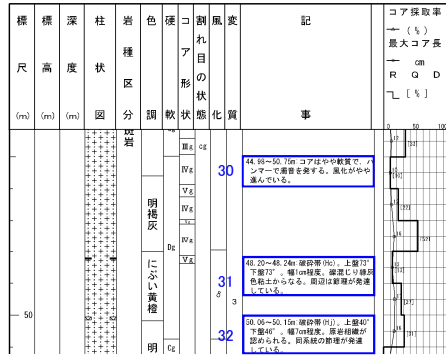
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
26 29.80~51.00m ・ 割れ目沿いに褐色化し、灰白色粘土を伴うことが多い。
27 30.00~33.50m ・ 斑点状に褐色化している。
28 31.77~31.87m ・ 変質している。 ・ 軟質化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
25	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
26	・割れ目沿いの変色、割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を伴うが、変質部及び破砕部の区間を除き、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	・変質している区間の幅や境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—

# H20-①-3

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

31 ●48.20～48.24m(f-1)-3-7破砕帯)  
・破砕帯である。  
・主に黄褐色の固結礫状部からなる。  
・緑灰色の未固結粘土状部。累計幅1.0cm  
・走向・傾斜はN35° E69° Wである。  
・上端境界の傾斜は73°、下端境界の傾斜は73°である。

32 ●50.06～50.15m(f-1)-3-8破砕帯)  
・破砕帯である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN38° E61° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は46°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

31 ●48.20～48.24m(f-1)-3-7破砕帯)  
・破砕帯である。  
・主に黄褐色の固結礫状部からなる。  
・緑灰色の未固結粘土状部。累計幅1.0cm  
・走向・傾斜はN35° E69° Wである。  
・上端境界の傾斜は73°、下端境界の傾斜は73°である。

32 ●50.06～50.15m(f-1)-3-8破砕帯)  
・破砕帯である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN38° E61° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は46°である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

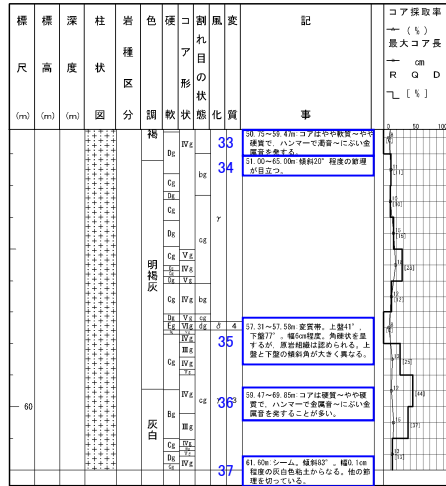
31 ●48.20～48.24m(f-1)-3-7破砕帯)  
・破砕帯である。  
・主に黄褐色の固結礫状部からなる。  
・緑灰色の未固結粘土状部。累計幅1.0cm  
・走向・傾斜はN35° E69° Wである。  
・上端境界の傾斜は73°、下端境界の傾斜は73°である。

32 ●50.06～50.15m(f-1)-3-8破砕帯)  
・破砕帯である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・走向・傾斜はN38° E61° Wである。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は46°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
30	・硬軟、風化については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
31	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“周辺は節理が発達している”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“同系統の節理が発達している”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H20-①-3

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

- 34 51.00~65.00m  
・割れ目が自立つ。
- 35 57.31~57.58m  
・変質している。  
・角礫状を呈するが、原岩組織は残る。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 34 51.00~65.00m  
・割れ目が自立つ。
- 35 57.31~57.58m  
・変質している。  
・角礫状を呈するが、原岩組織は残る。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

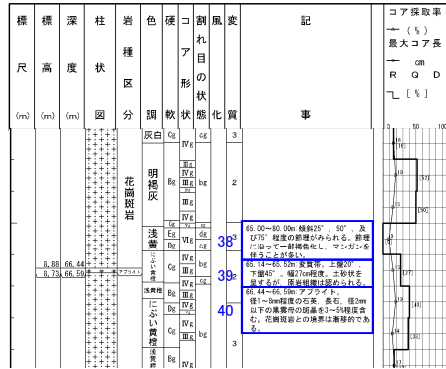
記事

- 34 51.00~65.00m  
・割れ目が自立つ。
- 35 57.31~57.58m  
・変質している。  
・角礫状を呈するが、原岩組織は残る。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
33	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
34	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
36	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
37	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-178頁)。	—	—

# H20-①-3

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

- 65.14～65.89m(D-19破砕帯)
- ・破砕部である。
- ・淡黄色の固結礫状部からなる。
- ・走向・傾斜はN49° E71° Nである。
- ・幅12mmの粘土を挟在する。
- ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は45°である。
- 66.44～66.59m
- ・アブライトである。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 65.14～65.89m(D-19破砕帯)
- ・破砕部である。
- ・淡黄色の固結礫状部からなる。
- ・走向・傾斜はN49° E71° Nである。
- ・幅12mmの粘土を挟在する。
- ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は45°である。
- 66.44～66.59m
- ・アブライトである。

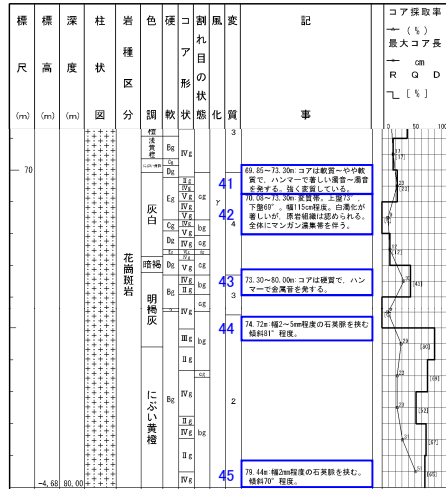
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

- 65.14～65.89m(D-19破砕帯)
- ・破砕部である。
- ・淡黄色の固結礫状部からなる。
- ・走向・傾斜はN49° E71° Nである。
- ・幅12mmの粘土を挟在する。
- ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は45°である。
- 66.44～66.59m
- ・アブライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
38	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。	—	—
39.c	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-36頁)。 ・上記の再観察による上端境界と下端境界の見かけの傾斜を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質について、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、幅12mmの粘土を記載。	変更なし	変更なし
40	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

- 42.d ●72.50~72.66m(f-①-1-3破砕帯)
  - ・破砕部である。
  - ・灰白色の固結礫状部からなる。
  - ・走向・傾斜はN40° E72° Wである。
  - ・フィルム状の粘土を挟在する。
  - ・上端境界の傾斜は73°、下端境界の傾斜は69°である。
- 44 74.72m
  - ・幅2~5mmの石英脈を挟む。
- 45 79.44m
  - ・幅2mmの石英脈を挟む。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

- 42.d ●72.50~72.66m(f-①-1-3破砕帯)
  - ・破砕部である。
  - ・灰白色の固結礫状部からなる。
  - ・走向・傾斜はN40° E72° Wである。
  - ・フィルム状の粘土を挟在する。
  - ・上端境界の傾斜は73°、下端境界の傾斜は69°である。
- 44 74.72m
  - ・幅2~5mmの石英脈を挟む。
- 45 79.44m
  - ・幅2mmの石英脈を挟む。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

- 42.d ●72.50~72.66m(f-①-1-3破砕帯)
  - ・破砕部である。
  - ・灰白色の固結礫状部からなる。
  - ・走向・傾斜はN40° E72° Wである。
  - ・フィルム状の粘土を挟在する。
  - ・上端境界の傾斜は73°、下端境界の傾斜は69°である。
- 44 74.72m
  - ・幅2~5mmの石英脈を挟む。
- 45 79.44m
  - ・幅2mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・変質を伴う硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
42.d	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-37頁)。</li> <li>・上記の再観察による上端境界と下端境界の見かけの傾斜を記載。</li> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>・“原岩組織は認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>・“マンガン濃集帯”の記載については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
43	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
44	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

余白

H20-①-4

余白



委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区分	調	軟	目	化	事	(%)
										最大コア長
										cm
										R Q D
										L (%)
88.02	1.00		明 黄 箱	灰 白						
38.32	7.70		洗 黄 箱	洗 黄 箱						

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
a	0.00~1.00m ・シルト質砂である。
1	0.00~0.04m ・有機質土である。
2	0.04~1.00m ・中粒砂主体である。
3	1.00~7.70m ・アフライトである。 ・原岩組織は不明瞭である。 ・所々にマンガンが濃集する。
4	1.00~14.65m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
6	3.73~3.90m ・赤色化が著しい。
7	●3.93~7.70m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・主に浅黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。
8	・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は68°である。
10	4.73~4.96m ・赤色化が著しい。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
a	0.00~1.00m ・シルト質砂である。
1	0.00~0.04m ・有機質土である。
2	0.04~1.00m ・中粒砂主体である。
3	1.00~7.70m ・アフライトである。 ・原岩組織は不明瞭である。 ・所々にマンガンが濃集する。
4	1.00~14.65m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
6	3.73~3.90m ・赤色化が著しい。
7	●3.93~7.70m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・主に浅黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。
8	・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は68°である。
10	4.73~4.96m ・赤色化が著しい。

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
a	0.00~1.00m ・シルト質砂である。
1	0.00~0.04m ・有機質土である。
2	0.04~1.00m ・中粒砂主体である。
3	1.00~7.70m ・アフライトである。 ・原岩組織は不明瞭である。 ・所々にマンガンが濃集する。
4	1.00~14.65m ・割れ目沿いに褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
6	3.73~3.90m ・赤色化が著しい。
7	●3.93~7.70m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・主に浅黄褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。
8	・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・上端境界の傾斜は85°、下端境界の傾斜は68°である。
10	4.73~4.96m ・赤色化が著しい。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
a	・柱状図に合わせてシルト質砂と記載。	変更なし	変更なし
1	・表現の見直し(腐植土→有機質土)。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
2	・マサ土、色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
3	・風化・変質の程度については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
4	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
5	・風化・変質を伴う硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。	—	—
6	変更なし	変更なし	変更なし
7,8,10,11	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-179頁)。 ・報告書から申請書提出までの間に行った再観察により上端深度を見直し。再観察では、破砕部と同系統の高角度な割れ目が分布し、原岩組織が不明瞭となっている区間を含め、一連の破砕部であると判断した。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に示して、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察により上端深度を見直し。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察による上端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。	変更なし	変更なし
9	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書  
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	(m)	種	調	度	削	化	事	(%)
尺	高度	度	状	区	分	軟	目	状		最大コア長
							の	状		cm
							形	状		R Q D
							状	状		L (%)
	72.65	8.97	+	花崗岩	淡			12	7.55~8.42m ・赤~褐色化が著しい。	3
	78.52	9.80	+	花崗岩	淡			13	7.70~9.83m ・花崗岩とアプライトが互層状に分布する。	3
	78.51	8.83	+	花崗岩	淡			14	9.83~9.00m ・花崗岩が主体である。	3
	73.32	12.70	+	花崗岩	明			15	10.73~13.00m ・赤色化が著しい。	3
	72.42	13.86	+	花崗岩	淡			18	12.70~13.60m ・アプライトである。	3

設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事
----

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事
----

審査資料案

記事	
12	7.55~8.42m ・赤~褐色化が著しい。
13	7.70~9.83m ・花崗岩とアプライトが互層状に分布する。
14	9.83~9.00m ・花崗岩が主体である。
15	10.73~13.00m ・赤色化が著しい。
16	10.73~14.66m ・割れ目沿いにマンガンが分布する。
b	●12.25~12.26m(F-1)-2(破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・傾斜の傾斜は40°である。
19	12.70~13.60m ・アプライトである。
20	●12.70~15.25m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明赤褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅6.8cm ・走向・傾斜はN32° E80° Wである。 ・上端境界の傾斜は72°。下端境界の傾斜は70°である。

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事	
12	7.55~8.42m ・赤~褐色化が著しい。
13	7.70~9.83m ・花崗岩とアプライトが互層状に分布する。
14	9.83~9.00m ・花崗岩が主体である。
15	10.73~13.00m ・赤色化が著しい。
16	10.73~14.66m ・割れ目沿いにマンガンが分布する。
b	●12.25~12.26m(F-1)-2(破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・傾斜の傾斜は40°である。
19	12.70~13.60m ・アプライトである。
20	●12.70~15.25m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明赤褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅6.8cm ・走向・傾斜はN32° E80° Wである。 ・上端境界の傾斜は72°。下端境界の傾斜は70°である。

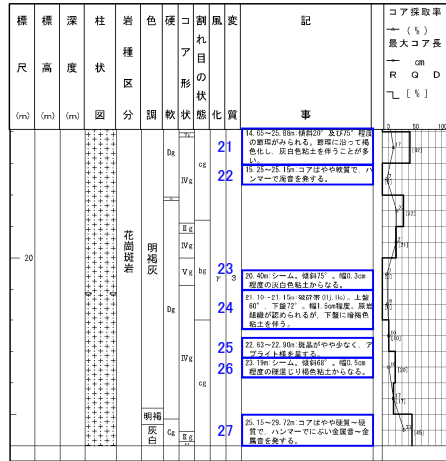
審査資料  
(令和2年2月7日)

記事	
12	7.55~8.42m ・赤~褐色化が著しい。
13	7.70~9.83m ・花崗岩とアプライトが互層状に分布する。
14	9.83~9.00m ・花崗岩が主体である。
15	10.73~13.00m ・赤色化が著しい。
16	10.73~14.66m ・割れ目沿いにマンガンが分布する。
b	●12.25~12.26m(F-1)-2(破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・傾斜の傾斜は40°である。
19	12.70~13.60m ・アプライトである。
20	●12.70~15.25m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明赤褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅6.8cm ・走向・傾斜はN32° E80° Wである。 ・上端境界の傾斜は72°。下端境界の傾斜は70°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	・風化・変質の程度については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
15	変更なし	変更なし	変更なし
16	変更なし	変更なし	変更なし
17	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-180頁)。	—	—
18	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-181頁)。	—	—
b	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-38頁)。 ・上記の再観察による上端境界と下端境界の見かけの傾斜を記載。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
19	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
20	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められる部分が多い”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“変形構造が顕著にみられる”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H20-①-4

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

●21.10~21.15m (f-1)-4-3破砕帯)  
 ・破砕帯である。  
 ・明褐色の固結礫状部からなる。  
 ・走向・傾斜はN19° E74° Wである。  
 ・フィルム状の粘土を挟在する。  
 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は72°である。

●21.10~21.15m (f-1)-4-3破砕帯)  
 ・破砕帯である。  
 ・明褐色の固結礫状部からなる。  
 ・走向・傾斜はN19° E74° Wである。  
 ・フィルム状の粘土を挟在する。  
 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は72°である。

●21.10~21.15m (f-1)-4-3破砕帯)  
 ・破砕帯である。  
 ・明褐色の固結礫状部からなる。  
 ・走向・傾斜はN19° E74° Wである。  
 ・フィルム状の粘土を挟在する。  
 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は72°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため削除。</li> <li>一部に粘土を伴うが、破砕部の区間を除き、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</li> </ul>	—	—
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	—	—
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>シームについては削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-182頁)。</li> </ul>	—	—
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕帯名を記載。</li> <li>性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</li> <li>カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>“原岩組織が認められる”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。</li> <li>幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>斑晶については、補足的なものであるため削除。</li> </ul>	—	—
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>シームについては削除。</li> <li>シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-183頁)。</li> </ul>	—	—
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。</li> </ul>	—	—

## 委託報告書 (平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	傾	化	事	(%)
			分	別	分	状	斜	質		最大コア長
						形	角			cm
						状				R Q D
						化				[ % ]
						橙	28	25.88~26.86m 傾斜20° 程度の節理が発達する。		
						にふい橙	29	26.86~41.22m 傾斜20° 50° 及び 270° 程度の節理がみられる。節理に沿って集合体とし、灰白色粘土を伴うことが多い。		
						淡橙	30	29.08m シーム、傾斜80°、幅0.2cm 程度の薄層状粘土層からなる。他の節理を伴って発達する。		
							31	29.72~31.87m コアはやや破砕で、シームで発露を伴うことが多い。		
							32	31.87~41.33m コアはやや破砕で、シームで発露を伴うことが多い。		
						明褐色	33	35.41~41.33m コアは破砕で、ハンマーで発露を伴う。		
						灰白				

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
28. 25.88~26.86m ・低角度の割れ目が目立つ。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
28. 25.88~26.86m ・低角度の割れ目が目立つ。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
28. 25.88~26.86m ・低角度の割れ目が目立つ。

29. 29.72~31.87m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
31. 31.87~41.33m (f-1)~(f-3)破砕帯 ・破砕帯である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN65° E55° である。
32. 31.87~41.33m ・割れ目が多く、柱状を呈する。
33. 31.87~41.33m ・割れ目が多く、柱状を呈する。

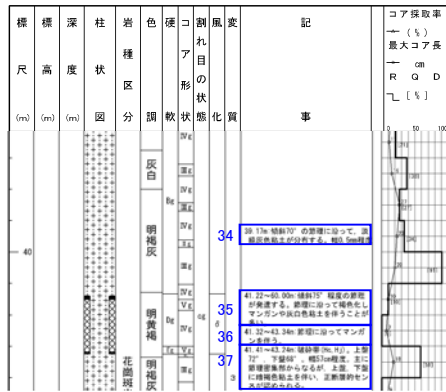
29. 29.72~31.87m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
31. 31.87~41.33m (f-1)~(f-3)破砕帯 ・破砕帯である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN65° E55° である。
32. 31.87~41.33m ・割れ目が多く、柱状を呈する。
33. 31.87~41.33m ・割れ目が多く、柱状を呈する。

29. 29.72~31.87m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。
31. 31.87~41.33m (f-1)~(f-3)破砕帯 ・破砕帯である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN65° E55° である。
32. 31.87~41.33m ・割れ目が多く、柱状を呈する。
33. 31.87~41.33m ・割れ目が多く、柱状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
28	・表現の見直し。(傾斜20° 程度→低角度)	変更なし	変更なし
29	・割れ目の傾斜や割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いで粘土を伴うが、破砕部の区間を除き、いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
30	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-184頁)。	—	—
31	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。	変更なし	変更なし
c	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-39頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
32,33	・割れ目の発達と同傾向の区間を一括記載。 ・“コア形状”欄に基づき柱状と記載。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし

# H20-①-4

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
41.32~43.34m ・割れ目沿いにマンガンを伴う。
36 ●41.41~43.24m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
37 ・暗褐色の未固結粘土状部；累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN36° E76° である。 ・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は68°である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
41.32~43.34m ・割れ目沿いにマンガンを伴う。
36 ●41.41~43.24m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
37 ・暗褐色の未固結粘土状部；累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN36° E76° である。 ・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は68°である。

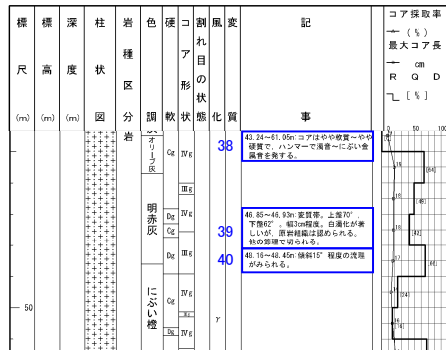
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
41.32~43.34m ・割れ目沿いにマンガンを伴う。
36 ●41.41~43.24m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
37 ・暗褐色の未固結粘土状部；累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN36° E76° である。 ・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は68°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
34	・割れ目沿いに粘土脈が分布するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
35	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いで粘土を伴うが、変質部及び破砕部の区間を除き、いずれも系統的でなく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため削除。 ・“正断層的センスが認められる”との記載については、破砕部の変位センスを薄片観察に基づき認定することとしているため削除。	変更なし	変更なし

# H20-①-4

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事  
 46. 85~46. 93m  
 ・変質している。  
 ・白濁化が著しい。  
 48. 16~48. 45m  
 ・流理がみられる。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事  
 46. 85~46. 93m  
 ・変質している。  
 ・白濁化が著しい。  
 48. 16~48. 45m  
 ・流理がみられる。

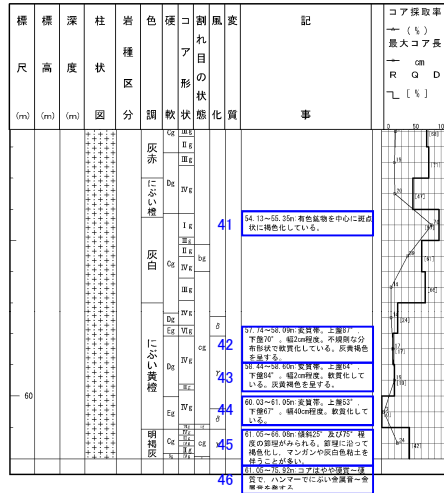
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事  
 46. 85~46. 93m  
 ・変質している。  
 ・白濁化が著しい。  
 48. 16~48. 45m  
 ・流理がみられる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7)
38	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
39	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“他の節理で切られる”との記載については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
40	・流理の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

# H20-①-4

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

41 54.13~55.35m  
・斑点状に褐色化している。

42 57.74~58.09m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し軟質化している。  
43 58.44~58.60m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し軟質化している。  
44 ●60.47~60.67m(F-1)-1-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・幅10mmの粘土を挟在する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

41 54.13~55.35m  
・斑点状に褐色化している。

42 57.74~58.09m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し軟質化している。  
43 58.44~58.60m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し軟質化している。  
44 ●60.47~60.67m(F-1)-1-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・幅10mmの粘土を挟在する。

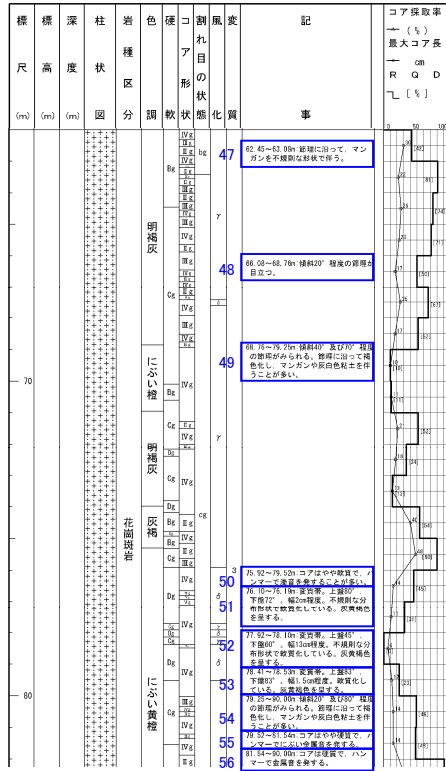
## 審査資料 (令和2年2月7日)

41 54.13~55.35m  
・斑点状に褐色化している。

42 57.74~58.09m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し軟質化している。  
43 58.44~58.60m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し軟質化している。  
44 ●60.47~60.67m(F-1)-1-3破砕帯)  
・破砕部である。  
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。  
・幅10mmの粘土を挟在する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	変更なし	変更なし	変更なし
42	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明。(補足説明資料4 補足4-40頁) ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質について、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、幅10mmの粘土を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
45	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いで粘土を伴うが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-
46	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・ハンマー打診による硬軟については、補足的なものであるため削除。	-	-

委託報告書  
(平成20年)



設置許可申請書  
(平成27年11月)

記事

審査資料  
(平成29年12月22日)

記事

審査資料案

記事

審査資料  
(平成30年11月30日)

記事

審査資料  
(令和2年2月7日)

記事

47 62.45~63.08m  
・割れ目沿いにマンガンを不規則な形状で伴う。

47 62.45~63.08m  
・割れ目沿いにマンガンを不規則な形状で伴う。

47 62.45~63.08m  
・割れ目沿いにマンガンを不規則な形状で伴う。

48 66.08~68.76m  
・低角度の割れ目が目立つ。

48 66.08~68.76m  
・低角度の割れ目が目立つ。

48 66.08~68.76m  
・低角度の割れ目が目立つ。

51 76.10~76.19m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

51 76.10~76.19m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

51 76.10~76.19m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

52 77.92~78.10m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

52 77.92~78.10m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

52 77.92~78.10m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

53 78.41~78.53m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

53 78.41~78.53m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

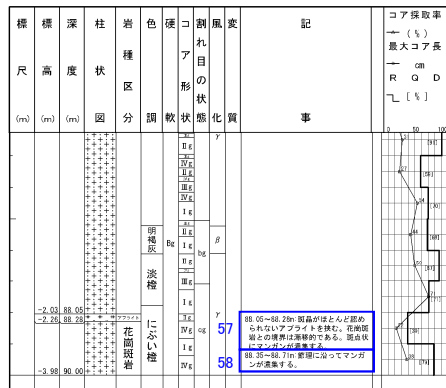
53 78.41~78.53m  
・変質している。  
・灰黄褐色を呈し、軟質化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47	変更なし	変更なし	変更なし
48	・表現の見直し(傾斜20°程度→低角度)。	変更なし	変更なし
49	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いで粘土を伴うが、変質している区間を除き、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
50	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
51	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
52	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
53	・変質している区間の幅、境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
54	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いで粘土を伴うが、変質している区間を除き、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
55	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—
56	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。	—	—



# H20-①-4

## 委託報告書 (平成20年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

57 88.05~88.29m  
・アブライトである。  
58 88.35~88.71m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

57 88.05~88.29m  
・アブライトである。  
58 88.35~88.71m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

57 88.05~88.29m  
・アブライトである。  
58 88.35~88.71m  
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
57	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さやマンガンの濃集については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
58	変更なし	変更なし	変更なし

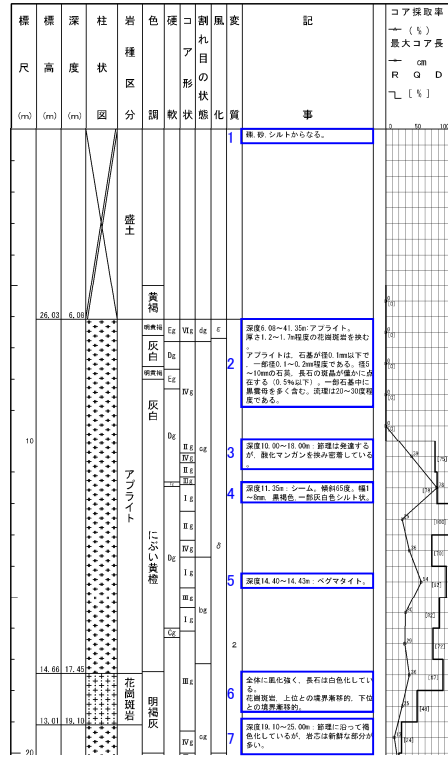
余白

**H19-No.11**

余白

# H19-No.11

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案 (平成30年11月30日)

記事

1 0.00～6.08m  
・盛土である。

2 6.08～41.35m  
・アブラノイテである。  
・幅1.2～1.7m程度の花崗斑岩を挟む。

3 10.00～18.00m  
・酸化マンガンを挟む割れ目が発達する。

4 11.35m  
・幅1～8mmの黒褐～灰白色シルト状を呈する。

5 14.40～14.43m  
・ペグマタイトである。

6 17.45～19.10m  
・花崗斑岩である。  
・全体に強風化し、長石は白色化している。

7 19.10～25.00m  
・割れ目に沿って褐色化しているが、岩芯は新鮮な部分が多い。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

1 0.00～6.08m  
・盛土である。

2 6.08～41.35m  
・アブラノイテである。  
・幅1.2～1.7m程度の花崗斑岩を挟む。

3 10.00～18.00m  
・酸化マンガンを挟む割れ目が発達する。

4 11.35m  
・幅1～8mmの黒褐～灰白色シルト状を呈する。

5 14.40～14.43m  
・ペグマタイトである。

6 17.45～19.10m  
・花崗斑岩である。  
・全体に強風化し、長石は白色化している。

7 19.10～25.00m  
・割れ目に沿って褐色化しているが、岩芯は新鮮な部分が多い。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

1 0.00～6.08m  
・盛土である。

2 6.08～41.35m  
・アブラノイテである。  
・幅1.2～1.7m程度の花崗斑岩を挟む。

3 10.00～18.00m  
・酸化マンガンを挟む割れ目が発達する。

4 11.35m  
・幅1～8mmの黒褐～灰白色シルト状を呈する。

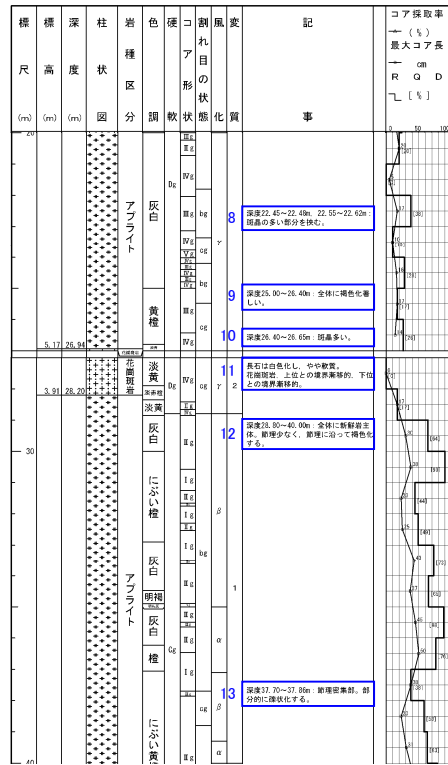
5 14.40～14.43m  
・ペグマタイトである。

6 17.45～19.10m  
・花崗斑岩である。  
・全体に強風化し、長石は白色化している。

7 19.10～25.00m  
・割れ目に沿って褐色化しているが、岩芯は新鮮な部分が多い。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・流理については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-76頁)。 ・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
5	変更なし	変更なし	変更なし
6	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
7	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事
8 22.45~22.48m, 22.55~22.62m ・斑晶の多い部分を挟む。
9 25.00~26.40m ・全体に褐色化が著しい。
11 26.94~28.20m ・花崗斑岩である。
12 28.80~40.00m ・全体に新鮮である。 ・割れ目によって褐色化する。
13 37.70~37.86m ・割れ目の密集部であり、部分的に礫状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事
8 22.45~22.48m, 22.55~22.62m ・斑晶の多い部分を挟む。
9 25.00~26.40m ・全体に褐色化が著しい。
11 26.94~28.20m ・花崗斑岩である。
12 28.80~40.00m ・全体に新鮮である。 ・割れ目によって褐色化する。
13 37.70~37.86m ・割れ目の密集部であり、部分的に礫状を呈する。

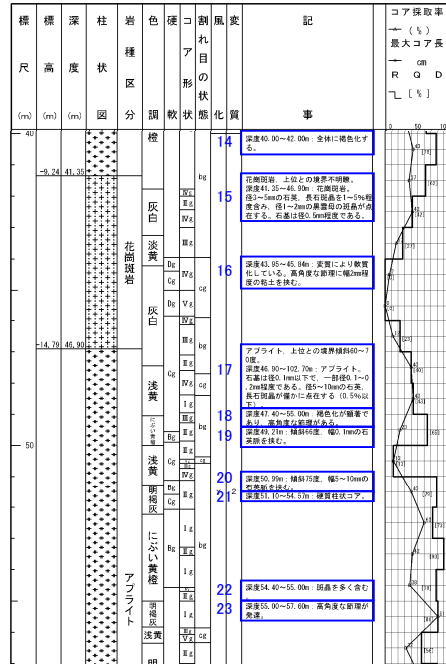
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事
8 22.45~22.48m, 22.55~22.62m ・斑晶の多い部分を挟む。
9 25.00~26.40m ・全体に褐色化が著しい。
11 26.94~28.20m ・花崗斑岩である。
12 28.80~40.00m ・全体に新鮮である。 ・割れ目によって褐色化する。
13 37.70~37.86m ・割れ目の密集部であり、部分的に礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	変更なし	変更なし	変更なし
10	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
11	・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・長石の白色化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
12	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
13	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.11

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事
----

## 審査資料案

記事	
14	40.00~42.00m ・全体に褐色化する。
15	41.35~46.90m ・花崗斑岩である。
16	43.95~45.84m ・実層により軟質化している。 ・高角度割れ目に幅2mm程度の粘土を挟む。
17	46.90~102.70m ・アプライトである。
18	47.40~55.00m ・褐色化が顕著である。
19	49.21m ・幅0.1mmの石英脈を挟む。
20	50.99m ・幅5~10mmの石英脈を挟む。
23	55.00~57.60m ・高角度割れ目が発達する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
14	40.00~42.00m ・全体に褐色化する。
15	41.35~46.90m ・花崗斑岩である。
16	43.95~45.84m ・実層により軟質化している。 ・高角度割れ目に幅2mm程度の粘土を挟む。
17	46.90~102.70m ・アプライトである。
18	47.40~55.00m ・褐色化が顕著である。
19	49.21m ・幅0.1mmの石英脈を挟む。
20	50.99m ・幅5~10mmの石英脈を挟む。
23	55.00~57.60m ・高角度割れ目が発達する。

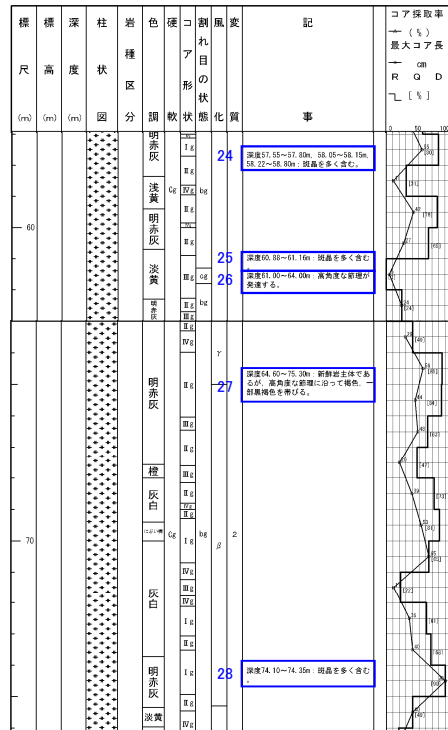
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
14	40.00~42.00m ・全体に褐色化する。
15	41.35~46.90m ・花崗斑岩である。
16	43.95~45.84m ・実層により軟質化している。 ・高角度割れ目に幅2mm程度の粘土を挟む。
17	46.90~102.70m ・アプライトである。
18	47.40~55.00m ・褐色化が顕著である。
19	49.21m ・幅0.1mmの石英脈を挟む。
20	50.99m ・幅5~10mmの石英脈を挟む。
23	55.00~57.60m ・高角度割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
14	変更なし	変更なし	変更なし
15	・一般的な岩相であり、石英及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	変更なし	変更なし	変更なし
17	・一般的な岩相であり、石英及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・鉱物脈の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
21	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—
22	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
23	変更なし	変更なし	変更なし

# H19-No.11

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

26 61.00~64.00m  
・高角度割れ目が発達する。

27 64.60~75.30m  
・新鮮である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

26 61.00~64.00m  
・高角度割れ目が発達する。

27 64.60~75.30m  
・新鮮である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

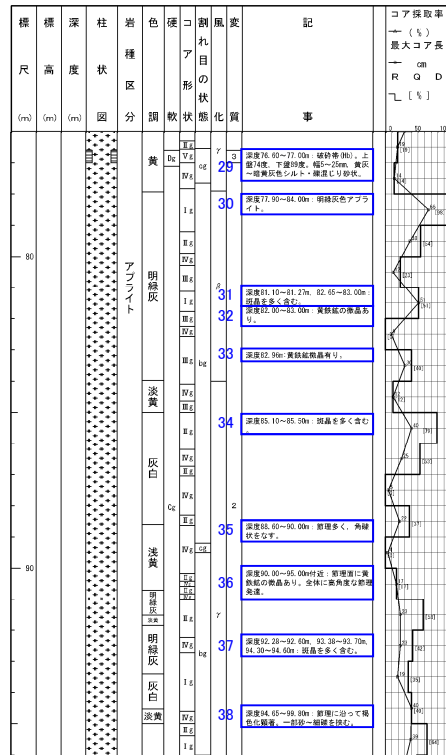
26 61.00~64.00m  
・高角度割れ目が発達する。

27 64.60~75.30m  
・新鮮である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
24	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
25	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
26	変更なし	変更なし	変更なし
27	・割れ目の傾斜、割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—



## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

29 ●76.60～77.00m(D-2破砕帯)  
・破砕部である。  
・暗黄灰色の固結礫状部からなる。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は89°である。

30 77.90～84.00m  
・明緑灰色のアプライトである。

35 88.60～90.00m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

36 90.00～95.00m付近  
・全体に高角度割れ目が発達する。

38 94.65～99.80m  
・割れ目によって褐色化が顕著である。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

29 ●76.60～77.00m(D-2破砕帯)  
・破砕部である。  
・暗黄灰色の固結礫状部からなる。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は89°である。

30 77.90～84.00m  
・明緑灰色のアプライトである。

35 88.60～90.00m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

36 90.00～95.00m付近  
・全体に高角度割れ目が発達する。

38 94.65～99.80m  
・割れ目によって褐色化が顕著である。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

29 ●76.60～77.00m(D-2破砕帯)  
・破砕部である。  
・暗黄灰色の固結礫状部からなる。  
・フィルム状の粘土を挟在する。  
・上端境界の傾斜は74°、下端境界の傾斜は89°である。

30 77.90～84.00m  
・明緑灰色のアプライトである。

35 88.60～90.00m  
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

36 90.00～95.00m付近  
・全体に高角度割れ目が発達する。

38 94.65～99.80m  
・割れ目によって褐色化が顕著である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破砕帯名を記載。</li> <li>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</li> <li>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を記載。</li> <li>・幅の記載については、性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</li> </ul>	変更なし	変更なし
30	変更なし	変更なし	変更なし
31	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
32	・黄鉄鉱の晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—
33	・黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	—	—
34	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	・割れ目沿いの黄鉄鉱については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
37	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—
38	・一部に砂～細礫を挟むが、直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし

# H19-No.11

## 委託報告書 (平成19年)

標 尺	標 高 度	深 度	柱 状	岩 種	色 調	硬 度	割 取 目 の 形 状	風 化 状 況	波 長	記 事	コア採取率 (%) 最大コア長 mm R Q D L (%)
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	質		
			●●●●								

## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事
-----

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記 事
-----

## 審査資料案

記 事
-----

39 95.98m, 96.00m  
・割れ目に幅5~10mmの黒色粘土を挿む。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記 事
-----

39 95.98m, 96.00m  
・割れ目に幅5~10mmの黒色粘土を挿む。

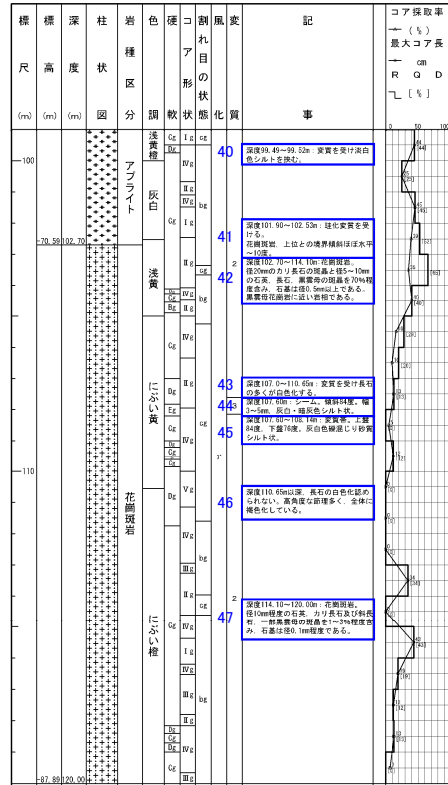
## 審査資料 (令和2年2月7日)

記 事
-----

39 95.98m, 96.00m  
・割れ目に幅5~10mmの黒色粘土を挿む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
39	変更なし	変更なし	変更なし

## 委託報告書 (平成19年)



## 設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

## 審査資料 (平成29年12月22日)

記事

## 審査資料案

記事

40 99.49~99.52m  
・変質している。  
・淡白色シルト状を呈する。

41 101.90~102.53m  
・珪化変質を受ける。

42 102.70~120.00m  
・花崗斑岩である。

47

45 107.60~108.14m  
・変質している。  
・灰白色礫混じり砂質シルト状を呈する。

## 審査資料 (平成30年11月30日)

記事

40 99.49~99.52m  
・変質している。  
・淡白色シルト状を呈する。

41 101.90~102.53m  
・珪化変質を受ける。

42 102.70~120.00m  
・花崗斑岩である。

47

45 107.60~108.14m  
・変質している。  
・灰白色礫混じり砂質シルト状を呈する。

## 審査資料 (令和2年2月7日)

記事

40 99.49~99.52m  
・変質している。  
・淡白色シルト状を呈する。

41 101.90~102.53m  
・珪化変質を受ける。

42 102.70~120.00m  
・花崗斑岩である。

47

45 107.60~108.14m  
・変質している。  
・灰白色礫混じり砂質シルト状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40	変更なし	変更なし	変更なし
41	変更なし	変更なし	変更なし
42,47	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石英及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
43	・長石の白色化については、風化・変質に関する補足的なものであることから削除。	—	—
44	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-77頁)。 ・“変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅について、補足的なものであるため削除。	—	—
45	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—
46	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜、変色については、補足的なものであるため削除。	—	—

余白